

嵐山町議会令和元年第3回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月28日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
説明のための出席者	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
報告第5号の上程、説明、質疑	32
報告第6号の上程、説明、質疑	34
認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑	35
議案第47号の上程、説明、質疑	64
決算審査特別委員会の設置、委員会付託	65
決算審査特別委員会委員の選任	65
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告	66
同意第11号の上程、説明、質疑、採決	66
同意第12号の上程、説明、質疑、採決	67
議案第48号～議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託	71
休会の議決	73

散会の宣告	7 3
-------	-----

第 2 号 (9月2日)

議事日程	7 5
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
本会議に出席した事務局職員	7 6
説明のための出席者	7 6
開議の宣告	7 9
諸般の報告	7 9
一般質問	7 9
1 番 吉 本 秀 二 議員	7 9
1 3 番 渋谷 登美子 議員	1 0 9
2 番 森 一 人 議員	1 4 4
5 番 青 柳 賢 治 議員	1 5 5
散会の宣告	1 6 9

第 3 号 (9月3日)

議事日程	1 7 1
出席議員	1 7 3
欠席議員	1 7 3
本会議に出席した事務局職員	1 7 3
説明のための出席者	1 7 3
開議の宣告	1 7 5
諸般の報告	1 7 5
一般質問	1 7 5
9 番 川 口 浩 史 議員	1 7 5
6 番 畠 山 美 幸 議員	2 0 5
承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 4
承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 8

議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 3
議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 5
議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 7
議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 0
議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 3
議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5
議案第 41 号の修正案の提出	2 6 1
延会の宣告	2 6 5

第 4 号 (9月4日)

議事日程	2 6 7
出席議員	2 6 8
欠席議員	2 6 8
本会議に出席した事務局職員	2 6 8
説明のための出席者	2 6 8
開議の宣告	2 7 1
諸般の報告	2 7 1
議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 1
議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 3
議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 4
議案第 45 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 7
議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 0
休会の議決	2 8 2
散会の宣告	2 8 2

第 5 号 (9月13日)

議事日程	2 8 5
出席議員	2 8 7
欠席議員	2 8 7
本会議に出席した事務局職員	2 8 7

説明のための出席者	287
開議の宣告	289
諸般の報告	289
認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	290
認定第2号～認定第6号、議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決	304
議案第48号～議案第50号の委員長報告、質疑、	310
発議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	313
発議第18号の修正案の提出	315
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	317
日程の追加	318
発議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	318
発議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	320
発議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	322
発議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	324
発議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	325
発議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	327
発議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	331
発議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	333
町長挨拶	334
議長挨拶	336
閉会の宣告	336
署名議員	337

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第33号

令和元年第3回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月15日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 令和元年8月28日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	吉 本 秀 二 議 員	2 番	森 一 人 議 員
3 番	大 野 敏 行 議 員	4 番	長 島 邦 夫 議 員
5 番	青 柳 賢 治 議 員	6 番	畠 山 美 幸 議 員
7 番	吉 場 道 雄 議 員	8 番	河 井 勝 久 議 員
9 番	川 口 浩 史 議 員	1 0 番	清 水 正 之 議 員
1 1 番	松 本 美 子 議 員	1 2 番	安 藤 欣 男 議 員
1 3 番	洪 谷 登 美 子 議 員	1 4 番	佐 久 間 孝 光 議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和元年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

8月28日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（佐久間議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）
（行政報告 永島教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 報告第 5号 平成30年度嵐山町健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 6号 平成30年度嵐山町資金不足比率の報告について
- 日程第 8 認定第 1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第15 同意第11号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第12号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）
- 日程第18 議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）

日程第 19 議案第 50 号 町道路線を認定することについて（公共工事）

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
柳下和之技監	
青木務	参事兼総務課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務
堀	江	國	明	代表監査委員
島	山	美	幸	監 査 委 員

◎開会の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第3回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○佐久間孝光議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第7番 吉 場 道 雄 議員

第8番 河 井 勝 久 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐久間孝光議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

青柳議会運営委員長。

[青柳賢治議会運営委員長登壇]

○青柳賢治議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にして、8月21日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として佐久間議長に、出席要求に

基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案につきましては、報告2件、承認2件、人事2件、条例5件、予算6件、認定6件及びその他4件の合計27件ということでございます。このほか議員提出議案及び委員会提出議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第3回定例会は本日8月28日から9月13日までの17日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、9月2日に1番の吉本秀二議員から4番の私、青柳賢治議員まで、9月3日に5番の川口浩史議員から6番の畠山美幸議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告申し上げます。

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日8月28日から9月13日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの17日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案は、報告2件、承認2件、人事2件、条例5件、予算6件、認定6件、その他4件の計27件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案及び委員会提出議案が提出されましたので、報告いたします。
発議第18号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について、発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について、以上の2件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、このほかの議員提出

議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、堀江代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、6月定例会から7月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成31年度第1回定例会において採択した請願第1号 農事組合法人「セイメイファーム」から発生する悪臭・汚水などの対策についての請願並びに請願第2号 障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手段的確保を求める請願について、処理経過及び結果報告の請求を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和元年7月9日、全国町村議員会館において、全国町村議会議長会主催の町村議会広報クリニックに広報広聴常任委員3名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第16号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてにつきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第7号 東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める要請、陳情第8号 核も戦争もない平和な二十一世紀を求める要望書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○佐久間孝光議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに令和元年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

また、堀江代表監査委員並びに畠山議会選出監査委員におかれましては、連日極めて熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告2件、承認2件、人事2件、条例5件、予算6件、認定6件、その他4件の計27件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、令和元年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧を願いたいと存じます。

さて、お盆には日本列島を直撃した台風10号は、西日本を中心に猛烈な雨、そして強風による被害をもたらしました。これまで大きな被害のなかった地域では、経験不足という脆弱性から被害が大きくなるということも指摘されておりますが、どのような状況においても対応できるよう万全を期してまいりたいと思います。

また、過日の議員全員協議会におきましてご報告を申し上げます埼玉中部資源循環組合につきましては、一昨日の正副管理者会議におきまして、組合を解散する方向で協議をしていくということになりました。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

お手元の説明書に基づきまして、2点だけご報告をさせていただきます。

資料38ページをごらんください。2、文化財歴史資料等保存管理関係、(1)、文化財会議等の杉山城跡史跡整備検討委員会でございます。この会議には、江戸東京博物館主任学芸員、小田原城天守閣館長、東北学院大学准教授の先生方にお集まりをいただきまして、杉山城跡の整備活用に関する計画の策定を行っているところでございます。本検討委員会におきましては、杉山城跡整備基本構想及び整備基本計画の今年度中の策定を目指し、取り組んでいるところでございます。

続きまして、資料41ページをごらんください。5番、図書館関係、(1)、事業実施状況、ア、おはなし会関係の一番下、その他でございます。昨年度から町立幼稚園に加えまして、町内保育園等にも出前のおはなし会を実施しているところでございます。図書館配置の3名の司書を中心に、子どもたちの読書活動の充実に努めております。

そのほかの事業につきましては、お手元の報告書のとおりでございますので、ご高覧をいただければと思います。

最後になりますが、議員の皆様には、5月25日、中学校体育祭、6月1日、小学校運動会では、お忙しい中、また暑い中、多数ご出席をいただきましたこと、この場をおかりして御礼を申し上げます。

また、来月14日には、両中学校の文化祭が開催されますので、よろしくお願いをいたします。

以上で教育委員会からの報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○佐久間孝光議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

大野総務経済常任委員長。

〔大野敏行総務経済常任委員長登壇〕

○大野敏行総務経済常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のご指名いただきましたので、委員会報告をさせていただきます。

お手元にある書面を一緒に追っていただければというふうに思います。朗読をいたしまして、報告にかえさせていただきます。

令和元年8月28日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

総務経済常任委員長 大 野 敏 行

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

1 調査事項

「農業の活性化について」及び「駅周辺10年計画について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「農業の活性化について」及び「駅周辺10年計画について」を調査するため、7月10日、7月18日及び8月7日に委員会を開会し、調査研究を行った。

・7月10日の委員会について

当日は農業の活性化について、委員会最終報告に向けた委員の意見交換を行い、提言案を取りまとめた。

・7月18日の委員会について

当日は駅周辺10年計画について、直近の進捗状況をまちづくり整備課長より説明を受けた。その後、委員の意見交換を行い、提言案を取りまとめた。

・8月7日の委員会について

当日は委員会最終報告案並びに提言案の最終的な確認を行った。

(1) 農業の活性化について

本委員会では「農業の活性化について」、平成29年11月8日に本件の議題について話し合いを始め、平成31年4月18日までに計11回の日程で調査・意見交換を重ね

てきた。この中で、以下の重要課題4項目に絞り調査・研究することとした。

- ① 農産物直売所への出荷者を増加させるには
- ② 嵐山町生産物での6次産業化は可能か
- ③ 市場出荷、別ルートの販売は
- ④ 新規就農者の育成（収入も含めて）

まず、近隣市町村の農産物直売所を訪問し、実態調査を行った。重要ポイントである組合員数は次の表のとおりであった。

この表につきましては、嵐山町分だけちょっと読み上げさせていただきたいと思えます。嵐山町直売所生産組合員数でございます。128名。農協の正・准組合員数合計で1,889名。直売所生産組合員数の割合としましては、6.8%ございました。そのほかのところはご高覧いただきたいと思います。

直売所生産組合員数の少ないことが、地元産農産物の出荷量の少なさに比例する。

次に、嵐山町において有機農業を営んでいる農業者の圃場を見学し、意見交換を行った。要望として、農業機械の置ける農家空き家の情報や、中古農業機械の購入情報が欲しいということ、有機堆肥を入手可能な環境が欲しいということであった。

また、太陽グリーンエネルギー株式会社の野菜工場も見学し、説明を受けた。その中で、イチゴハウスでの仕事は今後の雇用があるかもしれないとのことであった。

さらに、直売所生産組合員数を増加させるためにはどうしたらよいか、嵐山農産物直売所の所長、生産組合3役との意見交換も行った。生産組合からの要望は、今後、生産者の高齢化により、自動車の運転が困難となるが、家の近くでの野菜生産はできるので、農協で出荷のための引き取りの車を回していただきたいと思いますとのことであった。

6次産業化については、越生町の越生特産物加工研究所を訪問し、視察研修を行った。自前の高度な食品加工機械の維持には、大変な費用がかかることがわかった。嵐山町においては、身の丈に合った6次産業化を研究すべきだと感じた。

この視察結果を受けて、埼玉中央農協役員、課長、担当職員との意見交換も行った。嵐山町農業生産品による新たな生産品目、指導体制について尋ねたところ、埼玉中央農協としての単独での計画はなく、埼玉県東松山農林振興センターの協力をいただいているとのことであり、余り期待が持てない内容であった。

市場出荷では、比企のらぼう菜嵐山部会の会員数、販売売り上げとも現状を維持しており、仲間をふやすことにより、大いに伸びる可能性を秘めている。

また、嵐山町産のタケノコ等も、幾つかのグループ活動により6次産業化製品としての魅力を持っている。本年度から本格的にオープンした「千年の苑」がどのように展開されていくのか推移を見守りながら、耕作地の使用方法、ハウレンソウの専門農家を目指す人たちの経営状況も慎重に見定めて、下記のとおり提言し、最終報告とする。

記

1、JA嵐山農産物直売所の生産組合員を増加させるためには、これまであった夕方の商品引き上げ及び直売所の清掃当番について、体制の変更により組合員のこれらの負担をなくしたことを、広報等を通じて農業者に周知すること。

2、農業者の高齢化による自動車等の運転を心配することなく、直売所の集配車を配置し、地元産の農産物を多くの農業者が出荷できる体制を構築するよう生産組合、農協、行政の3者で取り組むこと。

3、町内にたくさんある竹林について、タケノコを農産物として流通販売できるよう、竹林地権者の協力を得て、竹林管理・タケノコ掘りのグループを組織し、加工品としてのルートが確立できるように取り組むこと。

4、町民が農業に親しみ、その中からJA嵐山農産物直売所の生産組合員として農産物の出荷ができる人が育つよう、町の委託により経営する市民農園（観光農園を含む）を町内に複数箇所設置できるように取り組むこと。

(2) 駅周辺10年計画について

平成29年10月23日に、まちづくり整備課長に町としての方向性の説明を受けてから計7回の日程で調査・意見交換を重ねてきた。

町民アンケートによると、(ア)町の顔である駅の活性化、(イ)駅に続く道路と駅前のにぎやかさを取り戻す、この2点が要望として多数あった。本計画は、このことに重点を置き、町の玄関口である東西連絡通路の整備完了に続き、地域活力創出拠点整備交付金を活用し嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」が整備された。さらに都市再生整備計画により駅前広場を整備するとともに、県と連携して県道の駅前通りの再整備を目指すものである。これら環境整備とともに地域と連携して駅周辺の活性化を狙いとするものである。

本年度、本格オープンした千年の苑ラベンダー園との連携もその一つとして取り組める事業である。

駅前広場は町の事業で、地元地権者の同意が得られるよう努力されているところである。

また、道路の拡張は県の事業であり、現在は方向性が示されただけで、これから調整が必要になってくる状況である。

本委員会では、この計画の必要性と重要性について、町商工会役員との意見交換を行った。その中で、駅前を整備しても通勤・通学に便利となるだけではとても活性化にはつながらない。人がそこにとどまるための施策、そこに暮らす住民がどうしたいのか、明らかにしていくものが見えてこないと検討のしようがない。との意見があり、本委員会ではまちづくりの参考とするため、一度寂れてしまった静岡県熱海市が市民活動のもとに見事に復活をなし遂げている現状について視察を行った。この活動のコンセプトは、補助金に頼らない民間主導のまちづくりである。視察の中で、暮らしの中からみずからの手で、行動で、本気になって、そこを生活の拠点としている人たちが復興に邁進する。このことしかない。その上で、行政の指導や協力が必要であると感じた。こうしたことを踏まえ、下記のとおり提言し、最終報告とする。

記

- 1、地元の要望をよく聞き、地権者の同意を得た上で進めること。
- 2、利用者の利便性のあるスペースを確保した内容とすること。
- 3、財政を考慮しつつも最大の効果が上がる整備とすること。

以上、最終報告といたします。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。

次に、総務経済常任委員会において、川口浩史委員から会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

川口浩史委員。

[9番 川口浩史議員登壇]

○9番(川口浩史議員) 少数意見の報告を述べたいと思います。

お配りしました少数意見の1は、駅周辺10年計画についての最終報告における提言

の内容についてあります。

そして2番、意見の要旨であります。これを読み上げます。駅周辺10年計画の目的は、駅周辺の活性化にあると考えている。ただ駅前広場をつくるという話が進んでいる。どのように活性化するのかその道筋は示されていない。今、嵐山町は急激な人口減少に対する対策や、高齢者の増加に対応した交通政策など課題山積であり、町民議論を深めることなく、活性化への道筋が示されていないまま事業を進めることには反対であるということでもあります。

ただいまの大野委員長が報告をした中でも、町商工会役員の意見には、駅前を整備しても通勤、通学に便利となるだけでは、とても活性化にはつながらないという至極当然の意見を述べております。私たちのこの嵐山町の今抱えている課題、人口減少と高齢者の増、課題山積であると言わざるを得ません。駅前にロータリーをつくって、これが活性化につながるのかどうかかわからないような事業に賛成するわけにはいかないというのは、当然ではないでしょうか。そういう余力が嵐山町にはあるというふうには考えられません。課題山積をきちんと解決していくべきであります。活性化がきちんと見えない事業に賛成できないというのは当然でありますので、この事業の見直しを求めて、少数意見の留保とさせていただきたいと思っております。

○佐久間孝光議長 ただいまの少数意見報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） ただいま大野委員長が報告された中で、この件については7回の日程で調査、意見交換を重ねてきたというふうにありました。熱海まで行ってきたと。そういうことについては賛成をされて行ってこられたのですか、まずお聞きします。

○佐久間孝光議長 川口浩史委員。

○9番（川口浩史議員） これは、どういうことで熱海が復活をしたのかというところは、場合によったら参考になるわけですから、それは参考にしたいということで、私も参加をしました。そういうことで参加をしたということでもあります。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、そういう視察は、いわゆる公的な経費も使って出かけているわけですね。そういった視察の中から、嵐山町の今、総務経済で大野

委員長が報告されたようなところに、委員会の中で考え方といますか、委員会の調査ですから、そのような形でいかなかったものなのですか。10年計画を反対するというようなことに委員会の中で出てきたというのは、私は非常に残念な委員会調査だなというふうに考えるのですが、その点いかがでございますか。要するに、この少数意見で今川口議員が話されたように、こういうまちづくりは反対だということを今述べられました。そういうことを、もう少し委員会の中で、少数意見ということはわかりますけれども、商工会のいろいろな出てきた意見だとか、そういったものをもう少し発展的な委員会として方向づけのようなことができなかつたのですか。

○佐久間孝光議長 川口浩史委員。

○9番（川口浩史議員） 熱海の視察は、いろんな面で勉強になりました。特に変化の端緒をつかむのだというようなことを強調していたのです、向こうの人は。ただ、嵐山町はそんなこともしていないわけですから、していなくて、トップダウンで駅前の整備だということですから、これはちょっとおかしいのではないかなというふうに思うのです。

それで、委員会の中ではどうだったかという、町側の意見を聞くというのが基本的な流れで来ていましたから、それはそのまま聞いていました。ただ、これが活性化につながるのかというところでは、それは最終的なところで何の道筋も示されていなかったのですから、現時点でもないのですから、これに14億円もかけて整備するだけの意義があるのか。嵐山町には課題山積だろうと。ほかに手をつけてやらなければいけないことがたくさんあるわけです。この周辺だって、デマンドやっていないのは嵐山町だけではないですか。そういうことで、課題山積の中で、ここに活性化が見えないものに対してお金を使うということはいかがなものかということでもあります。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今後も委員会の調査というのはあるわけでございますけれども、この定例会はここで終わりますが、委員会の調査の中で、今川口委員がいろんな提案を指摘されました。そういったことを、むしろこの委員会の中でさらに調べて進めていくということが私は委員会の調査だと思いますけれども、それについてはいかがですか。

○佐久間孝光議長 川口浩史委員。

○9番（川口浩史議員） 全くそのとおりで、そういう面では私も駅前を整備して、活

性化したところがどこにあるのかということで調べてもらったのです。そうしたら、新潟にあるとか、もっと西日本のほうにあるとかということで、ちょっと遠かったの、しかもそれは新幹線だとか、何か大きな事業のもとで活性化されたということで、嵐山町には合わないなど。嵐山町に合うような活性化されているのが、全国的にはないように思われたというか、ないのです。それも含めて、ちょっと私のほうの提案はされなかったということで、私もしょうがないなというふうには思っていますけれども、活性化されたところがないのですから、ないのを行ってもしょうがないので、そうということで私の意見のほうは採用されなかったということでもあります。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

〔「議長」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） きょうの配付で、委員会報告もされて、少数意見の留保もされ、これもきょうの配付なのです。そういう面では、委員会としての意見も聞きたいと思うのですけれども、それはどこで質問したらいいですか。

○佐久間孝光議長 今の件につきましては、委員会の中でもう報告をされていると思いますけれども。

○10番（清水正之議員） 委員会の中で報告されていますけれども、事前に私たちはこの委員会の内容そのものも知らないわけで、きょう配付された時点でそれを判断しろということなのですか。

○佐久間孝光議長 今までの経緯につきましては、この件に関して中間報告もされておりますし、またきょう委員会の中でいろんな意見を積み重ねる中で委員長から最終報告が出され、そしてまた少数意見の報告もなされたという経緯でありますので、それに関しては特に大きな問題はないかなというふうに考えますけれども。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 委員会報告については、きょう配付されたのですよね。最終報告ですよね。にもかかわらず、委員会としては少数意見の留保がきょう出されていると。これでは、委員会そのものが、確かに今まで報告されてはいるのだろうとは思いますが、少なくとも最終報告の中で地権者の同意が必要だと、また財政の間

題でも言っているわけですからけれども、2つの最終報告がされていると。財政を考慮しながらやっていく必要があるのだというのが委員会としての最終報告です。にもかかわらず、少数意見の留保としては、少なくとも2名の方が活性化の道筋が示されていないのだと。今の提案だと、財政負担も今後かかってくるということで、委員会としてはその辺の話も十分調査をされたと思いますし、少なくとも地権者の同意を得た上で……地権者の同意というのはされているのですか。住民の理解というのはとってあるのですか。そういう調査というのは、委員会の中で十分されたのですか。少なくとも、少数意見の留保が出ているということは、委員会としてその辺が十分されたのかどうか非常に疑問があると思うのですが、どうなのでしょう。

- 佐久間孝光議長 今の発言に関しては、委員会の中でそういったこともある程度十分に議論をされたと。そして、最終的に委員長がこういった報告書を示す中で、過半数の委員の同意を得たと。しかしながら、少数意見としてこういったこともあったので、この少数意見も貴重なものだということで委員長のほうで判断し、こういった報告の機会も提供したという認識で私はおりますけれども。

第10番、清水正之議員。

- 10番（清水正之議員） 3回目なので、これでやめますけれども、少なくともこの最終報告を委員会としては出したわけですから、それは多数決で全員一致の最終報告ということではないのですね。その辺確認したいと思うのですが。

- 佐久間孝光議長 今の件に関しましては、ご指摘のとおり全員の一致ということではなかったと思っております。

ほかに。

〔発言する人なし〕

- 佐久間孝光議長 それでは次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。
松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

- 松本美子文教厚生常任委員長 それでは、議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会より朗読をもちまして最終報告とさせていただきます、報告をいたします。

令和元年8月28日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

文教厚生常任委員長 松 本 美 子

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

1 調査事項

「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」を調査するため、7月2日、7月17日及び8月7日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 7月2日の委員会について

当日は、嵐山町における介護現場の現状と課題について調査するため、社会福祉協議会において現地調査を行い、担当者から説明を受けた。

ア 説明要旨について

○居宅介護支援事業所関係

嵐山町社会福祉協議会の居宅介護支援事業所は、主任ケアマネジャー2人、支援介護専門員2人の4人体制である。居宅介護支援は、平成28年度108人、平成29年度111人、平成30年度104人の実績になっている。そのほか、町から介護予防ケアプランを委託されており平成30年度は246人介護予防ケアプランを作成している。

○ハートくん訪問介護事業所関係

ハートくん訪問介護事業所は、管理者2人、責任者1人の3人のほか、登録ホームヘルパー29人、高齢者生活サポーターが7人の体制である。5年前では登録ホームヘルパー39人で平均年齢が53歳だったが、平成31年4月現在では、登録ヘルパー29人、平均年齢59歳とヘルパーの減少と高齢化が進んでいる。

ヘルパーの業務内容は、利用者宅において長くて1、2時間、基本的には30分の家事援助、身体介護等を行うものである。

利用者が入院やショートステイに移行することも多く、収入が不安定な面があり、子どもにお金がかかるようになると、ヘルパーより施設で安定した収入を得たいということで、介護施設等に移って正職員として働く方もいる。

○外出支援事業関係

外出支援は町から依頼を受け、障害者事業で資格を持ったヘルパーが障害者の移

動支援を行っている。また、介護保険事業でも移動手段には高齢者タクシーや障害者であれば障害者タクシーを使いながら、同じく資格を持ったヘルパーが身体介護を行っている。

イ 説明後の質疑応答

(問) 訪問介護が1万2,249回、相当の仕事量では。

(答) 平成30年の数字だが、管理者1人、高齢者生活サポーター7人、サービス提供適任者2人及び登録ヘルパー33人の回数になる。1時間、2時間の長い時間もあるが、基本的には30分ということでこの回数になっている。

(問) ハートくん訪問介護事業者に登録ヘルパー29人だが、昨年より4人減っている。ヘルパーの雇用対策に対する思いは。

(答) 少しずつ時給を上げていくといった小さなことだと思っている。また、介護の仕事をしたと思っても資格が必要になる。初任者研修を受けるのに5万円、6万円は安いほうで8万円、10万円になる。一般主婦や学生にはハードルが高いと思う。

ウ 委員意見・感想

- ・介護の人材が不足しているということがあり、介護職員になるには初任者研修が必要で、相当な費用がかかるということだ。地域福祉育成助成金制度もあるが、町は、今後の高齢化社会に向け、介護人材の確保に特化した取り組みが必要。
- ・初任者研修の費用の説明の中で助成金制度について触れられていたが、継続されているのか知らないようだった。町民への周知が必要だと感じた。

(2) 7月17日の委員会について

当日は、これまでの調査研究結果を踏まえ、最終報告としての提言に対する意見交換を行った。これに基づき委員長及び副委員長において、委員会としての最終報告案を取りまとめ、次回委員会において検討を行うこととした。

(3) 8月7日の委員会について

当日は、所管事務の調査事項である「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」の最終報告案に対する意見交換を行った。なお、各委員からの意見を踏まえた最終報告については、委員長及び副委員長一任とした。

3 所管事務調査最終報告

(1) はじめに

町は、平成29年第1回定例会において、施政方針の一つに「日本一の教育の町“嵐山”の実現」を掲げ、「人づくり、学力向上対策」、「人口減少・少子化への対応」を課題に、学習支援教室事業や嵐山町立小中学校適正規模等検討委員会を立ち上げた。文教厚生常任委員会では、今期後半における所管事務調査事項の決定に当たり、こうした町の方針を踏まえ、将来のみならず現在の子どもたちの教育環境にもしっかりと対応していく必要があるとの見地から、「教育環境の充実」を調査事項に挙げた。また、町は「健康長寿の町づくり」も施政方針の一つに掲げ、高齢者の健康増進施策として、「健康寿命を延ばそうプロジェクト」、「健康マイレージ」等の事業に取り組んでいる。高齢化社会が本格化する中で、介護に伴う諸課題や高齢者の健康と医療、さらには高齢者の生きがいといった課題があることから、「介護・健康増進・福祉について」を調査事項に挙げ、調査研究を行ってきた。

(2) 嵐山町の教育環境の充実について

こちらからにつきましては、既に中間報告等で調査内容につきましては報告等をしてありますので、報告につきましては委員会としての提言のみを報告させていただきますので、調査内容につきましては中間報告あるいはこちらの原文を後ほどごらんいただければというふうに思います。

まず、食育・学校給食についてでございますけれども、下段のほうに（イ）ということで、委員会としての提言というところに移らせていただきます。

- ・食育授業では、学校間の対応に格差が認められるので、各学校の平準化を図る必要がある。
- ・小学校低学年の残食に関し、給食時間の問題が提起された。決められた時間内で食べることとの兼ね合いもあるが、検討が必要である。
- ・小学高学年の給食量について視察した委員から、足りていないと感じたとの感想があった。また、中学生の保護者からも同様の意見も聞かれるとのことであり、給食量についての調査が必要である。
- ・玉ノ岡中学校のアンケート調査では、業者による給食の回収時間が早く、食事時間が足りないという意見があった。配送業者との調整が必要である。
- ・給食費が現在の金額では厳しいとの説明があったので、保護者の意見等も踏まえて検討が必要である。
- ・地産食材の活用は積極的に取り組まれ、品目、活用率において成果が確認できた。

今後も引き続き地産食材の活用に努力をしていただきたい。

次に、統廃合についてでございます。

まず、委員会としての提言というところに移らせていただきますけれども、

- ・改築、修繕に対する方針は理解するが、文教厚生常任委員会による施設点検で指摘した箇所等については、児童、生徒に寄り添った教育環境の充実という観点に鑑み、修繕の優先順位をつけて対応を図っていただきたい。
- ・学校統合を進めるに当たっては、町民への丁寧な説明と理解を得ていく手法を講じていただきたい。
- ・学校統合における通学は、スクールバス機能に高校生や高齢者も利用できるような新地域交通システムを導入し、町の活性化対策に反映できるものにすべきである。
- ・情報化、国際化、伝統文化をメインとした小中一貫校の方向で進めるべきである。
- ・教育の町嵐山を目指すためには、嵐山町スタイルが必要だと思う。学力にこだわらない人材育成など、何かストロングポイントを持って嵐山町の教育として取り組んでいただきたい。

ウですけれども、ソーシャルメディア・ICTにつきまして、調査につきまして高覧いただきながら、委員会としての提言に移らせていただきます。

- ・学校へのスマートフォン持ち込みに対する対応について、菅谷小学校と菅谷中学校では違いが感じられる。小中一貫教育の町としては、統一した方向性で検討すべきである。
- ・ライン等によるいじめはあるとの認識のもとに、児童・生徒に寄り添い、学校、PTA、教育委員会、町及び地域が連携して児童・生徒を見守っていく必要がある。
- ・菅谷小学校特別支援学級のICTを活用した授業では、通常の授業より児童が集中できる効果があるとの説明があり、電子教材の要望があった。電子教材の活用について教育委員会において調査、検討をお願いしたい。
- ・中学校では、タブレット端末の具体的な不足数も示されたので、玉ノ岡中学校の実態も調査し、対応を検討していただきたい。
- ・ICT教育において、小中一貫性のある指導が必要である。特に、タイピング等は、小学校で基本を重視し、中学校でのさらなる向上につながる指導をお願いし

たい。

- ・戸田市はICT教育について、市民広報をきめ細かく実施している。嵐山町も町民とICT教育の認識が共有できるよう、町民に向けた広報に努めていただきたい。

エ、部活動についてでございます。やはり委員会としての提言のみの報告となります。

- ・生徒数の減少と部活数の適正という課題が見られるが、1校の問題ではなく、教育委員会として町立中学校の部活数について検討が必要である。

オ、まず、学習支援教室について、同じく委員会としての提言のみでございます。

- ・基礎学力の必要な子ども、支援を必要とする子どもに焦点を当てることが、本来の学習支援教室の意義であると思われる。募集方法等で難しい課題はあるが、そうした方向性を目指すべきである。

次ですが、(3)になりますけれども、介護・健康増進・福祉についてでございますが、こちらの現状と課題につきましてももちろん報告等がしてありますので、委員会としての提言のみを報告させていただきます。

○介護について

- ・地域福祉育成助成金制度もあるが、町は、今後の高齢化社会に向け、介護人材の確保に特化した取り組みを行う必要がある。
- ・地域福祉育成助成金制度について、町民への周知を強化すべきである。

○健康増進について

- ・健康増進活動を町民に広く浸透させるためには、グループ養成が効果的であるが、継続性を保つためには、健康増進に特化したものではなく、文化、芸能、スポーツ、観光等柔軟な活動ができるグループの育成で、かつ、予算措置を講じたものにしていくべきである。

○福祉について

- ・町内から福祉有償運送事業所がなくなり、障害者、高齢者の外出支援の低下を来している状況がある。「地域公共交通を考えるプロジェクトチーム」の中で、福祉有償運送事業も含め、早期に検討すべきである。

以上述べまして、朗読でございましたけれども、最終報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはござ

いませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 4ページの提言の中に、スクールバスに高校生や高齢者も利用できるよという提言です。これは、そういうことが可能という調査研究のもとに提言しているのか。実際にそういうことで走っている、そういうところがあるのか調査された上での提言なのか、ちょっとこの点を伺いたいのですが。

○佐久間孝光議長 松本文教厚生常任委員長。

○松本美子文教厚生常任委員長 ただいまの質問ですけれども、説明のときも通学だけではなく、高校生あるいは免許証のない高齢者等の利用もできるような方向性で今後考えていきたいと、そういうようなお話でした。それで、ぜひ委員会でもそのようにお願いしたいというふうで提言とさせていただきます。

また、どこか実施しているかということにつきましては、すみません、検討しておりませんので、わかりません。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、こういうスクールバスを一般の町民が利用できるというのは可能だということで提言をしたということなのですか。

○佐久間孝光議長 松本文教厚生常任委員長。

○松本美子文教厚生常任委員長 可能か可能でないかということは、現時点ではわかりません。ですけれども、委員会としてはこれを可能にしてほしいということで提言とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。先ほどの点なのですが、スクールバスというのは文科省のものですよね。それで、一般通行をするのは国土交通省のものだと思うのです。そこで、スクールバスの補助金等、そういったものとの合致はできなくて、地域の新しい交通体系をつくらうとすると、今の交通体系をさらに交通網を新しいものをつくらなくてはいけないというところで、そのところが出ていますので、こういった形の意見というか提言というのは、どちらかというは無責任というか、そんな気がするのです。スクールバスは、文科省の補助金でしか多分できないと思うのです。そのところはすごく難しい問題があって、これはいかななものかなと思うのですけ

れども、そこら辺については全く調査がなくて、これを書かれたということなのか。

○佐久間孝光議長 松本文教厚生常任委員長。

○松本美子文教厚生常任委員長 ただいま渋谷議員さんのほうからのご質問に対しての意見等はいろいろ出ました。そういった中で検討させていただき、ですから新しい地域交通システムというようなものを導入していただき、車の補助金につきましてはあらゆるところから対応できるものを町のほうで補助金いただいて、車のほうを用意していただきながら、これが実施できるかできないかは今後の問題ですので、委員会で最終報告でございますので、提言という形で町のほうにお願いをしているということでございます。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。そうすると、新地域交通システムについては、検討されて調査されてこれについて書かれたということですか。私もちょっと新地域交通システムというのを勉強したことがあるのですがけれども、ここにスクールバスをくっつけるというのは非常に難しいかなと。新地域交通システムというのは、また全然違うものなので、これはどういうふうな形で調査なさったのか。そして、この検討をするに当たって、これを提言するなら提言するなりのものが必要なので、それなりの調査があったのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 松本文教厚生常任委員長。

○松本美子文教厚生常任委員長 ただいまの質問ですけれども、まだまだ統廃合につきまして具体化しているわけではございませんので、これから5年なり10年なりだかわかりませんが、町民の意見は早期にと、方向性だけでもというようなものも出てきておりますけれども、これから教育長のほうから町のほうに、町から町民全体にというような方向性で、何年先になってくるかわかりませんが、こちらの今提言しているものについても、ぜひともスクールバスのみでなく、こういった足の確保をしていただかなければ、これから高齢者も多くなってまいりますので、非常に難しいでしょうということで、できればこういう方向性をしてほしいということです。

ですから、ただいまの質問の中で、新地域交通システムというようなものにつきましては、導入するかしないかは、あくまでも委員会のほうで、これ以上の調査はしてありませんけれども、ぜひともこういうものを導入しながら、高齢者あるいは学生さ

んのバスを出していただきたいと、そういうような委員会としての要望ですので、今後につきましてはあらゆる場面から町のほうで検討していただけるといふふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは学校統合の問題ですよね。学校統合の問題の中に新地域交通システムというのは、ちょっと無理があるのです。それをここのところに、提言の中に持ってくるということ自体が、しっかり調査をしてそれを書かれて提言されるならいいかと思うのですけれども、それについては最終段階になってこういうふうな形になってくるというのは問題なのかなというふうに思うのですけれども、それについては、皆さん、委員会の方はどのような形で研究、検討なさったのか。こういうのがあったらいいねという感じでなさったのか、でも実際にやるときには提言する場合は、委員会の調査ですので、公的な調査ですので、いいねという形での提言というのは、実際に行われない形のを、住民の方がやるのと違うので、それはしっかりなさったほうがいいかと思うのですけれども、それについては調査はされずにこういった形で、それで学校統合についても、もしかしたら喫緊の課題であるかもしれないけれども、5年、10年先というふうな形で思われて、将来的なものを、そういうふうな形があったらいいなという形だと、住民の方の一つの要望と同じで、公的な議会がやる提言というのは、ちょっと何か悲しいかなと思うのですが、その点についてはどの程度の調査があって、ここの提言を入れなければよかったのですけれども、入っているんで、それを伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 松本文教厚生常任委員長。

○松本美子文教厚生常任委員長 こちらの言葉の件ですけれども、説明のときにもスクールバスとあって、児童のみでなく、足の確保の面からも、そういったものが一緒に乗りおりできればいいような説明も受けました。そういった中で、こちらに提言させていただきました。そうしますと、新しい地域の交通システムというようなものを導入しなければならぬでしょうということで、こちらにつきましては安易な気持ちでなく、こういったものの導入をぜひいただき、子どもたちあるいは高校生、あるいは車に乗れない方、高齢者、そういったような人たちも一緒にできたら、それ以上のことはないでしょうということで、委員会では一致しております。それで提言とい

う形でお知らせいたしました。

今後につきましては、町のほうの主導で大いにいろんな分野のことを検討をしていただきながら町民と話し合いをし、結論がだんだんと出ていくのではないかというふうに思っておりますので、決して安易な気持ちで委員会として提言したわけではございません。

○佐久間孝光議長 ほか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時16分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長 指名をされました委員長の長島です。朗読をもって委員会報告をさせていただきます。

令和元年8月28日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

広報広聴常任委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「広報広聴について」を調査するため、6月26日、7月5日及び7月26日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 議会だより第175号の発行について

①編集委員会及び入稿について（6月26日）

原稿締め切り日に提出された委員及び執筆担当者の原稿を委員長、事務局にて確認し、既に決定している編集担当委員に配付。委員にて担当分の確認を終了後、1ページより全体的な校正、原稿確認、挿入写真、数字の確認等、全員で入稿準備を進める。及び令和元年度の初号になるため、表紙、キャプションの記入方法の形式を確認、決定した。また一般質問の挿入写真は執筆者が準備していただく傾向が多くなり、委員負担を減らすためにも全体にお願いすべきの意見もあった。業者入稿は各委員より順次進め、全ての原稿が入稿となる。

②初校について（7月5日）

前号では「訂正とお詫び」が4件もあり、慎重に全ページを2グループで読み合わせを進めるが、入稿慎重確認があったことによる修正箇所の少ない読み合わせ確認となった。結果、入稿での慎重を期する姿勢がよかったと思われる。初校工程を終了する。

③再校について（7月16日）

初校で修正された箇所、新たに挿入された写真等を1ページより順次確認し、再々校、責任校了、校了と判断を下し、再々校については正副委員長に一任となる。

なお、当委員会にて169号より175号まで担当したが、各委員の技量は向上し、100%ならずとも、ほぼデータ入稿が可能となった。今後、ICT利用がさらに進むことによって、読者に見やすい構成、スムーズな原稿作成、事務局負担の軽減、ペーパーの減量にもつながると委員会確認ができた。以上、議会だより発行についての最終報告とする。

(2) 第15回議会報告会・意見交換会報告書の作成について

事務局より報告会日程ほか、アンケート集計の記載及び、意見交換会参加者発言は執筆担当者よりまとめたの報告を委員長、事務局でまとめた。

報告書案は6月26日に委員に配付でき、1週間後の7月5日に詳細を検討する。主な修正指摘の点は意見交換時の参加者質問に対しての後日回答の追加、及び一部に意見交換発言者の明記の必要があったが、大きな変更はなく報告書案が修正された。さらに再度の委員会を経て、確認、完成となる。以降、ホームページ及び役場、ふれあい交流センターで配布となった。

なお、当委員会にて2年間で4回の議会報告会を運営したが、テーマの選定、関係する諸団体への参加依頼及びICTを活用した発表等が功を奏し、安定した参加者を得た。またアンケートにはさまざまな意見をいただくが建設的なものも多く、継続的な開催が必要と委員会確認がされた。以上、議会報告会・意見交換会についての最終報告とする。

(3) ICT導入検討について

嵐山町議会は平成29年9月19日、これまで任意の委員会であった「議会報編集委員会」と「広報広聴特別委員会」の所掌をあわせ持った広報広聴常任委員会の設置を議決した。以降、議会におけるICT活用調査を広報広聴常任委員会で行うこととし、今日まで調査活動を行ってきた。特に今期はペーパーレス会議システム「サイドボックス」(東京インタープレイ株式会社)、「モアノート」(富士ソフト株式会社)についての視察、調査・研究、デモンストレーションを実施し、効果を検証できた。また議会ではそれ以前より既に各種発表会を想定したパワーポイントの活用講習、資料作成、議会だより原稿のパソコンによる作成及び事務局とのデータ送受信などに活用している。これはICTそのものであり、嵐山町議会では既に実施していると言ってもよい。

ICT導入は、議会に画期的な効果と町民に開かれた議会を実現することにつながるものであり、時代の潮流である。よって当委員会は、議会におけるタブレット端末によるペーパーレス会議システムの導入について下記のとおり提言し、最終報告とする。

記

嵐山町議会のICTは既にさまざまな面で活用され、議会における事務連絡、書類提出等は電子メールでも行われ、議会だよりデータ提出、作成には常に利用されるなど、委員会活動に欠かせないものとなっている。

今後、タブレット端末を活用した「ペーパーレス会議システム」の導入は議会運営の効率化、連絡(メール配信)の正確性、議案・議事録等のクラウドサーバー内保存及び災害時のリアルな伝達等に効果を発揮し、町民に対する多様な議員活動広報等々の広がりが期待される。さらにはペーパーレス化での省資源化、資料配布などの人件費の削減は、町・議会に効果をもたらすことも検証できた。

今後、ICTは高速通信5Gの開始でさらに飛躍し、日常的なものになると同時に、

開かれた議会を実現することにつながるものであり、タブレット端末によるペーパーレス会議システムの早期導入を提言する。

以上、常任委員会最終報告といたします。

ほか、今まで6年間にわたる委員会を行ってきましたが、その内容を参考資料で、資料1、資料2、資料3、資料4等々添付させていただきました。後ほど高覧をいただければというふうに思います。

以上にて委員会報告といたします。

○佐久間孝光議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

それでは、第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 物の考え方なのですけれども、ICTが最終報告というのはわかるのですけれども、議会報告会や意見交換会は最終報告ということでもいいのですか。何か最終報告というと、もうそれで終わってしまうような感じがするのですけれども。

○佐久間孝光議長 長島広報広聴常任委員長。

○長島邦夫広報広聴常任委員長 最終報告といたしますか、議会報告会、意見交換をやった最終報告として読んでいただければというふうに思います。ここにも書かせてもらいましたけれども、継続的なものを求められているようなことも書かせていただきましたので、終わりというふうなことにはとっておりません。

○佐久間孝光議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 最終報告ということですが、議会報告会や意見交換会については、これから広報のほうでは引き続き実施していくという考え方でいいわけですね。

○佐久間孝光議長 長島広報広聴常任委員長。

○長島邦夫広報広聴常任委員長 そのとおりでございます。そのような意見で委員会もまとまっております。

以上です。

○佐久間孝光議長 ありがとうございました。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

ここで休憩といたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時30分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長 日程第6、報告第5号 平成30年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 報告第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、平成30年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成30年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

[青木 務参事兼総務課長登壇]

○青木 務参事兼総務課長 それでは、報告第5号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、実質赤字比率等4項目を報告させていただくものでございます。

報告書の裏面をごらんいただきたいというふうに存じます。まず、実質赤字比率でございますが、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合であらわすものであり、また次の連結実質赤字比率につきましては、一般会計以外の全ての会計に生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合であらわすものでございますが、いずれも赤字ではございません

ので、数値は表示されておられません。

次に、実質公債費比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等の返済額等を含めまして、公債費の大きさを団体の財政規模に対する割合で指標化して資金繰りの危険度を示すものでございますが、9.0%でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等、現時点での残高の程度を指標化するものでございまして、86.2%でございます。

以上、4項目の比率につきましては、それぞれの指標の括弧内に示しております早期健全化判断比率に達しておりませんので、本町におきましては健全な財政運営が行われているものと評価されるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、健全化判断比率の状況としての各比率の算出数値の資料を添付させていただいておりますので、こちらにつきましては後ほどご高覧をいただきたいというふう存じます。

以上、報告第5号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成30年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。
堀江代表監査委員。

〔堀江國明代表監査委員登壇〕

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成30年度嵐山町健全化判断比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月23日に役場205会議室におきまして、畠山監査委員とともに実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長 日程第7、報告第6号 平成30年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第6号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第6号は、平成30年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、報告第6号につきまして細部の説明をさせていただきます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

報告書の裏面をごらんいただければと存じます。平成30年度嵐山町資金不足比率報告書でございます。水道事業会計及び下水道事業特別会計ともに資金不足はありませんでしたので、ここに数値的な表示はされておられません。

なお、備考の金額につきましては、事業費の規模について記載をさせていただいております。

水道事業につきましては、営業収益から受託工事収益を差し引いた金額4億6,626万

1,000円につきまして記載をしております。

次に、下水道事業特別会計の3億536万6,000円の内容につきましては、下水道使用料及び浄化槽使用料と手数料収入、さらには諸収入を合計した事業収益から受託工事収益を差し引いた金額につきまして記載をさせていただきます。

報告第6号の参考資料につきましては、算定様式でございます。後ほどご高覧をいただければと存じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、平成30年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。
堀江代表監査委員。

[堀江國明代表監査委員登壇]

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成30年度嵐山町資金不足比率について、審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月23日に役場205会議室におきまして、畠山監査委員とともに実施いたしました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長 日程第8、認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第9、認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第13、認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 それでは、認定第1号から順次説明をさせていただきます。

認定第1号は、平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額63億3,681万8,379円、歳出総額60億8,206万2,045円、歳入歳出差引額2億5,475万6,334円であります。また、繰越明許費繰越額は3,074万6,000円、事故繰越繰越額は15万4,112円であり、実質収支額は2億2,385万6,222円であります。

続きまして、認定第2号についてご説明申し上げます。認定第2号は、平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額23億6,685万8,316円、歳出総額23億785万4,358円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は5,900万3,958円であります。

続きまして、認定第3号について説明を申し上げます。認定第3号は平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額2億1,260万9,091円、歳出総額2億890万9,950円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は369万9,141円であります。

続きまして、認定第4号について説明を申し上げます。認定第4号は、平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額13億7,377万4,065円、歳出総額13億3,627万1,166円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は3,750万2,899円であります。

続きまして、認定第5号についてご説明申し上げます。認定第5号は、平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額6億6,130万7,638円、歳出総額6億5,327万3,770円、歳入歳出差引額803万3,868円であります。また、繰越明許費繰越額は63万円でありまして、実質収支額は740万3,868円であります。

以上、認定第1号から認定第5号まで、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の承認に付すものでございます。

続きまして、認定第6号について説明を申し上げます。認定第6号は、平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件でございます。平成30年度の業務状況は、給水人口1万7,933人、給水戸数7,993戸、年間総配水量279万9,031立方メートル、総有収水量262万7,325立方メートル、有収率は93.87%で、前年度に比べ0.49ポイントの増となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益5億922万2,099円に対しまして、事業費用は3億9,070万834円で、当年度純利益は1億1,852万1,265円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額はゼロ円に対して、支出額は7,579万3,842円で、不足する額は減債積立金、建設改良積立金等で補てんをいたしました。

以上、認定第6号は地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては、会計管理者及び担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 続いて、金井会計管理者兼会計課長から、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

金井会計管理者兼会計課長。

〔金井敏明会計管理者兼会計課長登壇〕

○金井敏明会計管理者兼会計課長 認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に、主要な施策の説明書でご説明いたしますので、説明書をご高覧いただきたいと思います。

12ページをお開きください。1、決算の概要の(1)、総括収支の状況であります。歳入合計は63億3,681万8,379円、歳出合計は60億8,206万2,045円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で2億5,823万1,264円、歳出で1億9,975万6,004円と、いずれも減額となりました。歳入歳出差引額は2億5,475万6,334円ありますが、繰越明許費繰越額が6事業で3,074万6,000円、事故繰越繰越額が1事業で15万4,112円で

ありますので、差引翌年度繰越額は2億2,385万6,222円となりました。

次に、(2)、歳入の款別の状況であります。単位は1,000円であります。主なところを何点か申し上げます。まず、1款町税でありますが、決算額は28億4,446万7,000円でありまして、歳入に占める割合は44.9%であります。前年度と比較いたしますと、3,305万3,000円の増額であります。

次に、10款地方交付税でありますが、決算額は6億9,474万2,000円で、歳入に占める割合は11%であります。前年度と比較いたしますと、9,319万8,000円の減額であります。

次に、14款国庫支出金ですが、決算額は6億391万2,000円でありまして、歳入に占める割合は9.5%、前年度と比較いたしますと1億4,256万4,000円の減額であります。

次に、15款県支出金の決算額は4億3,338万8,000円でありまして、歳入に占める割合は6.8%、前年度と比較いたしますと4,571万円の増額であります。

次に、21款町債ですが、決算額は4億1,102万1,000円でありまして、歳入に占める割合は6.5%、前年度と比較いたしますと1億863万6,000円の減額であります。

次に、6款地方消費税交付金ですが、決算額は3億4,041万6,000円でありまして、歳入に占める割合は5.4%、前年度と比較いたしますと3,735万8,000円の増額であります。

次に、19款繰越金ですが、決算額は3億1,323万2,000円でありまして、歳入に占める割合は4.9%、前年度と比較いたしますと4,613万1,000円の増額であります。

次に、18款繰入金ですが、決算額は2億5,728万1,000円でありまして、歳入に占める割合は4.1%、前年度と比較いたしますと7,729万7,000円の減額であります。

続きまして、13ページの(3)、歳出の款別の状況であります。こちらも主なところを申し上げます。単位は1,000円であります。まず、2款総務費であります。決算額は9億6,728万8,000円でありまして、歳出に占める割合は15.9%であります。前年度と比較いたしますと、2,435万9,000円の減額であります。減額の主なものは、電子自治体推進事業、財政調整基金管理事業等であります。

次に、3款民生費であります。決算額は19億7,041万3,000円でありまして、歳出に占める割合は32.4%であります。前年度と比較いたしますと、1億2万8,000円の増額であります。増額の主なものは、介護給付訓練等給付事業、介護保険特別会計繰り出し事業、国民健康保険特別会計繰り出し事業、後期高齢者医療保険事業、学童保

育室事業等であります。

次に、4款衛生費であります。決算額は5億5,458万6,000円でありまして、歳出に占める割合は9.1%であります。前年度に比較いたしますと、4,111万8,000円の増額であります。増額の主なものは、健康増進センター管理事業、母子衛生総務事業等であります。

次に、6款農林水産業費であります。決算額は2億3,519万1,000円で、前年度に比較いたしますと3,866万5,000円の増額であります。増額の主なものは、千年の苑事業等であります。

次に、7款商工費であります。決算額は1億2,524万5,000円で、前年度に比較いたしますと2億1,290万3,000円の減額であります。減額の主なものは、地域活力創出拠点整備事業等であります。

次に、8款土木費であります。決算額は6億356万7,000円でありまして、歳出に占める割合は9.9%で、前年度に比較いたしますと9,689万5,000円の減額であります。減額の主なものは、生活道路整備事業、幹線道路整備事業、橋りょう改修事業、平沢土地区画整理事業等であります。

次に、9款消防費であります。決算額は3億5,806万9,000円でありまして、前年度に比較いたしますと3,320万円の増額であります。増額の主なものは、防災行政無線施設整備管理事業等であります。

次に、10款教育費であります。決算額は4億9,218万8,000円でありまして、歳出に占める割合は8.1%で、前年度に比較いたしますと3,860万8,000円の減額であります。減額の主なものは、菅谷小学校管理事業、図書館管理事業、指定文化財保存管理事業、学校給食運営管理事業等であります。

次に、12款公債費であります。決算額は6億6,617万8,000円でありまして、歳出に占める割合は11%で、前年度に比較いたしますと4,281万6,000円の減額となりました。

以上、概要を申し上げましたが、予算執行率につきましては、歳入予算の執行率は97.8%、また歳出予算の執行率は93.9%でありました。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。決算書の14ページ、15ページをごらんください。

1款町税ですが、1項町民税の1目個人、1節現年課税分の収入済額は8億5,630万

5,009円で、前年度と比較いたしますと1,523万4,083円の増額となりました。2目法人の1節現年課税分の収入済額は2億7,220万4,800円で、前年度と比較いたしますと138万5,200円の減額となりました。

2項固定資産税、1目固定資産税の1節現年課税分の収入済額は15億3,722万7,196円で、前年度と比較いたしますと1,797万6,325円の増額となりました。

3項軽自動車税、1目軽自動車税の1節現年課税分の収入済額は4,775万1,776円で、前年度と比較いたしますと231万5,576円の増額となりました。

4項町たばこ税、1目町たばこ税の1節現年課税分の収入済額は1億246万1,051円で、前年度と比較いたしますと313万5,571円の減額となりました。

18、19ページをお願いいたします。下段になります。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税ですが、備考欄の1、普通交付税は6億907万8,000円で、前年度と比較いたしますと8,444万5,000円の減額、2、特別交付税は8,566万4,000円で、前年度と比較いたしますと875万3,000円の減額となりました。

28、29ページをお願いします。上段になります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金の1節保健衛生費補助金の備考欄でございます。2、循環型社会形成推進交付金92万5,000円は、災害廃棄物処理基本計画の策定費に対し交付されたものであります。

中段になります。2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金の備考欄でございます。4、都市再生整備事業交付金514万7,000円は、武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画に計上されている事業に対し交付されたものであります。

32、33ページをお願いします。中段より少し下になります。15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金の2節ふるさと創造資金の備考欄でございます。1、超少子高齢化対策モデル支援事業補助金1,873万5,000円は、県のふるさと創造資金交付要綱に基づき、超少子高齢化対策モデル支援事業に対し交付されたもので、健康増進センターの改修工事を施工したものであります。

34、35ページをお願いします。上段になります。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、5節ふるさと創造資金の備考欄でございます。1、千年の苑事業補助金2,100万円は、県のふるさと創造資金要綱に基づき、千年の苑事業に対し交付されたものであります。

下段になります。3項委託金、3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金の備考欄でございます。3、第2種特定鳥獣個体分析調査業務委託金14万6,880円は、第2種特定鳥獣、イノシシの捕獲処分における個体情報の報告事務に必要な経費の一部が交付されたものであります。

44、45ページをお願いします。備考欄の上から5行目になります。20款諸収入、5項雑入、3目雑入の6節雑入の3、公益財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,511万7,000円は、サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの売り上げの一部が助成されたもので、予防接種事業に充てたものであります。

その4行下の26、自治総合センターコミュニティ事業助成金250万円は、宝くじの普及広報事業を財源として、広野2区のコミュニティ活動事業に助成されたものであります。また、2行下の同事業助成金200万円は、地域防災組織育成助成事業により川島防災会へ防災倉庫等整備助成金として助成されたものであります。

46、47ページをお願いします。備考欄の上段より少し下になります。99、その他雑入279万7,790円は、東京電力パワーグリッド株式会社より花見台第1公園内の立竹木補償料として入金されたものであります。

備考欄中段になります。27、家でも学校でもない第三の居場所開設助成金3,625万円は、第三の居場所の開設に係る費用として公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団より助成されたものであります。

続きまして、歳出ですが……

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時06分

再 開 午後 1時27分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

金井会計管理者兼会計課長、細部説明の途中からです。よろしくをお願いします。

○金井敏明会計管理者兼会計課長 続きまして、歳出ですが、決算書の68ページ、69ページをお願いします。

2款総務費になります。備考欄の上段になりますが、1項総務管理費、4目財産管理費の01庁舎管理事業の11需用費、6 修繕料358万8,256円の内訳でございますが、エ

アハン送風機、電動機修繕工事として、庁舎3階廊下側空調送風設備の部品交換が65万8,800円、熱源システム修繕工事として、蓄熱槽用制御自動2方弁配管温度検出器交換が172万8,000円、その他修繕で120万1,456円となるものであります。

74、75ページをお願いします。備考欄の中段になります。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の08子育て世帯等転入奨励事業の19負担金補助及び交付金の2子育て世帯等転入奨励金285万円は、17世帯に交付し、59人の転入がありました。そのうち15歳以下の子どもは25人でした。

76、77ページをお願いします。中段になります。2款総務費、1項総務管理費、8目自治振興費の03コミュニティ推進事業の19負担金補助及び交付金、2地域コミュニティ事業補助金217万円は、22団体に交付したものであります。また、1行下の広野2区宝くじ助成補助金250万円は、コミュニティづくりを展開するため、物置の設置やテント等備品購入の費用として助成したものであります。

80、81ページをお願いします。備考欄の中段になります。2款総務費、1項総務管理費、9目町民活動推進費の05交流センター改修事業の15工事請負費、1工事請負費2,123万9,690円の内訳でございますが、北部交流センター改修事業の償還金が1,999万7,690円、南部交流センターのトイレ改修工事が124万2,000円となるものであります。

104、105ページをお願いします。3款民生費になります。備考欄の下段になりますが、1項社会福祉費、2目老人福祉費の01介護保険関連施設やすらぎ管理事業の工事請負費、15工事請負費、1工事請負費562万6,800円は、生き生きふれあいプラザやすらぎの空調設備取り付け工事と改修工事を行ったものであります。内訳といたしましては、空調設備取り付け工事が506万5,200円、改修工事は和室をフローリングに張りかえを行ったもので、56万1,600円となるものです。

108ページ、109ページをお願いします。備考欄の上から10行目になります。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の09高齢者外出支援事業の13委託料、12高齢者外出支援タクシー実施委託料は562万3,110円で、申請者687人、利用者は507人でした。

116、117ページをお願いします。備考欄の中段より少し下になります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の05子ども医療費給付事業の20扶助費の11子ども医療費給付金は4,736万302円でした。内訳は、乳幼児医療費給付金が登録者数734人で1,800万2,959円、子ども医療費給付金が登録者数998人で2,935万7,343円でした。

118、119ページをお願いします。備考欄の一番下になります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の10家でも学校でもない第三の居場所事業の15工事請負費、1工事請負費3,360万8,520円の内訳でございますが、建設用地の整備工事として、樹木の伐採、抜根処分、遊具撤去、倉庫解体処分等で159万3,000円、建物の建築工事として3,201万5,520円となるものです。

120、121ページをお願いします。備考欄の中段になります。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費の02児童手当・特例給付支給事業の20扶助費、5児童手当は2億2,384万円で、延べ児童数は2万141人でありました。また、7特例給付は366万円で、延べ児童数は732人でありました。

126、127ページをお願いします。4款衛生費になります。備考欄の一番下になりますが、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の08健康増進センター管理事業の15工事請負費、1工事請負費2,708万7,480円は、健康増進センターの改修工事を行ったものであります。

128、129ページをお願いします。備考欄の中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の02がん検診等事業の13委託料、12がん検診委託料1,106万9,179円の内訳ですが、がん集団検診業務が442万8,648円で、受診者数は1,301人、健康増進法等の健康増進事業に関する業務、個別がん検診が664万531円で、受診者数は1,834人でありました。

9行下の03高齢者予防接種事業の13委託料、12予防接種医師委託料は1,218万3,060円で、接種人数は2,995人でした。

備考欄の下段になりますが、04母子予防接種事業の13委託料、12予防接種医師委託料は2,918万8,360円で、接種人数は2,933人でした。

130、131ページをお願いします。備考欄の中段より少し下になります。4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費の03妊婦健康診査事業の13委託料、12妊婦健康診査委託料は698万6,420円で、延べ受診者数は1,501人でした。

136、137ページをお願いします。備考欄の上段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費の15災害廃棄物処理計画策定支援事業の13委託料、12災害廃棄物処理計画策定業務委託料277万5,600円は、災害廃棄物処理基本計画策定業務として、災害想定 of 整理や廃棄物発生量の推計、処理能力、仮置き場、処理体制、住民への啓発、広報手段等の検討及び報告書作成等の業務を行ったものであります。

備考欄中段になりますが、16ポイ捨て・路上喫煙防止対策事業の13委託料、12禁煙等周知看板作成業務委託料6万6,398円は、武蔵嵐山駅階段に蹴り込み文字シートの印刷を行ったものであります。

3行下の15工事請負費、1工事請負費18万3,600円は、菅谷地内及びむさし台地内に路上喫煙禁止の路面印刷工事を行ったものであります。

その5行下になりますが、17第2種特定鳥獣個体分析調査事業の13委託料、12第2種特定鳥獣個体分析調査業務委託料14万6,880円は、埼玉県第2種特定鳥獣管理計画に基づき、有害鳥獣捕獲個体の個体分析調査を実施したものであります。

144、145ページをお願いします。6款農林水産業費になります。備考欄の中段になりますが、1項農業費、3目農業振興費の02農業者支援事業の15工事請負費、1工事請負費、事故繰り越しの2,277万520円は、千年の苑事業観光手芸用施設の建築工事の残金であります。事業内容につきましては、木造平家建て133.87平方メートルで、土工、建築、給排水設備及び電気設備工事を行ったものであります。

146、147ページをお願いします。備考欄の中段になります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の06地域6次産業化推進事業の18備品購入費、1備品購入費358万1,064円は製麺機の購入、イベントテント、店舗改修備品等を購入したものであります。

備考欄の下段になりますが、07千年の苑事業の13委託料、12千年の苑事業推進計画策定業務委託料464万4,000円は、ラベンダーまつりの企画、ファムツアー実施をしたものであります。

下から3行目の15工事請負費、1工事請負費5,249万160円は、千年の苑イベント広場等整備工事、イベント会場給水管布設工事、ラベンダー園物見台設置工事、木製橋りょう及びロープ柵設置工事、日よけ棚及び木製階段設置工事、大型バス専用駐車場整備工事を行ったものであります。

148、149ページをお願いします。備考欄の上から2行目になります。07千年の苑事業の19負担金補助及び交付金、2千年の苑事業補助金2,635万円は、千年の苑事業推進協議会への補助金であります。

150、151ページをお願いします。備考欄の一番上になります。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の02農業用施設整備事業の13委託料、2測量設計委託料435万2,400円の内訳でございます。2件の業務委託のうち、農村地域防災減災事業、ため

池耐震点検調査業務委託として、川後岩沼の土質調査、土質解析等調査、路線測量などで348万8,400円、農村地域防災減災事業、農業用ため池緊急一斉点検業務委託、38カ所で86万4,000円となるものです。

備考欄の中段になります。6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費の01林業振興事業の13委託料、12伐採委託料1,576万8,000円は、里山を再生、整備するため、里山・平地林再生事業森林再生業務委託として、約1,000本の枯損木、不良木等の処理と1.6ヘクタールの竹林伐採整理、11.61ヘクタールの笹、灌木の刈り払いを行ったほか、鎌形地内枝落とし業務委託を行ったものであります。

152、153ページをお願いします。7款商工費になります。備考欄の中段より少し下になりますが、1項商工費、1目商工総務費の04花見台工業団地管理センター管理事業の15工事請負費、1工事請負費547万3,440円は、花見台工業団地管理センターの空調設備更新工事を行ったものであります。

その5行下の05子育て高齢者応援リフォーム補助事業の19負担金補助及び交付金、2子育て高齢者応援リフォーム補助金75万5,000円は、子育て世帯に対する中古住宅リフォーム及び高齢者世帯のバリアフリーリフォーム改修費用に対し補助を行ったものであります。件数は5件ございました。

154、155ページをお願いします。備考欄の中段になります。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の05企業誘致事業の13委託料、12花見台及びインターチェンジランプ地区事業推進業務委託料、繰越明許757万9,440円は、花見台地区都市計画変更資料等作成業務委託及び花見台工業団地拡張区域の文化財試掘に向けた森林伐採業務委託を行ったものであります。

中段より少し下になります。05企業誘致事業の19負担金補助及び交付金、2企業奨励金は4件で2,337万5,000円でした。

下段になりますが、06地域活力創出拠点管理事業につきましては、嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」の運営費用であります。

158、159ページをお願いします。備考欄の上段になります。7款商工費、1項商工費、4目観光費の02観光施設等管理事業の15工事請負費、1工事請負費146万8,800円は、嵐山小川インター出入口の県道交差点脇に観光案内標識を北部地域1基、南部地域1基をそれぞれ設置したものであります。

162、163ページをお願いします。8款土木費になります。備考欄の上段になります。

1 項道路橋りょう費、2 目道路維持費の02道路修繕事業の13委託料、2 測量設計委託料514万4,040円は、路面性状調査及び舗装維持修繕計画策定業務委託を行ったものであります。

2 行下の15工事請負費、1 工事請負費1,148万9,248円の内訳でございますが、舗装修繕工事が町道越畑241号線ほか3カ所で56万1,238円、側溝修繕工事が町道菅谷204号線ほか17カ所で561万5,335円、道路修繕工事が町道鎌形373号線ほか29カ所で261万2,965円、道路敷砂利工事が、町道將軍澤28号線ほか20カ所で269万9,710円となるものです。

備考欄の下から3行目になります。1 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費の03生活道路整備事業の15工事請負費、1 工事請負費の繰越明許1,327万4,280円は、町道大蔵256号線及び町道大蔵257号線の道路改築工事を行ったものであります。

164、165ページをお願いします。備考欄の中段になります。8 款土木費、1 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費の04幹線道路整備事業の15工事請負費、1 工事請負費、繰越明許3,336万7,920円は、町道1の3号の道路改築工事を行ったものであります。

備考欄の下段になります。1 項道路橋りょう費、4 目交通安全施設整備費の03道路照明灯施設設置事業の14使用料及び賃借料、7 機械器具借上料562万4,640円は、LED照明灯1,698灯の12カ月分の賃借料でございます。

166、167ページをお願いします。備考欄の上段になります。8 款土木費、1 項道路橋りょう費、5 目橋りょう維持費の01橋りょう改修事業の15工事請負費、1 工事請負費254万8,800円は、橋りょう改修工事として金平橋のボルト落下防止キャップ設置を行ったものであります。

備考欄の中段になります。2 項河川費、1 目河川総務費の01河川総務事業の15工事請負費、1 工事請負費、繰越明許226万8,000円は、二瀬橋と精進橋に水位表示板設置工事を行ったものであります。

168、169ページをお願いします。備考欄の上段より少し下になります。8 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費の04武蔵嵐山駅東西連絡通路・駅前広場管理事業の11需用費、6 修繕料227万160円は、武蔵嵐山駅東西連絡通路のエレベーター修繕等を行ったものであります。

次に、備考欄の下から2行目になります。07武蔵嵐山駅西口地区整備事業の13委託

料、2測量設計委託料536万3,200円は、駅前広場設計業務委託、駅前広場用地測量業務委託等を行ったものであります。

178、179ページをお願いします。9款消防費になります。備考欄の上段になりますが、1項消防費、4目防災費の02防災行政無線施設整備管理事業の15工事請負費、1工事請負費3,331万3,680円は、防災行政無線設備同報系デジタル化部分更新工事を行ったものであります。

186、187ページをお願いします。10款教育費になります。備考欄の中段になりますが、1項教育総務費、2目事務局費の20共同学校事務事業は、学校事務の共同化運営に要する費用で、消耗品費及び備品購入費の支出がございました。

192、193ページをお願いします。備考欄の上段になります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の03七郷小学校管理事業の11需用費、6修繕料348万6,277円のうち、270万円は七郷小学校エレベーターの巻上機交換工事を行ったものであります。

196、197ページをお願いします。備考欄の中段になります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の06小学校施設改修事業の13委託料、12施設点検業務委託料371万4,120円は、小学校施設改修のため、学校施設点検業務を行ったものであります。

204、205ページをお願いします。備考欄の中段より少し下になります。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の05中学校施設改修事業の15工事請負費、1工事請負費70万2,000円は、玉ノ岡中学校の空調設備更新工事を行ったものであります。

220、221ページをお願いします。備考欄の中段より少し下になります。10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費の06杉山城跡整備事業の15工事請負費、1工事請負費150万1,200円は、杉山城跡駐車場整備工事を行ったものであります。

224、225ページをお願いします。備考欄の下段になります。10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費の01スポーツ施設管理事業の15工事請負費、1工事請負費387万720円は、総合運動公園駐車場整備工事として、整地工2,319平方メートル、フェンスの撤去、設置を行ったものであります。

226、227ページをお願いします。備考欄の中段になります。10款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費の02学校給食運営管理事業の11需用費、6修繕料353万9,790円は、給湯ポンプユニット緊急修繕工事、除外施設ブロワーオーバーホール、コンテナ用折りたたみ扉の修繕、コンテナ洗浄機ポンプ緊急修繕ほか13件の修繕を行ったものであります。

230、231ページをお願いします。11款災害復旧費になります。備考欄の上段になりますが、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費の01道路橋りょう災害復旧事業の15工事請負費、1工事請負費、繰越明許1,174万5,000円は、鎌形八幡橋の護岸工事及び町道越畑252号線ののり面工事を行ったものであります。

続きまして、353ページをお願いいたします。財産に関する調書であります。1、公有財産の(1)、土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産を合わせまして111万3,408平方メートル、建物につきましては、行政財産、普通財産を合わせまして5万2,346平方メートルでした。

下段の表の行政財産で、数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。まず土地ですが、公共用財産のうち、その他の施設866平方メートルの増は、千年の苑手芸施設用地が買い戻しにより普通財産から行政財産に変更となったための増であります。

建物につきましては、公共用財産のうち、その他の施設の木造271平方メートルの増は、嵐山町子ども家庭支援センター、b & gらんざんと千年の苑手芸施設の増であります。

次のページをお願いします。中段の表ですが、こちらは普通財産になります。土地の668平方メートルの減につきましては、山林の498平方メートルの減とその他の区分の畑170平方メートルの減となります。山林につきましては、大字広野地内の原野198平方メートルの寄附による増がありましたが、千年の苑手芸施設用地山林の買い戻しによる696平方メートルの減により、計498メートルの減となります。その他の区分170平方メートルの減につきましては、千年の苑手芸施設用地、畑の買い戻しにより、普通財産の減となるものです。普通財産の建物につきましては、変更はございませんでした。

次に、355ページをお願いします。(2)、出資による権利でございしますが、年度中の変更はございません。

次のページをお願いします。2、物品でございしますが、金額が50万円以上のものを356ページから358ページに記載してございます。自動車の減とめんこ61製麺機の増がございました。ご高覧願います。

次に、359ページをお願いします。3、基金の状況でございします。積立基金は、取り崩し、積み立て等を行いまして、決算年度末現在高の総額は、9基金で6億5,264万

3,000円となりました。

また、定額基金は5基金で、決算年度末現在高は現金6,285万8,000円、貸付金4,197万9,000円となりました。また、土地につきましては2,171.11平方メートルとなりました。定額基金の運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金運用状況調書をご高覧願います。

なお、決算の詳細につきましては、平成30年度主要な施策の説明書をご参照いただきたいと思えます。

以上、簡単ですが、認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

高橋町民課長。

〔高橋喜代美町民課長登壇〕

○高橋喜代美町民課長 それでは、認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の244、245ページをお開きください。歳入ですが、1款国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせて、収入済額4億244万5,347円でありました。

246、247ページをお開きください。5款県支出金は、収入済額16億8,846万216円でありました。1項1目1節保険給付費等交付金普通交付金は、町が行った保険給付の実績に応じて16億3,121万7,216円、2節保険給付費等交付金特別交付金は、保険者努力支援分等として5,724万3,000円が交付されました。

248、249ページをお開きください。7款繰入金は、収入済額1億1,473万2,744円でありました。1項1目一般会計繰入金は、収入済額1億1,123万9,744円であります。この内訳としまして、1節の保険基盤安定繰入金税軽減分は、低所得者に係る保険税の軽減相当額が、2節の保険基盤安定繰入金保険者支援分は保険税軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額が、4節の国保財政安定化支援事業繰入金は国保財政の健全化、保険税負担の標準化のための額が、5節のその他繰入金は事務費及び保険事業に要する経費がそれぞれ繰り入れられたものであります。

250、251ページをお開きください。8款繰越金は、収入済額1億5,215万704円で、前年度繰越金でございます。

252、253ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は25億8,169万4,000円で、調定額24億3,039万8,404円に対し、収入済額は23億6,685万8,316円で、不納欠損額485万100円、収入未済額は5,868万9,988円でありました。

254、255ページをお開きください。次に、歳出ですが、1款総務費は支出済額1,048万296円で、事務執行経費等でございます。

256、257ページをお開きください。2款保険給付費は、支出済額16億2,350万8,488円であります。内訳として、1項1目一般被保険者療養給付費は13億5,576万9,003円で、被保険者数は減少しているものの、医療技術の高度化による影響等により、年々増加している状況でございます。

また、2目退職被保険者等療養給付費、支出済額768万8,343円は、退職者医療制度の廃止に伴う被保険者数の減少により、減額となっております。

258、259ページをお開きください。2項高額療養費は、支出済額2億4,121万2,192円であります。支払い件数は、一般被保険者分3,221件、退職被保険者分37件などあります。前年度と比較し、一般被保険者分は件数、金額ともに増加しております。

4項1目出産育児一時金は452万2,160円で、支払い件数は11件であります。

260、261ページをお開きください。5項1目葬祭費は220万円で、支払い件数は44件であります。

3款国保事業費納付金は、支出済額4億8,864万6,552円であります。これは、国保財政主体である埼玉県から示された額を納付したものであり、内訳としては1項医療給付費分として3億3,490万7,813円、2項後期高齢者支援金等分として1億1,707万261円、3項介護納付金分として3,666万8,478円であります。

262、263ページをお開きください。6款保険事業費は、支出済額3,629万5,387円あります。1項1目疾病予防費は、支出済額1,719万5,788円で、内訳は人間ドック、がん検診等の検診業務、生活習慣病重症化予防対策事業が主なものであり、新規事業といたしましてコバトン健康マイレージらんらんポイント事業及びウォーキングマップの作成をいたしました。

264、265ページをお開きください。2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので、1,847万5,599円あります。主な内容としまして、

特定健診業務、特定健診未受診者対策事業を実施いたしました。特定健康診査の受診率は、平成28年度47.3%、平成29年度48.3%、そして平成30年度は48.7%と年々上昇しており、ここ3年間実施しております未受診者対策事業による効果があらわれております。

7款基金積立金は、支出済額1億1,800万185円であります。国民健康保険財政調整基金に積み立てをいたしました。

266、267ページをお開きください。9款諸支出金は、支出済額3,092万3,177円であります。1項7目療養給付費等負担金償還金は、支出済額2,422万1,697円で、平成29年度分の療養給付費等負担金返還金でございます。

1項8目療養給付費等交付金償還金は、支出済額442万1,580円で、平成29年度分の退職者医療交付金返還金でございます。

268、269ページをお開きください。以上、歳出合計ですが、予算現額25億8,169万4,000円に対し、支出済額は23億785万4,358円で、不用額は2億7,383万9,642円でございます。

270ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は5,900万3,958円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の278、279ページをお開きください。歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億6,879万3,070円であります。前年比較1,361万8,610円の増額となっており、被保険者数の増加により保険料が増額となったものです。収納率は、特別徴収分が100%、普通徴収の現年度分が99.2%でありました。また、平成30年度末現在の被保険者数は2,706人で、前年度と比較して141人、率にして5.5%増加しています。

次に、4款繰入金は、収入済額3,990万2,474円で、一般会計から事務費分及び保険基盤安定分繰入分として、低所得者等の保険料軽減分を繰り入れしております。

次に、5款繰越金は、収入済額380万6,052円で、前年度繰越金でございます。

280、281ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は2億1,339万8,000円で、調定額2億1,314万5,471円に対し、収入済額は2億1,260万9,091円、収

入未済額は53万6,380円でした。

282、283ページをお開きください。歳出ですが、1款総務費は支出済額86万2,706円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億795万2,074円で、これは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したものでございます。

284、285ページをお開きください。歳出合計は、予算現額2億1,339万8,000円に対し、支出済額は2億890万9,950円で、不用額は448万8,050円でございます。

次に、286ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は369万9,141円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部についてご説明申し上げます。

決算書の296、297ページをお開きください。事項別明細書の歳入、1款保険料ですが、調定額3億2,011万1,381円に対し、収入済額3億1,439万4,151円、不納欠損額157万1,580円、収入未済額414万5,650円となり、歳入総額に占める割合は22.9%となっております。収納率は98.21%で、前年度比0.45ポイント増加しております。

次に、2款国庫支出金ですが、収入済額は2億5,245万445円で、このうち1項国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分として2億1,889万2,100円交付されております。

2項国庫補助金の1目調整交付金については、後期高齢者の割合や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成30年度調整基準標準給付費の1.88%に調整率を乗じた額等で2,256万2,000円が交付されたものであります。

2目、3目については地域支援事業交付金で、28年度より開始した介護予防・日常生活支援総合事業に係るものと、それ以外の地域支援事業ということで、556万5,600円と282万4,745円が交付をされました。

298、299ページをお開きください。5目保険者機能強化推進交付金については、平成30年度から開始された新たな交付金で、市町村の取り組みについて諸評価指数に基づき交付されるもので、260万6,000円が交付されたものであります。

次に、3款支払基金交付金ですが、収入済額は3億3,629万5,000円で、これは第2号被保険者の保険料が財源となっており、社会保険診療報酬支払基金から平成30年度の標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の27%が交付されたものであります。

次に、4款県支出金の収入済額1億9,090万1,972円については、1項の県負担金として介護給付費の定率負担分1億8,601万1,100円、また2項の県補助金として国と同様に介護予防・日常生活支援総合事業に係るものと、それ以外の地域支援事業ということで、347万8,500円と、300、301ページになりますけれども、141万2,372円が交付されました。

次に、6款繰入金ですが、収入済額は2億434万1,000円で、このうち1項の一般会計繰入金1億7,534万1,000円を介護給付費及び地域支援事業の定率町負担分として繰り入れたもの、それから事務費分等として町負担分を繰り入れたもの、302、303ページになりますけれども、低所得者の介護保険料を軽減した分を繰り入れたものであります。

2項の基金繰入金については、介護給付費の支払い金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金から2,900万円を繰り入れたものであります。

次に、7款繰越金については、7,038万37円を前年度から繰り越しをしたものでございます。

304、305ページをお願いいたします。一番下の歳入合計ですが、予算現額13億8,538万2,000円、調定額13億7,949万1,295円に対して、収入済額は13億7,377万4,065円となっております。

306、307ページをお開きください。歳出ですが、1款総務費は、支出済額1,584万2,319円で、事務執行に係る経費が主なものですが、そのうち3項介護認定審査会費の1,286万544円については、比企広域市町村圏組合への負担金及び主治医意見書の作成手数料等となっております。

308、309ページをお願いいたします。下段になりますが、2款保険給付費は、支出済額12億1,611万8,952円で、前年度比較1億4,399万3,947円、13.4%の大幅な増とな

っており、歳出決算額の91%を占めております。1項介護サービス等諸費のうち、1目の居宅介護サービス給付費4億7,277万1,394円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の9割から7割を給付したもので、年度末現在422人の方が利用をされております。

310、311ページをお開きください。3目の地域密着型介護サービス給付費については、支出済額が1億3,778万6,651円で、地域密着型介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の9割から7割を給付したもので、年度末現在64人の方が利用をされております。

5目の施設介護サービス給付費については、支出済額が4億5,621万3,393円で、年度末現在、前年度より11人多い154人の方が利用をされております。

9目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額5,982万1,466円で、要介護者に対し、ケアプランを作成した費用として4,411件分を介護支援サービス事業者に10割給付したものであります。

次に、2項の介護予防サービス等諸費については、支出済額1,541万7,545円で、これは介護認定審査の結果、要支援1または2と判定された方に対し、状態の改善と悪化予防のためのサービスを提供したものでございます。

312、313ページをお開きください。1目の介護予防サービス給付費1,251万9,228円は、指定居宅介護予防サービス事業者が要支援者に提供した居宅介護サービス費用の9割から7割を給付したもので、年度末現在43人の方が利用をされております。

5目の介護予防サービス計画給付費は、支出済額208万7,500円で、介護予防サービス事業者が要支援者に対し作成したケアプランの費用として、474件分を10割給付したものでございます。

314、315ページをお開きください。4項高額介護サービス等費、支出済額2,586万7,775円については、1割から3割の利用者負担額が高額になった場合に、サービス利用料を軽減する制度で、一定の負担額を超えた2,449件分について償還払いで交付したものでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、支出済額215万1,129円については、医療保険の一部負担金と介護保険の利用者負担の1年間の総額が一定額を超えた90件分について償還払いで交付したものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,965万5,710円については、介護保険

施設における低所得者の食費と居住費の負担限度額を超えた部分について、2,130件分を給付したものでございます。

316、317ページをお開きください。3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額1,382万922円については、28年度から開始した総合事業に係る経費で、第1号訪問事業、第1号通所事業等を行ったものであります。

318、319ページをお開きください。3目一般介護予防事業費、支出済額672万3,080円については、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に、やすらぎトレーニング事業、地域介護予防支援事業や地域リハビリテーション活動支援事業、脳の健康教室事業等、介護予防のための多様な事業を実施したものであります。

320、321ページをお開きください。2項包括的支援事業・任意事業費、支出済額640万5,103円ですが、主なものとしては、まず1目総合相談事業費、支出済額114万7,977円で、支え合いマップの更新や高齢者等の見守り事業を行ったものでございます。

322、323ページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、4目任意事業費、支出済額167万3,589円については、おおむね65歳以上の高齢者だけの世帯等への配食サービス事業委託料が主なものでございます。

5目生活支援体制整備事業費、支出済額175万2,564円については、総合事業を円滑に推進していくために必要なサービスの発掘や開発等を行う生活支援コーディネーター業務委託料が主なものでございます。

324、325ページをお願いいたします。下段になりますけれども、4款基金積立金については、介護保険介護給付費支払準備基金積立金として3,600万6,130円を積み立てました。これにより、年度末の基金残高は2億2,066万5,009円となっております。

次に、5款諸支出金については、支出済額3,885万7,570円で、主な内訳としては、326、327ページをお願いいたしますが、1項2目償還金で平成29年度決算に伴う国、県等への返還金3,521万5,359円と、2項繰出金で平成29年度決算に伴う一般会計への繰出金348万911円となっております。

歳出合計は、予算現額13億8,538万2,000円に対して、支出済額13億3,627万1,166円、不用額は4,911万834円で、執行率は96.5%でありました。

328ページをお開きください。最後に、実質収支に関する調書ですが、3の歳入歳出差引額は3,750万2,899円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時40分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算について細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、認定第5号 平成30年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして細部説明をさせていただきます。

最初に、恐縮でございますが、主要な施策の説明書の213ページをお開きいただければと存じます。最初に、事業の概要としまして、平成30年度末の整備状況でございます。全体計画面積423ヘクタールで、花見台拡張地区の整備にあわせまして5ヘクタールの増となっております。認可計画面積343.6ヘクタール及び処理区域面積304.4ヘクタールは、それぞれ面積の変動はございません。

続きまして、行政人口でございます。1万7,951人は、前年度より13人の減でございます。全体計画人口1万1,800人に変動はございません。処理区域内人口1万2,020人は、前年度より99人の増でございます。水洗化人口1万609人は、前年度より218人の増でございます。人口普及率67.0%は、前年度より0.6%の増となっております。面積普及率72.0%は、前年度より0.8%の減となります。水洗化率88.3%は、前年度より1.1%の増となります。以上が平成30年度末の整備の状況でございます。

続きまして、決算書に移らせていただきます。決算書の事項別明細書に沿ってご説明を申し上げます。

決算書の336、337ページをお願いいたします。最初に、歳入でございます。第1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽事業分担金の収入済額は326万4,000円でございます。浄化槽事業分担金として、浄化槽事業費の1割相当額となります。

次の2項1目下水道事業負担金の収入済額は55万5,450円でございます。これにつきましては、公共下水道区域において接続可能となった区域に対しまして、賦課対象

面積に応じて賦課している受益者負担金でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料の収入済額は2億7,687万6,802円でございます。次の使用料及び手数料の1項1目浄化槽使用料の収入済額は、2,802万4,345円でございます。

第3款国庫支出金の1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金の収入済額は、1,654万円でございます。こちらにつきましては、単独浄化槽から合併浄化槽への転換等、町管理型浄化槽の整備に対して補助されたものでございます。

続きまして、338、339ページをお願いいたします。第4款県支出金、1項1目浄化槽整備事業費補助金の収入済額は850万円で、浄化槽の配管費及び既設浄化槽やくみ取り槽の撤去費に対して補助されたものでございます。

次に、第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、2億4,033万3,000円でございます。

次の第6款繰越金は、前年度繰越金で724万9,176円でございます。

次の第7款諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、340、341ページをごらんくださいませ。第8款の町債でございます。1項1目下水道事業債は、6,950万円でございます。

以上、歳入の合計が6億6,130万7,638円となるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。342、343ページをお願いいたします。公共下水道費、1項1目一般管理費は3,255万4,538円で、主に下水道事業の実施に要する人件費でございます。

次に、2項1目建設事業費は5,646万8,871円で、主なものは19節負担金補助及び交付金の市野川流域下水道事業建設負担金として支出したものでございます。

2項2目維持管理費につきましては、1億7,023万73円でございます。そのうち11節の需用費は、マンホールポンプの電気料及び修繕料となります。次に、13節の委託料につきましては、公共下水道のマンホールポンプ清掃委託料、保守点検委託料などでございます。15節の工事請負費でございますけれども、これは公共ますやマンホールふた等の修繕工事でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、主に市野川流域下水道維持管理負担金といたしまして1億4,140万2,370円の支出をしたものでございます。

次に、2項3目公営企業会計適用化事業費の1,000万円につきましては、公営企業

会計移行支援業務委託費でございます。

次に、346、347ページをお願いいたします。第2款浄化槽費、1項1目一般管理費の669万771円につきましては、主に浄化槽事業の実施に要する人件費でございます。

次に、2項1目建設事業費は4,685万4,000円で、17節の公有財産購入費は町管理型浄化槽として整備された浄化槽の買い取り費用でございます。次に、19節の負担金及び交付金につきましては、浄化槽の配管費及び既設浄化槽やくみ取り槽の撤去に要する補助金でございます。

348、349ページをお願いいたします。2項2目維持管理費は5,323万2,537円で、町管理型浄化槽の修繕及び保守管理、清掃、料金徴収の業務委託費でございます。

第3款公債費の元金及び利子の合計償還額につきましては、2億7,724万2,980円でございます。

以上、歳出合計6億5,327万3,770円となり、歳入の合計6億6,130万7,638円の差し引き740万3,568円が翌年度繰越額となるものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

引き続きまして、平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての細部説明に移らせていただきます。

決算書の364ページ、365ページをお願いいたします。平成30年度嵐山町水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款事業収益は、決算額が5億4,643万8,593円でございます。

第1項営業収益ですが、内容は水道料金、加入金などの収入が5億343万6,213円でございます。前年度と比較しまして758万3,029円の減額となっております。

次に、第2項営業外収益は3,962万380円でございます。

第3項の特別利益ですが、退職給付引当金及び賞与引当金の戻入といたしまして、338万2,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用の決算額が4億2,502万390円でございます。

第1項の営業費用の決算額は、3億9,605万7,969円となります。

第2項の営業外費用につきましては、2,872万5,726円でございます。

次に、第3項特別損失は、23万6,695円でございます。この内容につきましては、不納欠損に対し引き当てする額でございます。

第4項の予備費につきましては、支出がございません。

次に、366ページと367ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち収入でございます。第1款の資本的収入の決算額につきましては、ゼロ円でございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出の決算額は、7,579万3,842円でございます。

第1項の建設改良費の決算額につきましては、4,589万7,100円となります。

第2項の企業債償還金は、2,989万6,742円でございます。前年度の決算額と比較しまして、105万9,331円の増となっております。

なお、欄外の記載でございますが、資本的収入が資本的支出額7,579万3,842円に対しまして不足する額7,579万3,842円は、減債積立金として2,980万円、建設改良積立金19万円、過年度損益勘定留保資金4,315万8,262円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額264万5,580円で補てんをさせていただいたものでございます。

369ページをお願いいたします。損益計算書でございます。この金額につきましては、税抜きで表示をさせていただいております。

最初に、1の営業収益でございます。(1)の給水収益から(2)のその他の営業収益までの営業収益合計額が4億6,626万516円となりました。

次に、営業費用ですが、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費までの営業費用合計額といたしまして3億8,363万5,913円となり、営業利益は8,262万4,603円となりました。

次に、3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(3)の雑収益までの営業外収益合計額が3,957万9,583円となりました。

4の営業外費用でございますが、(1)の支払利息から(2)の雑支出の合計額が682万8,226円となりました。

3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額は3,275万1,357円となりまして、経常利益といたしまして1億1,537万5,960円となりました。

5の特別利益ですが、その他特別利益といたしまして、退職給付引当金戻入額259万7,000円、賞与引当金戻入額78万5,000円、合計338万2,000円でございます。

6の特別損失でございますが、(1)の過年度損益修正額といたしまして23万6,695円でございます。

5の特別利益と6の特別損失の差額は、プラスの314万5,305円となります。

経常利益 1 億1,537万5,960円から特別利益と特別損失の差額314万5,305円を足しますと、当年度純利益といたしまして1 億1,852万1,265円となり、前年度の当年度純利益と比較いたしますと4,947万8,695円の増となりました。

次に、前年度繰越利益の剰余金は1 万5,996円でございます。その他未処分利益剰余金の変動額につきましては2,999万円となります。その結果、当年度未処分利益剰余金につきましては1 億4,852万7,261円となりました。

次に、370及び371ページをお願いいたします。剰余金の計算書でございますが、平成30年度に変動のあるところにつきましてご説明をさせていただきます。剰余金計算書の表の中段ほどに当年度変動額の行があると思いますが、この変動額を中心にご説明をさせていただきます。

資本金でございますが、変動はなく、当年度残高につきましては35億7,310万8,235円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金においては、受贈財産評価額から国庫補助金まで全てにおいて変動はございません。資本剰余金合計の欄でございますが、当年度末残高 2 億3,376万124円でございます。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金及び建設改良積立金につきましては、資本的収入及び支出のところで補てんをしております。その額が減債積立金は2,980万円、建設改良積立金は19万円でございます。減債積立金及び建設改良積立金の各年度末残高につきましては、1 億2,770万円及びゼロ円でございます。

次に、未処分利益剰余金の当年度変動額でございますが、1 億4,851万1,265円でございます。未処分利益剰余金の当年度末の残高につきましては、1 億4,852万7,261円となるものでございます。

利益剰余金の合計額の当年度末残高につきましては、2 億7,622万7,261円でございます。

次に、資本合計の当年度末残高でございますが、40億8,309万5,620円でございます。

続きまして、剰余金処分計算書の案でございます。処分案につきましては、改めて議決をいただく予定となっておりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億4,852万7,261円を減債積立金へ3,090万円、そして建設改良積立金へ840万円、自己資本金への組み入れとして1 億913万5,201円、それぞれ積み立て及び組み入れの処分とする案としてございます。

372ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。初めに、資産の部の固定資産でございますが、(1)の有形固定資産のイの土地からヌの建設仮勘定までの有形固定資産合計額といたしましては、38億983万2,529円でございます。次に、無形固定資産につきましては68万5,900円で、前年度と変動はございません。固定資産の合計ですが、38億1,051万8,429円でございます。

続きまして、2の流動資産でございますが、(1)の現金預金から(5)の前払金までの流動資産合計が16億8,134万1,070円でございます。資産合計でございますが、54億9,185万9,499円でございます。前年度の額と比較をいたしますと、2,116万9,115円の増となるものでございます。

次に、373ページをお願いいたします。負債の部でございますが、3の固定負債でございます。(1)の企業債から(3)の引当金までの固定負債合計は、5億612万2,354円となりました。

流動負債ですが、(1)の企業債から(8)の浄化槽使用料までの流動負債合計額は、1億9,148万4,393円でございます。

次に、5の繰延収益でございます。(1)の長期前受金から(2)の長期前受金収益化累計額の繰り延べ収益合計は、7億1,115万7,132円でございます。負債合計といたしましては、14億876万3,879円となりました。

次に、資本の部でございますが、6の資本金につきましては、(1)の固有資本金と(2)の組み入れ資本金の資本合計額が35億7,310万8,235円でございます。

7の剰余金のうち、(1)の資本剰余金でございますが、イの受贈財産評価額からチの国庫補助金までの資本剰余金合計額は2億3,376万124円でございます。

次の(2)の利益剰余金でございます。イの減債積立金、ロの建設改良積立金、ハの当年度未処分利益剰余金の利益剰余金合計でございます。2億7,622万7,261円でございます。

剰余金合計額は、5億998万7,385円となりました。資本合計は40億8,309万5,620円となりまして、負債資本合計は54億9,185万9,499円でございます。これが資産合計と合致するものでございます。

次に、382ページをお願いいたします。平成30年度の重要契約につきまして記載をしております。全体では14件ございました。

次に、389ページをお願いいたします。上段の企業債の明細書でございます。企業

債の未償還残高は合計9口ございまして、1億6,229万718円となっております。

その他の決算附属書類につきましては、ご高覧いただければと存じます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○佐久間孝光議長 以上で提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

〔堀江國明代表監査委員登壇〕

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成30年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の6会計及び定額基金の運用につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月23日から7月31日までの間、主に役場205会議室におきまして嵐山監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、一般会計及び各特別会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。

平成30年度の我が国の経済は、緩やかな回復が続きました。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用、所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつあります。

ただ、平成30年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられました。政府は、一連の自然災害の被災地の復旧、復興を全力で進めるため、第1次補正予算を迅速かつ着実に実施しました。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適

切に対処するため、平成30年12月21日に第2次補正予算を閣議決定し、翌年2月7日に同予算が成立しました。今後についても、雇用、所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって景気は緩やかに回復していくことが見込まれます。

そうした中で、嵐山町の財政については、前年度と比べ、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税は増収、法人町民税、町たばこ税は減収となり、結果として町税全体では約3,305万2,000円の増収となりました。また、平成30年度の地方交付税につきましては6億9,474万2,000円で、前年度より9,319万8,000円の減額となりました。しかしながら、日本全体の人口が減少傾向にある中、納税者からの持続的な増収は見込めない状況であり、依然として厳しい状況下での財政運営が続くものと思われま

す。平成30年度の決算は、このような財政状況のもとで、町政の進展と住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映したものであると言えます。各会計とも町の基本方針を示した第5次総合振興計画に沿い、町を取り巻く社会状況を念頭に、自主財源の確保、経済対策関連の活用等に組織を挙げ努力されたことに対し、敬意を表する次第であります。

今後も社会経済情勢の動向や制度改正など、地方自治体を取り巻く環境変化に一層注視され、また財政の健全化にも配慮しつつ、町民の負託に添えていただくようお願いしております。

続きまして、水道事業会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。今年度は、昨年度と比べ、給水人口、年間総配水量及び総有収水量は減少しました。有収率については増加いたしました。当年度純利益は、昨年度に比べ増加し、約1億1,852万円が確保されています。

安定供給、安心安全な水道水、そして安価であることが住みよい町として重要な点であると考えます。今後も設備の更新など計画的に実施し、これまで同様、水道事業の適正な運用に努めていただくよう希望いたします。

以上、6会計についての審査結果をご報告いたしました。

申し上げるまでもありませんが、地方自治体における行政はサービス業です。これからも奉仕の精神で住民サービスの向上に努めるよう希望いたします。

以上、甚だ簡単でございりますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行

います。

質疑は、決算議案6件を一括して行います。どうぞ。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑

○佐久間孝光議長 日程第14、議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第47号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成30年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

[山下隆志上下水道課長登壇]

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして細部の説明をさせていただきます。

議案書の裏面をごらんくださいませ。平成30年度嵐山町水道事業剰余金処分の計算書(案)でございます。未処分利益剰余金当年度末残高1億4,852万7,261円のうち、議会の議決によります処分額といたしまして1億4,843万5,201円の処分につきまして提案をさせていただくものでございます。

議会の議決によります処分額の内訳といたしましては、自己資本金への組み入れといたしまして1億913万5,201円、これを自己資本金へ組み入れる内容でございます。ほかに減債積立金への積み立てに3,090万円、そして建設改良積立金の積み立てに

840万円を積み立てまして処分をさせていただき、処分後の残高を9万2,060円とするものでございます。なお、この9万2,060円につきましては繰越利益剰余金となるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

本決算認定6件及び議案第47号の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定6件及び議案第47号は、12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算認定6件及び議案第47号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算認定6件及び議案第47号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○佐久間孝光議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時24分

再 開 午後 3時39分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○佐久間孝光議長 先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、森一人議員、副委員長、青柳賢治議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

森決算審査特別委員長。

〔森 一人決算審査特別委員長登壇〕

○森 一人決算審査特別委員長 決算審査特別委員長に就任いたしました森一人です。

私なりに精いっぱい務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 ありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時41分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第11号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第15、同意第11号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第11号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員、山田朋美氏が令和元年7月31日に辞職したことに伴い、新たに船戸美津子氏を令和元年9月1日から任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。船戸美津子氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと思います。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第11号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第11号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎同意第12号の上程、説明、質疑、採決

○佐久間孝光議長 日程第16、同意第12号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第12号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員、植田春子氏の任期が令和元年9月30日に満了することにつきまして、新たに中澤恵利氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。中澤恵利氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 大変若い方が教育委員に推薦というか、これで決まればなられるということで、私も期待したいと思います。

それで、ちょっと確認なのですが、今この方は株式会社K&M'Sという、こういう会社の会社員ということですよ。会社に勤めていて教育委員になられるというのは、法的には別に問題ないということで理解してよろしいのですか。

それと、時間的なものは、昼間開くこともありますよねというか、開くことですよ。そういうものも本人は十分大丈夫ですよということで確認されているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

中澤氏でございますが、現在の会社では保育士として勤務をされていると。保育士としても、常勤ということではございませんで、スポット的に入るような、そういったお勤めの仕方をしているということでございます。

また、地教行法の規定によりますと、教育委員会の方については職業であるとか、年齢だとか、そういった偏りがないようにという規定もございます。会社員だからといって教育委員にはなれないと、このようなことではございません。

あと、時間的なことにつきましては、本人とお話をしながら、都合を見ながら出席

いただけるということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 都合を見ながら出席ということになると、欠席もあり得るということになってしまうわけですか。担当の教育委員会としては、そういうことでも仕方ないというふうに見ているのですか、ちょっと伺いたいと思うのですが。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

ただいまも教育委員さん4名で実際に運営しているところなのですが、教育委員会は前月に大体翌月の日程を決めさせていただいておりますけれども、全員がそろわないときもあります。ただし、4人のうちの大体3人については、ほとんどの場合は4人も来ていますけれども、年に1度、2度は、3人の方しか集まらなかったということも実際にあります。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、仕事上どうしても欠席になってしまうというのは、これは仕方ないということで教育長はお考えになっているという、そういうことであるのですか。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 日程は、各方の予定を組みますので、大体4人の方が出席できる日程で組みます。ですから、前提は全員出席ということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 今大変若いというものが出されましたけれども、これを見ますと、子ども・子育て会議の委員ということになっておるのですが、教育委員会の法が改正されたときに、1人は必ず学校の子どもを持っている方から選出しなければいけないということになっていると思うのですが、その形で入っていた委員さんがいるわけですが、新たにお子さんをお持ちの方なのか、その辺はどんなふうな捉え方なのか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からお答えをさせていただきます。

今議員さんのご質問にありましたとおり、法の第4条第5項の中に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと、こういった規定がございます。現在の委員さんでもこの規定については充足をしておるわけですが、今回の中澤氏につきましては、一番上のお子さんが小学生をはじめとして、今3人の子育て中というような方でございます。こうした規定にも合致をする方だというふうを考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） そうしますと、その規定に合致する方が2人になるという捉え方でいいのですか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

この方が任命されれば、任命をされた時点では2人という形になりますが、今既に委員さんとなっている方につきましては、そろそろ成人するお子さんだということでございますので、そういったこともありまして、今回中澤氏にお願いをさせていただきたいということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 年齢的に見ると、小さいお子さんがいるわけですがけれども、教育委員会を開催するときに保育のサポートとか、そういったものは考えられるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 保育のサポートということは、十分考えられることだと考えています。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第12号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第12号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第48号～議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐久間孝光議長 日程第17、議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、日程第18、議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）、日程第19、議案第50号 町道路線を認定することについて（公共工事）、以上3件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第48号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、町道路線を廃止することについて（開発行為）の件でございます。開発行為に伴いまして、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第49号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第49号は、町道路線を認定することについて（開発行為）の件でございます。開発行為に伴いまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

続きまして、議案第50号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第50号は、町道路線を認定することについて（公共工事）の件でございます。公共工事に伴いまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

〔伊藤恵一郎まちづくり整備課長登壇〕

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第48号、議案第49号及び議案第50号について細部説明をさせていただきます。

議案第48号は、開発行為に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書をごらんください。廃止する路線は、町道勝田81号線及び町道勝田84号線の2路線でございます。花見台工業団地の拡張部分の開発行為を行うことに伴い、道路を廃止するものでございます。

なお、町道勝田84号線につきましては、再度認定させていただくものでございます。

廃止路線の延長及び幅員につきましては、勝田81号線が延長65.33メートル、幅員1.7メートルから4.2メートル、勝田84号線が延長252.47メートル、幅員が1.95メートルから3.95メートルでございます。

続きまして、議案第49号は、開発行為に伴う町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。認定する路線は、町道勝田84号線で、花見台工業団地の拡張部分については開発行為を行います。土地買収協議中で民地が一部残ることに伴い、新たに認定するものでございます。

認定する路線の延長及び幅員につきましては、延長49.16メートル、幅員2.18メートルから5.04メートルでございます。

続きまして、議案第50号は、公共工事に伴う町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。認定する路線は、町道越畑306号線でございます。本年度実施させていただきます越畑165号線の整備に伴い、地域から緊急車両の通行道路の確保の要望が出されたため、その整備を実施するため認定するものでございます。

認定する路線の延長及び幅員につきましては、延長40.2メートル、幅員4メートルでございます。

なお、各議案書に各路線の参考図面を添付させていただいております。また、議場の出入りに同様の図面を掲載させていただいておりますので、ご高覧ください。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号、議案第49号、議案第50号、以上3件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第48号、議案第49号、議案第50号、以上3件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

議事の都合により、8月29日、30日、31日、9月1日を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、8月29日、30日、31日、9月1日を休会とすることに決しました。

◎散会の宣言

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分)

令和元年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

9月2日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

第1番議員 吉本秀二 議員

第13番議員 渋谷登美子 議員

第2番議員 森一人 議員

第5番議員 青柳賢治 議員

○出席議員（13名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	11番	松本美子	議員
12番	安藤欣男	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	佐久間孝光	議員			

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
柳下和之技監	
青木務	参事兼総務課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長

伊	藤	恵	一	郎	まちづくり整備課長
山	下	隆	志		上下水道課長
大	島				会計課副課長
永	島	宣	幸		教 育 長
村	上	伸	二		教育委員会事務局長
杉	田	哲	男		農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、令和元年第3回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、金井会計管理者兼会計課長は、体調不良により本日の会議を欠席しております。金井会計管理者兼会計課長の代理として、会計課、大島副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○佐久間孝光議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○佐久間孝光議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号1番、吉本秀二議員。

質問事項1の持続可能な嵐山町の創生についてです。

〔1番 吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○1番(吉本秀二議員) おはようございます。1番議員、吉本秀二です。議長からご

指名をいただきましたので、大きく1項目について一般質問をさせていただきます。

日本創成会議人口減少問題検討分科会で消滅のおそれがある市町村が896あるとの提言を受け、日本列島に震撼が走りました。嵐山町では、総合戦略を策定するとともに、政府の地方創生事業に職員一丸となって取り組まれました。その結果、多くの地方創生事業と交付金を獲得し、町の新たな活力となる稼げる仕掛けづくりが生まれました。しかし、これから2025年問題等、さらに本格化する少子高齢化、人口減少を迎える中で、嵐山町を持続可能な町にするためには、さらなる行政施策が必要であります。そうした観点から、以下についてお伺いいたします。

(1)、町の財政状況の現状と課題及び将来展望について。

(2)、地方創生事業の現状と評価及び課題について。

ア、千年の苑ラベンダー園。

イ、めんこ61プロジェクト。

ウ、情報発信施設「嵐なび」。

エ、嵐山町活性化プロジェクト～町おこしディレクター～。

(3)、新たな地方創生事業について。

以上、よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

人口減少や少子高齢化のさらなる進展は、地方公共団体の消滅可能性を高めることとなりますが、町では平成27年度に人口ビジョン・総合戦略を策定し、人口減少対策や稼ぐ力の向上など、その対策を講じているところであります。

現在の財政状況であります。平成30年度決算ベースで見ますと、経常収支比率、公債費比率及び義務的経費比率が前年度と比較いたしますと若干上昇傾向にあり、財政の硬直化が徐々に進んでいることがうかがえます。また、義務的経費の内訳を見ると、人件費や公債費はほぼ横ばい状態ですが、扶助費につきましては年々増加しており、平成22年度と比較をして28.3%の増となっており、これは社会保障費の増嵩が大きく影響しているものと考えられます。

歳入歳出総額の差引額から繰り越し財源を控除した実質収支につきましては、その

年度の事業量の増減に左右されますが、実質収支に財政調整基金の積み立てと取り崩しを差し引きした実質単年度収支では、直近3カ年マイナス収支となっております。これは、財政調整基金の積立額より取り崩し額が上回っている状況であるため、将来に向け、速やかに一般財源の抑制と確保の対策が必要であると考えております。

いずれといたしましても、将来に向けて持続可能な町にするためには、現状をしっかりと把握した上で既存事業の見直しを行うとともに、地方創生事業等のさらなる展開による安定した財源の確保、そしてその財源をもとにした町の活性化により、強固な財政基盤を確立していくことが大きな課題であると同時に、進むべき道であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（2）について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、質問項目1の（2）、ア及びイにつきましてお答えさせていただきます。

まず、質問項目アにつきましてお答えさせていただきます。千年の苑事業につきましては、平成28年度より着手し、今年度6月に8ヘクタールの圃場に5万本のラベンダーが一望できる園として、ラベンダーまつりを実施いたしました。今までラベンダーの植栽を8ヘクタール、物見台1基、橋梁4カ所、ロープ柵1,731メートル、パーゴラ5カ所、階段3カ所を整備し、今年度が事業の最終年となります。

嵐山町総合戦略では、対象事業の目的である町に多くの人を呼び込むこと、体験教室の実施や農産物等の販売額の向上、雇用の拡大などがあり、ラベンダー園の入場者数は、令和3年度の目標10万人に対し、今年度7万5,646人、経済効果につきましては1億6,131万円に対し、1億1,396万7,000円、農産物直売所の販売につきましては令和元年度3億1,200万円の目標に対し、30年度末で3億1,204万円となり、今年度も同様に推移しております。計画に沿った成果が見られておると考えてございます。

今後の課題といたしましては、駅や遠い箇所の駐車場からの会場までのアクセスの確保やイベント会場内での販売品の開発や出店者の確保、イベント経費である警備体制やスタッフ配置等の経費及び圃場の管理費などの維持経費の抑制が課題であります。

続きまして、質問項目イにつきましてお答えさせていただきます。めんこ61プロジェクトにつきましては、県の奨励品種でなくなった昔ながらのうどんなどで評価のあ

りました農林61号の小麦をリバイバルし、地粉うどんとして新たな農業の活性化と特産品づくりを行っております。平成28年度の1.8ヘクタールの試験栽培より普及を行い、30年度の作付面積は5.3ヘクタール、収量といたしまして1.1トンとなっております。

現在は、7店舗でこの小麦を利用した商品の販売などを行っております。アンテナショップといたしまして、味菜工房でのうどんの販売を行い、この地域で呼ばれておりました「めんこ」として人気を得ております。味菜工房のうどんの販売量は、平成28年度の1,829食、平成29年度6,044食、平成30年度3,140食となっております。また、ラベンダーまつりでは、30日間で3,858食でありました。他の町内の2店舗でもこの小麦を使用したうどんを提供しており、その店舗への来客数は、約2万140人と試算しております。令和元年度末の目標数値が3万5,000人であり、さらなる利用店の普及拡大が課題であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（2）について、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、私からは質問項目1の（2）、ウにつきましてお答えいたします。

嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」でございますが、昨年5月にオープンをいたしまして、多くの利用者から営業時間等の改善につきましてご要望をいただいております。今年度につきましては、こうしたご要望に應えるため、関係機関とたび重なる検討をした結果、昨年度までの観光協会直営の運営方法にかえて、町、観光協会、商工会から成る元気回復会議で運営することとなりました。これにあわせて、1階の特産品等の販売コーナーの運営をリニューアルしました。これにより、昼休み休憩時間帯の業務を閉めることなく、さらに閉店時間を延長してサービスを提供するよう努めております。

また、2階の待合スペースでございますが、今年度4月下旬から喫茶営業許可によるカップ式自動販売機で引きたてのコーヒー等は多くの方に利用いただいております。また、ラベンダーまつり、紅葉まつりなどのイベント時や土日祝日には観光ボランティアガイドによる観光案内を実施しております。

なお、就業等相談窓口でございますが、ハローワークから毎月2回提供される求人情報の配布を中心にサービスを展開しており、今後につきましてもハローワークを通

じた町内の企業の求人情報の提供においても積極的に取り組んでまいります。

課題といたしましては、より多くのラベンダー関係グッズや特産品の販売、商品の開発、イベントの開催等を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目（２）、（３）について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目１の（２）、エにつきましてお答え申し上げます。

町おこしディレクターは、町の農業、観光、商業、工業などの地域資源をつなぎ合わせ、町内外からの交流を呼び起こし、新たな産業創出を図ることを目的として、平成28年12月より活動しております。評価する点といたしましては、町の地域資源を活用し、地域の活性化、地域づくりにつながるイベントを企画、実施したこと。また各種団体や企業との協力関係を築いており、これらとのコラボレーションしたイベント等を行ったこと。各種研修会や交流会に積極的に参加し、他の地区のまちづくりに携わる方々と交流し、関係を深めながら町のPR活動を行ったことが挙げられます。

しかしながら、活動を持続するための資金をどのように調達するか、これらの活動が目に見える形となるか、新たな産業創出にどのようにつながるかが課題となっております。

続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えを申し上げます。現在町では、千年の苑事業、めんこ61プロジェクト、らんざん活性化チームプロジェクトの３つの事業が地方創生推進交付金を活用して実施されております。それぞれが今年３年目の最終年度となっており、現時点では新たな事業につきましては予定はございません。しかし、今後町で展開する事業に関して、交付金の目的に合うメニューがございましたら、担当部署と相談の上、内容を精査した上で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員） それでは、（１）から再質問をさせていただきたいと思っております。

嵐山町の現状と課題及び将来展望について答弁をいただきました。私は町民の方から、町は事あるごとにお金がないと、こういった説明をよくするという事をお伺いしますし、また議員に対しても同様のお話がございます。しかしながら、先ほど30年

の決算の状況、財政状況を話していただきましたが、埼玉県下の町村の中では、財政状況は大変堅調であるのではないかと思えるのです。

一般質問資料にありますように、資料1を見ていただきたいのですが、平成31年度当初予算における自主財源も県下の町村では中より上にありますし、一番右の財政力指数におきましても、一番右側の丸数字で示してありますように、5番という状況です。

一般質問資料2を見ていただきたいのですが、これは地域支援課が本年3月に発行した嵐山町データブックから転載させていただいたものです。財政力指数を見ると、平成22年以降0.78台で推移し、平成30年からは0.79に上昇しています。実質収支比率も、先ほどのような新しいものではございませんが、3から5%が最良と言われておりますけれども、それが嵐山町は10%を大きく下回っていますし、公債費負担比率も15%以内、経常収支比率は86.0%で、低いほど弾力性があると言われておりますけれども、平成29年度決算での県下の町村の平均が89.3%ですから、平均を下回っております。

下の段の財政健全化判断比率における実質公債費比率も25%を大きく下回り、将来負担比率も問題はありません。

また、平成28年度嵐山町財務書類、統一的な基準、これは税理士法人のTMSにつくられたものですが、これを見ても健全財政であります。

さらに、資料2の中ほどの項目の町の借金に当たる地方債の現在高、これは平成29年度の数字ですが、68億7,000万円あるものの、後年国から地方交付税として交付される臨時財政対策債が38億円ほどありますので、他市町村と比較しても問題があるほどのものではないと思っております。

ただ、懸念材料としては、資料2の右側の項目にある積立金であります。先ほども話がありましたと思いますが、そのうちの財調、財政調整基金でありますけれども、余裕のあるときに積み立て、不足するときに取り崩すための積立金ですが、平成29年度は3億1,800万円でしたが、30年度、31年度の記載はしていませんけれども、31年度当初予算における今年度見込み残高が8,800万円しか積み立てていないといったことや、先ほど青木参事からありましたように、資料3の下段の表にあります歳出の扶助費が平成22年度から大きく上昇してきております。

多くの数字が示すとおり健全財政なのか、町がいつもおっしゃるお金がないという

状況なのか、数字の兼ね合いについてお伺いをいたします。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

数字の兼ね合いというお話をいただきました。いろんな財政状況をはかる指標というのは種々ございます。先ほど冒頭の説明の中でご答弁をさせていただきましたが、ここ数年、若干ずつではあります、悪い方向に進んでいると、財政の硬直化が進んでいるというふうにご答弁を申し上げました。

ただ、今議員さんが示された指標の中では、今よりもっと悪い状況であったときは過去にはございます。そういった時点からは改善を図っていると。地方債の残高につきましても減少をさせてきたと。これは発行を抑えてきたという現状があるわけでございます。そういったことをこれまで行ってきた、財政の健全化に向けて努力をしてきた結果が今だというふうに思っています。

ただ、大変財政状況が厳しい厳しいといろいろなところでお話をさせていただいておるわけでございますが、例えばここ数年の当初予算編成に関して、各課から来年度こういった事業を行いたいのだと、さまざまな要望が上がってくるわけでございます。そうしたものに対して、実際の収入、こういったものが10億円単位で不足をするという現状がございます。各課はいろんな事業を行いたいと、新たな事業も行いたいと、既存事業も拡大をしていきたいと、そういった思いが強いわけでございますが、そういったものに対して財政上はなかなか応えられないという部分が現実的にあります。それでも何とか行わなければいけない、行えば町民の福祉の向上に役立つと、こういったものについては、身を削ってでも実施をさせていただいているというところでございます。

そういったことから考えると、財源不足するところについては財政調整基金を当初予算から取り崩し、充当して実施をしていると、そういったことがここ数年続いており、財政調整基金の残高も現状の数値と、議員さんご案内の数字になっているという状況にあります。この財政調整基金の現在高、大変少ないわけでございます。国の指導の中では、標準財政規模の最低でも5%は維持をなさないと、こういったお話をいただいておりますが、5%を大きく下回っている現状でございます。財政担当とすれば、最低でも5%、さらに10%、そういったところに財政調整基金の残高を何とかふやしていくと、こういったことが今求められているのではないかと

ふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 大変今ご苦労されているわけですが、7月に国から普通地方交付税の決定が公表になりました。埼玉県からも、普通地方交付税の決定に関する資料もホームページで多く出ております。

一般質問資料1をごらんいただきたいのですが、右側の表が平成31年度の埼玉県内町村の普通地方交付税決定額の一覧表でございます。嵐山町は6億7,424万3,000円であります。埼玉県の町村で下から3番目の少額であります。

表の一番右は財政力指数になっております。傍聴に来ていただいた方にもわかりますように、財政力指数について、一番下の囲みに書いておきましたが、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は普通地方交付税の交付を受けないというものであります。

埼玉県で財政力指数が1以上は、普通地方交付税を受けない団体は、戸田市、和光市、八潮市の3市と、町村では三芳町だけあります。2番目に交付額の少ない滑川町の財政力指数は、県下の町村では上から2番目の0.921です。嵐山町は上から5番目の0.794で、上から5番とはいえ、滑川町とは大きな差があります。

表の左側は、平成31年度県内町村の予算財源の内訳であります。先ほど財政力指数の説明で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高いと申し上げました。県下の町村の中で自主財源の割合が最も高いのは、三芳町の70.8%、次が川島町の59.8%、3番目が滑川町で59.2%です。嵐山町の自主財源の割合は、50.3%で10番目です。

こうした状況で、普通地方交付税が下から3番目に少額ということに対して、町はどのようにこの普通地方交付税額を評価しているのかお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

議員さんご案内のとおり、この交付税の算定の仕方というのは、基準財政需要額というものを算定して、それに対して基準財政収入額、この差額を見るというのが基本的なところでございます。今国の施策の中で、一部不足する部分については臨時財政

対策債と、そういった起債を発行して、国と地方でそれを半分ずつ負担するのですよと、こういった施策がとられておるわけでございます。

嵐山町の普通交付税の額というのは、恐らくここ10年ぐらいそれほど増減なく推移をしてきておるといふふうに思っています。この額の妥当性というのでしょうか、どのように考えるかというようなご質問でございしますが、人口が若干ではあります、減少している中では、基準財政需要額もそれほど大きくふえてくるということは見込めない状況にございます。そういったことに対して、嵐山町は花見台工業団地があったり、あるいは町内に優良企業があったり、そういった部分で一定程度の収入額が確保できると。今の資料の中にもございました自主財源として半分強確保ができています。そういったことからすれば、それ相応の収入を得る力は持っているのだと、そういったことがこの普通交付税の額に反映されてきているものだというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) この金額を見ますと、嵐山町より財政力指数の高い寄居町が9億4,347万円の交付を受け、嵐山町と同額の上里町が9億3,486万円の交付を受けています。2億5,000万円の大きな差があるわけです。地方交付税の積み上げ方の仕組みもよくわからない中で質問しているわけで、大変恐縮には思っております。

ただ、大阪府総務部市町村課の財政グループに属していました常深裕貴という方が「普通交付税の効果的な見積り方法について」という研修生の卒業研修報告書を出しております。大阪府の市町村課にちょっと確認しましたところ、毎年市町村から研修生20人ほどを集め、2年間の財政研修をしているということでした。私大阪府の普通交付税の効果的な見積り方法の報告書は、若干目を通しただけで内容を熟読したわけではありませんけれども、その報告書にはこのように書かれています。「市町村の事務・事業の目的は、地方自治法第1条の2にあるとおり、「住民の福祉の増進を図ること」が基本であり、住民に税負担を求めていることから、事務・事業の実施を通じて財源を住民サービスとして還元することが必要である。このため、地方税や普通交付税の予算を過少計上している場合は、財源不足によるリスクはないものの、財源があるにも関わらず、住民に必要な施策が十分実施されない等、真に健全な財政運営とは言えないケースも考えられる。よって、市町村が予算等の計画を実現し、健全

な財政運営を行っていくためには、普通交付税をはじめとする予算を適切に見積り、予算割れを起こさないことはもとより、過少な見積りを防ぐことも重要である」と、このように書かれております。

普通交付税の見積り方法ということに関して、こういったものを見ると少しは研究の余地があるのではないかと思うのですけれども、研究の余地があるものなのか、先ほど課長が答弁なされましたように、もう決まってきているもので、もう仕方がないのだというような考えでいいのか、その辺についてお伺いいたします。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのほうから普通交付税の適切な見積りと、こういったお話をいただいております。今年度につきましては、結果的に見れば、普通交付税の決定額のほうが当初予算で見積りをした額よりも上回ったと、7,000万円ほど上回ったわけでございます。30年度を振り返ってみますと、30年度は予算割れをしてしまいました。予算割れをして、その財源の手当てに大変苦勞をしたということがございました。

嵐山町の場合には、交付税の額自体もそれほど大きな額ではないということもございますし、決して過大に見積もる、過小に見積もることが実はできないというか、当初予算の編成上、それもなかなか厳しいところがあるというのが現状でございまして、財政担当とすれば、毎年当初予算の編成時には、何とかこれだけは確保できるだろうと、そういった数字を算定をし、予算に計上していると、こういったものが現状というふうにご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 過不足なくきちっと適正なものにしているというご答弁でございます。多分そうだと思いますのですけれども、それがためにどうしても財政が厳しいとなると、交付金とか補助金のある事業に移ってしまうと。

それで、そういった事業は大変ありがたいわけでありませうけれども、場合によってはそれが痛手になってしまう場合もあると思うのです。例えば子ども家庭支援センターも、こういったものも非常に弱い立場の人を助けてあげる、そういった家庭を救う、子どもを救うということで、これは大変いい施設とっております。しかし、それも建物はつくっていただいて、5年間は経費も出るということで大変ありがたいと思

ます。ただ、ある程度の年月が過ぎると、それは全て町の維持費、それから管理から人件費まで重なってくるわけですので、やはり現在も4人なり、あるいはパート等も使わなくてはならないというような状況にもなるかと思えます。施設としては、これは私も要らないものだということは申し上げません。やっぱりそれは大変町として誇れる施設だと思っております。ただ、そういったものばかりに手をつけると、大変苦しい状況にもなるのではないかと思います。

地方創生のラベンダーとか、いろんな創生事業についても、これは相当の成果を得たのですけれども、これは稼げる力としていろいろ事業をしているわけですので、後から細かいところが出てきますけれども、そういったところを生かしていかないと、交付してもらった事業ももとのもくあみというようなことにもなりかねませんので、そういった意味でもう少し地方交付税のほうに重点をして、そういった事業費を稼げるようなことはできないものかと単純に考えまして、質問をさせていただいたわけでございます。

それでは、大阪府では、2年間もこうした財政研究をして専門職を養成しているわけですね。それだけ財政は非常に専門性があるって難しいということだと思うのですけれども、埼玉県にこういった養成をしているのかということをお聞きしましたところ、市町村から来てもらったり、あるいは県から派遣して、そういった力をつけているというのはあるけれども、長期にわたるそういった研修などはありませんと、こういうことでした。

嵐山町において、こういった財政分野、非常に重要だと思うのですけれども、職員の育成についてはどのように行われているのか、その点についてお伺いしておきます。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

財政を担当する職員の育成というふうなお話をいただきました。財政については、大変豊富な知識がまず必要だというふうに思っております。知識だけではなくて、的確な判断ができると、そういった資質も求められているというふうに思っています。今いる職員、主に3名で担当しておるわけでございますが、それぞれの職員がいろんなこれまでの職務経験等々を持っていて、そういった面では十分力を発揮していただいているというふうに思っております。

研修ということでございますが、一番には日々の仕事の中でいろんなものを発見を

していく、学んでいくと、こういったことが基本だというふうに思っております。また、それと同時に埼玉県においての研修であるとか、そういった機会も多々ございます。そういった研修については積極的に参加をし、知識を得ていくと、こういったことを積み重ねていき、やはり正しい判断、そういったものができるようになっていくものというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。

それでは次に、課題について少しお伺いをしていきたいと思っております。私から、大きく課題として2点挙げさせていただきます。1つは、人口減少、少子高齢化であります。一般質問資料の5番目の資料を見ていただきたいのですが、嵐山町の人口の推移及び目標人口であります。嵐山町総合戦略の数字からですから、おなじみの数字であります。出生数が減り、児童生徒が減り、高齢者人口の割合がますます大きくなってきます。人口減少は税収の減少に、縮小につながる中で、先ほど話したとおり、扶助費は大幅に増額しております。これから本格的な高齢化社会を迎えると、さらに扶助費が占める割合が増大するわけであります。これは大きな課題であると思っております。

そこで、町も40年先を見据えた総合戦略を策定し、今着手すべきこととして企業誘致のための事業を積極的に進め、地方創生交付金事業にも果敢に挑戦しているわけがあります。先般の議員全員協議会で、町長から近隣自治体で人口減少が著しいところが多い中で、嵐山町は取り組みの成果、そういったものもあって、何とか耐えている状況があると、このようにおっしゃいました。人口の自然増は三百数十人というお話がありましたけれども、私はこの増は、多くは外国人であろうと思っております。しかし、いずれにしても町の活性化施策の効果であることは間違いないと、このようにも思っております。

そんな中で、今年の出生数が80人と、少子化に歯どめがかからない状況が大きな課題だという思いであります。嵐山町の目標合計特殊出生率は、40年後には1.8を目指しております。全国で平成28年度の合計特殊出生率は1.44でした。埼玉県の平成29年度の出生率は1.36です。嵐山町は、例年1.0前後でございます。国や県よりもかなり低い数字の中で、40年後には国と同じ1.8を目標にしていますが、12年後の1.2さえ大

変厳しい目標だと思っております。

そこでやはり持っていくには、子育て対策をしっかりと充実していかなければならないのではないかと思っております。もちろん子育て支援課の設置や子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターの設置、基礎学力支援教室等々、努力されていることは重々承知しておりますし、大変評価もいたしております。しかし、さらに特殊出生率の向上につながるような結婚機会の支援、お母さん方から見て、嵐山町は子育て支援に一生懸命やってくれているという気持ちの高揚するような実績を積んでいかなければならないと思っております。

国が子育て支援対策として実施する幼保無償化に対し、残念なことに嵐山町は町立幼稚園の3年養育を行う気概が見られません。幼保無償化では、公立幼稚園は10分の10が自治体持ちで、3年養育には4,000万円、5,000万円かかり、財政上厳しいとも聞きました。確かに平成31年度当初予算の幼稚園費は5,184万円で、国庫補助は90万円、入園料等は830万円で、一般財源は4,100万円です。2年制のままでも入園料等が入りませんので、5,000万円は経費としてかかります。

ただ、前回の定例会で、保育事業により800万円程度の支出減になるというようなお話もございました。2年制を維持すれば、4,200万円の現行の一般財源程度で済みます。しかし、3年制の養育にすると1,000万円ほど増額に、もっとなるかもしれません。5,200万円ほどの一般財源が必要になると思います。この1,000万円の増額をどう見るかということでもあります。

幼保無償化は、少子化対策として国策で進められてきたものでありますし、全国の平均にも満たない特殊出生率の嵐山町がその施策の恩恵をお母さん方に反映をしようとしません。この後、ラベンダーのお話もさせていただきますが、町民の皆さんからは町の姿勢が問われるのではないのでしょうか。細かい通告はしていませんし、渋谷議員からもこの後3年養育についての一般質問もありますので、詳細な答弁は求めませんが、特殊出生率の向上、子育て支援対策の観点から、本件に対する町の姿勢についてお伺いをいたします。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

国の根幹でもありますし、地域の根幹でもあります大変今日本が抱えている一番肝心な問題でございます。そういう中で、財政の問題から子育て環境、そして出生率の

問題も含めて、これから町をどうやるのだということでございまして、大変重い、難しい内容でありますけれども、お答えになるかどうかわかりませんが、ちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、事業についてのお話ございました。いろんな事業をやる中で、財源になるわけですけれども、そういう中で嵐山町の財政状況のお話をいただきました。基金ももうないではないかというような状況で、まさに今そういう一番厳しい状況でございます。

そういう中で、一番何を考えてやっているのかというのを思うときに、嵐山町がこのところまで来た歴史というようなものを思わざるを得ません。それは、嵐山町が裕福だったときというのではないわけでありまして、今までの財政を見ても本当に厳しい状況の中を綱渡りで来ているわけですけれども、そういう中であって嵐山町の地盤をいろんな形につくってきてくれた。高速道路が通ると言えば、休み場所もつくっていいこう、つくってもらおう。それができたら、工業団地をつくっていいこうというようなこと、そしてまちづくりの中にぎわいづくりをやっていいこう、商業施設を誘致をしよう、つくっていいこう、そしていろんな形の暮らしやすい環境づくりをしていいこうということで、先輩の皆さんは本当に苦勞する中で嵐山町をつくってきていただきました。

そういう中に思いをいたすときに、やはり苦しいときでも立ちどまっていたのではだめだったのだと、嵐山は。そういう中でも一生懸命先輩は何だかんだとやってきたと。そういう先輩の嵐山町を守る意気込み、精神、そういったものをしっかりと受け継いでいくのが嵐山町に育てていただいた私たちの責務だろうというふうに、一番先に私は思います。

そういう中にありまして、本当に財源がない中でやっていかなければいけない。そして、国の行政システム、申すまでもありませんけれども、仕事をやると自分の金も使わなければならない。補助金ももらうわけですけれども、補助金が4分の1だ、半分だ、4分の3なんていうのは珍しいわけでありまして、そういう形でやれば自分のお金を出してやっていくということになるわけです。そうしますと、やっぱり仕事をしないでじっとしていると、今お金が一番たまるのかなという感じがするのです。だけれども、将来に何もできないような状況になると思うのです。

今先輩の皆さんが嵐山町をつくっていただいたいろんな施設というものが、30年、

50年、60年たってきて、もう直さなければいけない、壊れてくるような状況でございます。そういったものの補修ですとか修理、それからおっしゃるような高齢化が進んでくる中で、福祉、子どもたちの子育て環境というようなものにもいろんなものがかかると。人件費も、人口は減っているけれども、手はかかっているというような状況なので、人は減らせない、ふえていってしまうと、そういう状況下で使わなければいけないお金というのはある。

しかし、その中で投資というもの、これから先に対してバックが出るような形の何かをほかのところでやらないと、先輩がやったようなまちづくりができていかないというようなことを考えたときに、投資をどこまでできるかというのが今私たちが最終に考える決断だと思うのです。それをやって、投資を今やっております。

それで、今までも役場の中で忙しい時期というのはいっぱいあったと思うのですが、今ほど忙しいときというのはないのではないかと思うほど、各課がそれぞれいろんなものを抱え込んでおります。ですので、人もどんどんふえていってしまうというような状況でございます。これが現状です。

そして、そういう中にありまして、財政のほうにもずっとお話が出てありましたけれども、お金をない中で借りてやるわけですけれども、嵐山町の中のお金の確保の仕方というのが、職員の皆さんに本当にアンテナを高くして頑張っていた中で有利な制度、これを使ってやってきてもらった。ですので、後年度、後になって負担があるわけですけれども、これを使って事業展開ができてきている、こういうことが大きいのかなというような感じです。

それで、こんなに金がなくて苦しいのに、議員さんおっしゃるように町村の中で交付税がもらえるのは本当に少ないほうから何番目になってしまうのです。困っているのだったら、もっともらいたいわけですけれども、国の算定の中でいくと、嵐山町はあるのではないかということになってしまうわけです。財源入ってくるのではないかということで、資料をいただきましたけれども、もらうほうでは県の中でも町村の中で一番少ないほうになってしまう。多いところ、びっくりするほど来ているのです。そういうところを見るとうらやましいわけですけれども、国から見ると、嵐山町はこれぐらいやっておけばできるのだよという額がこの額であるわけです。そういうのを思うと、やはり先輩方がつくってきてくれた町、その町というのはこういう評価を国のほうでされるような形の国づくりをしてきてくれたのだなというふうに思って、

本当に感謝です。

そういう中にありまして、おっしゃるように投資の部分をどうするということになるわけですが、今おっしゃるように、やっぱり子育て、環境の整備、これに尽きるのかなという感じがするのです。それには何をしたらいいのかということです。やはり若い人をお願いしないと、赤ちゃんはなかなか多くなれないわけですので、そういう人たちに嵐山町に来ていただく、張りついていただくのには、一にも二にも職場環境、稼ぐところがないと来ていただけない。職場環境。それから、子どもができたら、子育ての環境。子育てがしやすいような状況、安心して子どもが育てられる環境。そして、もうちょっとたつてくると教育環境。これがやはり3つ、一番大切なのかなというふうに思います。

それで、職場環境というのは稼ぐ力、ちょっと言いますけれども、そういう中で地域の企業をどうやってふやしていったらいいのかというような感じで工業導入、産業導入、地域の開発をして工場に来てもらう、あるいは働きやすい環境をつくっていただく、そして企業をできるだけできる応援をしていくというような形、それで職場環境を整備をする。

それと、子育て環境。いろいろ機会があるごとに議員の皆様方からご指導をいただいております。病気になったら、窓口払いどうだとかいうようなこともございました。健康で子育てをできる環境づくりはどうしたらいいのかとか、それから子どもを自分の手がかからない、かかる場合には保育所で見ってもらう。あるいはそういうような環境づくりができないものだろうか、子育ての相談をする場所ができないものだろうか。あるいは、仕事が忙しくてなかなか学校との連携もとれない、そういうところに町のほうで手を、口を、足を運んでもらえるような状況はできないかというような子育て環境の整備。

そして、今これもご指導を皆様方からいただいておりますように、教育環境の整備。これは、また違った意味で国策として大きく動き出しておりますので、それらに対してしっかり早い段階で呼応して、そういうものを有利に受け入れていくと、そういう環境づくりというのが必要だと思えます。そういうものにお金をかけていくということがやはり一番大切だなというふうに思うのです。

それには、先ほど言ったように有利な制度をいかに使えるか。それとこういうものに対する町民の皆様方の協力という、そういう意識を醸成をしていくということが一番

大切なと思うのですけれども、そういうようなことをやりながら子育て環境を整備、整理をしていくと。そういう中で、たとえ80人の人数が動き出すような形がとればというふうに思っております。

ちょっと漠としておりますけれども、そういう中で今話した一つ一つのものに、少しずつきりできないわけですけれども、そういうことをやる中で、近隣の中からやはり子どもたちが遊びに来る、あるいはそういう施設のところに町外から若い人たちが、お母さん方が来てもらえるような環境もできてきておりますので、それらが少しずつ効果が出てきて、周りで何らかの「嵐山は」という印象を持ってきていただいているのかなと、そんな感じもしております。

いろいろ財政が厳しいというご指摘をいただきました。全くそのとおりでございます。ですから、必要に迫られている部分に使うお金と、そしてそういう中でいかに投資に向けられるか、ここのところを引っ張り出していく、これが大切だというふうに思っております。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 聞きたかった部分も聞かれないところもありましたけれども、それは後の渋谷議員の質問に答えていただければいいかなと思っております。

2つ目の課題に移ります。2つ目の課題は、一般質問資料の6のグラフにありますように、公共施設及びインフラ資産であります。これは、嵐山町の公共施設等総合管理計画に掲載されているグラフです。今後40年間に公共施設で192億3,000万円、インフラ資産で535億円の合計727億3,000万円の整備額が必要というものです。1年間の整備に18億2,000万円がかかり、過去5年間の平均の更新費用が8億円かかっているということで、年間10億2,000万円不足するという推計になっています。

計画には、3つの基本方針が掲げられ、基本的な方針に基づく実施方針、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性が示されています。人口減少も見込んでの持続可能な嵐山町を目指した基本計画でしょうが、このインフラ資産等に対する具体的な施策はあるのかということについてお伺いします。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 大変申しわけございません。将来の更新費用の推計、嵐山町公共施設等管理計画に関して、本日手持ちに細かい資料を持っておりませんので、細かいところまではお答えできません。

具体的にこういった1年当たり18.2億円の整備額が出ているということです。当然先日も、川口議員の一般質問にもあるかと思えますけれども、役場の前の道のところ、地産団地のほうに向かったところ、ああいったところでも公共下水道に関して修繕が急に必要になったという状況もございます。この表からいたしましても、公共下水道に関しての維持補修というのが大変大きなものを占めていくのではないかなというふうにも思います。

また、町内の各施設についても、この庁舎についても平成8年度に建設したものでございまして、23年経過しております。維持管理の担当していただいている業者さん等が大変よく手入れをしていただいているので、来ていただけるお客様に関しても、とてもきれいな庁舎ですねというふうに言われますけれども、やはりところどころでは恐らく雨漏りがあったりとか、壁が剥がれてしまったりとか、そういったものが出ているかと思えます。また、図書館等もいろいろ対応していかなければいけない部分もありますし、あと教育施設、学校等はほとんどの校舎が恐らく耐用年数間近ということになっているかと思えます。

そういったことに一つ一つ対応していかなければならないわけですが、具体的にそれらをどうしていくかというのを、来年度までだと思いましたが、計画していかなければならないということになっています。先ほども答弁ありましたが、大変財政状況厳しい中で、こういった公共施設に関してどう維持管理していくかということに関して、今後計画をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） なかなか具体的な計画ということも難しいのですけれども、先ほどちょっと話しました平成28年度決算の嵐山町財務書類、投資的な基準というものがあのですけれども、そこにどういうふうにしていくかということが少し載っていたわけなのです。これを見ますと、要するに減価償却的なものは計画的には組み込んでいけないと。したがって、なかなかそういうのを前もって貯金はしていけないのだけれども、要はその計画の中にそういう減価償却的なものも入れ込めるような方策、計画書をつくってあげればいいのかというような、そういうことが書かれているわけなのです。確かにそういうふうにしていかないと、減っていくものに対する手当てがなかなかできないと。果たしてこういうことが可能なものかどううものか。

これは、総務課の財政契約担当の絡んでいるものですが、会社と打ち合わせて書いたものだろうと思うのですが、そういったことが可能なものかどうか、それを1点お伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのお手元の資料については、私ちょっと持っておりませんので、なかなかお答えしかねるところでございますが、今議員さんのご質問の公共施設インフラ資産の関係は、大変大きな課題であるというふうに考えてございます。いろんな施設が老朽化をしていく、その修繕等々、莫大な費用がかかってくると。町としては、基本的には長寿命化をしたり、あとは施設の統廃合、こういったものについては、施設の統廃合は既に着手をして、嵐山町は早目に取り組んできたわけでございます。今後そういった取り組みをより強めていく必要は多分にあるかなというふうには考えてございます。

今議員さんご質問のこういった方法が可能かどうか、そういったことについては、大変申しわけございません。担当とすれば今後しっかり研究をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) わかりました。細かい通告をしないでの質問で、大変恐縮に思っております。

そういった将来的なことについて、職員の皆さんも執行の皆さんも我々も、しっかりいろいろ研究していかなければいけないのかなというふうに思っております。

それでは、(2)のほうの再質問に移らせていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時13分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小項目(2)の再質問からです。どうぞ。

○1番(吉本秀二議員) ラベンダー園の関係につきまして、これまでの現状と課題についてお答えいただきました。昨年ラベンダーまつりのプレオープンが行われました。植栽もある程度進み、ラベンダーの育成も、一部植えかえた区画もありましたけれども、順調に育ち、ラベンダーまつりのプレオープンができたわけであります。観光客から、富良野よりもすごいなというような声も生で聞かれました。私も大変高揚した気持ちになったのですが、期間中7万7,000人もの入場者があったという実績もできました。担当課をはじめ執行の皆さんも、よしという気持ちになられたと思います。

今年の本オープンは、ラベンダーの育成の状況を見ますと、昨年よりも少しよくないなと思っていました。それでも面積が広がっているわけなのですけれども、去年のような勢いがいいなというような感じもしていました。しかし、2回ばかり入園をさせていただきまして、観光客の方が大変喜んでおられるような状況を見まして、よかったなと思っていました。残念ながら、土日ごとに雨に見舞われまして、観光客の数も昨年ほどには入らなかったというような話も聞いております。入園の状況を簡単に結構ですので、教えていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今年の入園状況でございます。全部で7万5,646名の方に入園をいただいております。うち有料といたしまして入園された方が6万7,266人ということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) こういった天候不順の中、よくこれだけ来ていただけたなと思っております。

次に、見学科あるいは出店料とか駐車料等も入ったと思うのですけれども、そういった収支について教えていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 収支の関係でございます。まだ暫定で恐縮でございますけれども、おおむねの数字とさせていただきますと存じます。見学科は、先ほどお話をさせていただきましたけれども、6万7,266人の有料ということで、この人数の差につきましては、障害者であったり、また中学生未満の方であったり、また招待者、そういった方が含まれてございます。6万7,266名、500円ということでの見学科をいただい

ざいますので、約3,363万3,000円ということが現在でございます。

また、出店料でございます。こちらにつきましては、この期間中に出了れた33店舗のお店の方々が何日出るかというところで出店料のほうをいただいております。こちらが110万5,000円。

また、大型バスの駐車場、こちらのほうにつきましては1回2,000円ということで金額のほうを定めさせていただきまして、124台、24万8,000円、こちらのほうがバス代ということでございます。

この期間中にイベントでいただきましたお金につきましては3,498万6,000円、これは概算でございますけれども、収入ということで今試算をさせていただいております。

また、経費のほうでございます。こちらにつきましては、まつりのイベントを業者のほうに委託をさせていただいております。警備員の配置であったり、会場の設営、また実施計画、そういったもろもろの経費のほうが約3,642万6,000円、こちらがイベントのほうの委託料でございます。それ以外に、経費といたしましてはポスター、チラシ等の印刷、そういったもろもろのものが約407万円、こちらのほうが経費という形になってございます。

また、収入といたしまして、協議会で会場のほうで摘み取り体験であったり、手芸体験、そちらのほうをさせていただいております。そちらの収入が、摘み取り体験、また手芸教室等で約767万9,000円、そちらのほうは1回300円ということでさせていただきましたので、それらの収入がでございます。

支出のほうにつきましては、摘み取り体験等のスタッフ、そういった方々への謝礼であったり、またフラワーキャップ材料費等で399万7,000円、それが経費として支出のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) そうしますと、大体収入と出たのとでとんとんというところで理解しておけばよろしいですか。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 当初より若干ちょっと見込みが、目標人数といたしまして8万人ということで見込んでいただきまして、有料が約7万人余ということですので、若干

ちょっと見込みよりも収入のほうはございません。今年につきましては、このまつりのイベントにつきましても地方創生推進の交付金の補助対象ということでございますので、そちらの中でまた協議会のほうから支出をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） わかりました。答弁をいただいた中でも、イベントに係るお金、あるいはスタッフとか、そういった経費を抑えていかなければならないというようなことも書いてありますので、今後実施されるような場合は、次年度、あるいはそういった予算がある程度できるようなことに配慮していただければいいかなとは思っています。

今年のラベンダーまつりから、来年に向けての運営上の課題というのが私も見て結構たくさんありました。インターネットの口コミというのですか、それを拾ってみましても、相当のものがありません。私一覽表にまとめてはみたのですが、余り参考にはならないような状況になってきておりますので、これは資料にはしませんでしたが、駐車場の位置とか、対応とか、バスの運行とか、いろいろ厳しい意見が結構ありました。これは、今年花が、ラベンダーの状況がよければ、こういったものをしっかりして来年と思ったのですが、状況としてそういう状況ではないような感じがしております。

実際に行ってみますと、ラベンダーがほとんど全滅状態になっております。見ると、ここまで苦労してきたのにということで愕然としてしまうのですが、そういうことで私も改めてラベンダーとはどういうものなのかということで、ラベンダーを調べてみました。そうすると、結構気候、今回は長雨でかなりやられてしまったということなのだそうなのですが、その辺について分析されておりますか。原因とか、被害状況とか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

○佐久間孝光議長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今のラベンダー園のほうの状況でございます。こちらにつきましては、ラベンダーそのものが地中海気候で植栽をされているところでございます。非常に水分を嫌う性格を持っている植物ということと、暑さに非常に弱い植物ということでございます。近隣でありますと、久喜市菖蒲であったり、玉原であったり、河口湖であったりということで、代表的なものにつきましては北海道の富良野地区でや

られております。

そういったところも、やはり何年かに1度そういうふうなラベンダーについての被害があったという状況がありますので、そういった先進地並びに県の関係するところ、そういったものも現地調査等入らせていただきまして、調査をさせていただいているところでございます。

おおむね今年につきましては、ラベンダーの開花期間中に、7月7日までラベンダーのおまつりをやったわけでございますけれども、終わりあたりに非常に大雨があったと。開花で非常に疲れている中での雨というところで、雑草が繁茂してくる中の蒸れ、それが一番の原因ではないかなというふうに考えてございます。

先進地等を見ますと、少し嵐山町についても畝を立ててやっているわけでございますけれども、圃場全体が傾斜地であったり、やはりラベンダーの植えてある箇所、そこに雨水が滞留しないような形で蒸れをなくすというところが一番大きなところだなというふうに考えてございます。まだ詳細な報告等につきましては、口頭等で現地の中で指導を受けている状況でございます。また、専門機関等も踏まえまして、なかなかこういったところということはないのでございますけれども、やはり先進地のご意見をお聞きして対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 今おっしゃっていただいたようなことが原因なのかと思えますけれども、実はラベンダーというのは非常に成育させるのが難しいというものは、インターネットなんかで調べてみますと書いてあるのです。ラベンダーは、あの花の姿からは想像もできないかもしれませんが、多年草ではなく、樹木になります。1株でも大事に育てれば、毎年花を咲かせてくれるハーブです。そのためには、お手入れが必要です。正しい方法を身につければ、株は年々元気になります。花の摘み取りは、満開まで待っていてもいいのかというようなことがありますけれども、これはもうNGで、だめだということでございます。花が咲くときに、ため込んだエネルギーを一気に使うのだそうです。同時に子孫を残そうと種もつくります。そのために、全ての花が満開になるまで待っていると、株は開花後へとへとに疲れ切ってしまうことになり、ラベンダーにとってすごく致命的なことになります。なぜなら、花の時期が終わるころにやってくるじめじめしてきた梅雨と高温多湿な夏、つまりラベンダーが一番

つらい季節を迎えることで、弱った株ではとてもこの時期を過ごすことはできないということなのです。したがって、ラベンダーの手入れは、早く摘み取ってやって、しかも花だけ摘み取るのではなくて、株の中も手入れをしてやって、それで株をすかすかにするのです。それで、日光をうんと当ててやって、風通しをよくしてやると。そういうふうにしないと、なかなか育たない植物なのだそうです。しかも、その剪定というのは1回だけではなくて、秋にもまた中の枝まで剪定して空気を入れてやらなければならないと。

これを読んでおられますと、そういったことではなくて、あれだけの広大なところでそういう作業というのは大変なことだと思うのですけれども、その前にこういう難しいラベンダーを、今回こういう打撃を受けた中でさらに続けてやっていくようになるのか、あるいはもう撤退するのか、その辺のことをお伺いしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

気候のお話も出ましたけれども、それからラベンダーの性格等お話をいただきました。地中海産ということがあって乾燥に強いというような話もあって、逆に今年は雨がこういうような状況になりました。そして、大変なダメージを受けたわけですが、結論から申しますと、やめるのかやめないのかという話ですが、当然これからしっかり続けていきます。というのは、最初からお話をしていますけれども、あそこのところのラベンダー園というのは循環経済、これを一番基本に進めております。ですから、あそこのところに仕掛けをつくった町については、大きなダメージが一部分についてはあります。しかし、町が支出をした分というのは、町内のどこかのところに渡るわけでありまして、そこのところは他のところから見方を変えれば、町内の稼ぐ力が強くなったと、その分だけ町内にいろんな形の資金が循環をするということになります。

そして、私今回こういうのを見ながら、あそこの圃場を見たときに感じたのですけれども、オーナー制度という、お客さんに植えていただいて、自分たちで管理をしていただくという場所がちょっと低い段のところにあるわけですが、あそこの苗は全くしっかり育ておるのです。というのは、ああいう形の育て方をやれば、このところはラベンダーに合った土地なのだということだと思うのです。土地については、ラベンダーはあそこのところでも十分合っている場所だという。

ただ、今年の場合には、木が大きくなったのが雨で押されて下に着いてしまった、地面に着いてしまった。そして、地面の中に水分がたくさん蓄えられて、しかも草が生えて、それで照るとそここのところが蒸れてしまうというような形で、今年はダメージを受けたわけですので、それらに対する対応というものを考えながら、あそここのところでやっていったらどうか。

そして、今までやっているのは、できるだけ見るあれを、ラベンダーがいっぱい咲いて真っ青なのだ、もう紫色で一面だよというのをやるのに、くっついている部分というのをかなりつくったわけです、そういう形に。ですので、あそここのところをこれからやる人たちも当然しっかりと反省、考えていると思いますけれども、縦横のます目等も考える中で、風が通る、水が流れる、土が適度に乾燥できるような形も考えたり、日本一、日本一、何万株ということはここに置いておいて、管理というものを前面に出して、少しでも管理がしやすいような状況にあそここのところの圃場をつくり直す。そして、そここのところに経験を積んだ皆さんにかかわっていただいて、さらに優しく育てていただくというような形がとれると、これだけ大勢の皆さんが来ていただいたわけですので、また改めてラベンダーに応援団が大勢来ていただけるのではないかと感じがしております。

重ねて申しますけれども、あそここのところは循環経済というのが基本中の基本でございまして、お金が外に流れ出すというのはやらない。嵐山町でお支払いをしたものは、嵐山町の中にとどまるということです。こっから出た分がやっていたところはダメージが幾らかあるかもしれませんが、それを受けたところというのは稼ぐ力がそれだけあるのだということだと思っております。

あそここのところが1カ月きり花が咲かない、そして手入れをするのが冬の3カ月ぐらいは大丈夫かなという話がありますけれども、あとは9カ月から10カ月手をかけるわけですが、手をかけるということは、その分だけそここのところに雇用が生じるわけですので、そういうようなことも考えて、あそここのところは嵐山町の稼ぐ力の拠点になっていると、そういうような形でこれからはしっかりと取り組んでいければというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。私は、ラベンダー事業は、狙いは本当によかったということで評価しています。ラベンダーがしっかりと育成してくれれば、

嵐山町の観光の目玉になり得ますし、観光客も相当来ることが実証できているわけ
でございます。

ただ、何といたってもラベンダー次第です。そこが一番大きな今後の課題にもなる
と思うのです。気候がこういった異常気象の中で、ラベンダー畑どころか、町が水につ
かってしまうような状況のところはたびたび毎年テレビに出てくるわけですがけれど
も、こういったことが、やはり嵐山町のあの場所に線状降水帯等がかかれば水浸しに
もなるというような状況も当然考えられるわけです。想定外ではなくて想定内のこと
だと思うのです。そういうことで、あの場所でいいのか、ラベンダーでいいのか。今
町長からかたい決意をお伺いしまして、こういった方法でやっていくのだという具体
的な策もいただきましたので、これからはいろんなものを考えながら、失敗というの
は、何でも成功したものを見ましても、いきなり成功しているわけではなくて、やっ
ぱり失敗に失敗を重ねて、苦労しながらここまでやったというものも結構あるわけ
ですから、1回の失敗でこれはだめだというのが果たしていいものか悪いものかとい
うようなこともありますので、私たちももっとしっかり研究もし、いろいろなものを見
させていただいたりして、何とかあそこを稼げる力にしていかななくてはならないとい
う気持ちは同じでございます。ただ、今後どういうふうになるのか、町民の方もいら
っしゃいますので、そういったお話を聞きながら進めていかなければならないのでは
ないかなという思いもしております。

では、次に移っていきますけれども、次はめんこになっておりますけれども、時間
の関係で、申しわけありませんけれども、めんこは少し、もし時間があればやらせて
いただきますけれども、地域活力拠点施設「嵐なび」についての質問をさせていただきます。

これも整備交付金2分の1、2億6,530万円をかけてつくったわけですがけれども、
2階は町民の憩いの場として、また就業相談にも対応できて、トイレも整備されてい
る設備になっています。駅を、あそこを使うたびにスペースを見てみると、いつも人
が大勢座っていらっしゃるという状況が見られます。高齢者の方から嵐丸ひろばをつ
くったことで大変批判もありました。何で我々の休めるようなところがないのだとい
うことで、子どもに取り上げられたような、そういった意見もよく聞きましたけれど
も、でもこの今のスペースをつくっていただいてから、そういった声も聞こえませ
んし、大変皆さんあそこで有効に使っていらっしゃるということがあります。この部分

について、利用状況がわかったり、あるいは改善の余地はあるのかといったようなことを考えておられるのであれば、ちょっとお聞かせしていただきたいなと思います。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 2階の利用状況というご質問かと思しますので、お答えさせていただきます。

2階の憩いの場所というのでしょうか、フリースペース、そこにつきましては具体的なカウントというのはしてございませんが、先週、そこに週3回嘱託員が相談関係窓口ということで勤めておりまして、そのうちの2日間、わかる範囲でのカウントをしていただきました。8月28日の水曜日、こちらのほうがホールの方で大体61人、トイレの利用者が83人、8月30日の金曜日、こちらがホールの利用者が79人、トイレが93人という調査結果だったそうです。これで、また12時から1時はお昼休みが入ってしまいますので、その間その場所にいなくなりますので、その時間帯のカウントはしていないと。また、気づいた範囲でのカウント数ですということですので、プラスアルファは当然あるかと思えます。利用状況としましては、そんな形になっております。

また、4月下旬に導入しましたコーヒーの販売機、こちらでも会社のほうに問い合わせをしまして、売れた個数というのですか、1杯……というのでしょうか、そちらのほうは4月下旬で1日、2日入ってしまっていますけれども、5月分として計上された数字が1,621杯、6月分で1,616杯、7月で1,297杯、8月で1,230杯、合計、8月も資料をいただいたのがちょっと早目でしたので、下旬のほうの数字は多分入っておりません。その中で、5,764杯今現在売れているということでありまして。平均しますと、1,441杯月で売れているというような状況でございます。

また、就業のほうの関係では、ハローワーク関係、これはハローワーク東松山で出している求人情報というのを、正社員用とパート用というので2種類置いてあるわけなのですが、これは月2回更新という形なのですけれども、こちらのほうも毎回30枚最初届くようなのですが、大体その30枚が結構なくなりそうになって増刷、こちらのほうでコピーをして、また足して入れて、結構さばけているというような状況でございます。そういった情報のほうもそれなりには見ていただけているのかなと。

また、観光パンフレット関係もかなり持っていく人が多いというふうに見られますというお話でございましたので、数も当然減っていますので、それなりにそういった

ものを利用して、持っていつている人も多いのかなというふうには思っております。
以上でございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 非常に活用されている状況がよくわかりました。多分評判も、皆さんそういったことで、あそこはよかったなというような話はよく聞きますので、憩いのスペースとしてさらに充実していけばいいなと思います。

ただ、就職相談等が昨年1年、1年といっても5月からですけれども、4件だったですか、数が少ないなと思うのですけれども、そのところの相談しているよという場所がよくわからないというか、見えづらいというのですか、もう少し何かこういうものもやっているのだというようなものがあればいいなと、その辺が課題かなと私は思っているのですけれども、その辺についてはどうですか。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 就業等の相談につきましては、昨年オープンしてから、昨年度では8件一応相談があったというふうな記録になっております。少ないといえば少ないのかなと。求人情報を持っていく人は多いのですけれども、いざ相談となるとちょっと少ないのが現状かなと思います。

議員さんおっしゃるように、そこでそういったものをやられているかどうかというのがわからない部分もあるのかなということで、いるのが週3回ということで、嘱託のほうは月、水、金が出勤日という形になっているので、その辺のPRのほうもまた何か考えなければいけないかなというふうには思っているところでございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ぜひお願いしたいと思います。時間も余りないですね。

それでは、1階部分なのですけれども、あそこは6次産業化、特産品の販売、地元農産物のプロモーション、各種イベントの開催などがうたわれて期待されていたわけなのですけれども、そういった特にイベントなんかをやったことがあるのか。あるいは、特産品なんかがこのように何種目かふえてとか、今後こういう見通しがあるのだとか、そういったものはあるのですか。今現在は、私が見て少し低調ではないかなとは思っているのですけれども。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 まず、1階の部分のイベントに関しましては、開設以来1階

の部分でのイベントというのは多分ほとんど実施された状況はございません。このままでは当然だめだということの中で、町おこしディレクターさんも含めてイベントの開催の検討を今年度に入らせていただいております。

どうしても、1階の観光案内と商品を買っている、あそこのスペースでのイベントというのは、やっぱり難しいかなというところもございまして、2階の先ほどのフリースペースのところあたり、また東西連絡通路の駅利用者の方の邪魔にならないようなスペース、壁際といいたしでしょうか、そういったところではできるものやっていると、町おこしディレクターさんのほうにも幾つか案を出していただいて、実施に向けて今やっただいていただいているところでございますので、年内には必ず1回は最低でもイベントのほうをやっただいけるかなというふうには思っております。

また、商品開発的なものにつきましては、今年度から地方創生推進監が来ております。その方とちょっとお話のほうをさせていただいた話なのですが、商品開発的には今志賀地区の畑でムラサキイモの栽培をしているという関係もありまして、色的にもラベンダーとある程度マッチした紫っぽい色になっていますので、このムラサキイモを使ってクッキーをつくって見たらどうかなというところで、今ちょっとお話をしている最中でございます。また、その農家の方のほうも、そういった話であれば協力しますよというお話もいただいたというようなこともありますので、ここのムラサキイモを利用したクッキーの販売、それをちょっとこれからは検討して行って、考えていきたいなというふうには思っております。

また、そのほか小川町の和紙とコラボというのでしょうか、和紙にラベンダーのにおいづけをして、しおりですとか、はがきだとか、そういったものも今小川町さんと何かやっただいこうかというようなお話もちょっと今出ているところでございます、これはそんなに実現は難しくないのかなと思っておりますので、小川町とコラボして、そういったこともやっただ商品化をしようかなというふうには思っているところでございます。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 町おこしというのですか、嵐山町をアピールして、嵐山町の特産も知っただいだいて、観光案内もできて、そういった活性化につながるような、そういう施設にますます発展していくことをぜひお願いしたいと思います。

それで、最後に町おこしディレクターに対する再質問なのですが、時間が余

りないので、1点だけ再質問させていただきます。町おこしディレクターだより、これが1号から現在13号まで出ているのかな、この中でいろいろ本人が嵐山町のためということで苦労しながら、あっちへ走り、こっちへ走りながらやってきた足跡がこの中に全部詰まっているわけなのです。ですが、先ほどの答弁の中にもありましたように、これが引き継いでいけたり、つなげていけたりするものになっていないような気がするのです。ちょっともったいないのではないかなと思っております。それで、この神岡ディレクター氏が、この中で何号だったか、12号ですか、ここにめんこ流し、国道、道路に止めてめんこ流しをやっていて、それでこういうふうに書いているのです。「嵐山町のソウルフードだった「めんこ」の「流し」バージョンです」ということで、こういったことができるような町だったらいいなというふうに、本人も来たときからそういうのをやりたいということを書いていたのですけれども、できていないのです。

それで、「人口が減少し、空間も余り、空き家や空き地、耕作放棄地がふえていく中で、従来どおりの条例や慣例で物事を判断していくのではなく、ニーズに応えることのできる環境整備をしていくこと、大人と一緒に挑戦していってくれる意識を持つことが嵐山町の活性化につながります。今時代は目まぐるしく変化しています。今を生きる大人がしっかり体制や仕組みを構築していかななくては、町おこしをする基本、基礎が強固なものになりません」と、このように書いておられるのですけれども……

○佐久間孝光議長 吉本議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間5分を切りました。

○1番（吉本秀二議員） わかりました。

まさに、神岡氏の何か口惜しい、残念だというような気持ちがここにちょっとあらわれているような気がするのですけれども、国から来る予算も今年限りなので、今後どうなるか私もわかりませんが、そういった一生懸命頑張ってくれたことが町にどのように息づいていくのか、それをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 お答えを申し上げます。

議員さんおっしゃるとおり、町づくりディレクターとしての神岡氏には大変いろいろ活動していただきました。その一つといたしまして、一つの課題で先ほど申し上げましたけれども、いろいろイベントをやっていく上においても、その費用を捻出する

ことが一つの課題になっているというお話もございました。そういったことに対応するために、神岡氏についてはがっちゃんこという企業を町の中で起業をしていただいて、ロケビジネスを中心にやっていただいているという内容でございます。その会社自体を起こすということは、私も神岡さんと何度かお話をさせていただきましたけれども、ぜひ引き続き嵐山町を盛り上げていきたいのだという意思のあらわれですというお話もいただきました。

その今までの実績を生かすために、先日の議会でもお答えを申し上げましたけれども、町おこしディレクターの活動紹介ということで、6月19日に職員を対象にして研修もさせていただきました。神岡さんのその活動が役場のやっている仕事に何か結びつかないかということで、皆さんにも知っていただいたところですが、なかなか実績というか、それではこういう仕事とコラボしてみようというところがなかなか見えてこないのが事実でございます。

そういった中で、今年度は11月に観光協会さんが中心になって、また神岡さんも中心になって、あと川越比企地域振興センター、こちらとも協働しながら事業を行うというお話も聞いております。そういった中で、農林61号を使用した製品ですとか、そういったことも考えられないだろうかということで、活動もしていただいております。

先ほど議員さんがおっしゃった流しめんこですか、私もそのお話をお聞きしまして、食品を預かるがゆえに、いろいろな規制が出てくるということで、実現が難しいということもあります。そういったことをいろいろ神岡さんは提案をしていただくのですけれども、なかなか法的な規制だとか、役場でできることの外側のことを、その範疇を超えたところを提案していただくというのが私のお話しした実感でございまして、ただ外側のことだからもうこれはだめということではなくて、お互いそういう提案をしていただいたときに、役場の側もどれだけそこに近づけるかという努力なのだと思います。そういったことをやることによって、神岡さんが残した実績というのを今後のまちづくりに生かしていけるのではないかなというふうには考えております。

○佐久間孝光議長 吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◇ 洪 谷 登美子 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の埼玉中部資源循環組合についてからです。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、渋谷登美子ですけれども、1番目の埼玉中部資源循環組合について質問いたします。

事業者選定委員会による事業者選定の段階に入っていますが、実際には今回のことで埼玉中部資源循環組合解散ということになっていますが、でもこのことについては責任もありますので、はっきり聞いておきます。

DBO方式であるということになっていきますので、事業者選定委員会もDBO方式で始まっていますが、これは情報公開しましたけれども、会議録が真っ黒で出てきました。設計、建設段階から事業を委託するのですよね。真っ黒になっています。私が調べていった中で、建設予定地の地盤のもろさがすごく明らかになってきたのです。それで何うわけですけれども、これは地盤のもろさのほかにもいろんな問題が出てきています。地盤のもろさを1つとって伺います。

(1)として、吉見町土質台帳及び地質調査のボーリング調査の結果の反映を伺いたいと思います。解散になったからといって、これはこのままでは済まないということです。

2番目です。平成26年3月に候補地を決定していましたが、それに先立ち、8カ所の候補地評価を行っています。その評価を行う建設候補地評価資料47ページ、これは具体的にきょう皆さんに資料としてお渡ししたものですけれども、47ページは地震対策の必要性というもので、この大串地区は地震対策が要らない評価ということで、高得点になっています。

そして、50ページです。50ページは、ボーリングデータの評価という形で、大串地区が0.3点でよいというふうな形になっています。

最後の51ページですけれども、これはどういうふうな形で0.3という評価が出てきたかということが出ています。それで、吉見町大串は危険度の評価では得点がとても高いわけです。それはなぜかといいますと、51ページの液状化の起こる可能性を非砂層と砂層の厚さで、砂層の厚さを非砂層の厚さの部分で割ったという形のものが大きいほど液状化による影響が大きい数字を示していると。この計算式の値を液状化の簡

易な数値とする根拠を伺いたいと思います。これは、私全部調べたのですけれども、こういった数値は国土問題研究会、それから地盤関係の地質の調査、出てきたのですけれども、こういった数値の出し方というのはなかったです。

3番目です。環境影響評価準備書には、ボーリング調査は2カ所の結果が掲載されています。ところが、契約した内容を見ていったのですけれども、契約した内容の中には土質調査は3カ所の仕様書で契約されています。地盤調査の結果というのをちゃんと見てきたのですけれども、一応3カ所は出ているみたいなのですが、環境影響評価書には2カ所の値しか出ていないのです。その理由を伺いたいと思います。環境影響評価書は、当然組合がかかわって環境影響評価書も出している、あるいは環境影響評価書に関しては、どこでしたか、契約方とやっていますので、それについて当然契約者と組合方とで相談してあると思いますので、それについてなぜかということ伺います。

それから、4番目です。予定地の5ヘクタールのうち、少なくとも施設及び附帯設備については造成の基礎工事が必要なわけです。これは後で、今でも説明しますがけれども、非常に地盤が弱いのです。普通N値というので測定するのですけれども、N値というので測定すると、この地域というのはN値がゼロから5ぐらいが15メートルまでずっと続くのです。30以上になって、やっと普通の木造住宅だったらつくってもいいという状況になっているのですけれども、ここはボーリング調査の結果が非常に悪い状況になっています。深さ20メートルのボーリング調査を実際には土盤調査でやっているわけなのですけれども、それが反映されていなくて、そうすると造成工事費の概算費用というのはどの程度になっているのか。これは事業者選定委員会の中では出ていなくてはいけませんので、それが全部真っ黒になっていますので、全くわかりません。どの程度の概算をしているのかを伺いたいと思います。

そして、その次です。5番目、建築基準法建築確認の審査は、現在は多くがほとんど民間委託になっています。そして民間委託には耐震偽装による危険性が発覚してきたわけです。現状のままでごみ処理施設を建設することは危険です。また、安全な土台を造成すると建築期間が延び、負担金が高額となる。見直しが必要と思うが考えを聞くという形で、今回は解散という形になっていますけれども、実際には非常に大きな金額がかかっていくということがありますので、そのこともあわせてちょうどこのところで質問をさせていただきます。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時29分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問項目1の答弁からです。それでは、答弁を求めます。

小項目(1)から(5)について、内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

現在のところ、組合事務局から建設予定地の地盤のよろさが明らかになったという報告は受けておりません。また、組合事務局に確認したところ、平成25年3月に設置した埼玉中部広域清掃協議会による新処理施設の建設候補地選定時の評価に当たり、評価項目のうち地震対策の必要性については、吉見町地質台帳の数値を反映しているとのことでございます。さらに、埼玉中部資源循環組合が平成28年度に実施した地質調査業務委託の結果につきましては、(仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計(案)において、建設条件のうちの地質条件に反映しているとのことでございます。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。組合事務局に確認したところ、建設候補地評価書の内容に関するご質問につきましては、訴訟に関連する事項のため、答弁は差し控えさせていただきたいとのことございました。

続きまして、(3)につきましてお答えさせていただきます。組合事務局に確認したところ、吉見町地質台帳の予定地南側の既存柱状図の資料とあわせ、予定地の全体的な地盤状況を把握することを目的として、平成28年度に建設予定地内の東、西、北3カ所のボーリング調査を主体とする地質調査を実施したとのことでございます。また、(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価調査計画書の地盤の調査地点につきましては、埼玉県環境影響評価技術指針に基づき2地点を設定し、準備書作成時に2カ所のボーリング調査を実施したとのことでございます。

続いて、(4)につきましてお答えをさせていただきます。組合事務局に確認したところ、平成28年度の地質調査業務委託で、深さ20メートル、3カ所のボーリング調

査を実施しておりまして、契約額は561万6,000円とのことでもございました。また、造成工事費の概算につきましては、(仮称)埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計(案)で、土木工事の工種ごとの概算の直接工事費を示しております。このうち土工と擁壁工の合計で8,507万円と見込んでいるとのことでもございます。

次に、(5)につきましてお答えをさせていただきます。平成19年6月20日に建築基準法が大幅に改正され、建築確認、検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化等、特に構造計算にかかわる部分について確認申請の手続が大幅に変更され、検査の厳格化が図られています。ごみ処理施設の建設に当たりましては、現行の建築基準法にのっとり、適切な設計施工による施設整備が進められるものと考えておりました。また、施設建設に当たり、DBO方式により決定した事業者が土地の造成工事に伴うボーリング調査を実施する予定となっておりますが、この調査結果に基づき、適切に施工されるものと考えておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 今の答弁を聞いていて、何という答弁なのだろうというふうに思ったのですけれども、地質調査ボーリング結果の反映はされていると。実際には反映されていないですね。どこが反映されているのか伺います。1本目です。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

反映ということですが、数値を反映しているというような説明をこちらでは聞いております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 数値を反映すると言いながらも、この数値2つあるのですけれども、私が気がついたのはこれです。これが地震の液状化の数値です。ここがこれになるのですけれども、赤いところは全部液状化なのです。液状化の可能性がとても高いところなのです。こちらなのですけれども、私は今回災害のことでやっていますからあれなのですけれども、災害です。液状化とは違います。地震の問題ではなくて災害なのですけれども、これはここになります。洪水が起きたら、2メートルから5メートルの浸水が起きる、その可能性がとても高いところなのです。それが数値だけ反

映していても実際には反映されていないくて、そして候補地の評価には、これはうそをついていますよね、候補地の評価。だから、わざわざこのところに入れておいたのですけれども、候補地の評価においては、地震対策の必要性では大串中山在地区は高い評価になって5点です。これはうそですよ。そして、このボーリング調査による評価0.3、低いから0.3。でも、この評価というのはどういう数値なのか全くわからずに、どこでこういう計算式を出してきたのかというのがわからない。だから、これは全然評価が反映されていないのですけれども、そのことを組合がそういうふうに言っていて、環境課長さんはそういうふうにはしか答えることができないわけだから、これは環境課長さんも嵐山町も組合にだまされているということですよ。違いますか、伺います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

こちらの結果につきまして、私のほうで数値が反映されているというようなお話をさせていただきました。詳細の部分の資料につきましては、こちらも町のほうで持ち合わせておりません。これ以上の、こういった結果についてお答えさせていただいてると。数値がここに載っているというような内容の答弁でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 2番に行きます。もうこれはしようがないのですよね、環境課長さんに言ってもしようがないことだし、2番に行きます。

これについても、訴訟の途中であるから答えられないということでした。そんなことをやっていたら、これだけのお金を使って、そして裁判の訴訟の結果にかかわるのではなくて、住民の人たちの安全性にかかわることなのです。それを組合がそういうふうにしたのであるならば、それなりのことを私は考えますので、それでいいのですけれども。

これは何ですか。この計算式の値は、液状化の簡易な数値とする根拠は何かということも裁判の訴訟にかかわることだから答えられないということなのですね。そうしたら、それは完全にその組合のほうでうそをついているということになるのですけれども、これは私も考えられないのですけれども、砂層と非砂層の間のそれを割ったというのですか、それで計算していて、その値が低いから、これは液状化の可能性が全くないという評価をしているわけなのですから、実際にはこれでは液状化の一番

危険な地域になっているのです。それが裁判の結果にかかわるからという形でやっていると、訴訟をしなかったらそれは答えるということなのですか。こんなに危険なことをして、そしてこれは都市計画法の運用指針に反しているのです。都市計画法の運用指針というのは平成15年につくられて出されたものなのですから、災害の起こる可能性があるところにはなるだけごみ処理場をつくらないと、そういうふうになっているのです。だけれども、それにももう既に反して、それを何でもかんでも裁判の結果に、訴訟にかかわるものだからという形で、それを環境課長さんは素直に受けとめて、そしてそれでは困ると言わないで、そういうふうな形で進めていくのですか。それだけ伺います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 こちらにつきましては、組合の考え方、その対応についての答弁ということで、組合として裁判にかかわるということでこういった答弁内容ということにしておりますので、私もその形での答弁をさせていただきました。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3番目ですけれども、3番目のお答えは、要するに環境影響評価の手続によると2カ所だけでよいから、これしかしていないということですが、それでよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

答弁でもお話しさせていただきましたが、埼玉県環境影響評価技術指針、これに基づいて2カ所という形で環境影響評価の際にはボーリング調査を実施したということでした。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。4番目です。

土木調査については、土工のところでは8,207万円の予算化がされているということでした。実質的には1メートルの盛り土をするわけですから、その部分と合わせて3億円というのが造成工事の経費だったから、そうすると盛り土の部分は2億200万円ぐらいになるのですか。8,207万円というのは、いかにも数字が小さいと思うのですが、このコンクリートのくいを20メートルぐらいまで2ヘクタール全部打っていく

のですよね。そういうふうな形で、今見ている限りでは土質の問題として非常にもろい土質であるということが、私もこの候補地の評価書の中でそれがわかってきます。専門的な部分というのはあるのですけれども、それは候補地の評価書の中でもN値が低過ぎるので、最低でも15メートルぐらいまでは打たなくてはいけないからというのがわかりまして、そしてそれが土木調査で、土木の中で、コンクリートくいの打ち方とかいろいろあるわけなのですけれども、ここの場合は大きな建物をつくるわけですから、非常に大きな重量もかかってくるわけです。ですから、そこのところで、そういうふうな形で8,207万円では済まないだろうなと思っているのですけれども、私もこういうふうな計算は、土木的な部分の見積りのやり方というのが全くわからないので、でもこの金額では行かないので、DBO方式でどんどん別な形で上乗せされていくなと思っているのですけれども、こういうふうなお答えだったということですね。そうしたら、それは組合がそういうふうに応えたということで、それ以上のことは環境課長さんにはできないということですね。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 先ほど答弁させていただいた内容の補足になりますけれども、こちらは土木工事に係る概算工事費の中の土工と擁壁工の直接工事費というような中身でございます。くい打ち等については、こちらは建築のほうにかかわってくるのかなというふうに考えられます。あくまでもこれは土木工事の部分ということで答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、次に行くわけですが、5番で建築基準法の確認の審査のことになっていますが、今それがとても大きな問題になっていますよね、公共土木に関しては。この土木調査が実質的な造成工事のものがわからなくて、それを建築に上乗せすると。しかも、それが民間審査が行うから、実際にその部分がしっかり行われているかどうか分からないというのが耐震基準の問題で、耐震偽装の問題になってきているわけなのですけれども、それも的確に行われているからという形で、そして全てのものが情報公開を行っても全く真っ黒で出てきて、全て事業者にお任せという形で、公共事業の問題というのは、そこのところで全部真っ黒で全て明らかにされないでこの工事が進んでいくという形になるのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

まず、まだ要求水準書というのが固まっていない段階での公開になっていない部分ですとか、そういったことが考えられるのかなというふうに思います。

それから、建築に際しましては、先ほどの答弁でも法の改正によって業務の適正化であったりとか厳格化が図られているという中で、仕組みとしましては構造計算ですとか適合性の判断、そういったものをした上で建築確認申請という形に流れがなってきますが、その確認申請の段階で構造計算との適合性の判断、それが不適切ということであれば、また戻ってやり直したとか、そういったことになろうかと思えます。法に基づいた形での厳格化された制度の中で、建築についての手続は進んでいくのかなというふうにこちらとしては考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これはD B O方式なので、建築確認も全て1つの事業者がやるということが考えられるわけですよ。民間審査になりますから、ほとんど埼玉県に持っていくということはないと思うのです。民間審査というのは、非常にたくさんあるものだから、1週間かそこらでやってしまって、数も多いので、どんどん、どんどん審査して、はい、これでオーケーという形で出していくので、今建築確認の問題がとて大きくなっているわけなのですけれども、そのこともこれは大丈夫というふうな、審査の中でやっていくというふうなことで組合が答えているということですね。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 組合としてもそうですし、町としても建築確認、そういったことに関しての手続、これは法に基づいた厳格な手続がとられていくというふうなことで、それがまずは基本だというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 全体的な形になってくると思うのですけれども、副町長、町長に伺います。

少なくともこういった形で安全性が全く確保されていないのに、安全性が確保されているというふうな形で候補の評価書が出てきて、初めからこの吉見町大串地区とい

うのは平成24年11月26日に決定していました。それは町長もよくご存じの話です。そして、それは吉見町の新井保美さんが、現施設付近というふうなことで皆さんお考えくださいというふうに言ったら、東松山の市長が、では吉見町の町長がこれだけ言ってくださるのだから、それを私たちは推していきますという形で、この吉見町の大串が決定した後に評価書の8カ所を選んで、そしてその中でいかに吉見町の大串地区が1位になるかのように、いろいろな形で候補地の評価書を操作していくのです。そのところが今情報公開で全く出されていないと、そういうふうな問題があります。

私がすごくこのところで、附帯施設の運営費のことで、吉見町、川島町、桶川市と、それから東松山市、小川地区衛生組合が平行線のままで行くので、このまま解散するという形になっていますけれども、そういうふうな形で解散していくのは、土地購入の前だし、事業者を選定していない前なので、本当によかったなと思っているのですが、これが進んでいったらもうとんでもないことになってしまうなというふうに思っているのですが、こういった組合議会、組合の場合に、一人の人が言って、それに全部追従していく、そしてこれ私は本当に一番職員がかわいそうだなと思って見ているのですけれども、吉見町の職員がかわいそうだなと思って見ているのは、うそばっかりの評価書をつくり上げていくという作業をしている。そして、組合の人たちもこのうそばっかりの評価書を置いてここに決めてしまったのに、それをさらに守らなくてはならない。職員として、公務員として、こんなに公正性を欠く仕事をしなくてはならないということに問題があるので、この責任はとても大きいなと思っているのです。組合がこういうことをやってはいけないと思っているのですけれども、その点についてどういうふうにお考えになるのですか。

特に広域の問題というのは、1つの市町村ではできないから大きな施設をつくる。だけれども、その大きな施設をつくるのに関して全く監視ができない。私は、吉見町の職員なんかも土木関係の人がいるはずだから、これはとてもつらい思いをしたと思っています。うちのほうでも組合に職員が派遣されていますから、土木系の職員はそれがわかるはずだから。私のような者でも一生懸命に読んでいったら、これはおかしいというのがわかる。特にこのハザードマップと候補地との評価書の違いというのはとても大きいのです。これを誰も気がつかないわけがない。だけれども、気がつかないふりをしている。それは大きいなと思うのです。その責任というのはどういうふうにしてとっていくのか伺いたいと思うのです。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 まず、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

この一部事務組合をつくる前身は、協議会を発足をして組合ができて事業を進めてきたわけですが、この事業の推進に当たっては、場所の選定等はそれぞれの協議会の中の施設の検討委員会で検討がなされて、この場所に決定したというふうに我々は聞いておまして、一定の手続を経てこの場所が決められたものだというふうに思っています。議員さんご心配いただいている洪水のハザードマップ等を心配するような向きもあるかもしれませんが、それも踏まえて検討がなされた末に決定をしたというふうに聞いています。

我々構成団体は、この専門的な仕事を進めるために、それぞれの市町村から職員を派遣して、その派遣をされた職員が自分たちで持たない知見については専門的な機関の技術指導を受けて、そして一步一步進めてきたと、このように思っておりますので、その場所に決定したことについても一定の手続を踏まえて決定をしてきたと、このように考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 安藤副町長も建設検討委員会の委員でしたよね。それで、そういうふうな形になさっていますけれども、実はちゃんと記録を読んでいくと、最初の段階で根岸局長が、吉見町大串地区がほとんど点数も高いし、住民からの要望書も出ているので、これで決定してくださいと。それは最初非公開になっていました。ですけれども、宮崎さんが町長になってから、そこのところは公開されるようになって、そしてそういうことがわかってきたのですけれども。

もう一つ、すごくおもしろいことがあるのです。この地域に関しては、吉見町大串については、32年前の裁判で和解して、ここにはもうつukらないということになっていたんで、それができるといふふうには小川修さんという亡くなった弁護士さんが1回だけ住民に対して説明しているのです。そのときの言葉、建設が適当かどうかは、私は専門家ではないので言えませんが、弁護士としては、法律のことについては説明してくださいと言っているということは、私が思うには、小川修さんという方はここが建設地として適当ではないということがわかっていたのだなというふうに思うので

す。

それで私は、職員の方で土木のことがわかる、道路や何かつくることのできる技術を持っている人ならば、この一定のN値というものがあって、ボーリング柱状図があったら、どういう問題が起きているかということはわかるはずだと思うのです。私でさえもちょっと勉強したら、N値というのはどういうふうな形で、耐震構造とどうかかわってくるか、液状化とどうかかわってくるかというのは、調べたら出てくるのです。私自身は余りによくわからなかったものですから、幼なじみが公共土木の専門家だったので、それを全部こっそりと聞いてみて、これがすごく問題が多い地点だということがわかった。

そして、この造成工事、水害のことに関しても、この水害地では2メートルから5メートルの浸水地域であるのに、この候補地の評価書では全く問題がない地域としてなっているのです。そしてそれをそのまま全ての建設検討委員会がだまされてしまう。そういったことがあっていいのかということが広域組合の大きな建設物をやるときにやられてしまう。

そして、ここに関しては、派遣された職員が専門的指導に基づいて、知見があるものにに基づいてというのは、日本環境衛生センターですよ。日本環境衛生センターがN値という言葉も出さずに、それはすごく簡単ではない、複雑な数式です。複雑な数式でやっていて出てくるわけです。一切N値がなく、ボーリング柱状図も関係なく、ここところは液状化にはならない安全な地域というふうな形で出されていること自体が、一般財団法人日本環境衛生センター、そこが問題なのだと思うのですけれども、そういったことで全て、基本的に土木関係の職員だったらこれはわかるはずなのです。わからなかったら仕事ができないですから。それを、専門的知見のないものは、専門的知識のある日本環境衛生センターと、もう一つ日本技術何とかという2つあったのですけれども、そこに聞いてこのような候補地の評価書をつくったということだったら、それはとても大きな問題なのですけれども、そういうことでよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 渋谷議員さんのご質問の中にあつたとおりだというふうに思います。我々のところに来るのは、専門的知見を持たない職員が派遣で行っていますので、その職員のない知識は専門的知見がある機関にお願いをして、そこで技術指導をいただいで一步一步仕事を進めてきたということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） たしか衛生組合、協議会の段階の話ですけれども、施設関係の人と総務関係の人と2つに分かれていたと思うのです。施設関係の人で、そういった知識のない人が全員来ていたのですか。私には、こういったことをやってしまった広域組合というのは、職員の派遣をやってしまった広域組合は、物すごく責任が大きいと思うのですが、その点について伺います。うちからは、あの段階では職員は派遣されていなかったのか、清水さんかどっちかなのですけれども、伺います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 事務局は総務課と施設課に分かれておりまして、施設課の課長はたしか県から派遣をいただいて来ていただいております。ただ、県から来られている方も、その分野についての専門的な知見は持ち合わせていないというふうなこともお聞きしてまして、それについては専門の技術のあるところから委託をして、そこに技術指導をいただいて進めてきたというふうに伺っています。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。その専門的な技術指導をいただいた会社というのはどこなのですか。これはとても大きい問題です。こんなひどいことをやっていて、これは全く都市計画法にも反しているし、それから災害関係の問題にも反しているし、そういったことを技術指導していた専門的知見のある機関というのはどこなのか伺います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 会社名までは、私ここに資料を持っておりませんので、どうしてもということであれば、ちょっとお時間をいただいて事務局のほうへ照会をさせていただく、あるいはきょうでなくてもいいということであれば、後で調査をしてお知らせをしたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 議会で公表してください。なので、休憩時間中に調べてくださいということです。

そして、これはほかの問題もありますので、いろんな問題がかかっているのです。この8カ所の候補地の評価書というのは非常に大きな問題があって、その候補地の

評価書を使って、そしてそれをもって農振除外を申請しているのです。この資料をつけて。農振除外を申請しているということは、これが確かなものではないわけですから、私は虚偽文書だなと思っているので、そういった形のことを吉見町長に対してはやっていかざるを得ない。刑法156条ですか、そういった問題に引っかかってくるのです。

こういったことを組合の中で、9市町村いるわけです。9市町村いて、その当時は協議会でしたから8市町村です。8市町村の中で、管理者がこれを指導したとしても、副管理者がそれに全く気づかない、派遣してきた職員も気づかない、埼玉県の職員も気づかない、そんなことがあっていいのかということなのです。これは大きな問題なので、そこのところは今後こういったことが起こらないようにするためにはどうしたらよいか考えてください。伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 ただいまも申し上げましたけれども、今まで進んできたものについて、我々に技術的なことがわからない部分は専門家の意見をお聞きして一步一步進めてきたわけでございます。それについて疑義があれば、事務局にお尋ねをしてお答えをさせていただきたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今疑義があるというふうに言っているわけですから、事務局に聞いてください。休憩してください、これではしょうがないから。

○佐久間孝光議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時00分

再 開 午後 2時20分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 大変時間をとっていただいて申しわけございませんでした。

今渋谷議員さんからお尋ねいただいた専門の技術的な指導をしたのはどこなのかというお尋ねでございますけれども、吉見町の事務局に照会をいたしました。わかる方がいらっしゃらなくて、もうちょっと時間が欲しいというふうなことでございまして、今日中になるのか、あるいは明日以降になるのか、いずれにしても急いで調査をいた

しましてご回答申し上げたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この焼却場もそうなのですけれども、広域組合でやっているものというのは、非常に小さい市町村ではできなくて、それで合同して大きいものをつくっていくわけです。その分利権がとて大きくなります。利権が大きい割には、関係市町村の職員もそういった知識がない。そして、議員も知識がない。基本的な知識がないわけで、そうするとそこに民間の事業者が入ってきて、その言うとおりになっていくということ避けなくてはいけないと思うのですけれども、これは公共土木の一番問題なところで、わからないから民間に委託する。ほかの職員も育っていないから、そういうふうになっていく形の構造的な問題があると思うのですが、解散してから、これからのこともありますので、こういった問題をどのようにして解決していくか。基本的に職員は、ある程度嵐山町でも技術的な職員を何人か、特に最近は災害の問題がありますので、防災系のことがわかる土木系の職員も必要だと思いますし、そういったことをどのようにしてつくっていくのか伺いたいと思います。町長でもいけれども。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 では、先に私のほうから。

嵐山町が抱えているいろんな課題がございますけれども、その中で町の職員だけでは進められない、解決できないということについては、これまでもさまざまな方、民間での経験を持たれている方、そういった方を採用して事業を進めていただいております。それが緊急的に対応しなければならない課題を解決するための一つの手段でございます。

もう一つは、きょうもご質問いただきましたけれども、職員の育成というふうな観点から見れば、職員を外に出して研修をしたり、中で職員を育てたり、時間はかかりますけれども、そういった職員を育てていくというのも大変大切な方法だというふうに考えております。ケース・バイ・ケースで緊急的に対応しなければならないものは民間の知見を、長い目で考えて町の職員を育成していかなければならないのは後者のほうで、そういった形で養成をしていきたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今回土木系のことがとても問題になっているわけなのですが、土木系の職員というのは嵐山町にどのくらい専門的知見を持った人がいるのか。それから、技監は土木系の知識があるのかどうか分からないのですけれども、その点について、大体埼玉県ではどのぐらいの人が県の職員の中で土木系の知識があって、そしてこういった形で派遣されることがあるのかどうか伺いたいと思います。

この9市町村の組合の中では、土木系の職員がいなかったということです。私は、道路のことをやっているから、土木系の職員はいたと思うのですけれども、そういった構造的なことがわかる職員が一人もいなかったからこういうふうな結果になったのか、それともわかっていてもこのことはNGとか、そういった問題は基本的な部分はトップからの言うことで、おかしいなと思っても疑義が出せないような状況だったのか伺いたいと思うのですが。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 このごみの焼却施設、そしてこの焼却施設にかかわるさまざまな発電ですとか、あるいはバイオマスの関係ですとか、非常に環境の分野の専門知識が必要なところについては、今派遣で行っている9市町村の職員は、どちらかという事務系の職員が多いわけでございまして、専門の分野については外に知見を求めていると、こういうことで進めてきています。

以上です。

○佐久間孝光議長 柳下技監。

○柳下和之技監 県の土木職の市町村への派遣の状況ですけれども、今手元に資料がないので、詳細な数字はわからないのですけれども、私の肌感覚で申しますと、大体2割前後の市町村に土木職員が派遣されております。そのほかに、建築職ですとか設備職もおりますので、そういった職員は、申しわけありません、私は把握しておりません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 県からの派遣はわかったのですけれども、嵐山町では土木系の職員というのは、専門的知見を持った、特に今は災害のことがありますので、土壌のことがわかるような専門的な知識を持った方はどのぐらいいらっしゃるのですか。公共土木のことがわかる方。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

具体的な数字、ちょっと持ち合わせておりませんが、土木系ということではございませんが、技術系の職員ということで申し上げますと、人数では10名足らずだというふうに思っております。ただ、この技術系の中にも、土木系であったり、あるいは化学であったり、こういった職員も含まれておるといふふうに記憶をさせていただきます。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 題名は忘れたのですが、公共事業が非常に危なくなつて、危険な状況になっているという感じの趣旨の書物を読んだのです。やっぱり自治体の中で土木系の職員を育てることができていないので、それが全部民間に流れていくので、それでチェックすることができないと。土木系の職員を育て上げることができないというふうな、そのところが公共事業の非常にネックな部分になっているというふうに書いてあるところで、これをどうするかというのが問題で、それでそのチェックができないために民間に審査をする。民間に審査するために、民間はさまざまな問題を、民間の事業も持っているために、逆に非常に審査の期間が短くなっていて、甘くなっていて、ほとんどがチェックできない状況で、いろいろな耐震偽装とか、そういった問題が発生しているということが書かれた文書なのですけれども、自治体関係の専門家が書いた本なのですが、そういった問題があり、そういったこともあって、私はこういうふうな問題を単に専門的な知識というよりも、皆さんというか、首長さんたちもみんな一手にお任せするというやり方は、今の状況でとてもまずいかなと思っているのですが、町長はいかがですか。

私は初めからそうだった。何でこんなことをしているのだろうと思っているのは、1つはこの前専門的知識は弁護士に聞くというふうな形で言われました。でも、専門的知識は弁護士ではなくて、新井保美さんから又聞きを、専門的知識を聞いたということになって、そういうふうになっていきますと、どこに責任の所在があるのかわからないですよ。そういった責任の所在、嵐山町長としての責任の所在はどこに持っていくのかというのを伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

大変微妙な問題といたしますか、難しい問題であるわけですがけれども、歯がゆいことというのは、私なんかも大分いろんなところで感じます。というのは、情報機器を例えば入札で買う。それから、システムの構築を改めるので、入札をして決めさせてもらう。あるいは、今言った法律関係のこと、工事関係のこと、いろんなところに専門的な知識というものがないために、言われたとおりになるというような、大変残念だけれども、仕方がないような状況、そういうようなものを専門的な人をお願いをして、その情報を信用して、例えば情報機器を、パソコンを仕入れる、ソフトを直すのをここにお願いをするというようなことというのは、法律関係があり、いろんなところのそういうものがあり、そこのところの専門家だから、そこのところを信用してお願いする。私にはそういう知識は全くないのだけれども、その人を信用して、その情報をそのとおりにやっていくというようなことというのは、大変残念だけれども、今も嵐山町の中にあります。

それは、先ほどから副町長が言っているように、専門的な組織なり、外部から信頼されて、これならというような形で、今信用が置けるというようなところに出してその情報を信用する、それでお願いをしていく、それで行政行為を行っていくというようなことというのは、実際今行っております。ですので、議員さんおっしゃるように、専門家をそこのところに育てて、あるいは専門家を置いて、その人の判断を仰いでいくというのも、例えばその人が専門官であっても、そこの大きな判断をするときに、私の判断でオーケーですというふうに言えるだけの知見というか、そういうようなものの重さというものをどこまで認めてもらえるか、例えば職員であってもというようなことになると、どこかのところに出してくださいと言われると、そういうようなことになってしまうのではないかと思います。

ですから、非常に歯がゆい部分というのはありますけれども、議員さんおっしゃるように、うちの職員、総務課にいるから、何課にいるから、では彼のところに行って聞いてこいというような形にできるのであれば一番いいと思うのですけれども、現状嵐山町ではそういうような状態のところまで行っていない。周りのところも似たり寄ったりではないかなというような感じが今しております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今回は広域組合の問題なのですけれども、公共施設の建設とか、いろんなところでこういった問題が出てくると思うのです。これからも大きな

問題が出てくると思うのですが、これについては第三者機関みたいな公的なものをつくって行って、そこでやっていくような方法を、監査でも何でも、技術的なものを使っていけるようなものをしないと、民間委託でやっていくという形で専門的知見をいただくというのは、ちょっと問題が大きいのかなと思うのです。特に今は焼却場の問題ですから、焼却場というのはとても利権が大きいです。その利権にくっついてきている人たちというのは、ずっと向こうのほうまである程度決まっていると思うのです。そのところが働きかけていくと、それで全部行ってしまふ。

N値の問題というのは、基本的に公共事業の問題、公共土木のことをやっていたら基本的な知識です。基本的な知識がわからないで、こうやってだまされていく。それで、ハザードマップについても、ちょっと見たらおかしいというのがわかる。基本的な部分なのだけれども、そのところでごまかされていくという今の構造的な問題があるわけです。それをどのようにして、町長は今回の問題では責任をとっていきますか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話ししたように、自分のところに自信ができる知見というか、そういうものがない場合には、やっぱり外部のところに、このところならと、現状周りで信用をされている、信頼をされている、そういうようなところをお願いをしていかざるを得ないのかなというふうに思います。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 例えば今回は災害の問題ですから、何十年後に起きるかもわからない、来年起きるかもしれない、30年後に起きるかもしれない。そして、事件が起きたときには、来年だったらまだ責任者というのはある程度特定できます。だけれども、10年後だったらもう責任の所在というのがわからなくなるわけですよ。今回も、どの人に聞いたのですかと言っても、それも吉見町の担当の人がいないからという形でわからなくなる。そのところの体系というのは、しっかりしておかなくてはいけないと思うのですが、それに関して基本的に公文書を全く出さない、今公文書の管理条例がなくて、不存在と言ったらそれで済むわけですから、今の状況だと。そのところをどうやって解決していくのか。せめてどこにどういうふうな責任の所在があるかというのは、文書としてこの問題に関して管理しておかないといけないと思うのですが、組合の中でもそれはしっかり入れていくと思うのですけれども、そして

それを住民の皆さんに公開していくということが今の段階では一番監視ができる状況だと思うのですが、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 この組合の問題については、これから解散に向けた手続に入っていくというふうな答弁がございました。今議員さんが心配していらっしゃるようなことも含めて、文書もありますし、さまざまな契約もありますし、今後そういった文書の情報の公開ですとか、また訴訟も何件か継続中でございます。そういったことも含めて、どのように今後それを継承していくのか、処理をしていくのかということも大変これから大事なテーマであろうというふうに考えております。しっかりやっていかなければならないというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 文書管理に関しては、吉見町が持つという形ではなくて、組合の各市町村が持ってしっかり管理していかないと、これはどこで紛失するかわからない、そういうふうな問題ですよ。そこのところだけの管理というのは、今のままでいくと、解散に向けて何も責任をとらない状況になってくると思いますので、そのところだけはしっかり、どういうふうに文書を管理していくか、責任の所在を明らかにしていくのかということは、これからの解散に向けての話し合いについてしっかり出していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 そのようなことを我々も考えておりまして、しっかりやってまいります。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、次に行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 次ですけれども、これからのごみ処理のあり方について。

気候変動による地球温暖化の加速、あわせてプラスチックごみの海洋流出による生態系への影響が深刻化している。人間生活への影響を和らげるために循環型社会の構築が必要だが、嵐山町の施策としてできる以下の提案についての考えを聞く。

1、生ごみを焼却しないで、エネルギー等に変換して活用するシステムの導入について。

2、自治体としてプラスチックごみゼロを目指す展開をすることについて。例えば公共の場でペットボトルの頒布をやめる、職員はマイボトルを持つ、レジ袋のかわりにエコバッグを使う。これは嵐山町の庁舎内です。そして、町民への頒布物をレジ袋ではなく紙袋に入れる、自動販売機でペットボトル販売ではなく缶等に変えていくということなのですけど、伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

生ごみを焼却しないでエネルギー等に変換して活用するシステムとしましては、生ごみなどの有機ごみを発酵させ、発生したメタンガスを主成分とするバイオガスなどを燃料として発電するバイオガス発電設備などがあります。この設備は、水分が多く燃えにくい生ごみなどを活用できることや、ガスをつくった後に残ったバイオ原料の二次的利用など、廃棄物の有効利用が可能となる設備であり、全国各地で導入する事例が見受けられます。

また、多くの導入事例は、中間処分場施設の設備として整備、導入されておりまして、循環型社会を構築する上で有効なものと考えられますが、現状では嵐山町単独で導入することは難しいと考えております。

続きまして、（２）につきましてお答えをさせていただきます。ごみの減量化や循環型社会の構築を積極的に進めることは、これまで以上に取り組むことが必要と考えております。その取り組みの一つでありますマイボトルの使用やマイバッグの使用など、個人でできることは積極的に取り組んでいただけるよう、町としてもさまざまな場面で啓発していきたいと考えております。また、事業者に対しても協力をお願いしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、ごみのことでいろいろやっていると、住民の方から情報をいただきまして、香川県のバイオマス資源化センターみとよというのがとてもよいという形で、まだ視察に行っていないのですが、香川県の三豊市というのは7万人なのですけども、焼却ごみゼロを目指しています。そして、これは7万人だけ

らできないということではなく、バイオマスシステムに関してはいろいろな補助金があるのです。小川地区衛生組合管内であれば5万人以上になりますから、別の焼却施設の補助金も出るのですけれども、そうではないバイオマス関係の補助金もありますので、もう少し調査研究していく必要があると思うのですが、この間に解散に向けての調査と同時に、こういったことが必要だと思うのですが、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 埼玉中部資源循環組合の解散に向けての協議等、これから具体的に進んでいくと思います。また、その後のことにつきましては、まだそういう段階ではないので、いろんなことを今後研究していかなければならないという認識であります。こういったことも今後の循環型社会にとっては有効な設備だというふうに考えておりますので、協議の場等で検討をしていく必要もあるのかなという認識であります。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 小川地区衛生組合管内というのが私は一番理想的なのかなと思っているのですけれども、比企郡の中では割と今までのものをつくっていけばよろしいので、それでいいのかなと。嵐山町独自でもできるのですけれども、住民本意で、住民単位で委員会をつくっていきながら、そういったことを調査していくということが必要だと思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

住民単位でということですが、今のところそういったことについての研究もまだ担当課としても始めておりませんので、そういう方法も含めて今後の研究課題の一つなのかなと、重要な研究課題の一つなのかなというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは、なかなか課長では答弁できないのではないかと思いますけれども、プラスチックごみのことです。京都の亀岡市というところでプラスチックごみゼロ宣言というのをやっているのです。私はそこへ視察に行きました。やっぱりプラスチックごみゼロ宣言というふうなことをやると、一歩進むのです。そこには、いろんな自治体から今視察に来ているということで、もともと明智光秀の関係で、観光という形で非常に観光客が多いところなのですが、ここにプラスチックごみ

ゼロ宣言という形でやっているものですからとてもよくて、例えばペットボトルをやめるというのはとても重要なことなのですが、今住民の皆さんに、交通安全の後なんかは必ずペットボトルでお茶を出しますよね。そういったことをやめていく。それが事業として一番必要なのですけれども、プラスチックごみゼロ宣言というのをまずやっていくことが必要だと思うのですけれども、町長にその点について、急だから難しいと言われてもあれなのですけれども、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そういふのをやるのがいいか、やらないのがいいかと言われると、方向は決まっていると思うのですけれども、それをやっていく導入の仕方というのですか。先日、これも今もお話ありましたけれども、栃木県と全25市町村でプラごみゼロ初の共同宣言というのが新聞に出ました。そして、栃木県ですから、栃木内の清流もそうですし、中禅寺湖、水源をしっかりと守りましょうとか、そういうようなことで県が話をして、それで25市町村とこういうようなことになってきたというような話があります。

ですので、嵐山がやらないということではないのですけれども、嵐山がやって、そのインパクトというのはどれぐらいどうなのだろうというようなことなのです。ですから、どういう形で、どういう進め方で行ったら、目的が一日も早く達成できるような方向に行くのだろうかという、その取り組みをスタートさせるというのは、嵐山町でもそういうスタートをさせる、手を挙げていくというのはやりやすいと思うのですけれども、嵐山が何かを、ペットボトルをどうするといったときに、ほかの代替商品というのがなかったら、町民の人はペットボトルではなくてほかの紙に入っている、あるいはほかの容器に入っているものが高いから、こっちは嫌だよと言われると、どうなるのだというようなことになってしまいますので、そういう方向をみんなで求めて進めていきましょうという、そういう姿勢というのは、嵐山町はトップでも手を挙げてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、ほかのやり方を、どういふのがうまいのがあるのかご指導いただければというふうに思うのですが。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私は、亀岡市というのはおもしろいなと思ったのですが、突然亀岡市長がプラスチックごみゼロ宣言をしたのです。それで、そこからどんどん、どんどん進んでいって、どんな形ができるだろうかという形で、プラスチックのペッ

トボトルをやめる。ペットボトルをやめると、まず缶ですけれども、アルミ缶でこういうふうなふたが閉めれるお茶とか、そういうのも売っているのです。そういうのもあるのです。だから、そういうふうな形のものに変えていく。

そして、今本当は一番必要なのは、レジ袋なんかはもう有料化になりますから、それはできるのですけれども、お弁当箱なのです。いろんなところで買ってくるお弁当。でも、それは亀岡市ではそのうちにレンタルの食器を使うような形、デポジット制で返してもらったら10円払うというような形のシステムを使えるのではないかというふうな形なのです。

ですから、まず最初にやってみる。やってみて、いろいろ知恵を出していく。そういうやり方もあると思うのです。これは、公共事業でも大きな金額が必要のないものですから、ぜひ一度検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今話したように、検討してぜひ進めていって、国としての成果が出るような方向に最初の一步が加われればいいなというような感じがしております。

日曜日にテレビを見ていましたら、どこかのスーパーで、今おっしゃった弁当の食べたら下にいろいろなものがあるとか、あるいはお魚類が下に入れ物があって、お皿があって、何か載っかってきれいにできている。それを、中に入っているつまを取って安くする。つまはつまで10円、これは幾らというので売る。それで、魚だけ入れる。だけれども、もうちょっとどうにかできないかな。そうしたら、その入れ物の底のあれを取って、ビニール袋か何かわからないですけれども、もっと簡単なものの中に入れて棚に並べて、料金がすごく安くなっているというような取り組みで、その価格を追求する形の中で、そんなようなこともある。だけれども、結果として、こういうお皿があって、また何か載っかってというのではなくて、ふたがついている。いやビニール袋にひょっと入れて、ビニールだけというような形をテレビでやっていたけれども、そういうような形のものでいろんなところで広がってくる。そのきっかけになるような嵐山町の何かいい方向の動き、ムーブメントというか、動きのもとになるようなものができる、町民の皆さんもやる気になってごみをというようなところまで広がっていくのではないかなと、そんな感じはしております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、ぜひ皆さんと一緒にプラスチックごみゼロ宣言に向

けてやっていくように、お互いにやっていきましょう。

では、次へ行きます。町立幼稚園3年保育について。

1、この10月より幼稚園、保育園の無償化が始まります。民間保育園、町外私立幼稚園に通所、通園する3歳児は無償で教育を受けることができますが、町立幼稚園は4歳からなので、3歳児の場合、家庭保育が主になります。無償で集団教育を受けられる子と家庭保育とのこの差をどのように解消していくのか伺います。

2番目です。次年度の3歳児について、保育園入所希望者、町外民間幼稚園希望児など、具体的に現2歳児の状況把握のためにアンケート調査を実施すべきであると考えますが、伺います。これは百二、三十人程度のものだと思うのですが、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、順次答弁を求めます。

小項目（1）、（2）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目3の（1）についてお答えいたします。

町立嵐山幼稚園の運営につきましては、これまでどおり2年保育を実施していくという町の考えに変わりはありません。3年保育を希望される保護者の方からお問い合わせがあった場合には、近隣で3年保育を実施している私立の幼稚園があることをお伝えしております。

続きまして、（2）についてお答えいたします。2歳児、3歳児の状況把握については、第2期嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、子育て支援課において平成31年2月に実施した就学前児童保護者調査のアンケート調査の結果により情報を把握したく考えており、新たにアンケート調査を実施する考えはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは町長の考え方だと思うのですが、多くの若いお母さん、幼稚園を希望しているお母さんというのは、3歳児保育があったほうがいいし、私もちょっと3歳の子どもの動きを見ていると、この子が幼稚園に入らないでうちの中で見られているというのは、非常にお母さんとしてはつらいなと思うのです。それは、私も子どもを3歳ぐらいからみんな保育の場に入れていましたので、この状況は非常につらい状況があると思うのですが、それがほかの皆さんのご意見を、本当

はこうしてほしいという思いを受けとめないで、そして町長の思いで独自に2年保育だけ、4歳からの幼稚園にしていきますよというのは、ちょっと独断専行過ぎるのではないかと思うのです。やっぱりほかの皆さん、今の若いお母さん、当たり前のように3歳は預けていますので、そういったご意見というのは聞くべきではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町長の独断だというお話もありましたけれども、3歳児を幼稚園に入れないと、という何かあるかなというふうに思う人もいるだろうし、全く思わないで自分の手元に置いて育てたいと思う人もいるだろうし、それからもう一つあれなのは、この預けたいというのが、要するに幼児教育ではなくて保育に欠ける場合です。保育所に預けたい。ここのところが預けられないというのは、全く行政のほうとしてうまくないというふうに自分でも思っていますし、何としてもそこのところは一日も早く解消したいというふうに思っているわけですが、幼児教育の3歳保育と保育に欠けて幼稚園に入れるというのと、ちょっと違うと思うのです。

それはそれとして、それからもう一つ前から言ってきているのは、町長の独断という話ですが、子どもの変化というのが、ここのところで大変激変をしているわけです。そういう中であって、施設というものがこれからどういう形になっていくのかなというのも前から大変大きく関心を持っております。

それと、もう一つあれなのは、議員さんもおっしゃいますけれども、国策で教育政策というのが大きく変わってきております。無償化が始まり、そしてこれが始まると、もう当然次の段階とすると義務教育の低年齢化が進むのかなとか、そうしてくるとおっしゃるように小学校と中学校のところがどう割られるのかなとか、そういうような教育の中が大きく変わってくる。そういう中であって、子どもの教育というものを、これから嵐山町、ここのとこで今やっている最中ですが、そこの中に嵐山町の教育というのを、幼児教育も含めてどういうふうに組み込んでいくのか、大きくここのところは確かに考えるべきポイントだと思うのです。そういう中に、教育でなくて保育の状況がある。そして、子どもが80人になってしまう、もっと減るかもしれないという状況の中で、施設はどういうことになっていくのだろうかというようなこと、そういうものを万般に考えたときに、独断というようなことを言っていられない、皆さんのご意見を、今もそうですけれども、これからも皆さんのご意見を聞きながら、町

民のためによかれということはしっかりとっていかなければいけないというふうに基本的に考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、今のお話ですと、町民の皆さんのご希望がしっかり町長に伝わった場合には、今の施設の中で私は十分町立幼稚園の施設というのは3年保育ができるだけの、耐えられるだけの教室を持っていると思うのです。十分に皆さんの意見を聞いていただいて、そしてその中で話し合いをして、そして来年度ですか、今年はどうしようがないです。来年度からは、私は幼稚園の3年保育というのですか、町民の方がたくさんそういうふうなご意見を持っていらしたら、それは反映していくというふうな形で受け取ってよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今も申しましたように、子どもの数が激変をしてきております。ですので、今までいろんな形で町のほうにご協力をいただいている保育施設、それから周りのご協力をいただいている人たちも大勢いるわけですが、そういう人たちがこれからどういうことになるのかということが一番大きな関心事であります。

それと、今も言いましたように国策、国が大きく方向を転換して、小さい子どもの教育の無償化がここのところで始まってくると。そういうふうなことになってきたときの教育制度がどうなってくる、教育環境がどうなる、その中に幼児保育の環境はどうするというのは、今考えるべきことだというふうに思っていますけれども、来年4月からというのは考えておりません。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 去年でしたか、私子ども・子育て会議に出ていたのです。子ども・子育て会議に出ていますと、保育園の園長さん、そのとき2人出ていらっしやいましたけれども、2歳児とか3歳児で保育園を希望する方がとても多くなっていると。それはなぜかという、3歳児で入れないと。幼稚園があれば、3歳児のほうの幼稚園に入っていただけであればそれでもいいのだけれども、それができないために、今2歳児から保育園を希望せざるを得ない、そういう人たちがふえていると。そして、そのほかに預かり保育のほうに無理やり、その3歳児の幼稚園がないために預かり保育のほうに行っているという状況があって、実は町立幼稚園で3年保育をしていたければ、とてもありがたいのだけれどというふうな話を聞いております。

その施設の問題ではなくて、子どもがどういうふうに通園していきか、幸せな子ども時代をどうやってつくっていくか、そういうことですよね。それなのに、施設運営のことを考えてはいけません。親御さんは、3歳児のほうを求めている人が多いです。3歳児から入れてくださいと。そのことに関して、町立幼稚園では、私は今すぐでもできる状況にあるかと、教室の状況を見ていると今すぐにもできる状況にあるかというふうには実は知っているのです。だけれども、それができないと言っているのは、町長が2年保育にこだわっているから、それができていないだけの話です。そうですね。何かかんか言いながら、保育園の先生たち、園長さんは、やってもらったらありがたいのだけれどもなというふうなことを言いながら、それも子どもの施設の問題としてそこに棚上げをして、実際の問題には触れない。それは町長の独断で、住民の人、母親の考え方を聞いていないということになりませんか、伺います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3年保育、そこだけ考えてみますと、今町のほうに問い合わせがあった場合には、3年保育はこういうところがやっていますということで、町外の幼稚園をご紹介して、それでそこのところに入る人もいるし、入らない人もいるかもしれませんが、そういう対応をとっている。

そして、町外に行くから大変だというのは、送り迎えが大変ですとかということというのは今ないのです。町外から玄関先まで来てくれるような状況になっているわけです。ですから、町外の私立幼稚園はだめで、町内の町立幼稚園でなければだめだとかということであればあれですけども、3年保育ということであれば、町外の私立幼稚園でも自分の家の玄関の前まで、お家の近くのところまで迎えに来てくれると、こういう状況下になっているわけです。ですから、おっしゃるように、3年保育が全然町長がいるからできないのだというようなことには、今ないというふうには思っています。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 今渋谷議員さんのお話にありましたけれども、現状でも3歳児を受け入れることができるということをおっしゃられましたけれども、現状では3歳児を受け入れることはできません。なぜかと申しますと、4歳児、5歳児の1学期は25名で運営しているところがございます。3歳児につきましては、多くても15名を1クラスでやっていきませんと、安全面を考えたときに非常に厳しい状況になってまいりま

す。施設面で教室があるから、3歳を含めた教育ができるということはありませんので、教育委員会としては今4歳児、5歳児の教育の充実を考えておりますけれども、新たに3歳児のクラスというのを設置することは、現時点では考えておりません。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは、施設の簡単な改修で済むわけです。私もそこら辺のことはわかっているのです。だけれども、そういうふうな答えをしていくこと自体に問題があって、普通に町外の私立幼稚園に行ったら、嵐山に自宅を持っている方はともかくとして、そうではないまだ若い世代は、同じ幼稚園で育った子と一緒に小学校に上がりたいというふうな希望が当然出てきますので、嵐山町以外の例えば小川町とか東松山とか、そういったところに転居するというのは当然のことですよ。そういうふうなところに家を、自宅を求めるということは当たり前のことです。

どんなに嵐山町がこれから5年後か6年後にすてきな小中学校をつくったとしても、そのところで子どもの人数が減っていく、もう目に見えているではないですか。そのところが見えないような町政のあり方というのか、人口減少に対しての対応の仕方ということが問題になっているわけで、なぜそのところに目を向けないのか。町長の独善ではないのですか、伺います。何度も言いますけれども。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 冒頭から申していますように、今人口が、子どもが、人数が激変をしていると言っています。ですから、その状況を勘案しながら嵐山町の町政、行政も、そういうものを見ないでいくわけにはいかないわけです。そのところをしっかりと視野に入れて、そして小学校もこういう形で小中学校を統合していこうということで大きく嵐山町の教育の状況も変わってくる。しかもまた、国策で国のほうも大きく変わってくる。こういう状況があるわけですので、嵐山町もいろんな角度から子どもの教育というものを考えていく必要があるというのは、議員さんおっしゃるとおり考えていないわけではありません。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 来年から完全に3歳児無償化になります。途中からではないです。3歳児無償化になりますから、町外の私立の幼稚園を希望される方も多くなると思います。そうすると、ますます嵐山町は子ども数が減少してきます。そういうふうなことを考えないでやっていっていいということ自体が町政の運営に関して、

私は非常にマイナスになっていると思います。

親御さんたちが、嵐山町で町立幼稚園を3年保育にしてほしいというのは、30年前からの要望でした。それをずっと切ってきたのが嵐山町の教育行政です。私が3年保育を受けているぐらいだから、昔から3年保育というものはあるものなのです。3歳児から教育をするというのは当たり前のことなのです。嵐山町だけそれがない。親が育てればいいという感覚があるのです。働く人の子どもは見るけれども、3歳児には教育が必要はないと、そういうふうな視点がある。それが問題で、親御さんたちは3歳児の幼稚園をつくってほしいと。働きたくても働くことができない状況の家族はいっぱいあります。そういった人たちは、3年保育の幼稚園を希望すると。だけれども、町立幼稚園は保育は4歳からでないとやらないから、そのところはだめですよと言ったら、みんな町外の私立幼稚園に行きますよね。町外の私立幼稚園に行ったら、そのところへ転居していくというのは当然のことです。当たり前ですよ、幼稚園から小学校、同じお友達と一緒にいきたいというのは。不安ですから。そのところの感覚がないといけないと思うのですけれども、町長はそういう視点を持っていない。

そして、来年度からはそういうふうな形で多分変動が大きくなると思います。そのところを、もし町民の方がそういった要望を持ってきて、町長と話し合うことをしようとするならば、それは町長は、私は受け入れていかざるを得ないと思うのですが、それはいかがですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答弁をしているとおりでございまして、町民の数、子どもたちの数、国の政策、近隣の状況、いろんなことを考えながら行政を展開しなければいけない。特に子どもの教育については国策で大きく変わっていますので、嵐山町の教育もしっかり見ながら変えるべきは変える、守るべきは守る、しっかりやっていきたいというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。町の職員の中で幼稚園の教諭を持っている職員はどのくらいいるのですか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 大変申しわけございませんが、手元に資料がございませんので、お答えできません。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうですか。もともと町立幼稚園を3年保育にするつもりがない。でも、住民からの要望が出てきても、そうしたら今3歳から5歳になっているから、それについては考えると、そういうふうな形で私は今聞いていたのですけれども、そういうことでよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどから話をしていますように、幼児の教育についてはいろんな角度から、特に教育委員会からもレクチャーをいただいております、3歳児の教育はというようなことで、いろいろレクチャーをいただいております。そういう中で、保育所があり、幼稚園があり、今これで3年保育というような問題が出ている。そういう中で、どうする。人口は、こういう形で変わってきている。子どもの数が80人になってきているというような状況を見る中で、これから先を見たときにどうなるというところで、3歳児の教育というのも前々からレクチャーもいただいておりますので、それなりの考え方というのを持っております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。教育委員会の3歳児の考え方というのは何なのですか、伺います。レクチャーしている内容を教えてください。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

レクチャーといいますか、実際に嵐山幼稚園を希望されている方、また町外の幼稚園に通われている方、さくら教室に通っていただいている保護者の方とお子様で、どうしても3年の教育、3歳の教育が必要だということで町外に行かれている方が今年だと3歳児で10名いらっしゃっています。それに対して、さくら教室のほうに参加いただいているのは、現在35名、昨年も35名参加いただいて、大体さくら教室に来ていただいているお子さんは、翌年4歳児から年中のほうに入園されるというのがずっとここ数年続いております。

嵐山町教育委員会でも3歳児の教育をまるっきり必要ないとか、そういうことは考えておりません。4歳、5歳と違って、3歳というのは生活習慣を身につける、4歳、5歳でさらにそれが集団生活へと変わっていくということで、やはり保育でなく教育

ですので、教育としてどういうふうを受け入れるか。家庭においても、どういう教育が望まれるかということで、さくら教室のほうも平成29年から倍の10回から20回、さらに昨年は25回、今年は実質24回という形で、できるだけ機会をふやしてお子さんたちの教育という立場でのさくら教室もそうですし、保護者の方々の相互の交流の機会を図るというのも目的として実施しておりますし、その中で今できることを教育委員会としては3歳の教育で行っているというのが実情であります。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 私さくら教室に何回か行かせていただいたのですけれども、私と話をすると、お母さんたちは何で嵐山町は3歳児がないのでしょうかねと言います。そして、さくら教室と3歳児教育の違いというのは、決定的なものがあるのです。さくら教室は親がくっついていきます。3歳児教育というのは、親と母子分離が完全に必要です。そこのところでの教育の集団の質と、それからさくら教室の質とは全く違います。そこのところがわからないで、町長にレクチャーしたってしようがないではないですか。そうではないですか。教育委員会の村上さんの考え方というのは、母子分離というのがどんなに大切かということをご存じなのですか、伺います。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 教育としての母子の分離ということですが、実際渋谷議員もお子様をお育てになられたので、ご経験があるかと思っておりますけれども、3歳になってみんながまるっきり同じことができるかということ、現実にはそうではないと。そういう中で、保護者とお子様とそれぞれ一緒になって活動していただくのがさくら教室と考えております。また、先ほども言いましたけれども、生活習慣の定着、これが基本となる3歳でありますので、それについても個人差があるという状況の中で、また今の嵐山町教育委員会の体制の中でできる範囲で2年保育、2年間の嵐山幼稚園の教育というのを充実していくというのが今の教育委員会の考え方です。

現実に、現在の嵐山幼稚園の職員体制、渋谷議員もご存じかと思っておりますけれども、正規の幼稚園教諭は4名です。実際には、臨時職員としてさらに3名入っているという状況です。預かりでさらに2人来ていただいているという体制ですので、万全の体制ではないですが、その中で最高の教育を目指して、田中園長以下一生懸命頑張っているというのが実情です。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私何度も言いますけれども、今町立幼稚園で3歳児保育をしなかったらどういう状況になるかということが、町長も、それから教育委員会もイメージが非常に貧困でわかっていないのだなというふうに思いますけれども、そのところについて、3歳児の親御さんたちというか、今の2歳児になりますけれども、その方たちが町長と面談を希望したら、それなりのことは応えるというふうな考え方があるのですか。私はこのままで行ったら、嵐山町の子ども的人口は減っていくと思います。今のままでいて。そして、それは財政にもつながるし、そういった問題を考えないで、嵐山町のほかの園の経営自体を考えて3歳児保育をしていかないという体制というのは問題があると思うのですが、再度、聞きます。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほどからお答えしているとおりでございまして、子どもの数、町民の数、教育が国で大きく変わった状況、そしてそれらを取り巻く社会状況というようなことを勘案をしながら町政をとり行っていきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 幼稚園に関しては、ずっと30年前から変わっていない嵐山町です。

次行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 学童保育についてです。

学童保育を株式会社シダックスに指定管理委託して10月で1年になります。実情把握と課題について伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

現状把握につきましては、町では指定管理者より毎月業務報告をいただいております。学期に1回各学童を訪問し、現状把握を行っております。現在の状況は、職員体制につきましては、ひまわりクラブ8名、ひまわり第2クラブ5名、てんとう虫クラブが7名、子どもの森が6名で勤務をしております。児童数につきましては、ひまわりク

ラブが65名、ひまわり第2クラブが55名、てんとう虫クラブが65名、子どもの森が30名、合計215名となっております。

課題につきましては、現在支援員の確保は保たれておりますが、人材確保については引き続きの課題であります。また、支援員の質の向上につきましても課題であると考えております。子どもや保護者に対する対応、安全面に関する知識習得など、研修に積極的に参加するなど質の向上の取り組みを引き続き指定管理者として努めてもらいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 洪谷登美子議員。

○13番（洪谷登美子議員） 正規職員は各学童何名ぐらいずついるのか。それから、支援員としていらっしゃる方はどのぐらいの年齢層の方がいらっしゃるのか、何日ぐらい続いていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 まず、各学童の常勤の支援員の数でございますが、ひまわりクラブが3名、ひまわり第2クラブが1名、てんとう虫クラブが3名、子どもの森が2名となっております。そのうち、放課後児童支援員の県の認定講習を受けている職員が、ひまわりクラブですと常勤で1名、非常勤で1名の2名が県でやっております放課後支援員の研修を受けております。ひまわり第2クラブにつきましては、常勤の職員が1名と非常勤の職員が1名の2名が放課後児童支援員の認定研修を受けております。てんとう虫クラブにつきましては、常勤職員1名が認定の講習を受けております。子どもの森につきましては、常勤の職員1名が支援員の認定を受けております。

また、この認定の講習につきましては人数制限がございます、毎年希望全員が受けられるというわけではございません。今年度につきましては、各学童それぞれ1名もしくは2名の追加の講習を今年度受ける予定でございます。

また、雇われた年数でよろしかったですか。

〔「年齢」と言う人あり〕

○前田宗利子育て支援課長 ひまわりクラブが支援員、常勤、非常勤の平均年齢が42.5歳、ひまわり第2クラブの指導員の平均年齢が41.6歳、てんとう虫クラブの指導員の平均が60.3歳、子どもの森が56.2歳となっております。

勤務日数ですか。年数は、ちょっと長い職員が何人か、その人が何年というのは手

元にはないのですが、長い職員の数ですと、3年か4年の。長い職員ですね。ひまわりクラブが長い職員の方が常勤で1名、父母会のときからやっている方が1名と……

○佐久間孝光議長 渋谷議員に申し上げます。持ち時間が3分を切りました。

○前田宗利子育て支援課長 非常勤の方が1名です。2名の方が以前の父母会のころからやっていただいている方がいらっしゃいます。また、ひまわり第2クラブにつきましては、常勤の方が1名、この方が父母会のころから職員としてやっていただいています。てんとう虫クラブにつきましては、1名の方が父母会のときからですが、そのほかの方につきましては新たな方がほとんどでございます。子どもの森につきましても、常勤の方1名の方が父母会のころからの職員ということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） すみません。5番の質疑を用意していただいた方、申しわけないのですが、このままこれでおしまいになりますけれども、今の指導員の人たち、夏休みは朝7時半から、夜7時半か7時ぐらいまでという12時間労働を続けているということです。非常にブラックな状況になっているということなのですが、そこら辺の把握はどの程度しているのか伺います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 一応開室時間が7時半ということでございますけれども、全員というわけではなくて、その人数によってでございますけれども、基本的には指導員の中でシフト制で勤務をしているということでございますので、勤務時間が極端に長いというような話は聞いておりません。今いる指導員の中で、勤務体制で、早番、遅番、中番ですか、そういったことで対応していると。

また、朝については人数が登録してあるお子さん全部来るわけではございませんので、そういった意味での指導員の数は、朝については通常3名ですけれども、2名でよかったり、また延長保育についても時間については人数が減りますので、そこも指導員の数が減ってきますので、そういった意味ではシフト勤務の体制でやっているというふうに伺っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） このシダックスにかわってから、子どもたちの外出がほと

んどできなくなると聞いているのですけれども、その点については把握していらっしゃいますか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 外出といたしますか、基本的に学童保育室につきましては、保育室内で本来は保育をしていただくというのが基本だと思っています。学校の校庭を使わせていただいていますけれども、これはあくまで学校のほうとの協議の中で使わせていただいているということですので、本来は学童の保育室の中で見ていただくということで、安全面を配慮していただくということですので今はやっているというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 渋谷議員。

○13番（渋谷登美子議員） 学童保育で、子どもたちは家の中……

○佐久間孝光議長 渋谷議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間を過ぎましたので、これにて打ち切りたいと思います。ご苦勞さまでした。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を3時35分といたします。

休 憩 午後 3時22分

再 開 午後 3時33分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 一 人 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号2番、森一人議員。

初めに、質問項目1の町職員の人材育成と政策形成能力についてからです。どうぞ。

〔2番 森 一人議員一般質問席登壇〕

○2番（森 一人議員） 議席番号2番、森一人です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。私の質問は、大きく大項目で2点になります。まず、大項目1から一般質問させていただきます。

町職員の人材育成と政策形成能力について。現状において地方分権による権限委譲や多様な住民ニーズにより提供する行政サービスが拡大、また専門化もしてきており、町職員に求められる仕事や能力も高度なものを必要とされてきていると思います。財政面を鑑みて、大幅な職員数増加というのは望めない中、これに向き合うに当たっては、職員の人材育成と仕事への積極性やモチベーションの向上は欠かせません。また、これからは職員一人一人の政策形成能力を高めることが重要だと思います。それがひいては町の活性化にもつながると考えます。当町では、平成18年1月から嵐山町職員育成方針が策定されており、理想の職員像、求められる3つの指標、意義や育成する上での課題、具体策等が明記されております。そこで、以下について伺います。

(1)、ここ数年の具体的な職員育成、研修実績や課題について伺います。

(2)、職員の政策形成能力の必要性について、町のご見解をお聞かせください。

(3)、職員の政策形成能力向上のためにも政策提案を制度化するべきと考えますが、町のご見解をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(1)、(2)について、青木参事兼務総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

町では、嵐山町職員育成方針に基づき研修計画を作成し、職員の能力開発、向上に向けた職員研修を実施しており、内部研修をはじめとして彩の国さいたまづくり広域連合や市町村アカデミー等が主催する研修会への派遣により、職員のスキルアップを図っております。

具体的な研修実績ですが、内部研修といたしましては、新規採用職員研修、人事評価研修及びメンタルヘルス研修のほか、談合防止研修や個人情報保護、情報公開研修等の研修を適宜実施しております。また、外部機関での研修では、地方自治法や地方公務員法などの法令研修、プレゼンテーションやクレーム対応のコミュニケーションスキルの向上を図る研修、また管理職、主査職員、新採用職員などの階層別基本研修を実施しております。さらには、企画調整力の向上や政策形成能力向上等を目的とした専門的な研修にも派遣をしております。

これらの研修につきましては、全職員が適切な時期に必要な内容の研修を受講することが重要であり、職員の適性を把握しながら、個々のスキルの向上と町の発

展に寄与できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。町職員育成方針では、「嵐山町に誇りと愛情を持つ職員」を理想の職員像として掲げ、情熱、創造、協働の3つの指標を目指すべき目標と定めて取り組んでまいりました。

社会情勢や自治体を取り巻く環境なども常に変化をしている昨今においては、多様化、複雑化する行政運営を的確に進めるための手段を職員が身につけていく必要が今後ますます高まっていくと考えております。

そのような背景から、環境の変化を的確に捉える能力や政策形成能力の向上は欠かすことのできないものであり、実際の業務の中で個々の能力を存分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、小項目(3)について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

政策提案の制度化につきましては、昭和63年度に職員から広く新しいアイデアを求め、職員の業務改善意欲の増進、職員相互の啓発及び自己能力の開発を図り、町政の進展に寄与することを目的とする嵐山町職員提案規程を制定しております。平成30年までの提案制度の実績は44件でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) それでは、(1)から順次再質問をさせていただきます。

ご答弁では、彩の国さいたま人づくり広域連合、また市町村アカデミー等でさまざまな研修、また外部機関での研修を受けているというご答弁をいただきました。また、政策形成能力向上等を目的とした専門的な研修にも派遣しているということでもございました。先ほど課長から、全職員が適切な時期に必要な内容の研修を受講することが重要というご答弁もございました。私が今回このような質問をさせていただくのも、この嵐山町の職員は、若手も含めて結構優秀な方が多いなと感じたからなのです。このことは、嵐山町にとって大変すばらしいことでもありますし、町の未来においてもストロングポイントになり得ると感じたから、今回このような質問をさせていただきました。

ここで一番聞きたいことは、各課局において限られた人数でさまざまな事業、課題

を抱えているのが現状であると思っておりますが、先ほど適切な時期というところで研修時期を考えているというご答弁をいただきましたが、こういう少数精鋭でやってみる中で、しっかりと研修を受けさせる余裕と時間がとれているのかというのをもう一度ご答弁いただけたらと思います。

○佐久間孝光議長 青木参事兼務総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

研修を受講する余裕があるかと、時間がきちんととれているかというようなご質問でございますが、何のために研修を受講するかということだと思っております。全く公職に関係ないことではございませんし、その研修を受講することが職員にとって、ひいては議員さんのご質問の中にもございました町の活性化にもつながっていく、町民の福祉の向上にもつながるといふことであれば、時間をつくるものだというふうには感じております。ですので、職員には積極的に受講していただきたいというふうには思っております。

研修の受講、人づくり広域連合の研修については、その年代、経験年数によって、総務課のほうから指名をして行っていたくものもございまして、それ以外にいろいろなメニューがございますので、そういったメニューを職員の皆様にご提示をして、こういった研修をぜひ受けたいのだと、そういったお話を職員のほうからいただいたものについては、それはもう進んで参加をしていただくように努めておるところでございます。今後そういった投資をし、職員がよりスキルが高まるように努めていきたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番（森 一人議員） それと、嵐山町職員育成方針、私も見させていただいておりますが、この中で職場研修が最も有効であるとうたっておられるわけでありまして、私は、職場において部下と上司の良好な人間関係の構築が一番であると、若手職員であったりとか、それが何よりも研修につながるのではないかなというところも一つ考えております。

それで、管理職である課長たちの前で質問するのは大変恐縮なのですが、上司として、課の課題や目標を部下に対して共有といいますか、しっかり伝えていることが大事だと思いますし、今抱えている課題、この課題を部下に設定を、これから頑張る

いくという部下に、今この課はこういう問題を抱えていて、こういうことが大事なのだよと、そういったところもしっかりヒントといいますか、助言を与えることも大変重要なことだと私は考えております。

そこで、上司としてみれば、部下が返してきた意見、これはやっぱりしっかり聞かなくてはいけないことですし、しっかりと説明責任といいますか、果たさないとコミュニケーション、行ったきりになってしまうと、うまくキャッチボールができるような体制づくりが大変重要であると思いますし、もう一個大事なのが、チャレンジしようとして頑張っている部下を支えてあげる環境づくりというのが、その課に、特に管理職の皆様方からないと、若手職員のやる気が、モチベーションが上がってこないのかなというところを少し感じるところがあるのですが、町としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○佐久間孝光議長 青木参事兼務総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

管理職に求められるもの、まさに今議員さんがおっしゃったようなことは、とても大事なことだというふうに思っています。嵐山町では、平成24年度から試行という形で人事評価を始めて、今実施をしておるわけでございますが、この人事評価を導入した大きな目的の一つに人材育成、職員をどう育てていくか、そして職員のやる気をどう高めていくか、こういったことも目的にございます。

この人事評価制度の中で、毎年毎年それぞれの課において組織目標というものを設定します。今嵐山町に求められている、それぞれの課において町で必要なこと、そのうちの課としてどういったことに今年度取り組むのかと、そういった目標を立てるわけでございます。そういった目標についても、当然町としての総振をはじめいろんな計画がある、考えがあると。そういったものに対してどう実現をしていくか、その実現の手法等々入れていくわけでございます。そういったものについて、課の職員の皆様にはきちんと伝えていくと。伝えていくだけではなくて、それぞれの職員の役割、こういったものについてもしっかりと共有をしていくと。面談をし、話し合っ、それぞれを設定をしていくと。そういった中で、今年はこんなことにチャレンジしてみないかと、こういった話も実際にはあるわけでございます。より高い目標を設定をしていただいて、何とか頑張ってくれよと、こういったことを毎年毎年全部の課において行っていると。

こういった取り組みを進めることによって、管理職としてもその役割を十分理解し、果たしていくと。部下職員としても、より個々の持つ潜在的な能力を引き出していくと、そういったことは可能になっていくというふうを考えておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番（森 一人議員） 課長からご答弁いただきました。少数精鋭の中、本当に大変だと思いますが、ぜひとも今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

（2）に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○2番（森 一人議員） ご答弁をいただいた中で、政策形成能力というものに対して、欠かすことのできないものであるというご答弁をいただきました。これについては、研修等もなされているというご答弁もいただいております。この形成能力というのは、本当に多様化する行政ニーズに対応したり、人口減少社会に向け、これからさらに必要になると思いますので、今後においても充実した研修をお願ひしたいと思います。

では、（3）に移らせていただきます。すみません。私の調査不足で失礼をいたしました。職員育成方針の中には、政策提案というものも大事だよというものがあったのですが、それより以前に、昭和63年度というところから、嵐山町職員提案規程というのがあるということでした。実績が30年までで44件というご答弁をいただきました。この44件、63年から平成30年ですから、約三十一、二年で44件、私はもうちょっとあってもいいのかなという感覚を正直受けました。細かく聞かせていただきますが、出された政策提案とかそういうものに対して、評価だったりとか、庁内だけでも結構なのですが、公表するとか、出された職員本人にちゃんとフィードバックがなされているのかなと。出されものに対して答えといますか、しっかり本人に渡してあげているのかなというところをちょっとお聞かせいただければと思うのですが、お願ひいたします。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 初めに、実績として44件の提案があったということでお答えをいたしました。実は、この44件の中を見ますと、平成25年度に魅力アッププロジェクトというプロジェクトチームがございまして、そこからの提案というのが29件です。それ以降の提案というのは、具体的にはないという状況です。

この提案制度をつくった当時、63年あるいは平成3年、平成4年ごろまでは、1年度当たり数件提案がございました。内訳としますとそういうことで、25年のときのプロジェクトの提案が大変多かったということです。

これらがフィードバックされているかというお話いただきました。ちょっと古いものは確認ができませんので、お答えできないのですが、25年度のプロジェクトチームのときの29の提案ですけれども、この中で実現したものが街灯のLED化、それから庁舎内でのBGM、これは直接町がどうかということだとは思いますが、嵐山の米のブランド化、こういったことが実際実現できたことなのかなというふうには思います。

この提案の中で、1つ議会の関係も提案がありましたので、ご紹介をさせていただきます。議会をライブで見ようということで、若手職員も直接議会のやりとりが見られるように、1階のフロアの特定の箇所にテレビ等を設けて、若手職員でも見られるようにしたらどうかという提案があったわけですが、このことについてどういったことが考えられて、どういったことが相談されたかわからないのですが、結果的にはちょっと実現していないという状況です。

それから、仕事上の研修ということで、森議員がおっしゃってございましたけれども、ちょっと前にはOJTというのが、やはりではないですが、言われておりました。そのOJTというのが、こういう提案制度も大事なのですが、森議員がおっしゃっている職員のモチベーション、これにかかわることなのかなというふうに思っております。

アメリカのフロリダ大学か何かの研究だったと思うのですが、職員が会社もそうですけれども、組織の中で一番ストレスを受ける環境というのはどういう環境かといいますと、長時間労働だとか、そういうこともあるのですが、最もストレスを受けるのがやりたい仕事ができないという状況だそうです。要するに、職員提案で、職員がこういうのをしたらどうかというのが実現しないということがストレスを受ける最も大きな原因という研究もあります。

そういう中で、やはり先ほど森議員がおっしゃった上司と部下の人間関係というか、日ごろからの情報共有というのでしょうか、そういうものを第一にして、目的を設定して取り組んでいくということが重要なのかなというふうには考えております。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番(森 一人議員) 44件というところで、少ないかなと発言してしまったのですが、25年度からの魅力アップがそのうちの29件という中で、先ほど山岸課長からご答弁もいただきましたが、自分でやりたいと提案したことができないと、確かにこれはストレスがたまるかもしれないのですけれども、一つの経験と考えれば、それで1回でやめてしまうような感覚を持たれていると、本当に仕事なんて一つもできないような環境、そういう人間になってしまうような感じもしますので、ぜひ課の中で、先ほども言わせていただきましたが、うまく意見のキャッチボールができるような環境づくり、それが今できてないと言っているわけでもないのですが、もっともっとやって若手の職員のやる気を底上げして、よそと比べることは本当はよくないのでしょうか、本当に嵐山町の職員、若手も頑張っているのではないかなと思うわけです。宝物だと思うのです。それをしっかり外部からも入れることを私は別に反対しているわけではないです。専門職的なものを入れるのは大変なことで、いいことだと思うのですけれども、やはり同時に若手も教育をしていく、その人たちが10年後、20年後、リーダーになっていると。もっと先にリーダーになっているかもしれませんが、そういったチャンスが町全体で、庁内でつくり上げることが大事だと思うのですが、町長からご答弁いただいてもよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 人材育成、そしてそれに続いて政策の形成能力、一番嵐山町役場にとって必要なことであるし、そういうふうを担当課を中心に今進めているわけですが、どもとともてこういふふうになってしまうのですけれども、何しろ忙しいということが一番現場から聞かれることなのです。忙しい。だから、今の仕事以外のことというのは、なかなか手が回らない、気が回らないというようなことになるのかな。

こんなことは、基本中の基本ではないかと思えますけれども、役場の中を歩いて回ると、きょうも笑顔でとか、挨拶をとかいうことを、あそこのところに、こういうふうには張っておかないとという、そういう状況なのです。それで、これも言ったのというのは、県庁に行くといっぱいいろんなところにいろんなのが張ってあるのです。それで、県庁だってこういう状況だよ、うちのほうもどうにか考えるかというので、挨拶のあれが出たわけですが、やはり挨拶ができないというのではないのだけれども、いま一つしなくてもいいやみたいな感じというのが、毎日会っているのでいいのではないかみたいな。だけれども、そこのところに笑顔をというので、すれ違って、

「よう」と言うのと言わないのでは全然違うよというようなことから、ああいうことになってきているわけですがけれども、そういう中で先ほど課長の答弁の中にありましたけれども、一番あれなのがやる気、情熱、これがどう醸成できていくか、つくれるかということだと思っております。

それには、人事評価の中にもあるあれですけれども、課の中の仕事というのがあるわけですね。その課の中の仕事を力を合わせてやっていこうという気持ちがどれくらい強いのか。その前に、自分の仕事だけに集中してしまうと、周りのことは、課というのではなくて、自分の仕事になってしまうわけですがけれども、自分の仕事イコール課の仕事がどれくらい進められるのか。それで、そういうような課の仕事が、嵐山町の中で今どういう位置づけにあるのだろうか。ここのうちのほうの課の仕事が進まないと、さらに町の中の仕事全般も滞るところができてしまうのではないかと、進み方が遅くなるのではないかとかというようなことというのが、それがやはり研修をして、そして自分の仕事だけやるのだと、その研修というのはスキル、技術、これだけでいいわけですがけれども、個人の教養というか、自分の中の知識量をふやしていく、こういうようなものもそれぞれやっていただいているわけですがけれども、その多寡、多いか少ないかによって、やはり自分の仕事以外のものに気が向く、あるいは関心を持つ、こういうふうにやったほうがいいのではないかと。議員さんおっしゃるような提言にもつながってくるか、あるいは周りの人との話し合いの中に、そういう話題が入ってくるかということになってくると思うのです。今自分がかかわっているものだけではなくて、こういうのはどうだろう、こういうのはどうだろうというのが出てくるか出てこないか、これが研修の成果がどれくらいに広がりがあるかということになってくると思うのです。やはり自分のスキル、仕事をやるための道具として研修を受けていくということになると、本当に狭い感じになるのかな。そうではなくて、そういうものも含めて自分の知識、一般的な知識として広がりを持って考えていくと、いろんなほかのところにも気が向く、関心を持つ、興味を感じるというようなことになってくるのかなというような感じがいたします。

ですので、この研修というものを、何の研修、だからそれだけの研修でいいのだよというのではなくて、スキルの研修をさらにレベルが上がるような形のものに取り組んでいく方向ができると、違った形で提案のほうにつながっていくのかなというような感じもするのですけれども、なかなかそのところがどこまでというのが、忙しいと

いうのを聞くのが一番多いものですから、大変あれなのですけれども、忙しいのは確かに忙しいのですけれども、そういう忙しさの中に、自分ではこういうふうな形で研修を受けよう、勉強をしていこうという熱意というものが醸成されてくるといいのかなと、そんな感じがしております。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番（森 一人議員） 町長から、最初には挨拶の話から始まりましたけれども、直接的には関係ないかもしれませんが、この間ある方が役場で、車椅子の方だったのですけれども、ちょっと不自由をしていたのです。そうしたらすぐ職員が、多分外でちょっと用足しをした職員だと思うのですが、走って駆け寄って対応するのです。それを見たときは、顔も知っている職員だったのですけれども、声もかけずにただただ感動をさせていただいた部分があるのですけれども、先ほども言いましたけれども、最近挨拶も、笑顔で挨拶をしてくれる職員もふえてきていると思いますし、先ほど町長がおっしゃったように、各個人のスキルアップも含めながら、忙しいで終わらずに、庁内で嵐山町を盛り上げていこうというところで、今後ぜひお願いしたいなと思うところでございます。職員が活性化すれば、必ずといっていいほど町は活性化すると思いますので、よろしく願いいたします。

大項目2に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○2番（森 一人議員） 株式会社西武ライオンズとのフレンドリーシティ基本協定の締結を。

フレンドリーシティとは、株式会社西武ライオンズと連携協力に関する基本協定を締結している市町です。この協定は、互いの資源を有効に活用し、さまざまな事業の協業を通して地域社会の発展や住民福祉の向上などに寄与することを目的としています。

西武ライオンズは2019年7月現在、埼玉県内42市町とフレンドリーシティ連携協定を締結しております。当町においても、本協定によって展開されるスポーツを通じた取り組みは、住民の方、特に子どもたちにとってプロスポーツを身近に感じられる貴重な機会であり、有意義な経験、体験になるものと考えます。こうした事業を活用し、地域社会の発展や住民福祉の向上などに寄与するべきと考え、協定締結を提案するものでありますが、町のご見解をお伺いいたします。

○佐久間孝光議長 それでは答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

西武ライオンズによる地域活性事業であるフレンドリーシティにつきましては、議員ご指摘のように、その目的や事業展開において大変有意義なものであると認識しております。

連携協定の締結により、西武ライオンズOBによる小学校訪問と野球教室、マスコットキャラクターによる幼稚園、保育園、高齢者施設等の訪問、野球観戦招待、観光行事や名産品のPRなど、地域振興、地域活性に寄与するさまざまな事業が想定されます。しかしながら、そうした事業を毎年発展的に展開していくには、限られた人員の担当者による行政主導では限界があります。役場内部でも多くの課にまたがる事業となることが想定され、嵐山町として協定を結ぶのであれば、商工会、観光協会、スポーツ協会、スポーツ少年団、PTAなどとの官民連携を構築した上でこそ、その目的が達成され、展開していくものと考えます。そうした連携の機運が醸成されることを通して、基本協定の締結については検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 森一人議員。

○2番（森 一人議員） 今回これは提案という形で、今一般質問させていただいたわけですが、なかなか町単独というのは厳しいものがあるというご答弁でございました。

まあ、そうですね。逆にデメリットは、町に対して忙しい、課をまたいでちょっと大変だよというところだけであって、余りデメリット的なものはないような協定であるなというのを感じたもので、町としても、私が小学校のときは少年野球チームが5チームあったのですけれども、今は2チームですか、になって、中学校では野球部の人数がそろわなくて試合に出られないよとかいうのもありましたが、やはりこういった機運というか、野球離れと言われてしまえばそれまでですけれども、私がただ単に西武ライオンズのファンだからというところで質問しているわけではないのですけれども、やはり子どもたちにとって間近でプロ野球選手を見られたりするというのは、本当に夢を与えられる一つの事業でもあると思いますし、官民連携でというお話でしたけれども、先ほど忙しいという話もございましたが、町民のためにといいますか、

スポーツ振興のために、ぜひ今後またいろいろなところと連携を図りながら、この協定締結に向けてご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○佐久間孝光議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号5番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1のひきこもりに関する支援体制についてからです。どうぞ。

〔5番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○5番（青柳賢治議員） 5番議員、青柳賢治でございます。議長のご指名いただきましたので、一般質問させていただきます。

ひきこもりに関する支援体制についてお聞きをしたいと思います。内閣府の調査によりますと、ひきこもり状態の中高年は全国に推計で61万3,000人おり、練馬区であったり、川崎市で起きました事件、このひきこもりの状態の中高年を抱える家族の苦悩というものは、非常に大変な姿だなということを浮かび上がらせました。ひきこもりの問題を周囲に打ち明けるといことは、なかなかできないことでございまして、深刻な事態でございます。

そんな中で、ひきこもりの状態にある本人、さらには家族に対したりして、嵐山町においてはどのような支援体制がとられているのかということで、お尋ねをさせていただきます。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 質問項目1につきましてお答えいたします。

ひきこもりの状態を引き起こす背景にはさまざまな要因があり、その要因によって支援の仕方や活用する社会資源も異なります。町におけるひきこもりに関する支援体制といたしましては、ご家族等からの相談、地域包括支援センター等関係機関からの情報提供を受け、それぞれの状況に応じて個別に対応しております。また、支援に際しましては、関係各課や医療機関、就労支援等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じてひきこもりの専門相談窓口や支援機関の情報発信を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) いろいろな事件が5月、6月ぐらいで発生しておりました。

その中で、中高年といますか、こういった調査はこの3月ぐらいで行われているわけでございますけれども、まだこの前身となる30代の前の人たちも合わせますと、約100万人にもなると言われている数字でございます。

そんな中で、平成21年度からひきこもりの対策推進事業というものが創設をされまして、ひきこもり対策の一層の充実を図るということになっていたように読んでみました。そして、さらに平成30年度からは生活困窮者自立支援制度というものを連携させて強化していこうということで、訪問の支援など、それから取り組みも含めた手厚い支援を充実させていくと、ひきこもりの地域支援センターのバックアップ機能などの強化を図っていくというようなことで進んできているのだと思います。

そんな中で、埼玉県の中でもひきこもりの地域支援センターといますと、越谷と、それからさいたま市の、これは政令指定都市ですから、さいたま市の中の2カ所ぐらいなのです。それで、今答弁いただいた中で、そういった相談を嵐山町の中においてもどの程度相談窓口だとか支援機関につなげていっている状況がおりなんでしょうか、その辺お聞かせいただければと。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

ひきこもりの要因となるものがさまざまございまして、疾患、それから障害であったり、また社会的な要因があると思います。それぞれの要因によって医療的なケアにつないだり、相談、生活福祉、就労等の支援につなげております。

まず、町のほうでは、相談を受けまして、その状況に応じて対応しておりますが、平成30年度に町が受けたひきこもりの相談が実人数で8人、延べ人数で103人となっております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 市町村におけるひきこもりの早期発見とか、支援につなげていく拠点づくりをしていくということも、平成30年度から進んできているように聞いております。

その中で、今言った、きょうの答弁の必要に応じてひきこもりの専門相談窓口、さらには支援機関の情報発信を行っているというようなこと、これについてはあくまでもある程度こんな状況にあるよというようなことが民生委員さんなり、区長さんなりとか、ある程度家族の方とかとなると思うのですが、そういうようなことが町のほうに相談が上がってから、そういうふうな支援体制がとれているというような形になるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

基本的には、町のほうに相談が上がってきたときに、状況に応じて保健所のひきこもり相談とか、県でやっている精神保健福祉センターのほうの相談につなげたりもするのですけれども、町のほうで対応できる内容もございますので、その場合には医療機関であったりとか、あと生活困窮者の支援のアスポートのほうの就労支援につなげたり、それからほかの制度でやっている居場所というのもございますので、そういう場所につなげたりというような対応を行っております。

情報に関しましては、民生委員さんとか、それから地域のケアマネジャーさん、それから警察等のネットワークによりまして、情報を得られやすいように努めております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) これは私も報道の中でしかあれでしたけれども、川崎市などの事件においては、親族は市にみずからの介護サービスについては相談していたのだけれども、その過程でなかなか本人との接触がとれなかったというようなことがあったという報道が載っていました。それで、家族も支援を望んでいないのだと。本人の意思を尊重することで、無理に介入はしないというようなことが背景の中にも、すごくこれはデリケートで大変な問題だと思いますけれども、あるように思うのですが、やはりそういった方が全てこういう事件につながるわけではないのですけれども、そういう誤解のないように私はあえて申し上げておきますけれども、そういったところにこの人たちがさらに100万人もですよ。実際に今中高年の人たちはどんな生活しているかという、これも読んだ本ですけれども、恐らくお父さんやお母さんの年金で今生活していると。お父さん、お母さんが絶えたときには、その人たちは今度は年金

もらえないような状況になってくるということなのです。そうすると、生活保護というような形になるわけです。そうなったときの国が予定しなくてはならないお金というのは、大変なものになります。

そんな中で、私がここで強く申し上げておきたいのは、相談などをためらっていくという、家族や本人に、今言った8人だったり、延べだったら103人だったり、こういう人たちにやはり手を差し伸べると。今森議員がなかなか忙しい、なかなか忙しいという中であっても、やはりこれができる嵐山町にならなくてはならないのではないかと。非常にこれは県も力を入れていかななくてはならないことでございますけれども、私も今この人数8人というのを聞かせてもらって、恐らくこれはまだまだためらって手も挙げられない人たちもかなりいると思うのです。そういうようなことについて、課長さんもなかなかいろんな忙しい仕事を抱え込んでいるわけでしょうけれども、どのようにその辺については対応していこうかなというようなお考えですか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

仕事が忙しいからと、そこは手薄になってはいけないという内容だと思っております。まずは、相談しやすい環境づくり、相談が町でもできるのだよというのを発信していくというのも一つですし、あとはやはりネットワーク、いろいろなかわりの中で、そういう家族を発見したときに、役場に相談してみればとかということをお勧めいただけるようなネットワークづくりも重要かと思っております。

また、なかなかわかってはいるけれども、相談をためらう、また相談を望まないご家族、ご本人もいらっしゃると思いますが、そこもケアマネさんであったりとか、それぞれのかかわっている人がつながって行って、SOSを出したときにすぐに助けてあげられるような環境をつくっていければと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) この質問を、報道を受けて私やらせてもらいましたけれども、私このために1冊、「大人の引きこもり」を救え!という本を求めまして、読んでみました。これはNPO法人の代表者が書いている本なのですが、我々が口で言っているような状況ではございません。もう壁を壊して中に入って、その人を説得するというような事業もやったり、その子どもたちではなくて大人を預かって、もと

に戻れるような指導をしてあげたりという人の本でした。

そんな中で、何でもここまで行ってしまうのだろうかというようなことは、これはもう申し上げてもしょうがないことなのですけれども、いずれにしてもこういう状況が嵐山町でもあるということです、とにかくやはり今課長からおっしゃっていただいたようなSOSなり、そういったような小さなところでもいいですから、早目に手を差し伸べていただいてやっていただきたいなということで、ある程度、それは相談を受け付けるという役場の職員の体制みたいな、職員の方はいらっしゃるということでよろしいですか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 答えいたします。

健康いきいき課の社会福祉担当のほうで主に生活困窮にかかわる支援を行っておりますが、その中で職員体制が整っております。また、専門職として社会福祉士もおりますし、担当は違いますが、健康管理担当のほうにも保健師がおりますので、連携をとりながら支援をしていく体制は整っております。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 嵐山町の状況はどうあるのかなと思って、私もこの質問させてもらいました。今の課長の答弁の中で、ある程度のことはわかりましたので、私もある程度地域に戻ったりして、また民生委員さん含めたり、話をさせていただきたいと思います。十分な支援体制みたいな形でお願いしたいと思います。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○5番(青柳賢治議員) 2番目でございますけれども、子どもみずから身を守る力についてでございます。これも1点目の事故があったことから関連してまいりますけれども、川崎市の殺傷事件を受けて、子どもみずからが犯罪から身を守る力を養うため、護身術を学ぶ授業も始まっていると聞いております。安全への感度を高め、助けを求めるなど、危険回避のすべを学ぶことも必要なことと考えます。さらに、最新事情によります子ども110番の家の再点検とあわせて、見解のほうをお聞きしたいと思えます。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

子どもみずからが犯罪から身を守る力を養うということに関しては、各小中学校では毎年全校の児童生徒を対象としてそれぞれ非行防止教室を実施しており、その中で埼玉県警察の非行防止指導班「あおぞら」に講師を依頼しております。非行防止教室のテーマにはさまざまなものがありますが、昨年度の小学校3校では、安心安全な生活のテーマの中で、防犯教室として危険から身を守るための方法や、不審者に対応するための指導をしていただいております。こうした取り組みは児童生徒に対してだけでなく、開催通知や学校だより、学年だよりなどを通じて、保護者や地域の方々へも参加を呼びかけ、地域と一体となった安全への感度を高めるよう努めております。

また、子ども110番の家につきましては、一昨年度に全件の設置状況等現地調査及び再点検を実施し、現在町内全域で287件の個人宅、事業所等が子ども110番の家に登録いただいております。その後は、毎年通学路の確認とともに、各校、PTAと情報共有を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうしますと、安心安全なあおぞら教室ですか、これは小学校3校ありますけれども、それぞれ同じような形で行っているというような理解でよろしいですか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 大体同じような感じで行っておりまして、学年によって回数も違うのですが、大体各学年で年間5回から7回こういう教室を行っておりまして、その中にこのあおぞら、県警の指導班にご指導いただいているものがあります。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 嵐山の場合は、防犯のパトロール含めたり、各子どもさんの通行する通学路においても、いろんなPTA含めて立っていただいております。非常にそういった点は安心が一つできるのかなというところがございます。

ただ、この教室でございますけれども、近年は子どもの危険を予測する能力、それから回避する能力というようなことの向上に重点が置かれているのではないかと

ような教育者の話がございましたけれども、今やっている教室というものは、どのような内容が行われているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

かつては、近所の方たちには挨拶をするようにという指導を徹底していた時期があります。その後、車による連れ去りが結構多く起こりましたので、挨拶をするなという指導になったときがあります。その後、今青柳議員さんからもお話がありましたように、地域の皆様のご協力によりまして見守りが組織されてまいりましたので、また挨拶等をするようにということになりましたけれども、近年登下校で1人になったときにいろいろな事象といいますか、事件が起こっていることがあります。さらには、ご近所の方が加害になってしまったというようなこともありましたので、子どもたちには自分を守るということで、議員さんのお話の中にも護身術ということがございましたけれども、実際にあおぞらと埼玉県警の婦人警官なのですけれども、指導していただいているのは、つかまってしまったときにどうやって逃げるかとか、どうやって体をその中から外していくかということが中心でございまして、あとは子どもたちには、近所にいる大人にできるだけ大きな声で助けを求めるようにという指導を徹底しているところでございますので、こちらのほうから相手に向かっていくとか、そういうことではございませんので、いかにして素早く近所の大人のところに行くかということが中心になっているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 教育長から答弁いただきましたけれども、要するに大声を出したり、それからとにかく20メートル走って逃げるとか、それもやってないと、なかなかそれができないというのが実践らしいです。ですから、今みたいな教室が行われているということだけでも、ある程度身を守っていくということにつながっているのだろうなというふうに思いますし、そういったところの自分の身は自分で守るところもある程度徹底をしていかななくてはならないのだろうなと、そういう時代にも入っているのだろうなというふうに思います。

それで、これは大阪で事件があったときからの流れになってくるのですけれども、大阪教育大学の藤田先生というのがおっしゃっている内容なのですけれども、子ども

が危険への直感力を高めるには、自分は守られているという大切な存在なのだと、そういった自尊感情が大事ですよと、そういう状態が基盤になっていると。見守りにかわる地域の住民の皆さんも含めて、子どもが安心を感じられるような安全教育を進めてほしいという言葉をおっしゃっていました。子どもが自分で守られている大切な存在だという、それがまさに身を守るというところにつながっているというふうに私は理解しているのですけれども、そんな中でこの子ども110番の答弁をいただきました。今ここで見ますと、287件の個人、事業所が登録いただいているということで、今回川崎の事件などを見ると、いち早くコンビニへ逃げた子どもたちもいたり、いろいろそういった形で、その子、その子の能力があるので、やむを得ないところもありますけれども、そのようにも報道なされていました。

そんな中で、この110番の家がお留守のうちもあったりするでしょうし、今これを見ますと、通学路の確認とともに、各校、PTAと情報を共有しているということになっています。110番をやっている家族なりおうちなんかと、そこを通学する子どもたちとかが、さっき言った挨拶みたいなものとかやって、顔見知りになっていれば一番いいのでしょうかけれども、その辺のところというのは、そういった接触みたいなものというのは、嵐山町においてはどうなのでしょう。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

一昨年度の見直しで、実際通学路というのは、毎年子どもたちが学年上がるので、変わってくるのですけれども、29年度の段階では331件の登録がございました。それが全件再調査をして、通学路から離れて、もう一切最近は子どもたちが通らないというおうちもありましたし、自分のお子さんがもう大人になってしまったりとか、ご自分が高齢になったということで、もうこの110番の家は辞退させていただきますよということで、44件の方、お宅、また事業所等で削除させていただいた状況があります。ですので、通学班、通学路については、毎年学校、PTAのほうで協議をして行っておりますので、その中でこの通学班ではどこのおうちが110番の家だということも当然確認して、以前の一般質問の答弁で教育長のほうからも答弁があったと思うのですが、先ほど教育長の答弁にあったように、1人になったときが一番危険だと。そうであれば、110番のおうちの方なり、通学路のところにおうちのある方なんかは、子どもたちが帰るころにちょっと草むしりをしてもらったりとか、そういう形で見守

り、また顔見知りになっていただくということを学校でもお願いしているところであり
ます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 嵐山町の場合は、今通学路になって、帰りに1人になるよう
なところでも、そういった形でご近所の方に草取りしてもらったり、目を配ってもら
うというようなことが、今課長の答弁でわかりましたから、ある程度そういう点は理
解できました。

いずれにしても、自分が身を守るという意識を子どもたちにも高めてもらうという
ことはかなり大事なことだと思いますので、その辺をあおぞら教室でしたか、そうい
ったことを含めて実践をやっておくということは、自分の身に返ってくることだなど
と思いますので、さらに充実をしていっていただけたらと思います。

次に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○5番（青柳賢治議員） 3点目なのですけれども、認知症の発症をおくらせる一大運
動についてでございます。

人生100年時代を楽しみながら生き抜くためには、とにかく認知症になる時期をで
きるだけおくらせることにあると、私最近読んだ本に書いてありました。この認知症
発症をおくらせる取り組み、これを町の一大運動としてやっていっていただいたらど
うかという私の考えでございますけれども、これにつきまして町の見解をお聞きした
いと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

認知症は、誰にでも起こり得る脳の病気によるものであるということです。その患
者数は、2012年、平成24年は約462万人で、高齢者の7人に1人でしたが、団塊の世
代が全て75歳を迎える2025年、令和7年には約700万人で、高齢者の5人に1人にな
ると言われています。認知症を引き起こす主な病気は幾つかありますが、最も多いの
がアルツハイマー型認知症で、そのほかにレビー小体型、前頭側頭型及び脳血管性認
知症等があります。

認知症の予防には、認知症発症のリスクを少なくすることが重要であり、脳の活性化を図ることが大切になります。認知症は、糖尿病や脳血管性障害など、生活習慣から引き起こされる病気との関連が強く、それらの予防や治療は間接的な認知症予防となります。生活習慣病予防として運動は大切です。体を動かすのは、脳が機能しているからで、運動で脳を刺激することになります。また、ふだんから運動習慣を身につけ、きちんと栄養をとって筋肉づくりをするなど、体のメンテナンスをすることも大切になります。

そこで、町では認知症予防事業として元気はつらつ体操教室や脳の健康教室等を開催しています。また、平成29年度から県が推進しているご近所型介護予防事業を「ぷらっと嵐トレ」と名づけ、開始しました。この事業は、ぷらっと歩いて通える身近な場所で、住民同士が主体となって、簡単で効果的な筋力アップ体操を行うもので、現在菅谷、川島、志賀で6グループが活動をしています。本町では、このぷらっと嵐トレを全町的に展開していくことで、今後の介護予防、認知症予防、認知症発症をおくらせる取り組みにしていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 2015年に認知症の施策推進総合戦略という、新オレンジプランというのでしょうか、これができて、その大綱も最近は決定がされた。そんな中で、今答弁いただきましたけれども、この予防の定義が認知症になるのをおくらせると、進行を緩やかにするというような大綱でございました。主な施策、嵐山町の第7期の介護の中でかなりのことがうたわれていますので、私自身は相当なことが行われてできているというふうには今思っているところであります。ただ、この主な施策目標のうち、予防に関する通いの場というのがぷらっと嵐トレということになってくるのです。その参加率は、一応大体国のほうから示されているのは、8%程度ぐらいにしてくれよというようなことが出ているそうですけれども、今これを全町的にと言いますけれども、嵐山町においてはどのような目標の中で、今現在実施率がどのくらいだというようなことは、担当課ではどのように捉えていらっしゃるのですか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

ぷらっと嵐トレの目標数とかは特に決めていないわけですが、これを先ほど

申しましたとおり、全町でやっていただければ一番いいのかなと。ですから、歩いて通える集会所ですとか、ご近所のうちを使って、こういったことが全地区で日常できていれば一番いいのですけれども、今のところでは、まだ先ほど申しあげました6地区、6カ所で行われているというだけのことで、まだまだこれからというようなこともございます。

現在の状況ですと、南部の方面が大・根・将というのはなかなかそういったことが今ないものですから、先週区長さんとか、その地域の方を対象に説明会等を行わせていただきました。その出席者についても、余り多くの方の出席をいただけませんでしたけれども、区長さんたちは、こういったことはぜひいいことなので、今後やっていきたいというようなこともおっしゃっていましたので、何とかしてそういった今現在ないような地区にも、今後またできていければいいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 一応これからそういった事業を全町的に展開していくということで、結構なことだと思いますが、認知症のケアパスといいますか、そういった配分を変えることによって、インセンティブがある交付金があるのではないかとというような、配分を変えることによってそういったようなもの、そういうことはどうでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

今ケアパスの配分というようなことでご質問かと思うのですが……

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） すみません。ちょっと2段に分かれてしまったので。

今私が最初に参加率の話をしました。8%という話。その参加率を上げていくことによってその配分が変わるということで、インセンティブがつくというようなことはないのですか、これについては。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

今のインセンティブというのは、地域支援事業という中で今こういった事業等は行

っているのですけれども、当然そういった事業の中でインセンティブといたしまし
か、それはなくて、今年度推進強化交付金というのが新たに30年度から始まった交付
金等がございましてけれども、そういった中でいろんな事業のことをやって強化を図っ
ていく。そういった中では、このインセンティブは図られて、やっているところには
そういったような形で交付していこうというような交付金はあろうかと思えます。

以上です。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この参加率も高めることによって、いわゆる認知症をおく
らせていくということになるわけです。それで、やっぱり今国のほうでもそうですけ
れども、この病気がどれだけ厚生労働省における負担になっているかという、非常
に高い金額になっているということは、課長ご存じですよ。その辺のところ、答
弁いただけますか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

高齢者の関係の認知症の人への対策といたしまし、それにつきましては、今は
もう世界的な問題という形になっていまして、日本だけの問題ではないということ
でございまして、我が国でもそういった取り組みを進めて、先ほど議員がおっしゃ
れましたように、平成24年にはオレンジプランというものができまして、その後
それを見直しをして、新オレンジプランというのが平成27年度に作成をされまし
て、いろいろな取り組みを行っているということでございます。

いろいろなことでこの認知症対策というのは、介護予防と認知症対策はいろいろ
関係がございまして、そういったことにならないのが一番いいのですけれども、な
っても住みなれた地域で安全に安心して暮らしていけるために、医療ですとか介護、
介護予防、住まい、生活支援、こういったものが定期的に提供が受けられるとい
うようなシステム、地域包括ケアシステムですけれども、こういったことの構築に
取り組んでいるといったことで、予防もそうですけれども、なってしまっ
てからでも住みなれたところで安心して住めるように、それからうちのほうでも
今やっていますけれども、認知症サポーターの養成講座等もやって、この
認知症について正しく理解をいただいて、そういった方への対応、そして
また認知症を正しく理解することによって、自分自身がどうい
うことに気をつければ認知症の予防になるのかということもありま

すので、このサポーターの養成講座等も今後引き続いて実施をしていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 認知症をおくらせるという、介護保険事業計画の中にもあるのですけれども、今の日本の長寿の社会はこれからの一番先頭を走っていると。それで、今までのようにスリーステージといいますか、生まれて、生活をして、老人になっていくという、そのステージではもうないのだと。マルチステージというような、本ですと。だから、何歳のときにどういうことをするかというのを自分である程度決めていくのだという、それがこれから潮流になっていくだろうというふうに書いてありました。

ただ、そんな中で、長寿を恩恵に感じる社会にしていかななくてはならないと。長寿を恩恵に感じるという、そこに私は大切なものがあるのではないかなと思っているのです。そして、さっき課長がおっしゃったように、誰しもどこかでそのようになったりする病気でございます。それを私がここに一大運動と書いたのは、嵐山町に来たら認知症になるのがおくれるよというようなことも、私は嵐山町の特徴になってもいいのではないかと。そして、嵐山町の健康寿命もかなり延びました。これはそれぞれ健康いきいき課含めて努力している一つのあらわれと思うのです。

それで、自分が希望とするニーズのようなものがこれから自由に求めていけるような時代になってくるというふうにその本には書いてあったのですけれども、そんな中であって、こういう自治体が認知症というものの捉え方として、今ぷらっと嵐トレを全町的にやっていると課長が答えられました。その先頭にいらっしゃる町長としては、認知症、町として何ができるだろうなというふうに今の時点でお考えですか、答弁お願いいたします。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 認知症についてのお尋ねでございますが、本当に一番大きな100歳時代の中の課題といいますか、取り組んでいかなければいけないことだ、そういう状況になっている中で、嵐山町ではどうしているのだということですが、課長答弁ありましたように、ぷらっと嵐トレという呼びやすい事業を進めていこうということですが、その前に課長が先頭となって地域の中で進めてきたのが、これも話が

ありましたけれども、認知症サポーターというサポーターなのです。

それで、この人は何をやるのだというのではなくて、認知症というものを理解してもらおうということで、サポーターになったから何をやらなくてはいけないぞということではなくて、認知症を理解していただく。誰もが認知症になっていく、今度はあなたの番だよという感じにこういうふうになっていく認知症を、みんながあまり何ていうか「認知症」みたいな感じではなくて、いらっしゃい、いらっしゃいみたいな感じの形になれるような地域をつくっていかうということで、区長会を先頭に始めました。

そして、区長会の中でも始めていただいたところが、また隣とか地域の様子を、うちのほうもやってみようということで、認知症サポーターというのが、当初うちで計画した人数を大幅に超えるところまで、こういうふうに進んでまいりました。それらを受けて、次のステップということで、このぶらっとを始めたわけですが、こちらのところになかなか進んでいかないというような状況があります。

先日も講習会がありまして、参加をさせていただいたのですが、その中に地域の人たちの指導者がいて、それでその人たちが先生から教わったことを地域に持ち帰って行って、みんなの先頭になって一緒にやっついていこうと、そういうことなのですが、話があったこの地域以外になかなか進んでいかない。こういう中で、今議員さんがおっしゃったインセンティブというような話もありましたけれども、何かきっかけをつくって、うちのほうも一丁やってやるかというような感じの誰か先頭に立つ人を、指導者を見つけてつくって、指導して、町のほうでそういうものが進んでいくと。そして、嵐山町の認知症の取り組みというのは進んでいるよねというような形にぜひワンステップ上げていきたいというふうに思っているのですが、課長に聞くと、本当に課長も一生懸命取り組んでいるのですが、いま一つ広がりがないというのは、どこかにひっかかりがあるのかなというような感じもするのですが、認知症というのは認知症ではないのだよと、順番に回ってくるものなのだというぐらいの感じを、みんなが地域の中で特別なものとして見ないような状況が出てくれば、こういう形になるのかなと。

それで、一にも二にもうちの中にいる人を外に引っ張り出す、これが一番認知症対策なのだという話もありますように、余り難しく考えないで、地域で何かおもしろい集まりを企画、計画をして、どんどんやっていただく。その先頭に町が、そして地

域の区長さん先頭に、そういうような空気をつくっていくように、議員さんおっしゃるように、町の一大事業になるように、一大運動になるように、町のほうでもさらにパワーアップして取り組んでいきたいというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 町長から一段上げたパワーアップということもいただきました。やっぱりそういったところにしっかり対応している町だというのも一つの魅力であって、誰でもなり得る、そういう病気をしっかり取り組んでいるよという嵐山町というのも、これは人生100年時代の中に求められるのではないかなと思います。とにかく笑うことだそうです。笑って、そして苦しいこともいろいろあるでしょうけれども、笑っていくということだそうですから、きょうの最後ぐらい笑いたいと思います。はははと笑いたいと思います。これで終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時50分)

令和元年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

9月3日（火）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
第9番議員 川口浩史 議員
第6番議員 畠山美幸 議員
- 日程第 2 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第 3 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 4 議案第36号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第37号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第38号 嵐山町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第39号 嵐山町給水条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第40号 嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第41号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第10 議案第42号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第11 議案第43号 令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第12 議案第44号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第13 議案第45号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第14 議案第46号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定に

ついて

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
柳下和之技監	
青木務	参事兼総務課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第3回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日渋谷登美子議員外1名より、議案第41号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定について、修正の動議が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○佐久間孝光議長 日程第1、一般質問を行います。

◇川口浩史議員

○佐久間孝光議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問1の中部資源循環組合についてからです。

[9番 川口浩史議員一般質問席登壇]

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

1つ目の質問として、中部資源循環組合についてであります。吉見町の町長が管理者の辞任を表明するという異常な事態になりました。そこで、下記について伺いたいと思います。

(1)、辞任を表明した理由は何か。

(2)、辞任は認められないという報道があるが、なぜ認めないのか。

(3)、管理者が辞任を表明したことは、今後の日程に大きなおくれを来すのではないか。新しい枠組みでスタートすべきではないでしょうか。

以上です。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(1)から(3)について、内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

去る8月9日の埼玉中部資源循環組合議会第2回定例会の閉会時の挨拶で、宮崎善雄吉見町長から管理者を辞任する意向が表明されました。宮崎管理者は辞任の理由について、新ごみ処理施設の供給するエネルギーを活用した施設、附帯施設について、施設の運営者や運営費の負担割合等について副市町村長会議で協議を重ねてきたが、構成市町村の多くと吉見町の意見が対立し、意見の調整が極めて困難な状況にあり、組合代表者としての職責と吉見町長としての職責が相反するため、辞任の判断に至ったという説明でございました。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。宮崎管理者の辞任の理由で、意見の調整が極めて困難とあった附帯施設に関する事項の調整を図るため、臨時の正副管理者会議が開催されましたが、この会議の冒頭で突然管理者から辞任の意向が示されました。この会議で調整の協議を始める前に突然の辞意表明だったため、他の市町村長が管理者となり、地元との調整等を進めることは到底無理ではないか等の意見が出されました。また、全ての副管理者から、管理者の辞任については正副管理者会議で承認されない限り認められないという意見が示された状況でございました。

続いて、(3)につきましてお答えをさせていただきます。管理者から辞任の表明後、今後の対応を協議するため、8月9日と8月26日に臨時正副管理者会議が開催されました。その結果、今後組合は解散の方向で協議していくこととなりましたが、詳細につきましては、再度正副管理者会議を開催して決定していくこととなります。また、新たな枠組み等の協議は、現在のところ行われておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) この質問をした後に、8月26日の正副管理者会議で解散に向

け協議をしていくということで、全員協議会の中でも説明がありましたので、この質問自体がもう古くなってしまいましたので、ちょっと二、三関連で質問して、次に進みたいと思うのですけれども、その点よろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 今の中でもちょっと触れられていたようにも思うのですけれども、今後の日程について何か決められているものというものはあるのですか。この日に集まりましょうとか、何かこういう問題を今度は相談しましょうとかいうのはあるのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

今の時期、どこの構成市町村も定例会の時期でございまして、次回の正副管理者会議で協議するというふうな形になっておりますが、日程のほうはまだ調整はできておりません。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、積立金等の精算というのも全くわからないという状況なのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

事務局のほうで、そういった細々したものも含めた手続全般についての進め方々々、その前の段階で今県のほうの許可得ていますので、そういった調整も含めた事前の調整等を進めている状況でございまして、具体的な部分については今後構成市町村の中でも事前協議を進めていかなければなりません、その中ではっきりしていくというようなことで、現在の状況ではまだ明確になっているものはなかなかないというような状況でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 解散に向け協議をしていくということで、どうなのでしょう、大体の時期というのわかりますか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 解散に向けて、財産処分ですとか事務の承継、そういったものも協議をしたり、法定の手続をとったりとか、そういったことも必要かというふうに思

われます。そういった中で、組合の決算自体も打ち切り決算、最後の決算を固めなければならないということで、収支が固まらないことには解散日を設定するというのはなかなか難しいのかなというふうに考えられます。ということになりますと、今の段階でいつまでというのは、はっきり申し上げるのは難しい状況でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 町長か副町長でいいのですけれども、町長が前に小川地区衛生組合の焼却場の状況を喫緊の課題と言ったのか、とにかく早くしないと、中部のときの説明はそういうお話ししていたわけです。こうすることで、解散に、これは一旦御破算になるわけです。そうすると、やはり新しい枠組みというのが一刻も早くスタートしていかなければいけないというふうに思うのですけれども、まずそのお考え、どっちでもいいのですけれども、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答弁にも申し上げさせていただいたように、解散に向けた協議、そして事務手続が始まるということございまして、それ以外のことは何も決められたものはございません。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 決められたものはないというのは、今私も確認したのですけれども、新しい枠組みであのまま放っておけないわけですよ。今新しい枠組みが、今というかきょう決まっても、5年先、10年先という、つくるまでになってしまうわけです。その分、余計な工事費というのがかかってしまうわけですから、一刻も早くというのは、前に町長も喫緊という言葉を使って、中部の焼却場の建設を早くということでおっしゃっていたわけですから、新しい枠組みを一刻も早くつくっていく必要性はあるのか。あるのかというか、町長のお考えを伺っているのですけれども、お答えできないですか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話しのように、答弁の中でも決められた日時までに仕上げていきたいということでみんな努力をしてきたわけですが、こういう事態に突然なっていました。今後のことについては何も決まっておりません。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） わかりました。喫緊という言葉を使って中部の焼却場を建設

ということをおっしゃっていながら、こちら側も御破算になったわけですから、新しい枠組みを一刻も早くつくっていききたいという、そのぐらいの表明を私はしていくべきだと思うのです。それができないなんていうのは、何のために喫緊だという言葉を使ったのか私はわかりません。結局ためにすることでその言葉を使っただけで、それに乗って保守公明の議員がそうですねで今まで賛成してきてしまって、その結果幾らになるのか、嵐山町がこの間支出した金額、これが無駄になってしまったわけです。喫緊という言葉を使ってそういうことになったのですから、少なくとも新しい枠組みについては早くつくりたいということぐらいの表明はすべきだというふうに思います。それができのですから、わかりました。次に進みたいと思います。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 川袋橋の通行止めについてです。

（1）、通行止めに至った原因は何か。

（2）、通行止めはいつごろまでか。

（3）、交互通行はできないのか。

（4）、周辺道路に通行止めの看板がすぐに設置されなかった理由は何か伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目（1）から（4）の答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、（1）から（4）まで順次お答え申し上げます。

最初に、質問項目2の（1）につきましてお答えをいたします。花見台工業団地から杉山地区を経て志賀地内へと向かう下水道管の一部が破損をし、川袋橋付近に設置されたマンホールポンプが周辺の埋め戻し砂を吸い込み、停止をしたことにより、マンホール周辺部及び埋設管の周囲に空洞を生じたことが考えられ、最悪の場合陥没による事故等が想定されたため、危険を回避することを目的に、警察協議の後、当該橋を含めて全面通行止めの措置をとらせていただきました。

次に、（2）につきましてお答えをいたします。8月9日付の全戸回覧でもお知らせをいたしましたが、9月末日までを予定しております。

続きまして、（3）につきましてお答えをいたします。復旧工事の準備中にマンホール周辺が陥没し、反対車線や歩道に影響を与える可能性があることから、最悪の事態を考慮しての全面通行止めとさせていただきます。

次に、(4)につきましてお答えをいたします。通行止めに決した時期がお盆時期と重なり、看板作成業者も休業しているという状況でありましたので、地元業者手持ちの看板により可能な限りの看板を設置いたしました。数も足りずにご迷惑をおかけしたものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 下水道管の一部が破裂し、マンホールポンプが周辺の埋め戻し砂を吸い込み、停止をしたということで、そういうことなのですか。この下水道管という管理は、どういうふうに行っているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

当該下水管の管理の関係かと思われましても、この管理につきましては担当部署であります上下水道課、下水道担当のほうで管理をしている状況でございます。管理上は、既に施工して、現地のほうが25年ほど経過している管路でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) こういう事故が起きるといことは、ほかでも起きる可能性があるのではないかなと思うのです。それで、今まで下水道管はどういう点検をしていたのか。それしていないということなのですか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

公共下水道が始まりまして、平成6年から供用開始をしておりますけれども、ちょうどこの維持管理部分に関します補助制度がございまして、その補助制度の申請を来年度の新年度予算に計上をさせていただくという予定をさせていただいたやさきでございました。一般的には、公共下水道施設、管路部分等、50年の耐用年数があると言われておりますけれども、当該箇所につきましては工業団地系、工業団地から流下する管路でございまして、空間部分に排水にまじってガス等が一部発生するということが以前から言われておりました。通常の50年から比較をしますと、この路線に関しましては老朽化がかなり早いという部分では認識をしております、来年度早々には調査をして、維持管理の補助がいただけるようにということで考えていたところでござ

います。

点検に関しましては、過去には不明水等の対策にあわせて、管路の中にカメラを入れて調査をしたという経緯がございます。ただ、近年を見ても、近々ではそのカメラ調査等を行っていなかったという状況でございます。マンホールをあけますと、川袋橋の手前のところにはマンホールの中にポンプが設置をされておりまして、そのマンホールの内部に関しては目視で点検ができるものですから、そのあたりの状況を見ながら早急に対応をしていこうというふうな打ち合わせをしていたところでございました。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。50年の耐用年数、平成6年ですから、ちょっと計算間違いしていたらあれですけども、25年です。半分です。ちょっとこれは異常に短くても事故を起こしたわけですか。これは、花見台の何が流れているのか。あれは鉄管なのですか。鉄管に穴があいてしまったということなのですか。何が流れているのかはもう調査されているのか、それと鉄管かどうかちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

最初に、管種につきましては、平成4年から施工をいたしまして、県道部分、そして町道部分、今回の路線に関しましても平成5年の施工でございましたけれども、ヒューム管で施工がされております。当該部分に関しましては、ヒューム管で口径が350ミリ、35センチの内径がございます。そういった部分の一部が崩れて、管路が一部閉塞をしてしまったという状況でございました。

当然工業団地の中から流下してくる汚水でございますので、工場から出てくる排水、そしてトイレ等から、それぞれの会社から流れてくる汚水もあわせて流下しているものでございます。排水に関しては、工場排水とあわせたものが流れているという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まだ中身は、何が流れているのかというのはわからないわけなのですね。そこまでの調査はしていないということなのですか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

この花見台の関係に関しましては、下水道法によって水質の検査が規定をされています。毎年この水質に関しては、直接流れているものを採取しまして報告を県に上げているというものでございまして、一定の基準がございまして、流してはいけないものもその中の調査項目にありますので、それが流下しているかしていないかの判断も含めて報告をしております。

工場排水ですので、現在花見台の関係は食品会社さんもあり、薬品の会社さんもございます。処理に関しては、一部工場で、特定工場というふうなことで処理をして、処理をした上で流していただいておりますので、現状では特に水質的には処理場へ流れても問題がないというものが行っている状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ただ、半分でしょう。50年の耐用年数。ヒューム管だといったって、半分だから何かおかしなものが流れているはずですよ。そうではないのですか。

この資料というのは、水質検査……、検査方法じゃない、何とかの法律だということに基づいて、その検査結果というのは我々に知らせることはできるわけですか、ちょっと確認です。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

大変失礼をいたしました。今回の件に関しては、流れている水とは別に、それがもとになって発生をするガスの影響が強いと。こちらに関しては、数年前から国、県を通じて、ガスが発生して、そのガスがマンホール内部にたまると。そして、この一般的に言われている50年という耐用年数をはるかに下回る状況で劣化が進むというふうなことが言われております。埼玉県のほうが公共下水が始まりまして、特にこちらの比企地区のほうはかなり遅い時期にやっております、そういった部分の経験も余り今までなかったという状況もございまして、その発生するガスに関して、どれほどの耐用年数に対しての劣化の進みぐあいがあるのだろうというふうなことで、私どものところに関しても、ほとんど現地を見ながら手探り状態でその進捗と申しますか、劣化ぐあいを見ていたところでございます。

議員さんおっしゃいますように、50年と言われているものの中で、25年でこのような状況が起きたわけでございますので、耐用年数的には半分以下というふうなことが、今回私どもの自治体ではそれが初めてわかったわけでございます。こちらの管路関係に関しては、今現在は施工済みの管路の調査費用等も補助対象になるという状況でございますので、実はこの件があって県のほうにもお邪魔をさせていただいて、来年度申請の予定であるのですけれども、少しでも早めて、今年度途中からでもその調査をできないものだろうかというふうなことで、お話を既にさせていただいたところでございます。そのような状況でございますので、今議員さんご心配のように、ほかの部分でもやはり似たように劣化が進捗している、老朽化が進んでいるという場所もあろうかと思えます。今後は、少しでも早くそういった部分を特定して、早目にその辺の対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ぜひそれは早めていただきたいと思うのです。

ガスがということなのですが、なんでこれ、県の事業ですよ。県内にはほかのところで工業団地があって、そういうことが共有されないのか、私には不思議です。そんなものなのですか、県というのは。共有されないこと、これは当たり前なのですか。ちょっと技監の意見を伺いたいと思いますけれども。

○佐久間孝光議長 柳下技監。

○柳下和之技監 お答え申し上げます。

その事業で整備、恐らくこの下水道管自体は町の施工でやられたものと思われまして。ですので、それは初めから町の事業だったと思われまして。仮に今工業団地ですとか、そういったことで、県が主体で、例えば町に移管する道路ですとか、区画整理ですとか、そういう事業もあるのですけれども、そういったときはきちっとどういったものにつくられているという台帳をつくって引き継ぎは行っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私が聞いたのは、ガスが発生してヒューム管を傷めたと、マンホールを傷めたと、そういう説明だったのです。ほかの工業団地だって、悪いものというか、資料のことは後でまた聞きますけれども、嵐山と同じようなものを流して

いるところもあるのではないかなと思うのです。そこでもう起きている事故もあるのではないかなと。それが、なぜ小川、嵐山、滑川の下水道の既設のこれには共有されなかったのか。そういう事例はなかったわけではないよね。なかったの。あったと思えるのです。当然県内でも共有すべきだと。県の施設なのですから、この下水道は。いかがですか。

○佐久間孝光議長 柳下技監。

○柳下和之技監 お答え申し上げます。

まず、先ほど課長のほうから、県を通じて国からそういった劣化が進むという情報が通知等であったという答弁があったと思います。かつ事例等の情報共有の件ですけれども、それはきっちり、大変な大きな事故ということがあった場合には水平展開と申しますか、情報共有はさせていただいております。ただ、全ての案件を報告するかどうかというのは、またそのときの判断になろうかと思えます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) なるほど。ぜひこういう事故を防ぐためにも、このぐらいのことは共有していただきたいというふうに思うのです。何か機会あったらおっしゃっていただきたいと思うのです。

それで、劣化が進むというのが県から指摘をされていたということなのですか。先ほどの課長の説明のときには余り認識がなかったのですけれども、今技監から聞いて、そういうのが事前にあったわけなのですか。それを入れて50年だということなのですか。それを入れたら、50年未満に事故が発生することもありますよという、そういう認識だったのかどうか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 すみません。お答えをさせていただきます。

若干戻りますけれども、先ほどの情報共有という部分に関しては、県のほうを通じて工業団地から流下する管路の維持管理に関してというふうなことで、通常の50年ではなく、劣化の進む頻度が早いという情報は、若干調べると29年ごろから通知をいただくようになっておりました。現在の耐用年数で見ますと、かつて整備していた時期には、一律管路に関しては50年という耐用年数が列記されていたわけですが、今現在では、特にガスが発生して劣化の頻度が早い部分に関しては、10年という規定

が追加されております。耐用年数的にはその10年が一つの目安に今現在はなっている状況でございます。というふうなことで、町のほうでは特に腐食と申しますか、劣化の早かった鉄ぶたに関しては早目の交換を実施しておりました。既に2回目の交換が必要であるという判断を今年度させていただいたやさきでございまして、鉄ぶたに関してもこの後入れかえをしていくと、補助金をいただいて更新をしていくという予定にさせていただいております。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。最近では10年ということなのですか。一応この間、水質検査をされた資料は提出願いたいと思うのですけれども、それはできますか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 すみません。その件に関しては、若干調べさせていただきました、可能であれば提供させていただくということでお願いできればと思います。お願いいたします。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 何を隠す必要があるのかなと。排水から、ひょっとしたら悪いものがもう出ているのではないかと、そっちの想像が働いてしまいます。そうやって調べなければ出せませんなんていうのは。そういうことなのでしょう。本当は悪いものが出ているのでしょうか。だから、想定以上に劣化が早いということが言えるのではないですか。答えないでしょうから。

それで、通行止め、私何回か見に行っているのですけれども、まさか私は陥没の危険があるなんてわからなかったですから、橋に何か問題があるのかなと。でも、見た目では問題なさそうなので、渡っている人がいるのです。私も立っていたものだから、渡ってもいいですかという、大丈夫ではないですかなんて私も答えてしまったのですけれども、陥没だったらちょっとこれは大きな事故につながりますよね。やっぱりきちんと書かないと。今も書いていないのです、陥没の危険があるなんていうのは。これがお盆だから、年末年始だからというので、そういうものが書けないというのは、これは問題だと思います。いかがですか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

状況の詳細な表現というふうなことかと思えます。この文書のほう、9日の日に急遽作成をいたしまして、全戸回覧というふうなことで各区長さんのところを回ってお願いをしたわけがございまして、実際に現地のほう、その可能性があるというふうなことはお話しできるわけなのですけれども、実際には掘ってみないと、中の状況でございまして、わからない部分がございまして、その辺の表現はちょっと入れないようにはいたしましたけれども、議員さんがおっしゃいますように、今後はその辺の危険性があるという内容も含めてお知らせをするように心がけたいと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) どういう事故が発生して、どういう問題があるのかというのを知らせないと、危険性というのはわからないのです。ぜひほかの課でも、道路を担当している課でも、特にその点はやっていただきたい。

年末年始とかお盆でも、今後是可以という認識でよろしいのですか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

今回お盆に入る直前に起きた事故でございました。当初は、私のほうもちょっと町外に出張している最中に連絡が来たわけがございましてけれども、ポンプが止まったという知らせを受けて、すぐに戻ったわけなのですけれども、ポンプ槽の中が下水の汚水槽なものですから、下のほうが濁っていて見えないという状況がありまして、当初原因がわからず、それにしてもポンプが止まったというふうなことで、そのまんまではあふれてしまいますので、バキューム等を用意して、あわせてバイパスの仮排水という作業を即行していただいたわけがございまして。今回も年間、24時間を通じてこの管理に対する業務委託をしております、緊急時対応という部分で初動の体制はとっていただいております。したがって、年末年始ですとかの場合であっても同様でございまして、変わらず対応はできるものであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) なるほど、業者のほうは。

看板のほうも、年末年始、お盆の時期重なっても大丈夫という、こういうことで理解してよろしいですか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

こちらの看板に関してですけれども、今回橋の手前には若干変則の十字路がありというふうな場所でございましたけれども、その道路の数によっても用意しておかなければならない数も変わってまいります。これがどこで起きるかという部分もわからない状況でございますので、ある程度数は用意ができるかと思えます。これが仮に交差点の多い場所ですとかとなりますと、果たしてどれだけ用意しておけばいいのかという部分もございますので、その辺に関してはある程度事前に想定をした上で用意もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。まちづくりもぜひ何が起きるかわかりませんので、そのときのために、一緒なのかな、別々な、通行止めにする場合は、一緒なの、一緒ね。住民がこういう事故に巻き込まれないようなことはきちんとやっておくべきだというふうに思いますので、きちんとしていただきたいというふうに思います。

次、移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 豪雨対策についてです。

近年短時間、集中的に豪雨が発生しております。町民の生命、財産を守るため、雨水を排水する管きょや調整池は豪雨に対応できるものになっているのか伺いたと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

川口議員ご指摘のとおり、近年においては数十年に1度といった豪雨により、大きな被害が起きております。幸い嵐山町にはそのような被害は出ておりませんが、平成29年10月の台風21号時に町で初めて避難勧告を発令するなど、決して楽観できない状況であるとも認識しております。

雨水排水につきましては、道路や調整池等において、それぞれ要綱や手引き等の決

まりがあり、整備しております。ただし、例えば平沢土地区画整理地の調整池では、3年に1度の雨水確率に基づき整備されているところであり、数十年に1度といった豪雨には対応されていないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この3年に1度というのが、ちょっと私、これは、県の埼玉県都市整備部都市計画課で出しているものなのです。都市計画法に基づく開発許可制度の解説ということなのですけれども、排水施設の管きよの勾配や断面積の考え方とか、これが省令に基づいてあるのです。省令第22条に基づくと、5年に1度となっているのです。嵐山のをちょっと後に私もつけてあるのですけれども、何で3年に1度しているのか、ちょっとそこを伺いたと思います。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ここにおきましては、3年に1度と書かせていただきました。川口議員さんお読みになっているのは、開発に関する指導の手引きとか、赤本と呼ばれているもののございまして、町でもそれに基づきまして、開発においてはこのように5年に1度確率ということで指導しております。ただ、都市計画の施設におきましては、それぞれ基準とか、計算して認可をいただいているというものでございます。平沢におきましては、その土地の認可においては3年確率で認可をいただいたということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 認可いただいたということで、3年間で大雨降らなかったら大したことないという数値になってしまうわけです。5年くらいになると、ある程度大雨というのは降る確率も高いという、恐らくそういう判断で5年としているのだと思うのです。だから、ある程度期間長ければ長いほど平均的なものもとれるわけですから、私は5年のほうに今後は変えていくべきだと思うのですけれども、ちょっと課長のお考えを伺いたしたいと思います。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

確かに当時の認可というのは、それでとらせていただきました。今現在は、多分それでは、仮ですけれども、今5年確率というのは開発要綱にもございますし、指導もございますので、今それではとれないかなと思います。

ただ、平沢土地区画整理事業につきましては、今までもこのような、近年受けてもあふれるということがございませんので、ただ調整池におきましてはかなり大幅な経費がかかりますので、その辺につきましては現在の平沢土地区画整理事業をちゃかちやかと進めるということで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) お金がかかるから、ちょっとスイッチ変えないのだという、今そういう説明なのですけれども、それでは生命、財産を守る立場にある町の姿勢ではないなと思うのです。今後は、この省令どおりに5年に1度、そういう方向に私はしていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

〔課長はいい。課長の意見はもう変わりはない〕
という人あり〕

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんがおっしゃっているのもよくわかります。住民の安全、特に生命にかかわるようなことは最優先して取り組む、これは町としてもお考えは議員さんと同じでございます。ただ、都市計画法で決められている基準にのっとって平沢の区画整理事業始まっているでしょうから、その当時はそういうふうな基準で始めた。今はこういうふうになっているということでございまして、どこかで、例えば調整池を改修するとか、そんな事案が出てきたときには、新しい基準で対応していくのだろうというふうに思っております。今できたものを、すぐさま5年確率にかえていくということは困難ではなろうかと考えております。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 嵐山町は、平成29年に台風が来たという先ほどの答弁でありましたけれども、あの程度ではなくて、今年の佐賀、長崎、福岡に降ったような線状降水帯、そういうものが嵐山町に来るかわからないわけです。そういうことが日本全

国に起きている。埼玉県内だって、4年前に越谷が大雨で、新しい車が、レクサスのような、車名は別にしても、それがもう水没して使えなくなってしまったという話を聞いているのですけれども、あれも線状降水帯が越谷にかかって、大雨で車がだめになったということなのです。嵐山町にいつ来るかわからないということ、いや、来るのではないかということ想定して、私は対応すべきだというふうに思います。お考え変わらないでしょうか。

ちょっと伺いたいのは、東上線があって、あのガードをくぐってすぐ右側に、図書館のほうから行って、ガードをくぐって右側に調整池ありますよね。あの調整池は、もとの規格より小さいのだということ聞いたのですが、それは事実ですか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 もとの規格より小さいかというご意見でございますけれども、基本的には先ほど申し上げましたとおり、都市計画決定を受けた雨水排水量の規格に基づきまして整備されているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それちょっとある人が、その後隣の土地を売って、区画整理のあそこ組合施行ですけれども、組合がお金もうけようなんて、ちょっと表現悪いのですけれども、お金のしようということで、本来は調整池の部分売却したということらしいのです。では、課長はそれはご存じないということなのですね。ちょっと確認なのですけれども。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 区画整理事業組合のほうの関係だというふうに思いますけれども、基本的には東武東上線のくぐってすぐ右側ではなくて、もっと先の薬局店の反対側のところに調整池がございまして、それにつきましては雨量計算を十分にとって高低等を考えながら、その基準を満たして調整池のほうの用地を確保したという経緯がございまして。ただ、先ほど申し上げたとおり、その雨水計算については十分に確保されているというもので整備されたものでございまして、問題ないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 薬局のところもちょっと私見てきたら、もう木が生えているのです。容量はあれで大丈夫なのかと、不足するのではないかなと思うのですけれども、ちょっと町の考えもあわせて伺いたいと思うのです。

それで、東上線のところなのですが、そういうことらしいのです。ご存じですか、副町長は。一部分を売却して、本来の大きさより小さくなってしまっているのだということですか。副町長も、平沢土地区画整理には課長としてかかわっておいりましたよね。あの当時になっていたのだから、私はちょっと時期は聞かなかったのですが、ご存じですか。

○佐久間孝光議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 詳しいことは今初めてお聞きしたのですけれども、平沢の区画整理事業、年数経ていますので、事業計画見直しというのは何回かやってきているというのは承知しております。その見直しをするにしても、やはり一定の基準に基づいて合法的になされているのだろうというふうに思っております。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。そういうことを私に教えてくれた人がおりまして、確認してみてくださいということなので。余り自信のない答弁ですよ。伊藤課長に至っては全く知らない。多分本当に知らないのだと思うのですけれども、そんなに公にできる内容ではないですから。では、いいです。

むさし台、東原、ここに調整池というのはありますか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

現在のむさし台におきましては、駅東土地区画整理事業としてやっておりました。新田沼公園がその機能を果たしていると考えているところでございます。

東原につきましては、公園がございまして、そこが調整池というか、そこが雨水排水の拠点というふうになると考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 新田沼は、いつも水が満ちているようなものですから、調整池にはならないのではないかなと思うのです。そして、東原公園に、公園の下に何か水槽のようなものがあるという、そういうことをおっしゃったのですか。ちょっと東

原の件がよくわからなかったのですけれども。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、東原につきましてお答えさせていただきます。

基本的に東原の公園のところが総じて都市下水路に直接つないでいるというところがございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ああいうふうにつくってしまって、当然これ読むと1ヘクタール以上のところには調整池を設けなさいという基準になっているわけです。基準どおりになっていないのです。だから、先ほどの売却の問題も、私は出てきてしまっているのだと思うのです。たまたま新田沼があるから、むさし台の場合はそこを利用していると。新田沼のほうにばかり流れるわけではないですよ。もっと西側にだって流れるわけですから、そっち側にはないわけで、どうしてこういうまちづくりをしているのかというのが、やっぱり基準に合っていないことを町が今までやって来ると、そういうことなのです。

まず、私も今後どうしていいかどうか考えなくてはならないのですけれども、そういうことでいいですよ。どっちでもいいですけれども。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時12分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からです。どうぞ。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど川口議員さんからお話いただきました平沢土地区画整理の事業地の東武東上線くぐって右側の土地につきましても、一部調整池を見直して宅地にしたという経緯があるということでございます。ただ、何回も申しますとおり、平沢土地区画整理事業、東原土地区画整理事業、駅東土地区画整理事業、全て事業計画を立てて、事業計

画に基づく認可を受けて全て整備している、その当時の規定に基づき整備しておりますので、問題はないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) これは、県の先ほどのものです。1ヘクタール以上の開発という見出しで、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合、雨水流出抑制条例による規制対象となりますというふうにあるわけです。ですから、当然1ヘクタールを超える面積を開発する場合は、何らかの雨水を抑制しなければならないものを設置しなければいけないという、そういうことですよ。それで、東原の場合は、全くないというふうに思えるのです。むさし台は、新田沼が東側にはありますけれども、西側には全くないということですので、これが認可を受けたということ自体が、きちんと精査された上で認可されていたのかという、そういう疑問まで出てきてしまうわけです。この基準に照らしていないのですから、まずはこの基準どおりになっていないということは認めていくべきだと思うのですけれども、今後どうするかというのは、これちょっと考えなければならない問題です。そうですね。答えられますか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

むさし台、前の駅東土地地区画整理事業につきましては、新田沼公園が調整池で、それ以外につきましては、都市下水路につないでそこに流すということで認可を受けているところというふうに考えているところでございます。

駅東につきましても、東原公園を調整池として、都市下水路もございますので、それに基づきまして認可を受けていると考えておりまして、認可を受けていないという認識はございませんし、事業計画を立てて認可を受けて整備をしておりますので、そのとおりできていると考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 都市下水路に直接流してはダメなのですよ、1ヘクタールを超えたところは。担当課長なので、そのくらいの認識は持っていないとまずいですよ。1ヘクタールを超えたところについては、雨水流出抑制条例の対象、だからその下に書いてあるのですけれども、調整池や浸透施設の設置等、そういうのが必要

になってくるということなのです。もう答弁できないでしょう。どうですか。まず、今後の問題はどうか、ここへ現地に来てしまっているのですから、ちょっとこの基準には合っていないのではないかとということをまず町が認めてから、今後の方向を探っていくべきだと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 緊急のといえますか、現状についての危機感ということで、九州のほうでも今大水害が起きているわけですが、これも想定を当然超えてしまって、今まで農業をやったり、開発をやったところもあるかもしれません。そういうような状況のところを、想定を超えた形でああいうふうに一面の水になってしまうというような状況です。

異常気象というふうに片づけておりますけれども、そういうような状況が起きている中で、平成30年度の食料・農業・農村白書というのがある中で、台風、地震が頻発する農業被害が5,600億円というような中で、平成30年度は四国や山陰地方を中心に甚大な地震、7月豪雨、熊本地震後初めて震度7をやった北海道の胆振、それから全国の広範囲に起きた台風21号、24号、そういうようなことで、とんでもない被害が発生してきているという中で、平成30年12月、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、これを国のほうでは打ち出したということなのです。

それで、特に今おっしゃる貯水機能というのがある。これで、7月の豪雨で防災重点のため池、小規模のため池があるわけですが、それらの点検、緊急点検が行われた。その数が全国で8万8,133カ所の点検が行われた。そして、同年6月までの調査で、早期対策が必要と判断されたのが1,540カ所、それで緊急に直すというわけにもいかないの、貯水量を下げる、水がたまっているわけですから、おっしゃるように水を下げて、そういうような対策をする。そして、さらに今後起こり得る災害に備えて、非常時の安全確保や機能維持に必要とされる1,000カ所のため池、これの改修に着手をこれからしていくというようなことで、緊急の3カ年計画を立てて、そういうような状況にやっているということで、何としても今まで想定を超えるような状況が発生をしてしまったので、国のほうでも緊急の3カ年計画に着手をして、調査をしたところがこれだけあるので、これもあれだと、そのほかにこれだけの補修が必要になる、というようなことになったという。

それから、令和元年6月、防災重点のため池は、29年度末に1万1,399カ所から約

5.6倍の6万3,722カ所に増加をしているという農業白書が出されて、こういう状況でその地域、都心部でなくて地域のところの豪雨対策に国のほうでも着手を始めた、いうことなのです。ですので、嵐山町でも、議員さん心配いただくように、みんなが心配しているわけですが、うちのほうは大雨なくていいけれども、いつ来るか心配だよねというのは、誰もがこう思っている状況ですので、もう一度嵐山町の豪雨対策だけでなく、いろんな災害にどうしたらどうなるというようなことも全般的に考えていかなければいけないし、検討をさらに深めていきたいというふうに思っております。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) では、よろしくお願ひしたいと思います。

次、進みます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 土砂の不法埋め立てについて。以前この問題を質問しましたが、その後の解決策と職員への指導やスキルアップを図るための方策は行われているのか伺いたしたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目4につきましてお答えをさせていただきます。

千手堂比丘尼山における土砂不法埋め立ての件につきましては、条例に基づく罰則規定の適用に向けた準備とともに、措置命令に係る督促を引き続いて行っていきたいと考えております。

また、鎌形地内の鳩山町境における土砂不法埋め立ての件につきましては、平成31年3月に事業者から土砂搬出に係る事業計画書が提出されましたが、事業者と土地所有者の話し合いが進まず、現在も土砂の搬出は実施されておりません。

次に、職員への指導やスキルアップを図るための方策につきましては、他の業務も同様でございますが、業務に関連する研修等の機会には積極的に参加するよう心がけております。また、日々の業務経験を積むことも職員の能力向上につながるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まあ、そうですね、鎌形は。それで鎌形もそうですし、手堂もそうなのですが、何とかなるという見通しは、課長としてはお持ちなのですか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 何とかしたいと、可能な限りそういう方向に持っていければなというところで、職員努力しているところでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 職員は、督促を引き続いてやっているということなのですが、業者に対しての指導というのは、督促はこれでは比丘尼山だけですけれども、鎌形の問題も含めて、何回ぐらい業者には指導をしているのかわかりますか。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 申しわけございません。文書の督促の回数、手元に持ってきませんでした。申しわけございません。後ほど確認してお知らせさせていただきたいと思いますが、そのほか折に触れてといいますか、電話での督促というのも定期的にといいいますか、ある程度の間隔で行いながら、こういった形で町もずっと関心といいますか、引き続きやっているのだよというような認識を業者に持っていただくような形で、現在行っているところでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私も、この質問、やっぱりそういう意味を持ってしたのです。これは6月議会でするわけだったのですけれども。職員きちんとやっているのかなというところで、やっていないのではないかと。ほかのことが忙しくて、これ後回しになっているのではないかと。担当課としては、それはやっぱりまずいわけで、きちんとやってもらうために、これはもう定期的に私も質問していきたいと思うのです。

日々の業務経験を積むことも職員の能力向上、これはどんなこと指しているのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

同様とまではいかないまでも、窓口でのいろんな問い合わせ、電話での問い合わせ対応、電話は1対1になりますが、窓口等では複数で対応するような形で、他の業務も含めてそういう形をとっておりまして、経験のある職員に経験の少ない職員がついて、そういったことを対応の仕方等も経験を積んでいくということが、この業務に限

らず全ての業務において、可能な限りそういった形で、職務の中で経験を積んでいってスキルアップをしていくというような形でやっている状況でございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっとこのところの最後なのですけれども、土砂条例第32条、命令です。これは、今回の場合はまだ出されないわけですよね、措置命令までにとどまっています。それで、この条例第32条に該当する行為というのは、町がこれは第32条に違反するということは、今後どこまで行ったらなるのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 条例の適用と申しますか、その判断は条例に沿った形でのみとなりますので、こちらを厳格に条例どおり判断していくというようなお答えの仕方となりますが、条例どおりでやっていくということでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） だから、まだ条例どおりになっていないわけですね。あその残土を持ち帰らせるという、そういう条例になっていないわけ、まだそこまでは来ていないという判断ですよね。ですから、どこまで行ったらこれは機能するのかというのを、まだその段階ではないのだよと。措置命令を何回か出して、10回ぐらい出したら第32条の命令が出せますよと。ざっくり言うと、そういう答弁があればいいのですが。

○佐久間孝光議長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

措置命令を出して督促を行って、実際それが実行されないというようなことがどれだけ続いたら第32条の適用になるかということだと思っておりますが、実際のところ例えば比丘尼山の件につきましては、そういった状況で罰則適用やむなしというような状況になっているというのは、担当課としての判断でございます。それが何回やったらというような、具体的な明確な基準というのはないわけでございますけれども、その辺、こちらで接触していく中、いろいろ話をしていく中で、一向にもうらちが明かないであるとか、これはもう最終的なこういう条例を適用せざるを得ないというような判断をどこかの時点で行った上で、適用していくというようなことになろうかと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 具体的に、ちょっと質問項目挙げておかなかったから、この程度で。

次、進みたいと思います。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 図書館の衛生についてです。

(1)、カビが発生しておりましたが、このカビは病気の原因になることはないのでしょうか。

(2)、空調が壊れているようですが、改修の見通しについて伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目5の(1)につきましてお答えいたします。

発見したカビは、シートクリーナー等の薬剤により除去し、さらにアルコールを吹きつけて除菌しております。状況により、周辺の床やシート等にも除菌、消臭剤を吹きつけ、換気を行うなどの対処もしているため、カビが広がることはなく、病気の原因になることはないと考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。図書館の空調に関しましては、経年劣化によるパワー低下のため、昨今の猛暑日においては冷房のききが悪く、利用者の方にはご迷惑をおかけしている状況です。現在応急措置として、換気、扇風機や遮光シートの設置などを行っております。

図書館の空調設備の改修につきましては、町の公共施設等総合管理計画及び個別施設改修計画を策定し、町としての優先順位を決め、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) あそこのカビは、病気になるカビなのかどうか、それはわかりますか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

カビの種類までは細かく特定はしておりませんが、やはりカビということで、利用者の方の衛生によくないという状況なので、ご指摘を受けて直ちに除去と除菌を行ったという措置を行っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） カビの胞子を吸い込むと、いろんな病気になることがあるのです。健康な人はならなくても、ちょっと体が弱い人になるというのがありまして、多くは皮膚や呼吸器に症状が出るのだということなのです。それで、アレルギー性鼻炎や結膜炎、アトピー性皮膚炎や気管支ぜんそく、こういうものも引き起こすと。アレルギー性気管支肺アスペルギルス症、これは重篤らしいのです。重篤だと書いてあるのですけれども、こういうカビではないということかというのを聞いたのですが、カビの種類はわからないということなので、私は何で放置をしていたのかというのが、これどのぐらい放置していたのかというのはわかるのですか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

川口議員のご指摘のカビというのが、視聴覚室のカビということで、8月9日に朗読サークルの方が入られたときに、シートにカビが生えていると。入って右の2列目のところの2席だったということなのですけれども、その前日に映画上映会、木曜シネマというのをやっております、そのときに外から暑くて汗をかいて入ってこられた方がいらっしゃったということで、木曜シネマが終わった段階では、すぐそのシートがどうなったかまでは確認しなかったのですけれども、翌日の朗読サークルの方に、シートにカビが2カ所生えているということをお聞きしたので、すぐに対応させていただいたわけなのですけれども、川口議員先ほどのご指摘のように、除去等した後も、もともと図書館は開設当時から、湿気が特に下の階は多いということでしたので、まず朝換気をする。中にこもっている湿気ですとか、そういったものをまず排気で換気をして、いきなりエアコンを作動させるのではなくて、まず熱風を出すとか、そういった対応をして、特に視聴覚室はさらに地下に、半地下のような状況になって余計湿気がこもってしまいますので、その換気を徹底してというのを数時間、数日間行いましたし、またその後もやはり天候の悪いときは、視聴覚室だけではなくて多目的室も結構湿気がたまる場所なので、あそこも換気を事前に心がけて、さら

にその後エアコンを作動させる等のことを行っており、できるだけ湿気がこもらないような状態で図書館を今運営しているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そういうふうにしてもカビが生えていたわけですから、あそこの利用者がカビのアレルギーで病気になるようなことがあっては、これはまずいわけですので、なぜ生えたのかというのは大事なことだと思うのです。あそこの利用者にとってというか、皆さんが利用してもらう立場として、町民の健康を考えた立場でやっていただきたいというふうに思います。

空調のほうなのですけれども、公共施設等総合管理計画、あるいは個別施設改修計画を策定し、町の優先順位を決めということですので、そうするとすぐ直らないということなのですか。直すことができないという、そういう理解でよろしいのですか、これは。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

改修工事を行うとなりますと、期間もかかります。恐らく数カ月間図書館自体も閉館する必要がありますし、予算的にもかなり大規模な予算になると思われれます。ですので、どういう空調の改修ができるのか、全面改修を行うのか、また違った方法で行うのか、そういうことも含めてできることを考えた上で、大変厳しい財政状況の中で、優先順位というものを町全体の中で決めていただく上で、その中でできるだけ早く対応していきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 数カ月閉鎖しないとだめな工事になるのですか。ここの健康増進センターの空調も壊れましたよね。それで、脇につけたわけですよ。ああいう工事でも十分かなと思うのですけれども、それもこういう計画を策定しないとだめだということなのですか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

現在の空調施設をそのまま改修するとなると、全て天井裏に排気のものが出ておりますので、照明から全て外して工事を行うような形になります。川口議員ご指摘のよ

うな、増進センターのような、ああいった形での改修ができないかということも、当然想定しております。ただ、図書館が市街地にある関係で、今度はまた騒音対策等もしなくてはいけないということで、どうすれば利用者にとって一番不利益にならずに、開館したままでできるなり、また予算的にもかけずにできるかということは今研究しているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なるほどそうですか。私は、もっと簡単にできるのかなと思っていたのですけれども、おっしゃることもそうだなとは思いました。

この計画は、現在作成中だということなのですか。いつごろまとまる予定なのですか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

図書館に限らず、公共施設の個別計画は、平成32年度、令和2年度までに策定するという形になっております。それを待つということではなく、エアコンに関しては、今年というかもうここ数年、経年劣化という中での空調のききが悪くなっている状況が続いておりますので、その辺はもう昨年度来からもどういう状況でやるのが一番適当であるかということいろいろ考えておりますので、その辺はできるだけ早く方針を決定していきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 図書館の優先順位というのは、どのくらいの順位に入りますか。何か緊急のものがあれば、当然そっちが優先されると思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中では、公共施設について個別計画を、たくさんあるわけでございますので、そういったものについて個々に個別計画を策定していくと。そういった内容によって、当然緊急性を有するものだとか、そういったものがあるかというふうに思います。どうすれば一番効果が上がるのか、長寿命化が図られるのか、そういったことをやはり総合的に勘案をして、施設ごとの順位をつけていくことになろうかと思っておりますので、図書館はどのあたりということについてお答えはしかねます。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 夏場に空調のききが悪いというのは、優先度は高いのではないかなと思うのです。ほかにこういう問題があるのだよというのがあれば、わかるかどうか、何かあるのですか。これ以上優先度の高いものというのは、現時点で。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

具体的に今こういった問題があると、資料がある、計画があると、そういった段階であればお答えはできるかというふうに思いますが、何も無い中でどうだということについては、大変申しわけございませんが、お答えはしかねます。

ただ、当然考えるべきことは、町民サービス、こういったものの低下を来さない、こういったことは当然第一義的に考える必要はあろうかというふうには思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 大事なところですので、その空調が壊れているわけですから、優先度は当然高いというくらいのおっしゃっていただきたかったというふうに思います。これ以上言っても無駄でしょうから、次行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 交通事故防止について。

ブレーキとアクセルを踏み間違い、痛ましい交通事故が多発しております。

そこで、(1)、本町ではこのような交通事故は発生しているのでしょうか。

(2)、ブレーキとアクセルの踏み間違い防止装置の装着を促進するため、補助金の支給をしていく考えはないでしょうか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目6の(1)と(2)につきまして、あわせてお答えを申し上げます。

本町においての高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違い事故につきまして、小川警察署交通課に問い合わせしましたところ、平成31年1月から令和元年6月まで、嵐山町において人身事故が27件、物件事故が160件発生しております。人身事

故につきましては、アクセルの踏み間違いによる事故はなかったとお聞きいたしました。

高齢化により、65歳以上のドライバーがここ10年で約2倍にふえております。ブレーキとアクセルの踏み間違いについては、20代前半の初心者ドライバーに多く、あとは60歳代後半からふえ始めているという状況です。池袋や福岡市で起こってしまったような痛ましい事故を起こさないためにも、自動車部品メーカーや各自動車メーカーからアクセルを強く踏んでも急発進しない、またブレーキを優先させるといった装置が出されております。

東京都が始めた安全運転支援装置の装着補助制度は有効なことであると考えますが、嵐山町につきましては厳しい財政状況等により、補助制度による支援は現在のところ予定しておりません。広報紙やホームページにより、ペダル踏み間違い防止装置について周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これの補助は考えていないということで、大変残念です。今全国的にこの問題が大きな、特に池袋の問題が大きな問題というか話題になって、こういう踏み間違い防止装置の装着の必要性というのが語られているわけです。東京都は9割だということで、それで装着を促進していくのだということです。小池知事もそのことをニュースというか、中で話ししておりましたが、町がこういうことでやらないというのは、財政厳しいのですけれども、やはりこういう踏み間違いによる交通事故は、大きな事故になっているわけです。そういう事故を防いでいこうということで、周知するだけではやっぱり防げないというふうに思うのです。具体的なものが必要だというふうに。いかがですか。なかなかそのとおりだと言いながら、やっぱりできないということなのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 議員さんおっしゃるとおり、この踏み間違い防止装置を装着した場合、ある国産の大手自動車メーカーですけれども、そちらのホームページ等を見えますと……

○佐久間孝光議長 答弁の途中ですが、川口議員に申し上げます。

持ち時間5分を切りました。

○山岸堅護地域支援課長 この装置を装着した場合、踏み間違いの事故が7割減少、後退時は4割減少というデータが出ておりました。おっしゃるとおり、この装置を装着することによって事故が防げるというのは、こういった数値からも明らかなのだとは思いますが。

また、小川警察署のほうにも今年の1月から7月末まで、人身事故、物損事故、小川署管内ですけれども、この中でどの程度事故が起こっているかということをお聞きしました。人身事故と物損事故合わせて637件ということです。これは小川署管内です。この中で、踏み間違いによるものというのが15件ということです。嵐山町では、踏み間違いによる人身事故というのはなかったということですが、管内では人身、物損事故、踏み間違いによるものは15件ということでした。率にしますと2.4%ということでした。

交通事故で多い率というのが、先日警察署のほうで警察協議会というのがありまして、その会議に出席させていただいたときに、原因で一番多いのは、やはり脇見による事故ということです。脇見というのは、例えば運転しながらスマホを見たりとか、あとはちょっと助手席の物をとりにいったりとか、そういったことが原因しているものが多いというお話もございました。事故といたしますと、状況としてそういう割合ということになっています。装着することによって、踏み間違いによる後退時の事故等は防げるかとは思いますが、先ほども申し上げましたが、財政状況等を勘案した場合、今のところ予定はないということでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。やらないですね。はい、わかりました。

以上で終わります。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

○佐久間孝光議長 ここで、昨日の渋谷議員の質問に対し、答弁できなかった点に対して答弁したいと申し出がありましたので、この際許可をいたします。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、昨日の中部資源循環組合の建設候補地の評価について、指導した、あるいはかかわったのは誰かと、そういうふうなお尋ねでございました。ちょっと時間がかかって申しわけなかったというふうに思います。

まず、経過からお話をさせていただきたいと思います。ご案内のように、8市町村で共同してごみ処理を行うために、平成25年3月26日に埼玉中部清掃協議会が設置されました。この協議会の中に、候補地を選定するための建設検討委員会が同日に置かれております。

実際の作業でございますけれども、吉見町役場内に広域清掃推進会議というものが同年の5月9日に設置をされ、以後検討が重ねられてまいりました。そして、吉見町内に建設候補地8カ所を選定し、評価書の取りまとめ作業が進められております。その後、8カ月後になりますけれども、26年1月21日に埼玉中部清掃協議会の会長から、建設検討委員会へ正式に8カ所についての諮問がなされ、評価書、内容的には、建設候補地評価基準、評価点の記載がされた評価書、この候補地8カ所の評価書が建設検討委員会で承認をされました。その後の3月18日に、建設検討委員会で中山在地区を建設予定地として提言することを決定し、3月26日には協議会で正式に決定がなされております。

この評価書の取りまとめに当たりましては、3つ参考にしておりまして、1つ目として旧建設省の計画標準案、2つ目として国土交通省の第6版都市計画運用指針、3つ目といたしまして埼玉県都市施設マニュアル第4版を基本に検討作業が進められたということでございます。

なお、これらの基準の策定後の都市環境の変化や技術進歩等を考慮して、建設候補地の抽出と評価を行ったというふうに評価書に記載がされております。その職務に当たったのは、冒頭申し上げましたように、吉見町役場の職員及び協議会の事務の職員であります。

なお、専門機関への技術支援業務委託につきましては、その後の平成26年から現在までの間、支援業務委託を発注しておりますが、この前の25年に進められた評価書の作成にはかかわっていないということでした。

以上でございます。

◇ 畠山美幸議員

○佐久間孝光議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号6番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の高齢者の安全運転支援と移動手段の確保についてからです。

どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） それでは、議長のご指名がございましたので、議席番号6番、畠山美幸、今回は4項目についての質問を行わせていただきます。

まず、1番目からです。高齢者の安全運転支援と移動手段の確保について。池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢者の運転事故が続いております。国は、2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけましたが、今や高齢運転者の安全支援は待ったなしの課題です。

嵐山町においては、生活者の足として車が欠かせない高齢者も多い中、自主返納した場合の地域における移動手段の確保も欠かせません。（嵐山町においては、自主返納時に外出支援タクシー券の交付を行っていただいております。）今後、2020年東京五輪・パラリンピックに向け、次世代移動通信システム5Gの実用化の動きがあります。今後近い将来には自動運転の時代が来ますが、そこまでの対策が必要です。そこで伺います。

（1）、後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及と、高齢者を対象とした購入支援のお考えはありませんか。この（1）につきましての再質問から行いたいと思います。先ほど答弁いただいておりますので。

（2）、言ってしまうかもしれませんが、（2）、外出支援タクシー券の利用方法を相乗りも可能にすることで料金負担が2人で1枚ずつの使用になり、会話が弾むなどメリットがあります。お考えを伺います。まず最初は、（2）だけの答弁いただいて、次へ行きたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐久間孝光議長 小項目（2）について、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

質問項目1の（2）につきましてお答えをいたします。高齢者外出支援タクシー利用料助成事業は、在宅の高齢者が外出する際に利用するタクシー料金の一部を助成することによって、高齢者の外出支援及び社会参加を促進することを目的として実施をしているものです。

ご質問の相乗り時の複数枚数の利用については、以前の制度では可能としておりましたが、現在の制度では相乗りをしていただくことはできませんが、タクシー助成券の

利用は同乗した方のうち1人だけが利用できるものとさせていただいております。その理由としては、現制度では乗車料金による助成額としているため、複数枚での利用を可能にするとタクシー料金の計算方法が複雑で難しいものになってしまうためです。タクシー会社からは、高齢の運転手も多いため、制度もなるべく簡単にしてもらいたいと言われておりますので、現行どおりとさせていただきたいと考えております。

なお、相乗り乗車については、議員のご質問にあるように、気の合った者同士での乗車となると会話も弾むと思いますし、また1人当たりの料金負担が少なくなるというメリットもありますので、ぜひそういった利用の機会をふやし、タクシー助成券を有効的に使っていただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時28分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山美幸議員の再質問からです。どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) それでは、(1)のほうから再質問させていただきます。

先ほど答弁にありましたアクセルの踏み間違いによる事故は、本町においてはなかったというご答弁でした。また、ブレーキとアクセルを踏み間違えてしまう年代が20代前半の初心者ドライバーということで、ここちょっと驚きだったのですけれども、あとは60歳代後半からふえ始めていますというご答弁でした。結果としては、町は財政が厳しいから、町としては補助はできないけれども、周知はなさってくださいというお話でした。確かに東京都は都が始めたことですので、例えばこれを埼玉県、または国に要望して、これは国の対策、県の対策として、やはり全域でこういう対策をするのだということに対してはどのようにお考えでしょうか。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 踏み間違いの事故に関して、先ほど答弁させていただいた中で、まず若い方、20代の方も多いうご答弁をさせていただきました。少し統計的には数字が古いのですが、平成25年の数字になります。踏み間違い事故、人身事故が

6,448件全国で起きているようでして、その中の割合というのは20代が22%、70代が17%、60代が15%、30から50代、80代が10%程度といったような内訳になっているようです。また、先ほど嵐山町内では踏み間違い事故がなかったということでご答弁させていただきましたが、これは人身事故に関して踏み間違い事故がなかったということでございます。

それから最後、国や県への要望というお話でしたが、もしそういう機会があれば、会議あるいは研修、あと交通施策についていろいろ今やはり国も考えているようで、いろいろな交通に関しての研修等もありますので、そういった席で機会があれば、先ほど議員さんがおっしゃったような形で、要望とまではいかないかもしれませんが、何かの働きかけというようなことはしていきたいというふうには考えております。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。

それで、今本当にいろいろとASV車というものも出てきておまして、先進安全自動車ということで、2017年まではASVを搭載した車が77.8%だそうです。そして、先ほど私が今回ペダルの踏み間違いを防ぐための加速抑制装置のついているものも、新車には65.2%搭載しているのだよということもありました。今後車にはどんどんこういうものが義務づけられてくる時代がもうそこまでは来ているのだけれども、ただ嵐山町においては高齢者の方のやはり大事な足なのです。都内のようにごちゃごちゃしているところだと、踏み間違いというのを焦ってしまっってしまうかもしれないのだけれども、この辺は農村地でしたり、環境がいいですから、余りごちゃごちゃしていませんし。ただ、どういうときに踏み間違いが起こってしまうかわからないので、先ほど周知はしていくということでしたけれども、またASV車ということもあわせて、こういう車が今あるのですよということを周知はしていただきたいかなと。ぜひ買いかえをできる方はしてもらい、また国や県のほうに要望して、一日も早くこういう補助をしてもらえるような体制づくりはしていきたいかなと思っております。

それで、(2)に移りたいと思います。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 先ほどの答弁で、私ちょっと勘違いしておまして、今現在嵐山町の高齢者のタクシーは、相乗りをした場合には、例えば2人で乗ったときに、A子さんとB子さんが乗って、A子さんが行きは私が1枚出すよと、帰りは1枚B子

さんが出すよ、それはもう既にやっているということで、ただ相乗りして行きも1,500円とかになったときには2枚は使えないよという、そういうご答弁でしたよね。だから、2人でA子さん、Bさんが乗って、例えば行きに古里方面から駅に出たときに費用が1,500円かかってしまったと。そのときは、1人ずつ1枚出して2枚出してしまえば、精算されて支払いがなくなるようなイメージがあるのだけれども、それは今の企画では混乱を招くからできないということによろしいのですよね。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今畠山議員がおっしゃったとおり、そういった利用は今の制度ではできないと。ただし、前の制度では、この制度につきましては23年7月から事業を開始しているということでございまして、開始した当時というのはそれは使えなかったのですけれども、25年に一部制度の改正をいたしまして、そのときには2枚利用ができるですとか、相乗りで乗ったときにそれぞれで出すことができるというような利用ができるようになったということでございます。また、現在の制度につきましては、29年から今の制度になりまして、今の制度では先ほど畠山議員がおっしゃったように、1枚出せば助成の全てを賄えるといいましょうか、そうなっていますので、例えば相乗りをして、Aさん、Bさんが乗って2枚を使うとなると、先ほどもご答弁させていただきましたが、かかった料金によって1枚のタクシー券で助成をしているものですから、その辺のところの計算というのが複雑になってきて難しくなってきました。

それと、先ほども言いましたが、タクシー業者さんのほうからも、こういうことには協力できますけれども、余り難しい制度にしてしまうと、タクシードライバーさんも高齢のドライバーさんが多いので、間違いですとか、いろんなことが起こる可能性とかもあるので、なるべく簡単な制度としてもらいたいということ言われています。そういったこともありまして、現在は1枚の利用だけということにさせていただいているというものでございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 理解しておりました。ありがとうございます。

それで、高齢者の方からお話を聞きますと、今確かにこの券はいただいているのだけれども、買い物に行きたいとかいうときに、枚数を使ってしまうとそう行けないではないですか。やっぱり週に1回、2回は買い物に行きたいとかというふうに言われ

るのです。例えば販売車でも来てくれればいいけれども、今はそういう状況にもないではないですか、嵐山町。なので、私も本当にこれはいろいろ課題があるなと思っているのですが、ただ今年はプロジェクトチームを立ち上げて、今話し合いをしているところだと6月の議会でも伺っておりますけれども、今どんな状況まで進んでいるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 それでは、地域公共交通を考えるプロジェクトチームについてお答えを申し上げます。

会議については、全体的には1回開催したという段階です。メンバーが12人おりますので、6人ずつ2班に分けて、それぞれで今検討を進めていただいているというところですよ。

その中で、8月6日に地域公共交通に関する講演会ということで、全国移動サービスネットワークの理事をされていらっしゃる笹沼先生という方に、「公共交通施策とこれからのまちづくり」という演題でご講演をいただきました。その中で、嵐山町に適したのはいくつかあるのではないかとということで紹介をいただいたということもありますし、あと今置かれている地域公共交通の状況について幅広くご講演をいただきました。

それから、今計画しているのは、実は今深谷市になったと思いますが、埼玉工業大学のほうで自動運転の研究を行っています。先日、実は教育長のご紹介をいただいて、そちらの大学の先生に来ていただきました。今その研究をやっているということで、こちらのほうで研修に行かせていただけると、プロジェクトチームで研修に行かせていただけるとということで、日程調整を行っております。深谷市の中で、特区を利用して国産の小型車、車種はプリウスだったと思いますが、そちらに自動運転の装置をいろいろつけて実験をしているというようなお話をお聞きしました。

それから、もう一つ、高崎市のほうでやはり同じように、こちらは調べた限りによりますと、実際に運賃を取ってバスを運行しているというような部分もやっております。きょうちょっと資料を持ってきていないので、細かくはお答えできないのですが、そういったところもあるということですので、その2カ所について、今後は研修をしていきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 一歩進んできているかなと思ったところでございます。

国土交通省が2016年に行った調査によると、全国の路線バス事業者の246者のうち、赤字の事業者が157者ということで、3大都市圏以外の事業者165者はさらに深刻で、8割超えの136者が赤字だということで、嵐山町もそういうことで北部のほうの路線バスがなくなってしまったわけなのですけれども、赤字の影響で15年度までの10年間に廃止されたバスの路線は、約1万6,000キロにもわたるといことが書いてありました。

それで、国の認定の講習を受けた地域住民がハンドルを握る、だから運転手になってミニバン7人乗りを利用しての高齢者の移動を支援しているというのが秋田県の横手市で行われているというのがあったのです。やっぱり地域地域で違いがあると思うので、こういう対策も必要かなと、ウイン・ウインではないですか。例えば60代ぐらいの方が、ちょっときょうはあいているし、近所の奥様なりご主人なりがもう80歳過ぎていて運転はできないし、でも買い物に行きたいといったときには、こういうことが大事だと思うのです。だから、国認定の講習を受けた地域住民の運転手というのは、これは僻地に限るのでしょうか、それとも嵐山町でも可能なのでしょうか、わかりますか。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今畠山議員がおっしゃった制度というのは、具体的にどういふものか私も存じ上げないので、お答えできないのですが、先日ご講演をいただいた講師の先生のお話によると、今二種免許を持っていないとタクシー等が運転できないというような法律になっているかと思えます。国は、二種免許についても少し考えているのだというようなお話もお聞きしました。

それと、もう一点、なぜそうなっているかといいますと、数字的に正確ではないかもしれませんが、これまで30万人ぐらいタクシーの運転手さんがいらっやったのが、今は20万人ということで、本当に短期間の間に運転手さん自体が減っているというお話をお聞きしました。

それから、バスについてですが、バスも赤字路線が多いということですが、バスについては人件費というのが一番地域公共交通についてはかかります。ただ、バスも運転手さんも同じでして、今ときがわから嵐山の駅まで来ています路線バスがありますけれども、イーグルバスさんがやられていますが、やはりイーグルバスさんでも運転

手さんを確保するというのが非常に難しいという状況です。そういうのを聞きますと、今島山議員さんがおっしゃったような方向性というのはあり得るというふうに思われます。

それとともに、先ほど申し上げた自動運転というのがどこまで進むかということが本当に地域公共交通、足の確保を克服していくというところの一番重要な部分になるのではないかなというふうには考えております。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今自動運転も、5Gという電波というのですか、今は4Gの社会ですから、5Gにならないとそれは不可能なのです。なので、5Gがここまで届くのか、その時代がいつごろ来るのか。さっき私の質問のところにも書きましたけれども、オリンピック・パラリンピックのそのころか、その後にはそういう時代が来るような様子がありますけれども、それまでの期間の今生きている私たちが不便を感じている直近のこの期間を何とか埋めてもらわないと本当に困ってしまうので、です。でまた先ほど言った国認定の講習を受ければ車を運転して乗せられるのだよというところをちょっとまた勉強していただきまして、進めていっていただければありがたいかなと思いますけれども、いかがでしょうか、町長。

○佐久間孝光議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 前回渋谷議員からご質問いただいたときに、これもトヨタで出している冊子があるのですが、その中に今島山議員さんがおっしゃったような二種免許を持っていない住民の方ができるようなシステムというのが、もう既にやっているところもありますし、そういうシステム自体が確かにあります。当然プロジェクトチームの中では、そういったことも含めて検討してまいります。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大項目2に移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） 中高年のひきこもり8050問題についてです。

現在国は、15歳から34歳のひきこもり状態にある人を約54万人と推計していますが、40歳以上のデータは今年3月に結果が公表されております。昨日の青柳議員の中で61万3,000人ということでお話がありました。同家族会連合会の調査では、ひきこも

り状態にある人の平均年齢は上昇しており、長期化、高年齢化の傾向がうかがえます。ひきこもりが長期化してしまう要因はさまざまですが、世間の目を気にしてSOSの声を上げられない本人や家族は多い。このままでいると、親も高齢化して、生活困窮で共倒れになってしまいます。そこで伺います。

(1)、国も対応に乗り出し、昨年12月、40歳以上のひきこもり実態調査に乗り出し、今年3月に分析結果を公表するとありましたが、嵐山町の実態はいかがでしたでしょうか。

(2)、2018年度からひきこもりの人の相談窓口や居場所づくりを進めるため、区市町村の取り組みを支援する事業を実施し、行政職員向けの支援従事者養成研修も開催するとありますが、嵐山町の現状を伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

昨年12月に内閣府が実施した生活状況に関する調査では、全国の市区町村に居住する40歳から64歳までの者のうち、5,000人を対象に199市区町村、200地点で調査を実施いたしました。その結果、広義のひきこもり群の出現率は1.45%であり、全国の推計数は61万3,000人となっております。本調査において市区町村別の推計数は算出されておりませんが、この出現率を嵐山町の2018年12月の40から64歳人口に掛け合わせますと、推計数は87人となります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。国がひきこもり対策の推進体制を整備するための補助事業として示したひきこもり対策推進事業実施要領では、市区町村が主体で行う事業として、利用可能な相談窓口及び支援機関の情報発信、関係機関とのネットワーク及び支援拠点(居場所、相談窓口)づくり、サポーター派遣のうち、全部または一部を実施するものとしています。町として、新たに支援拠点の設置等、当該事業の実施はございませんが、福祉の相談窓口としてひきこもりに関する相談を受け付け、関係機関と連携して支援を実施しております。

また、県が実施主体となる行政職員向けのひきこもり支援従事者養成研修を担当職員が受講することにより、ひきこもり支援の質の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 推計で87人となりますということで、きのう青柳議員の質問の中で、現在相談のある方ということでは8名の方と、延べで103人というご答弁いただいております。そうしますと、1割の方しかご相談に見えていないのかなというところですよ。

実は、今回この質問をしましたのも、私自身にもちょっとそういうご相談がございまして、町につなげたことがございました。そのときに、小川のアスポート相談支援センター、小川町にあるところで何か相談に乗っていただけるのかなと思って聞いてみましたら、ここは仕事、就労につなげるような関係で、年齢が若い人でないとダメだったのでしょうか、どういうことなのか。ただ、ひきこもりの方というのは、ずっとひきこもっているわけですから。だから、きのうも答弁にありましたけれども、十人十色なのです、ひきこもりになってしまった要因が。もしかしたら、普通に仕事をしてた人が、何か仕事で詰まってしまって行けなくなったとか、あとはぐあいが悪いことをきっかけに行けなくなったとか、要因はさまざまだというのは重々承知しているところなのですけれども、そういう方をすぐ仕事につなげるということは、やはりちょっと厳しいのかなと思うところなのです。

(1)は、もう87という数字がわかっておりますので、(2)のほうに移ります。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） そういうことで、埼玉県で相談窓口がどこにあるのということで、きのうもいろいろご答弁もありましたけれども、ひきこもり相談サポートセンターというのはまず越谷にあるのです。そして、埼玉県立精神保健福祉センター、これが伊奈町にあって、あと地域の窓口というところでやっとならぬ東松山の保健所、そして支援団体もいろいろNPO法人がありまして、それが川越と毛呂山にこの近辺だと、あと深谷市があるということでご案内がホームページを見るとございました。

たまたまこの間新聞記者さんとお会いすることがあって、さいたま市にあるNPO法人のけやきの会という家族会の方々とやりとりをちょっとお伺いしたのですけれども、やはりひきこもりになっている現場で一番大変なのは、家族だということなのです。本人も大変なのだけれども、そこを支える家族が大変なのだということで、家族会みたいな、私も大変、私も大変という家族の方の、認知症もそうではないですか。認知症も家族が大変で、家族の方をカフェか何かでみんなであわせて、うちもこうい

うことがあるのよ、ああいうことがあるのよというお話をするだけで何か救われるというのですか。だから、ひきこもりの家族の方をまず一番最初にケアをしてあげて、その後こういうふうに話しかければこの子もちょっと変わるのかなとか、そういうふうに勉強した上で接して行って、やっと一歩外に出られてくる、近所の人とも話ができてというような段階を経ないで、いきなり「はい、仕事」というわけにはいかないのだという、そういうお話、かいつまんで聞いた中ではそうだったのですけれども、そういう場所というのは今嵐山町でどうなのでしょう、やっぺらっしやるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

ご家族の相談の場であったりとか集いの場というものは、町単独ではやってはございません。ただ、東松山保健所でひきこもりを経験した方とか支援者からそのときの気持ちを聞いて、ひきこもりから抜け出すヒントを見つけ出すというような形で、ひきこもり研修会というのを今年度10月に実施することになっております。そういう活動の中から、近隣の家族が集まって活動につなげていくというような意図がある研修会なのではないかと考えております。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) そうですか。それで今相談のある8人の方、きのう実質8人相談があると。その方の家族様には、こういうのがあるのですよというお話はなさっていただいているのでしょうか。

○佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 今回の研修会につきましては、まだ保健所のほうから周知が来たばかりでして、今度の10月号の広報に載せる予定なのですが、今後ご家族の方たちにも周知をしていきたいと考えております。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 東松山なら、ここから30分ぐらいで行けるところではありますので、ぜひそういうところで今の自分の大変な気持ちを、同じ立場の方々ですから打ち明けて、少しでも心を軽くできるような場をつくっていただければいいなと思っております。

それで、先ほど2018年度からひきこもりの人の相談窓口や居場所づくりということ

できつき答弁がありましたけれども、これから健康いきいき課の担当職員には、こういう研修を受講することにより、ひきこもりの支援の質の向上に努めてまいりますということです。これは大体年間どのくらい研修会が開催されるのでしょうか。

- 佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。
- 近藤久代健康いきいき課長 こちらの研修会は、年に1回行われております。
- 佐久間孝光議長 畠山美幸議員。
- 6番（畠山美幸議員） 何名ぐらいの職員の方を受講させる予定でしょうか。
- 佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。
- 近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

現在いる職員は、ひきこもりに関する相談の対応は実施しております、ある程度スキルは持っておりますので、業務の都合もございますので、1人か2人ぐらいの単位で研修に行かせたいと考えております。

- 佐久間孝光議長 畠山美幸議員。
- 6番（畠山美幸議員） この研修が終わって、研修を受けた職員の方が何名かになったときには、何か町独自でこういうひきこもりの方々の話を、今認知症のカフェとかやっていますけれども、そういう受け入れをするような体制づくりというのはどのようにお考えなのでしょうか。
- 佐久間孝光議長 近藤健康いきいき課長。
- 近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

ひきこもりに関する相談というのはまだ非常に少ない状況でございます、調査の推計では87人くらいいるのではないかとされておりまして、そのいる方たちが全部相談につながってくる、それからそういう集いの場に出てくるというような状況ではないかと思われております。できれば広域的にこういう事業を実施していけるといいかと思っております。

ただ、相談窓口といたしましては、健康いきいき課のほうに現在も設置はしておりますが、ひきこもりの相談もやっているというのをきちんと周知して、相談しやすい体制をつくっていききたいと考えております。

- 佐久間孝光議長 畠山美幸議員。
- 6番（畠山美幸議員） 国でも、就職氷河期のときの世代の子たちが多く、ひきこもりになっている子が3分の1と言ったかな、いるということで紙面にもございました

けれども、いろいろと勉強してみると、そうではないのだなと。すぐ就労につながれない大変な気持ちがあるのだなということがすごくわかったので、国も就労に向けて促進していくなんて言っているのだけれども、そう簡単にはこれはいかないことかなと思っておりますので、本当に各自治体が小さい、今広域というお話がございましたけれども、そういうところでまずは親御さんの心を幾らか安心させてあげて、その気持ちで子どもに接して、いい方向に向いていけるような体制づくりをぜひ自治体でよろしくお願ひしたいと思っておりますので、この質問は以上で終わりたいと思っております。

それでは次に、3番目に行きます。

○佐久間孝光議長 どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) 夜道を明るく、新型LED防犯灯設置について。

稲などの農作物の生育への影響を軽減した仕様のLED防犯灯が農村地の夜道の治安確保と農業の両立を図るものとして期待されております。今回のLED防犯灯は、1秒間に数千回という高速で点滅させることで植物に感じにくい光とし、農作物への影響の軽減が図られています。光害が懸念され、設置に至らない農地に明るく安全に利用するお考えはありますか。

○佐久間孝光議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

現在町の道路照明灯は、約8割をLED化し、CO₂の排出量、光熱費、維持管理費の削減を図っております。しかしながら、現在のLED照明は、イネの生育に影響があるようであります。現在農業と調和するようなLEDが販売されておりますが、調査させていただきましたところ、既存のLED照明器具よりかなり高価となっております。財政状況を鑑み、現在すぐ導入することはできませんが、今後器具が安価になった場合は、現地の状況により導入を検討させてもらいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) このところに、今現在のLED照明器具よりかなり高価となっておりますということで、私金額までは勉強してこなかったのですけれども、大体課長が確認した現在のLED器具と、その高価と言われてしまうものとの値段、ち

よっと教えていただけますでしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 あくまでも聞き取り調査でございますので、入札等を行ったわけではございませんが、現状のLEDよりも約4.7倍というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) よく防犯灯なんかも、首だけつけるというのですか、足から立てると金額が高いのだけれども、電柱さえあればライトだけつけるという方式、それでも4.5倍なのでしょうか、頭のところだけでも。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

この4.7倍というのは、機器の本体の価格が4.7倍ということで、工事費等は含まれてございません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) そうですか。そんなに高いのでは、ちょっと今の嵐山町の財政では厳しいことは重々承知しましたけれども、私玉中のPTAをやっているときに、玉中のロケーションを見ていただければわかるのでしょうかけれども、田畑のところを通ってくる子どもたちが多いわけです。9月の定例会みたいなPTAのお母さんたちが集まるときに、校長先生のほうから、10月から2月の暗い季節は、いつも子どもたちは農道を通って通わせているのだけれども、どうしましょうかという、そういう提案が出るのです。やはりあそこは暗いですから危ないので、冬季に限っては庁舎の前を通る方向で帰ってもらいましょうと。そういうような、真っすぐ行けば地産団地の子は近いのだけれども、そっちを回って帰るというようなお話があるのですけれども、教育長なり教育総務課でもいいのですけれども、そういうお話はご存じでしょうか。通学する子どもたちが農道を通って暗い道というのを言われたことはないでしょうか。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

冬場暗くなるということで、通学路によってはそういう箇所もあるというお話は学校から伺っております。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 本当にそうなのです。暗いところがあるのです。ここを通ればすぐ帰れるものを、大回りして帰る子ども、近くなる子もいるかもしれないのだけれども、そこを通らないようにしてしまうわけなので、本当に不便を子どもたちもしているのです。なので、私もこのところ、ちょっと夜玉ノ岡中学校を小川方面に向かって行って、橋の手前をずっと小川のほうに、八幡のほうに抜ける道があるではないですか、軍手屋さんのところ。あそこをこの間通ったら、本当に街灯がなくて、でも家は軒並みこっち側にはあるのですよ、進行方向右側には。左側はずっと田んぼだったり、畑だったりするわけなのですけれども。だから、これはちょっと怖いなと思って、高いのですけれども、住民の方からは何かご要望とか、そういうものは出ていないでしょうか。もう暗さになれてしまっていますか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今現在、私が調査してから、ここ数年要望等を受け付けたところ、そちらについての要望はなかったかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 子どもの数も減少はしておりますけれども、やはり減少している子どもたちを危険にはさせないので、今聞いた話だと5倍近いわけですから、補助金なり何かを見つけていただいて、1基でも2基でもつけられるようなときが来ましたら、ぜひつけていただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃるような状況に早くなると思うのですけれども、いろいろ予算がない、金がない、だからできないという話が多いわけなのですけれども、全くそのとおりで申しわけないなと思いますけれども、国のほうでも今いろんな計画を、今度の42次の計画なんか、一番中心になっているのがバックキャスティングというので計画をつくらせられてくると思うのです。というのは、あるべき将来の姿というものを描いて、それにだんだん近づけていくようにという政策のつくり方

をしなさいということだから、午前中も、きのうもありましたけれども、道路にしろ、建物にしろいろいろなものにして、公民館にしろ、図書館にしろ、理想形をつくって、それにあれする。だから、幾らお金が足りないと、こういうことになってくるわけです。だから、今の状況に合わせるのではなくて、そういう理想形に合わせた形のお金の足りなさということだから、何か余計にもう足りないような感じになってくる部分もあると思うのですけれども、そういうのを考えても、やっぱり理想形に近づけていくのが一番あるべき姿ではあると思うのですけれども、そのところができない場合には、どこの家庭でもそうですけれども、できるところを少しずつちょこっと直して、ちょこっと何かをやってというような形に町のほうでもやらざるを得ない状況が出てきてしまう。

下水道の話もいただきましたけれども、そういうような状況で、あるべき姿というのは水道の耐震管設備が何%いっているというけれども、全部100%しなければいけないわけですが、なかなかそれができない、下水道もできないというような状況で、ここまできりできない、事故が起きてしまうというような状況なのですけれども、理想形にできるだけ近づけていく。それには、電灯もそうですけれども、いろんな形がそういうふうにとれるといいけれども、今、おっつけではないですけれども、手前のどうにか間に合うところからやっている状況で、大変お恥ずかしい状況もあるわけですが、これでもきのうのあれにもありましたように、国からの地方交付税というのは、ほかに比べて嵐山はこれっきりというぐらいきり少ない。だから、国全体から考えると、そういうようなものもかなりほかのところはもっと苦労している部分もあるのかなというような感じがするのですけれども、そんなことを言うてはいられない、こっちはこっちでやらなければいけないわけですが、議員さんおっしゃるように子どもの安全、これ以上のものはありませんので、いろんな形でできる努力はこれから皆さんと一緒に知恵を絞ってやっていく必要があると思います。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ぜひよろしくお願いします。私もない知恵をいろいろ使っていきたいと思います。

次、最後になります。4番目、投票時間繰り上げと投票所について。

(1)、今回の嵐山町参議院選挙結果(比例区)は、午前1時を過ぎていました。現在投票時間の繰り上げ市町村がふえています。公選法で午後8時までと規定されて

います。投票時間は、有権者が投票しやすいよう、1998年の公選法改正で午後6時から同8時へと延長されました。その後、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情のある場合に限り、市町村の判断で繰り上げることが可能のようです。期日前投票の浸透を繰り上げの理由に挙げて繰り上げのお考えはありますか。

(2)、当日の投票所が統合されました。人口減少に伴い、よいことと思いますが、北部交流センターの投票所が、高齢者である坂は上れない、バイクでも無理との声を聞きました。今後も現状で実施していくのか伺います。

○佐久間孝光議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、質問項目4の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

7月に実施された参議院議員通常選挙では、全国の投票所のうち35.3%の投票所において、閉鎖時刻を繰り上げたと報道がされました。これは、従来山間部や離島など、事務負担の面で問題がある場合に限られていた繰り上げに加え、期日前投票の浸透を理由とした繰り上げが都市部においても一部実施されている状況にあると言えます。一方、埼玉県内におきましては、こうした動きは限定的であり、ほぼ従来のおりの実施となっております。

投票時間の繰り上げにつきましては、公職選挙法において、投票に支障を来さない場合と認められる特別な事情のある場合とされており、期日前投票の浸透がその理由に当たるか否かは議論のあるところではないかと考えております。今後選挙管理委員会といたしましては、県内の選挙管理委員会の動向などを注視してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。投票所の再編に伴いまして、北部地区の投票所は北部交流センター及び健康増進センターの2カ所に集約をいたしました。このうち北部交流センターにつきましては、施設開設当初から投票所として指定をしてきております。また、センターには隣接して生き生きふれあいプラザや七郷小学校が所在し、町の北部地区の拠点に位置づけられる施設であり、現状におきましては引き続き北部交流センターを投票所として利用していきたいと考えております。

また、投票所の再編に伴いまして、期日前投票所を2カ所にふやすなど対応を行い

ましたので、あわせてさらなる周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今回参議院選挙が終わった後に、フェイスブックか何かで私はこれを確認しまして、こういうふうに繰り上げをしているところがあるのだなということを知りました。今回参議院選挙の立会人に私になっておりまして、私選挙区のほうでしたから、11時ぐらいにはうちに帰れたのですけれども、いつもより開票のお手伝いに来ている職員の数、庁舎の南側のところに椅子がだっと4列ぐらい並んでいるのですけれども、あそこが前の衆議院のときは満タンに人が座っていたイメージがあったのですけれども、今回は1列空席になっているような状況もあって、今回この人数で選挙区と比例区の開票作業をするのは大変ではないのかなと思って見たところだったので、人数的にはお手伝いしていただいた職員の人数は、去年じゃない、いつだったか、何年前だったか、衆議院選挙とかずっとありましたよね、あのときに比べて若干減りましたか、同じでしたか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

開票に従事する事務従事者の数でございしますが、基本的にはその選挙の種別によって当然変えてございます。衆議院と参議院では、また変えてございます。衆議院の場合には国民審査もございまして、より開票に手間がかかるということで、人数的には参議院よりも多く設定をさせていただいているところでございます。また、今回の参議院選挙の開票の確定時刻でございしますが、3年前に行われた参議院議員選挙とほぼ近い時間で終わっておりますので、それほど大きな差異はなかったというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうですか。それで、職員さんは、その日比例区が終わった時間が1時過ぎて、片づけをして、おうちに帰って寝るまでの間、多分3時前後にはなっている職員が多いのではないかなと思うのです。この近辺に住んでいる人であれば、2時半ぐらいに就寝になれた方もいたかもしれませんけれども、次の日来てみると、普通に8時半には勤務について、いつもどおり、疲れた顔もせず一生懸命業務

についていたというのは承知しているのですけれども、例えば参議院選挙の前の仕事、そして開票が終わった後の仕事量とかが多くあるかというのもあったかとも思うのですけれども、そういう方々、4年に1回とか、今回のあれは6年に1回ですけれども、表裏がありますから、3年ごとに参議院選挙は来るわけですから、そう言ってしまうと、何年かに1回のことではないかと言えばそれまでなのですけれども、でもそれにしてもすごく大変な業務が、本当にどこの課も今仕事量が多くなっているように私はお見受けするものですから、これですっと従事してきて、それがきっかけで体でも壊したら大丈夫かなというふうに心配してしまったのですけれども、いかがでしょうか。疲労状態というのですか、どうだったでしょうか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 いろいろご心配いただきまして、まことにありがとうございます。事務従事に当たっては、職員の仕事に支障があるようでは、それは困りますので、翌日重要な案件等々がある場合には、当然それは事務従事にはついていただくことはないというふうに考えております。あくまでも通常業務との兼ね合いを見て、手を挙げていただいているというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ちょっと時間が、北関東地方が、今回茨城が、私たまたま資料を持っていたのですけれども、ほかの群馬、栃木でもどんどん繰り上げしているという記事を見ましたもので、今回は茨城県に限っての資料しか持ってこなかったのですけれども、茨城県では県内に1,372カ所ある投票所のうち、79.7%に当たる1,094カ所で繰り上げが行われます。午後6時までが1,000カ所、午後7時までが94カ所となっています。期日前投票などが浸透し、当日夜遅くまで投票所を開いておいても投票率は上がらないということで、その分開票事務が遅くなるため人件費が高つくなど原因がありますなんて、こう書いてあるわけなのですけれども、茨城県ではもう8割近いところが今回繰り上げ投票をしたということで書いてあったものですから、今後は嵐山町1カ所だけがこれをやれという、やっぱり近隣との兼ね合いもあると思いますから、さきの答弁にもありましたけれども、今後期日前も大分充実しておりますし、今回総務課から投票の速報集計表というのをいただいております、時間帯ごとの投票率が書いてあるわけなのですけれども、これは知事選挙で、もう期日前で30%

の方が終わらせていて、当日は70%の方はやっているわけなのですけれども。参議院選挙、こちらは大体40%の方が期日前投票して、当日投票は60%というような内容のようにお見受けしたものですから、期日前も大分浸透してきて、高齢者の方に聞くと、その日体調もどうかわからないから、早く行ってしまおうよと言って、それで当日よりも期日前のほうが知っている人もいなくて気が楽だとか言って来ている方もおまして、ですので順次こういう方向で、埼玉県も北関東ブロックに近いところですから、いかがなのかなと思って。職員の仕事の量とか、これからの人口減少とか、いろいろと鑑みると、こういうことも検討していったらいかがなのでしょうかとと思ひまして、今回質問させていただいたところですが、町長、いかが思いますか。こういうこと、投票時間を縮めるというのはやっぱりよくないでしょうか。

○佐久間孝光議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろご配慮いただいて、ありがたいことだなというふうに思いますが、選管のほうでどういう判断をこれから進めていくのか、注目をしていきたいというふうに思っています。

○佐久間孝光議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を2時35分といたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時35分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第2、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町一般会計補正予算(第2号))の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第4号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町一般会計補正予算（第2号））の件でございます。公共下水道施設の緊急修繕工事等に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして細部を説明申し上げます。

裏面の専決第1号、専決処分書をごらんいただきたいと存じます。本専決処分でございますが、令和元年8月9日付をもって行ったものでございます。

それでは、次の1ページをごらんいただきたいというふうに存じます。今回の専決でございますが、令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加をさせていただきますまして、総額をそれぞれ64億4,980万1,000円とさせていただきますものでございます。

それでは、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。まず、2の歳入でございます。第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますまして、財政調整基金から3,000万円繰り入れをさせていただきますものでございます。これによりまして、本年度残高見込み、この時点でございますが、4,300万円ほどというような内容でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。3の歳出でございます。8款土木費、3項都市計画費、3目公共下水道費中、(1)、下水道事業特別会計繰出事業でございますが、28節の繰出金、下水道事業特別会計繰出金といたしまして、新たに3,000万円を繰り出しをさせていただきますというものでございます。これによりまして、今年度下水道事業特別会計繰出金の総額でございますが、2億

5,034万4,000円となるものでございます。内容といたしましては、公共下水道施設緊急整備工事等に係る経費につきまして繰り出しをさせていただくというものでございます。

説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これが補正ではまずいという、まずいから専決で行ったわけですね。支払いが緊急的に必要だと。補正ではまずいという理由、何か、何かというかあるのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

午前中の一般質問の質疑で工事の内容については十分説明させていただいておるかというふうに思いますが、専決処分でございますが、法の規定で申し上げれば、町において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められると、こういった規定に基づいて専決処分を行わせていただいたものでございます。

ご案内の今回の下水道施設の修繕につきましては、本当に1分1秒を要する緊急的な対処が必要だということでございますので、専決処分を行い、予算措置を行わせていただいたというものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、本日が明日に補正予算は議決、議決されるなんて、私がそういうことを言っではまずいのだね。そこまでは待てないということが何かあるわけなのですか。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、この事象が起こったのは8月7日でございます。その時点から、担当課のほうでは昼夜を問わず対処を行っていたというふうに伺っております。そういったことからして、緊急的に予算措置を行い、工事等を行う必要があったというふうに判断をいたしまして、専決処分で補正予算をさせていただいたと

いうものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 具体的に、何日に支払っているのかわかりますか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

支払いのほうに関しましては、議決をいただいた後に、全ての作業が終わりまして支払いをさせていただくという予定でございます。専決に関しましては、先ほど総務課長のほうからありましたように、8月7日に既に仮排水の業務に着手をさせていただいておる関係で、今回上げさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 私のほうから、予算の関係でちょっとご答弁申し上げたいと思いますが、工事行う場合にはあらかじめ予算上措置としまして支出負担行為と、こういったものをとるわけでございます。契約をすることが、債務がそこで発生するわけでございますので、将来支払うという、これを確定させると、そういった行為が必要になってきます。そういったときには、当然予算措置が必要だと、支払いが後でもです。そういった予算の基本にのっとり行わせていただいたというものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町一般会計補正予算（第2号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第3、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第5号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号））の件でございます。

公共下水道施設の緊急修繕工事等に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、承認第5号につきまして細部説明をさせていただきます。

本件につきましては、花見台から流下する下水道施設の緊急修繕工事等に伴い、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,000万円を追加し、6億8,144万4,000円とするものでございます。

補正予算（第2号）に関する説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。歳入につきましては、第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金3,000万円の増額補正を行うものでございます。

10、11ページをお願いいたします。歳出につきましては、第1款公共下水道費、2項2目維持管理費の委託料へマンホールポンプ仮排水委託料として1,700万円を、ま

た工事請負費として1,300万円をそれぞれ増額補正させていただくものでございます。これにつきましては、去る8月7日の昼ごろに、志賀2区の団地内から杉山地区へ抜ける川袋橋付近に設置しておりますマンホールポンプ槽内に流下する下水道管の一部が破損をし、槽内に設置されたポンプが周辺の埋め戻し砂を吸い込み停止したことによりまして、仮設ポンプ及びホースによる仮排水処理を行うという緊急対応に着手をさせていただいたことによるものでございます。今後は、仮排水処理を行いながら、深さ4メートルほどの下水管の復旧工事にも緊急対応として順次着手をさせていただくことになります。

なお、現地につきましては、全戸回覧によりまして8月9日付にてお知らせをいたしました。が、陥没等の最悪の事態を考慮いたしまして、警察協議を経て全面通行止めの措置をとらせていただきましたが、復旧工事の実施によりまして一日も早い通行止めの解除を目指すものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 1件お聞きいたします。

緊急の工事になったわけですが、この場合、これだけの金額かかるわけですが、例えば緊急工事を発注するための業者なんかについては、あらかじめもう下水道の工事については、緊急の場合には指定業者というのは決まっていますのでしょうか。例えばある程度の金額になってくると、入札だとかいろんな問題が出てくるのだらうと思うのですが、こういう緊急の場合にはもう工事業者というのは、町のほうから指定業者と決めて決まっているのか、それとも改めて、例えばその業者が緊急に工事に取りかかれなかったとかなんとかということがある可能性も出てくるのかどうか、その辺のことをお聞きしておきたいと思えます。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

本件に関しましては、自治体によっては非常時に備えて緊急工事対応の要綱等を定めている自治体もございまして、その場合は指定をした業者というのが自治体もございまして。

嵐山町の場合は、そのような手続を踏んでおりませんので、事が起きまして、今回

は汚水があふれるということを最初に食いとめるという作業に取りかからせていただきました。工事に関しましては、並行して原因が特定された時点で段取りをとりたいということで作業を進めまして、原因が特定されました後に緊急工事の打診をさせていただきます。町内業者さん等、最初に当たったわけでございますけれども、埋設、深さの関係がございまして、対応ができないという回答をいただきましたので、本案件に関しては平成5年に施工が完了しておりますけれども、当時の施工業者さんに打診をいたしまして、復旧の段取りがとれるかどうかの確認をとらせていただき、それによりまして町のほうで行っております選定委員会に案件を上程いたしまして、協議の後、業者の選定をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、ある程度の時間を必要としたということ、緊急の工事であっても、したということになると思うのですが、一定の金額が見積もりや何かでとらずにというか、あくまでも工事が終わった時点で支払いはしていくという形での、見積もりや何かの関係についてはおおよその関係でとってきて、工事を発注していったということになるわけですか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

工事代金等に関しましては、業者さんからの見積もり、施工内容を伝達いたしまして、見積もりも徴収しております。同時に、担当のほうではその工事内容に合わせて設計書を作成するというのもあわせて行っております。したがって、その見積もりの内容、それと設計とあわせた形での設計書が現在できているような状態でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 大変緊急な事故が起こったということで、対応は緊急にやらなければいけないことで、こういう専決ということになったのだということは理解をいたしますが、ただこの工事請負費が1,300万円で、仮排水委託料、これが1,700万円という、この数字のギャップというのは理解できないのですが、その辺は一体どうい

う工事をするのだという説明も詳しくはないのだ。要するに、下水道の排水管ですから、あそこは橋があってするわけですがけれども、その構造とといいますか、どういう形で排水を、恐らく専門業者がやるのですから、事故がないようにやるというのは当然ですがけれども、どういう排水の工事なのですか。その辺、やっぱりギャップがちょっと大きいので、これは説明をしておいていただかないと、議会ですから。どうなのでしょう。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

説明が足らずに申しわけございません。この仮排水処理1,700万円でございますけれども、こちらのほうが7日から実際には始まっておりまして、既に3週間が終わろうとしております。こちらに関しても、事が始まって2日間、24時間の現場対応をしております。夜間作業という内容の積算もしてございます。当然夜間作業でございますので、割り増しも5割増しという単価が入ってまいります。ポンプ槽内にたまった砂をきれいに片づける必要もあるというふうなことで、大型の機械等も2日間手配をいたしました。

それで、この仮排水ですがけれども、同時に上流側のマンホールをあけましてポンプを設置いたしました。当然下流に流したくないわけでございますので、管の中にはふたをして、そこが最下流という扱いをして、ポンプを2基マンホールの中に、仮設のポンプですがけれども設置をして、それを従来ですとマンホールポンプの先の橋を渡り切って団地の中に圧送したものを送っているわけでございます。そこまでの間、当初117メートルございまして、その間をホースをはわせまして、仮設ポンプ2台で仮排水をしているという状態が2週間半続いておりました。

お盆が明けて、当然会社も稼働が始まります。そうしますと、どうしても汚水の量がふえるわけございまして、お盆明けからはさらにもうワンスパン上流に新たに仮設ポンプを1基設置して、要は3台目のポンプを入れまして、さらにそれを同じ場所に送るということで積算をいたしました結果、このような金額になってくる。これに関しましては、既に見積もりもいただいておりますけれども、設計額でこの金額がどうしてもかかってしまう。材料費あるいは人件費、初日、2日目に関しましては、ほぼ2昼夜10名以上の人間に作業をしていただいております。やはりどうしても人件費がかなりのウエートを占めているわけございまして、ポンプの要はレンタル料も工

事が終わるまで、これがかかってくるわけでございます。

電気料に関しましては、今既設のポンプを使っていた操作盤から配線をしまして、取っている分が2基分ございます。2基動かしますと、やはり電圧も落ちてきますので、3基目に関しては電線から直接仮設電気をおろすという作業もしております。そういった部分も含めると、このような金額になってくるというものでございます。

それに対して、この1,300万円の工事費でございますけれども、こちらに関しましてはポンプ槽から十字路を越えてワンスパン、29メーターの間のヒューム管を全て入れかえるという工事を予定させていただきます。本来であれば、崩壊した部分、1本だけ交換すれば済むわけでございますけれども、状態が状態でございますので、さらにまた通行止めということは起こせない状況でございますので、交差点にかかわるワンスパンの部分に関しまして、29メーターの布設替えをさせていただくという工事内容になっております。工事費が1,300万円という予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 下水道の本管の工事でございますから、いずれにしても待ったなしという状況の中で対応せざるを得ないわけでございますが、今後こういう突発が起こらないような注意というのは、1つ突発が起こるとこういうことになるわけですので、注意は今まで以上にやっておいていただきたいなというふうに思います。

下水管の老朽化というものが早まっているというようなことも昨日もありましたが、一つ下水は待ったなし、くどいようですが、待ったなしでございますので、一つ注意を今まで以上にさせていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第4、議案第36号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第36号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件でございます。住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

[高橋喜代美町民課長登壇]

○高橋喜代美町民課長 議案第36号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての細部につきましてご説明させていただきます。

社会において旧姓を使用しながら活動をする女性が増加する中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の視点から、住民票、マイナンバーカード等への旧氏の記載を可能とする住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、登録できる印鑑の種類に旧氏を加えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表をごらんください。第2条、第5条につきましては、文言の整理を行うものです。

次に、第6条につきましては、登録できる印鑑の種類に旧氏、いわゆる旧姓を加えることにより、氏名、氏、名、外国人における通称に加え、旧姓も実印として登録す

ることができるとするものであります。

第7条につきましては、印鑑登録原票に登録すべき事項に住民票に旧氏が記載されている場合は、その旧氏も登録することとするものです。また、磁気テープを磁気ディスクに改める用語の整理もあわせて行うものであります。

第13条につきましては、印鑑登録の抹消をする場合に、旧氏を変更したときを追加するものであります。

第15条につきましては、印鑑登録証明書に記載する氏名について、住民票に旧氏の記載がされている場合は、その旧氏も証明書に記載することとするものであります。

最後に、附則につきまして、この条例は令和元年11月5日からの施行とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この施行が11月5日というのは半端だなと思うのですけれども、どうして5日なのですか。

○佐久間孝光議長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらの条例の改正日でございますが、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、こちらの施行日が令和元年11月5日となっておりますところでございますので、あわせてこちらの印鑑条例も11月5日からの施行とさせていただきます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっとカレンダー見ていないのだけれども、11月1日ではだめだったわけなのですか。4月17日に国のほうが変わったわけ。半年間の周知期間が必要だから、でも17日だから半年間の周知期間でもないですよ。何かありますか。

○佐久間孝光議長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、特に国のほうに確認したものではありませんが、11月5日が連休というか週明けの日になりますので、そこから施行ということではない

かと思っておりますが、いずれにしても法の施行日でございますので、町のほうでこの日にちを変えて、11月1日からとさせていただくことはないものと考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第5、議案第37号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについての件でございます。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

〔前田宗利子育て支援課長登壇〕

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第37号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、子ども・子育て支援法の一部が改正され、幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定、3歳以上の教育認定子ども、2号認定、3歳以上の保育認定子ども及び市町村民税非課税世帯の3号認定、3歳未満児の保育認定子どもの利用者負担額をゼロ円とするものでございます。

改正条例をごらんください。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。第4条及び第5条につきましては、用語の改正により条文中の支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者と改めるものでございます。

別表、第3条関係をごらんください。右ページになります。利用者負担額、教育標準時間認定子ども（1号認定）及び利用者負担額、保育認定の子ども（2号認定）につきましては、利用者負担額がゼロ円となるため別表から削除し、利用者負担額、保育認定子ども（3号認定）についてのみ定めるものでございます。

また、第2階層、市町村民税非課税世帯について、利用者負担額がゼロ円となるため、保育標準時間、保育短時間、それぞれの利用者負担額をゼロ円と改めるものでございます。

備考の1につきましては、年度中に満3歳に到達した2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用すると定めたものでございます。

備考の2につきましては、多子世帯の減額について定めたものでございます。

備考の3につきましては、母子世帯等、(1)から(3)に掲げた世帯について利用者負担額別に定めたものでございます。

附則の1、施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。

附則の2、経過措置につきましては、この条例による改正後の規定は、令和元年10月以降の月分の利用者負担額から適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例によると定めたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第6、議案第38号 嵐山町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第38号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、嵐山町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについての件でございます。花見台工業団地の拡張に伴い、花見台地区地区計画の追加及び杉山地区地区計画の所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

〔伊藤恵一郎まちづくり整備課長登壇〕

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第38号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第38号は、本年3月26日に花見台工業団地の拡張部分を市街化区域に編入し、あわせて地区計画を変更したことに伴い、現在杉山地区地区計画のみ定めておりました嵐山町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を改正し、花見台地区地区計画を追加し、さらに所要の改正を行うものでございます。

裏面の新旧対照表をごらんください。第6条につきましては、壁面の位置の制限において、柱の面から敷地境界線について、柱の面の次にもしくはこれに類する柱の面を加え、敷地境界線を道路境界、隣地境界、緩衝緑地帯または公共緑地境界と改正するものでございます。

花見台地区地区計画は、既に平成11年1月に都市計画決定を行っております。今回拡張部分を地区計画に位置づけるに当たり、既存の地区計画については、その内容を生かして都市計画決定を行いました。以前の基準を生かし、花見台地区の地区計画を定めていたため、柱の基準にこれに類する柱の面を加えるものでございます。

同様に、基準となる境界が杉山地区においては敷地境界線のみだったところを、既存の花見台地区地区整備計画におきましては、敷地境界線に加え緩衝緑地帯などの表記も制限していたため表記が異なっておりますため、道路境界、隣地境界、緩衝緑地帯または公共緑地境界と改正を行うものでございます。

また、条例本文最後の数値以上としなければならないにつきましては、その表記を別表内に記載するものとし、本文についてはとおりとすると改正するものでございます。

さらに、別表第1につきましては、杉山地区地区整備計画に加え、花見台地区地区整備計画を加える改正を、別表第2におきましては、杉山地区地区整備計画におきましてはこの第6条の改正を反映するとともに、別表第1のとおり花見台地区地区整備計画を追加するため、改正を行うものでございます。

次の別表第2をごらんいただきたいと思います。改正後の別表第2でございます。1枚目は杉山地区地区整備計画区域の制限、2枚目は花見台地区地区整備計画区域の制限の内容でございます。1枚目の杉山地区地区整備計画で変更した箇所につきましては、壁面の位置の制限のうち、A地区では第1号、第2号、第3号の制限する内容の末尾がそれぞれ水平距離は10メートルとする、水平距離は5メートルとする、水平距離は3メートルとするとなっていたところを、条例第6条を改正し、記載された表記のとおり、水平距離は10メートル以上としなければならない、水平距離は5メー

ル以上としなければならない、水平距離は3メートル以上としなければならないに改正するものでございます。

同様に、B地区では第1号、第2号、第3号の制限する内容の末尾がそれぞれ水平距離は10メートルとする、水平距離は5メートルとする、水平距離は2メートルとするとなっていたところを、水平距離は10メートル以上としなければならない、水平距離は5メートル以上としなければならない、水平距離は2メートル以上としなければならないに改正するものでございます。さらにその右2つ、右の垣または柵の制限につきましては、改正前においては道路及び隣地境界または緩衝緑地帯に面する垣または柵の構造となっており、道路以外の敷地境界の表現を隣地としておりましたが、隣地境界、緩衝緑地帯とそれぞれ条例本文において表記を行いましたので、それぞれについて制限の表現を改正するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。今回追加する花見台地区地区整備計画の区域での制限でございます。杉山地区と同様、左から建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの制限、垣または柵の構造の制限、建築物の緑地化の最低制限、建築物の緑化率の最低制限の適用除外に関する敷地面積の制限となっているところでございます。

花見台地区地区整備計画エリアは、約100.4ヘクタールでございまして、A地区は約91.3ヘクタール、B地区は9.1ヘクタールとなっております。

A地区は既存の花見台工業団地エリアでございまして、平成11年1月に都市計画決定した地区整備計画の内容を反映したものでございます。建築物の用途の制限でございしますが、現在既に市街化区域で用途が工業専用地域となっておりますので、用途に制限はございません。最低敷地面積は3,000平米でございます。道路境界との距離は4メートル、隣地境界との距離は2.0メートル以上とするものでございます。建築物の高さの制限はございません。垣または柵の構造の制限は見通しのきく生け垣、金網、その他これに類するもので、高さ2.0メートル、基礎は0.6メートル以下とするものでございます。建築物の緑化率の最低制限等の制限はございません。

B地区におきましては、今回市街化区域に編入したエリアを含む拡張地域でございます。建築物の用途の制限でございしますが、本地区の用途地域である工業地域の制限のほか、住宅ほか19項目を制限するものでございます。昨今の企業ニーズに対応するため、工業専用地域では建築できない工業製品直売所等を建築できるよう、B地区は

工業地域といたしました。しかしながら、これ以外の建築物につきましては、工業専用地域と同じような立地を制限するものでございます。建築物の最低敷地面積は5,000平方メートルとするものでございます。壁面の位置の制限につきましては、緩衝緑地帯、道路境界、隣地境界、公共緑地境界の距離をそれぞれ定めたものでございます。建築物の高さの制限は30メートルとするものでございます。垣、または柵の構造の制限は、A地区と同様になっております。A地区と同様、建築物の緑化率の最低制限等の制限はございません。

参考資料1は、花見台地区地区整備計画のうち、地区施設の配置及び規模を示したものとなっております。

参考資料2は、地区整備計画を表したものでございます。右側の凡例は、文字が小さく大変見づらくなってはおりますが、別表第2のうち花見台地区地区整備計画の内容はそのまま記載しているものとなっております。

参考資料3は、既に条例化されております杉山地区地区整備計画図の図面となっております。

附則として、本条例の改正を公布の日からするものとするものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号 嵐山町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第7、議案第39号 嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第39号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、嵐山町給水条例の一部を改正することについての件でございます。水道法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第39号につきまして細部説明を申し上げます。

当議案につきましては、水道法の一部改正に伴いまして条例の一部を改正するものでございます。議案書の裏面をごらんください。嵐山町給水条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。今回の改正内容でございますが、手数料、第35条中に1号を追加いたしまして、指定工事店登録の更新手数料として、1件につき1万円の規定を設けるものでございます。

附則の規定につきましては、施行期日を定めたものでございまして、本年10月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 更新というと、何年で更新になるのか。

それから、1万円必要だということなのですが、この金額はどういうことで出てきた金額なのでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

更新に関しましては、5年間で更新という内容でございます。

それと、金額でございますけれども、こちらに関しましては更新に伴う事務費用、人件費等を合計いたしまして算定をさせていただいたものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 大体1万円というのが近隣でも取っている、取ろうとしている金額なのですか。ばらばらのこともあるのですか、ちょっと。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

近隣の状況でございますけれども、こちらに関しまして問い合わせを既にさせていただいております。おおむねやはり1万円という自治体が多かったと記憶してございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） おおむねだと、これより安いところがあったと、あるいは高いところがあったと。ちょっとそれはわからないかな。今だとわからないですか。もしあれば、自治体名と幾らだったのか、ちょっと教えていただければと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 大変申しわけございません。手元に若干資料がございません。申しわけありません。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号 嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第8、議案第40号 嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第40号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村上教育委員会事務局長。

[村上伸二教育委員会事務局長登壇]

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、議案第40号の細部説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。議案裏面の改正条例をごらんいただきたいと思います。まず、第2条、定義につきまして、支給認定子どもから教育・保育給付認定子どもへ用語の改正がございます。

次に、第3条の保育料等の額のうち、第1項の保育料につきまして、法の改正により、満3歳以上、教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額が零となることから、保育料を零とするとし、世帯の所得階層区分による保育料の額を示す第3条関係、別表1につきましても、全ての階層が零に

なるため削除するものでございます。

続きまして、第4条の多子世帯の保育料の額、第5条の低所得世帯の保育料の額及び第5条関係別表2、第6条、保育料の額の決定等につきましても、保育料が零となることに伴い、削除するものでございます。

また、本則中の通園バス使用料に文言を統一するとともに、改正により条が繰り上がりました第4条から第7条までの保育料等を通園バス使用料に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日とし、改正後の規定は令和元年10月分の保育料等から適用し、同前月分の保育料等については、なお従前の例によると経過措置を設けるものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号 嵐山町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を3時45分といたします。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時45分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第9、議案第41号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第41号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,595万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億8,575万5,000円とするものであります。このほか地方債の追加が1件、変更が2件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第41号の細部につきまして説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算（第3号）の概要につきまして何点か申し上げさせていただきますと存じます。まず、1点目でございますが、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策並びに生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑みて、国が実施をいたします幼児教育の無償化が10月に開始されることに伴う補正でございます。

次に、消費税率10%への移行に合わせた車体課税の見直しに伴う新たな地方税財源の確保としての制度改正に対応するものでございます。

次に、平成30年度決算に伴います繰越金の確定、あるいは普通交付税の額の確定等による補正でございます。

最後に、プレミアム付商品券事業の実施方法の決定に伴います予算の組み替え、以上な点が主なものでございます。

それでは、予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債補正でございます。まず、追加といたしまして、道路整備事業、限度額410万円、1件

を追加をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、町道1—3号線の事業執行に伴う財源として起債を行うというものでございます。

続きまして変更でございますが、2点ございます。1点目が防災・安全事業でございまして、国庫補助額の変更に伴いまして、限度額を改めさせていただくものでございます。

また、臨時財政対策債でございますが、こちらについては発行可能額の決定に伴いまして、改めさせていただくというものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。今回の補正の増額1億3,595万4,000円の財源をあらわしてございます。国庫支出金、地方債、その他財源、一般財源と、歳出合計の欄にそれぞれの増減を記載をさせていただいてございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。2の歳入でございます。1款町税、3項軽自動車税、2目環境性能割並びに次の第8款自動車取得税交付金、第9款地方特例交付金、こちらの3つにつきましてはそれぞれ先ほど申し上げました車体課税に関する制度改正に伴いますものでございまして、環境性能割として現年課税分74万4,000円を新たに計上させていただくと。自動車取得税交付金につきましては、減額をさせていただくと。地方特例交付金につきましては、自動車税減収補填特例交付金並びに軽自動車税減収補填特例交付金、こちらにつきましては計上させていただくというものでございます。

続きまして、第9款地方特例交付金、2項1目子ども・子育て支援臨時交付金でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴うものでございまして、無償化に係る初年度経費、こちらについては全額国負担とするということでございまして、臨時的に交付がなされるというものでございます。

10款の地方交付税でございますが、普通交付税の額の決定に伴いまして、7,424万3,000円を増額させていただくというものでございます。

12款分担金及び負担金の1項1目民生費負担金、次の13款使用料及び手数料、1項6目教育使用料、次のページの14款国庫支出金、民生費国庫負担金、次の14款国庫支出金、15款県支出金、それぞれ幼児教育無償化に伴う増減のほうを計上させていただいてございます。

また、14款国庫支出金の2項2目民生費国庫補助金中、3節でございますが、老人福祉費補助金といたしまして、介護報酬等システム改修費補助金ということで新たに

計上させていただくものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。15款県支出金、2項3目衛生費県補助金でございますが、新たに飼い主のいない猫の不妊去勢手術推進事業補助金といたしまして、10分の10の補助率でございます。40万円計上させていただきました。地域における野良猫対策として交付されるというものでございます。こちらにつきましては、80頭分を計上させていただいてございます。

また、次項、3項1目総務費委託金でございますが、参議院議員補欠選挙委託金といたしまして新たに計上させていただきます。こちらにつきましては、10月27日に投開票が行われるということでございますので、その経費に係る財源を計上させていただいたものでございます。

下段でございます。19款繰越金の1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして3,385万6,000円を計上させていただくものでございます。

20款諸収入でございますが、4項3目雑入でございます。その他雑入といたしまして4,480万円を計上させていただきます。こちらにつきましては、プレミアム付商品券の売上金を計上させていただくものでございます。

一番最後でございます。22款環境性能割交付金、新たな款を追加させていただくものでございますが、環境性能割交付金といたしまして、県から市町村に対して交付されるものを800万円計上させていただくというものでございます。

続きまして、3の歳出でございます。24ページ、25ページをお開きいただきたいと存じます。一番上段でございます。2款1項5目財政調整基金費中、1、財政調整基金等管理事業でございます。今回の補正では、財政調整基金に新たに7,700万円を積み立てさせていただきたいというふうに考えてございます。これによりまして、令和元年度末の見込み高でございますが、1億2,000万円ほどの残高見込みという形になるかというふうに思います。

続きまして、26ページ、27ページをお願いいたします。上段でございます。4項選挙費、(2)、参議院議員補欠選挙執行事業でございます。先ほど歳入でご説明を申し上げましたが、10月27日投開票が行われます補欠選挙に要する経費につきまして、新たに計上させていただいたものでございます。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費中、(2)、社会福祉総務事業でございますが、23節償還金利子及び割引料中、返還金52万8,000円を計上させていた

だきました。こちらにつきましては、平成30年度に国あるいは県から負担金としていただいたものを精算させていただくというものでございます。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。一番上段でございます。3款1項3目の(3)、介護保険特別会計繰出事業でございます。介護保険特別会計に対する繰出金といたしまして、601万9,000円を計上させていただきます。内容といたしましては、低所得者の保険料の軽減を図ると。国の制度改正に伴うものでございまして、この財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1をそれぞれが分担するという形でございます。

2項児童福祉費の1目児童福祉総務費及び2目児童措置費でございますが、それぞれ幼児教育・保育の無償化に伴うものを計上させていただきます。事務費に係るもの、あるいは施設等利用給付に関するものと計上させていただきます。

続きまして、30ページ、31ページでございます。一番下でございます。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費中、6、プレミアム付商品券事業でございます。需用費、役務費、委託料、負担金補助及び交付金と、それぞれ組み替えをさせていただいたものでございます。

続きまして、32ページ、33ページをお願いいたします。中ほどの8款土木費、1項道路橋りょう費、3目道路新設改良費中、3、生活道路整備事業でございますが、新たに町道越畑165号線附帯道路整備を行うものでございます。延長は41メートルの道路整備を行うというものでございます。

また、同ページ中一番下段でございます。9款消防費、1項消防費、3目消防施設費中、2、消防施設整備管理事業でございますが、需用費で修繕料79万6,000円を計上させていただきました。こちらにつきましては、消防施設の修繕料ということでございまして、1分団第2部の設備の修繕を行うというものでございます。

続きまして、34ページ、35ページをお願いいたします。下段でございますが、10款教育費、4項幼稚園費、2目教育振興費中、1、幼稚園教育振興事業でございます。こちらにつきましても無償化に関する経費を補正させていただくものでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。13款予備費でございますが、財源調整のため、今回予備費に1,299万7,000円を増額させていただくというものでございます。

38ページ、給与費明細書以降につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上をもちまして細部説明を終えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し

上げます。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 1点だけお尋ねさせていただきます。

28ページと29ページでございますが、児童措置費の子どものための教育・保育給付事業でございます。この財源の内訳を見ますと、国庫支出金が2,072万8,000円、県の支出金が1,036万4,000円ということで3,329万5,000円ふえました。保護者の負担するべき分担金が2,244万1,000円減額になりまして、そしてこの差額になります扶助費支出額のところに608万7,000円というふうに計上されてございます。私の理解だと、保護者の負担がゼロになるわけですね。それにもかかわらず、ここの扶助費が608万7,000円というふうな計上がされるということは、どのようなところにこの金額が使われていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

28ページ、29ページの子どものための教育・保育給付事業でございますが、これは新たに無償化に伴いまして、保護者に給付する金額でございます。内容といたしましては、幼稚園に行っていて保育の必要性があるお子さんの預かり保育をやった場合の保護者に対しては無償化に伴いまして給付金が出ると。それと、認可外保育施設、認可の保育所に入れればいいのですけれども、入れなくて認可外保育施設に入っている保護者の方に対して、3、4、5歳ですけれども、この方に対しては給付がされるというものです。それと、もう一つが未移行園、私立の幼稚園に行っていらっしゃる3、4、5歳の就園奨励費にかわる部分の給付金がここに入っております。それらがトータルで608万7,000円の額が給付されるということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、今の内訳はわかりましたけれども、ここで補正予算なので、ちょっと私が確認しておきたいのは、10月1日から保育料の無償化が行われるわけです。そして、嵐山の保護者の人たちは、今いろんな通知が来ているようです。そして、上限の階層がございましてけれども、その階層の一番高い人から低い人まで合わせて保育料が3歳から5歳については無償化になるというふうに説明がある

ようでございます。それによって、今の国からと県の分が3,300万円ほど入ってくるわけですが、いわゆる保育料の無償化となる3歳から5歳の10月以降の額というのはどのぐらいになるのかというのは、算定が出ているのですか。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 答えいたします。

これは区分が幾つかございまして、保育所、認定こども園の無償化に伴うものと公立の保育所、幼稚園の無償化に伴うものと、先ほど言いましたけれども、幼稚園の預かり保育ですとか認可外保育施設の無償化に伴うもの、それと先ほど言いました私立幼稚園の無償化、これは就園奨励費にかわる部分に伴うものということで、この4種類が無償化の対象になって、国が負担されてくるものがございます。

まず、最初にお話ししました私立の施設、保育所、認定こども園の無償化に伴うものでございますが、こちらにつきましては当然3、4、5歳の保育料に当たる部分が無償化になりますので、実際町には国基準の徴収金額3,537万円というのが、これは9月の段階で試算したものでございますけれども、3,537万円というのが国基準で算定した保育料の額になります。これが全額入ってこなくなるということでございます。嵐山町につきましては、保育料は独自で安くしております。ですので、この辺を算定しますと、実際町の保育料の減額というのが2,244万1,000円、これが私立の保育所に行っているお子さんの保育料の減額です。町の負担分も当然国の差額分が払っていますから、それが1,292万9,000円、これが保育料の無償化として減額になる部分ということでございまして、トータルで3,537万円でございます。これが新たに無償化になりますと、国の負担額が1,768万6,000円、県の負担額が884万2,000円、町の負担額が884万2,000円ということで、令和元年につきましては国のほうの負担になります。ですので、令和元年につきましては町の負担はないということになります。

また、公立の施設、保育所、幼稚園でございますけれども、こちらにつきましては保育料が396万円、現在の幼稚園です。それが全額無償化に伴いまして町の負担になりますので、396万円が令和元年につきましては国の負担ということになります。

続きまして、先ほどお話ししました幼稚園での預かり保育ですとか、認可外保育施設に行っているお子さんの部分については、これは新たに国の負担、町の負担等が発生します。こちらにつきましては、新たな国の負担が、嵐山町の場合ですけれども、73万円、県の負担が36万5,000円、町の負担も36万5,000円。これにつきましては、

令和元年については国からの負担がございますので、町の負担はないということになります。

続きまして、先ほど言いました私立の幼稚園です。今就園奨励費で対応している部分でございますけれども、こちらにつきましては現在の負担が利用料の上限がございますので、2万5,700円までの部分についての算定になります。国の負担の減収が54万9,000円、町が払わなくて済むというところが156万6,000円、これが無償化に伴いまして負担がかからなくなる分です。それが無償化になって新たに発生する部分が、国の負担が231万3,000円、県の負担が115万6,000円、新たな町の負担が52万9,000円と62万7,000円ということです。就園奨励費の部分については、もともとある部分については国の負担はありませんので、その部分が52万9,000円というのは町の負担、令和元年も残ってしまうのですけれども、それ以外の部分の62万7,000円については、令和元年については国の負担ということになりますので、それぞれの保育所ですとか、幼稚園ですとか、未移行の私立の幼稚園ですとかいった部分で、そういった国の負担になるという内訳になってございます。それがこの子どものための教育・保育給付事業の財源になってくるということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、一応とりあえず私がここで確認しておきたいのは、嵐山町内にある保育園に行っている、いわゆるその、あれは何階層、9階層ぐらいまでだったかな、今の現段階だと。その階層の、いわゆる9階層の所得があるような人たちの保育料も全額が今の3,500何がしといった数字の中に保育料の無償化として入ってくるという形ではよろしいのかだけ確認させてください。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

青柳議員のお見込みどおり、3、4、5歳については階層関係なく無償化になりますので、町内の私立の保育園に行っているお子さんの3、4、5歳の保育料につきましては、全額国または町、県の負担になるということでございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 2点ほど聞かせていただきますが、まず最初に30ページ、31ペ

ージに商工会補助事業ということで書かれております。大方はわかるのですが、どんな内容なのか、まずお聞きをいたします。

それと、その下のプレミアム付商品券の発行ですけれども、非常に前回のときに困惑した、欲しくても自分は間に合わなかったとか、いろんなことが言われましたけれども、まず今回のシステムをどのようにやるのかお聞きをいたします。

それと、対象になる方があるというふうに言われています。ゼロ歳から3歳の児童がいる家庭、また住民税非課税世帯、260万円未満ということでございますけれども、その方が対象になるということですが、両方対象になる方がいらっしゃいますよね。そうすると、そういう方は片方とるのでしょうか、両方を生かすことができるのでしょうか。そこら辺をちょっとお聞かせしていただきたいと思うのですが。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、商工会のほうの補助金の関係でございます。こちらにつきましては、嵐山町商工会事業費補助金交付要綱に基づきまして補助金のほうを出しているという内容でございます。今回商工会のほうの事業、こちらまず補助額につきましては、補助対象経費の55%以内の額で補助を出すという要綱の内容になってございまして、この補助対象経費というのは何かといいますと、指定事業というものの全体の55%以内まで補助金を出すことができるよという要綱になっております。この指定事業につきまして、今年度当初予算で組んだ以外に2つの事業を商工会のほうで実施したいというお話がございまして、その2つの事業に対しての指定事業費というのが総額上がりますので、それに対してまた計算をして差額分、今回79万4,000円を補助金として追加して新たに出すものでございます。

2つの事業といいますのは、まず1つ目が得する街のゼミナール、略してまちゼミというようなものを言っているらしいのですが、これに関しましては個人の商店の小規模業者、そういった方たち、要は専門的な知識や情報、あとは売るコツ、そういったものを指導してくれるような講座らしいのですが、そういったものを開催していきたいということと、もう一つが創業塾ということの名前をつけたらしいのですが、11月以降にこれから起業、例えば創業者に対してセミナーを実施していきたいと、そういった内容の趣旨で、こういった事業を新たに追加していきたいというなお話でございました。この辺の事業を追加することによりまして、補助金のほうも要綱

の規定に基づきまして補助を出すというような内容でございます。

また、続きましてプレミアム付商品券の関係なのですが、このプレミアム付商品券の流れといたしましては、10月から販売のほうを開始するわけなのですが、販売のほうは郵便局で販売のほうをしていただくことで決定しております。郵便局のほうで販売をして、お金は当然郵便局が預かりますので、その預かったお金というのは郵便局から今度は町のほうに歳入として入ってきます。プレミアム付商品券を購入した方が、どこか加盟店で商品を購入するといったときに、今度は加盟店のプレミアム付商品券を使われたものについては、換金は埼玉県信用金庫嵐山支店で実施されます。そうしますと、埼玉のほうでは今度はプレミアム付商品券、それを事業者ごとに集計をいたしまして、集計したものが町に出てきまして、町から事業者のほうに、店舗の方にお支払いをすると、そういうような形の仕組みで確定いたしました。その辺に関連しまして、今回予算のほうの組み替えというのをいろいろやらせていただいたような内容でございます。

また、対象につきましては、両方該当する方がいるけれども、どうなのかというお話だったと思うのですが、これは両方該当すれば、両方該当したなりに商品券の購入ができる。ですから、1の方が通常ですと2万円で2万5,000円の商品券が買えるわけなのですが、例えば子どもが2歳以下が2人いれば、2人分の5万円まで買えるとか、あとは低所得世帯、もしその方がそこにも該当するようであれば、その分も買えるという形になっております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 商工会のほうからお聞きをします。指定事業の55%というのは、昔から言われている算定方法なのですが、その指定事業に今言ったものが加わるのだと。それで今のは研修会ですよね、事業者に対しての研修会ということで、研修会といいますか、研修する事業、講座の授業料というものを開催するので、それを商工会のほうでやりたいので、それについてそれを指定事業に上げたいということだというふうに思います。

この指定事業なのですが、いろんなものがあるわけなのですが、今回その指定事業、商工会のほうで出されたものについてはこれだけだったでしょうか。これだけに対して、ほかにもあったけれども、ここのところを指定事業にして補助を上げ

させていただいたというふうなことでしょうか。その点だけお聞きをしたいと思えます。

あとプレミアム付商品券なのですが、それではその該当する項目を持っている方は、欲しければ何枚でも、何万円でも購入できるということなんでしょうか。ある程度制限は、枠があるでしょうから、それも先着順になってしまうのでしょうか。そこら辺をお聞きしたいと思えます。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、商工会の補助金の関係です。そちらのほうにつきましてはこの2つの事業、こちらの講師の謝礼金ですとか消耗品的なものですとか、それぞれ必要なもの、これに応じて積算をして、今回この金額になったということでございます。

また、商品券のほうの関係なのですが、これは該当する方というのが、前回の補正予算のお願いのときにもお話ししましたように、低所得世帯もしくは2歳以下の子どもがいる世帯。それで子どもに関しましては1人、2人、該当する子どもが1人であろうが、2人であろうが、3人であろうが、双子だとか、場合によっては三つ子とか、そういう方もいらっしゃると思うのですが、そういう子どもが3人いれば3人分というのですか、3人分が買えると。ただ、それを超えては当然買えませんので、その該当する購入できる方、国で示した条件の中で買える方が該当する項目、子どもが3人いて低所得者世帯になっていますよとなると4冊分。要は、2万円が2万5,000円で使える商品券ですけれども、2万円掛ける4の8万円で10万円分の商品券が買えると。そこまでしか買えません。それを超えては当然買えません。ただ、該当する分だけ買えるという仕組みになっております。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） よくわかったのですが、そういう方がたくさんいらっしゃると、当然枠があるではないですか。そうすると、郵便局に申し込むということですが、早目に行って申し込むと。それしか方法ないのかなというふうな感じがするのですが、最低でもこれだけは何とか申し込みができるのだとか、そこら辺のことをちょっと教えていただければと思えます。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 説明が不足してしまして申しわけありませんでした。前回の

補正のときにお話しさせていただいたと思うのですが、今回早い者勝ちとか、そういう仕組みのものではございませんので、これに該当する方というのは、それぞれの担当課のほうで人数のほうは全て今出しておまして、その枠の中で当然商品券のほうも準備させていただきますので、これが買えなくなるということはありません。ただ、売っている期限というのを1月末日で設定をさせていただいておりますので、これを過ぎてしまうと当然もう買えなくなってしまうのですが、この売り出しをしている10月1日から1月末日までの間であれば、郵便局で購入できるという形をとっておりますので、慌てて行かなくても買えますよと。商品券自体がなくなってしまうよというものではございませんので、そういうような趣旨でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 15ページの自動車税環境性能割の件で、補填措置が期間限定だと。これ期間限定というのは、どのくらいの期間なのか伺いたと思います。

それから、29ページの中ほどにクールな嵐山子育て事業、クールとか、冷たい。冷たい嵐山子育て事業に要する、余りよくないのではないかなと思うのですけれども、ちょっとどういう内容か伺いたと思います。

それから、31ページ、ただいまのプレミアム付商品券なのですが、これ加盟店というのは今何店舗ぐらい。これは嵐山だけで使うわけですね。何店舗ぐらいで購入できるのか伺いたと思います。

それから、35ページの実費徴収に係る食材費補足給付補助金というのがあるのですけれども、これで保護者は給食費の軽減になるというものなのですか。81万円というのは、今年度末までの分という金額なのですか、伺いたと思います。

○佐久間孝光議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私から、まず14、15ページの自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減、こちらについてお答えをさせていただきたいと思えます。

今回のこの制度につきましては、それぞれ環境性能割を1年間に限り1%分を臨時的に軽減するというような措置がとられるということでございます。具体的には、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間の取得分について、1%分軽減がなされるということでございます。例えば3%課税される車については、1年間は2%の課税

と、1%分が軽減されると、こういった措置がなされるということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、29ページのクールな嵐山子育て事業に要する経費の補正について補足説明させていただきます。

このクールな子育てというのは、実は冷静にということなのです。子どもさんを叱って怒ったり、どなったりしてしまう、つかつかとなつてというのを、落ちついて子育てしましょうという、そういうクールという、冷たいではなくて冷静になってくださいという意味の事業でして、これは平成30年から31年、令和元年の2年間、県の超少子高齢化対策モデル事業としてやっている、増進センターの改修をしたりしていますけれども、その事業の中の一環として補正させていただくものでございまして、これは増進センターの子育て広場を改修して設けさせてもらいまして、そこで使います備品関係等を補正するものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうでは、プレミアム付商品券の加盟店の店舗数でございますけれども、現在45店舗でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 私のほうからは、35ページ、実費徴収に係る食材費（副食費）補足給付補助金についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、主食を除いた副食、おかずの部分ですね、こちらの部分になるのですが、全ての世帯というわけではなく、世帯収入が360万円以下の方が対象となります。町外の私立幼稚園に行かれています方、また嵐山幼稚園に通っていかれている方で、この制度につきましては上限が4,500円となっております。こちらについて嵐山幼稚園の場合は、今既に幼稚園の給食費は4,300円ですので、当然4,500円までいかない。さらに、主食のパン等を抜いた中での計算の割合で金額のほうを設定していくようになるのですが、私立の幼稚園につきましては、もっと高い値段で給食をしているところであれば、やはり主食と副食の割合の中で上限4,500円までが1カ月で、今回の81万というのは、私立と嵐山幼稚園を合わせて、今年度の分で一応概算で要求

しております。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか、環境性能割は1年なのですか。これはわかりました。

クールなというのは、冷たいのではなくて冷静にという。なるほど、そういう意味だね。熱くならないようにという、なるほどね。熱くならないような備品というのは、どういう備品を購入するのでしょうか。

あと、給食費なのですけれども、なるほどそういうものなのですか。そうすると、これで軽減なのですか、無償化になるわけなのですか、どちらなのですか。それで、何人分になるのか。条件はどのような条件で、無償化だけ軽減、今お話ししていただいたのかな。悪い、ちょっとよく聞いてなかった。もう一度お願いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

冷静なというのは、いろんな内容の事業によってもあれなのですけれども、備品といたしましては子育て支援の広場に絵本を置いたり、そこでマットの上で寝そべってくつろいだりということができるようということで、本棚ですとか、そのマットで使うそういったものを備品として購入しようと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長 村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

対象となるのは全ての方ではなくて、世帯収入が360万円以下の方のご世帯となります。まず、給食の無償化には該当しないです。主食分は実費でお支払いいただきますので、おかずの副食部分について、例えば今の嵐山幼稚園が月額4,200円という中ですと、恐らく副食は満額というか全額対象になるという形になると思うのですが、世帯の所得がございまして、今回補正予算で上げさせていただいているのは、私立の幼稚園で現在28名町外の幼稚園通っていらっしゃる方いらっしゃいますけれども、その中で10名を算定して見ております。嵐山幼稚園、現在77名の園児がおりますけれども、そのうち20名を見込んで今回補正予算を上げさせていただいております。実際には、嵐山の幼稚園の場合は、副食費はこの4,500円までいきませんので、その辺の

金額をどういう割合で出すかというのは、これから要綱等で定めていく形になるのですけれども、副食に関しては世帯収入360万円未満の方に関しては、全てこの補助金のほうで該当すると。ただ、主食の分については、パンとか御飯については実費をいただくという形になると思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 1点だけ。

24、25ページ、賦課税収の事業で、200万円を減額してでも航空写真撮影ができた、至った経緯を教えてくださいと思います。

○佐久間孝光議長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、まだ契約等はしてございません。今回当初では航空機、いわゆるセスナ機を飛ばしまして、空中写真を撮る予定でございました。その後、いろいろ検討した結果、人工衛星による衛星画像、こちらの利用について検討いたしました。その結果、活用はもとより費用面でも抑えられるということが検討結果からわかりまして、その分を減額しているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 飛行機を飛ばすとなると、広域でやったりすると思うのですけれども、衛星データを使うとなると、嵐山町単独でもできるということなんでしょうか。そして、これからもこれはうまく使えるということなんでしょうか、ちょっとその点。

○佐久間孝光議長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、広域で飛ばすものと単独で飛ばすという方法がございます。広域のほうが費用的には若干安く抑えられるというものがあります。しかしながら、今回検討した衛星データの関係ですと、経済産業省が平成29年にビッグデータ時代の新たな衛星データ利用ということで検討しているところでございます。ここには、政府系衛星データのオープン&フリー化ということで検討結果が出てございます

けれども、将来的には費用が今より抑えられる可能性があるということで、今後は衛星データの画像を使っていく方向になるかと思えます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第3番、大野敏行議員。

○3番（大野敏行議員） 本来であれば、これは毎年しなければいけない事業であるかなとも思うのですけれども、今は毎年ではないかなと思います。より安いこういう衛星データを使った事業に切りかえていけるということ、これはやっぱりお金を幾らでも安くするというので、いい勉強をされているのかなというふうに思いました。これからも、それはそういうふうに切りかえていければということをお願いしたいと思います。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、1点、すみません、質問させていただきます。

33ページになりますけれども、中段ですが、地域の生活道路の整備というものがあまして、165号の越畑の全長なのかよくわかりませんが、41メートルだということですから、まずこれは全長でしょうかということをお聞きします。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

生活道路整備事業の工事請負費以下でございますけれども、今議会に提案説明させていただく町道認定に関するものでございまして、越畑306号線の整備を行うものでございます。41メートルといたしますけれども、実際40.2メートルということで提案させていただいております。それにつきまして土地買収をして工事を行うというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） おおむねわかりましたけれども、こちらにつきましてはあれでしょうか。工事の請負というふうなものがありますが、63万3,000円ですけれども、内容的にはどのようなもの、あるいは土地購入というものは評価というものもあると思いますけれども、どのような内容でしょうか、それからすみません、どのくらいの平米数でしょうか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

これにつきましては、地域の要望がございまして、県道の越畑165号線を今年度整備するのですけれども、それに伴いまして緊急車両を通らせていただきたいという地域の要望がございました。議案説明を行いましたけれども、165号線の整備を行うに当たって地元説明会を行ったところ、緊急車両の通行がどうしても必要だというふうに要望を受けまして、今ならこの附帯設備を行えば安価にできるという、そういうふうな内容でございますので、今回砂利敷きで行わせていただきたいというふうに考えております。土地につきましては、田んぼでございますので、田んぼの単価でございます。平米数につきましては、257メートルを予定しているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 同じ33ページなのですが、この1—3号線、これだけ大きな金額が減額になるのですが、恐らく国の補助金が確保できなかったということのようですが、これ大分期間がたっています。まだ残りの区間もあるわけなのですが、見通し的にはどのくらい延びてしまうのですか。この金額というのは、今年度予定していた事業の何%くらいになるのですか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 こちらにつきましては、国の内示額が大変厳しく、要求した額の26.7%程度しか内示が来なかった関係で、今回減額補正をさせていただきました。国の要望をさせていただいて、加えて当初要求させていただいたのは、280メートルの整備をするという予定でございましたけれども、今回内示が減りましたので、40メートルの整備しかできないという状況になっております。また、内示についてはいろいろ要望を出して、早期に工事が施工できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 当初始めたころは、こんなに時間がかかるとは思わなかった改良事業ですよ。それだけ国がこの道路整備には金を出せなくなってきているとい

う、災害が起こったりなんかしていますから、そういうのもあるのかなと思うのですが、そうしますと当初予定していた280メートルが40メートルだと。そうすると、これあと残りはどのくらいの長さになりますか。

○佐久間孝光議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 280メートルは全線でしたので、残りは240メートルということでございます。内示につきましては、やはり国においても優先順位がございまして、重点事項というのが国の補助金の中でもありまして、こちらについては通常の道路整備事業として位置づけられていて、内示が少なくなっております。逆に、橋りょう点検等は結構高目の内示が出ているところでございますので、今後も引き続き要望等を行って、内示がとれるように努めてまいりたいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 状況はわかりました。ただ、早期に改良ができるように鋭意努力をいただきたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

◎議案第41号の修正案の提出

○佐久間孝光議長 議案第41号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外1名から修正動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、修正案の説明をいたします。

上から7枚目、下から7枚目、ちょうどおもしろいところにあったなと思うのですが、修正案に対する説明の参考資料があります。下からも上からも7枚目にな

ります。修正する内容というのは、1の民生費ですけれども、民生費の新規事業として、高校生等医療費給付事業ですけれども、これは滑川町、越生町、寄居町の3町の29年度の実績で、1人当たり1万8,244円が高校生等の15歳から18歳の医療費になります。それを嵐山町に計算しますと、大体820万9,800円となります。2月1日から交付するとして、ちょうど2カ月分ですので、136万8,300円となりますので、136万8,000円をこの中に加えていくというものです。

次は衛生費になるのですが、衛生費は新規事業として、廃棄物減量等推進審議会運営事業というものをやります。費用弁償と旅費で15人分を4回で36万円の増になります。

それから、衛生費のもう一つですけれども、埼玉中部資源循環組合嵐山町負担分ですが、これ2,621万円を今年度負担しているわけなのですけれども、そのうちの総務費分だけを残して、あと減額にします。これは、解散までの議会費と総務費を嵐山町の負担割合、今年度の部分ですよ、負担割合を6.6%で算出した金額が356万6,000円となって、減額分が2,264万4,000円となります。

次に、教育費なのですけれども、教育費は新規事業として、地域の学習支援検討委員会事業というものを立ち上げます。地域の学習支援検討委員会の設置として、10人で24万円という形になります。4回分になります。

そして、新規事業として、小中学校学習支援事業として、半年分で計算しておりますので、これからですので、小学生5,500円、中学生1万1,000円で計算いたしまして、844万3,000円を増とします。

また、新規事業といたしまして、学校給食費第3子補助事業として157万9,000円、これは11月から補助事業として出すということです。これは、小学生4,000円が66人分、それから中学生4,700円が11人分で、合計しますと157万9,000円という形になります。

そして、もう一つ、各小中学校の教育振興事業ですけれども、修学旅行費の一部の補助金を交付します。それは330万5,000円になりますが、小学校1人当たり5,000円、中学校1人当たり2万円としますと、小学校で56万5,000円、中学校で274万円となり、新規、教育振興事業費は330万5,000円となります。

細かい説明というのはこれで終わりにしたいと思うのですけれども、説明書の1ページになりますけれども、そこに歳入歳出補正予算事項別明細書というのがあります。

総括中の3款民生費を、補正前の額が19億3,626万9,000円に対して136万8,000円を増額しますので、補正額は原案が19億5,375万3,000円を、修正の額を19億5,512万1,000円とします。

そして、衛生費ですけれども、衛生費を補正前の額が5億5,108万6,000円なのですが、それに2,228万4,000円を増額します。そして、合計額が原案5億5,259万6,000円を、修正後の額を5億3,031万2,000円とします。

教育費なのですけれども、総括中の10款教育費を、原案が5億5,629万8,000円を1,356万7,000円増額して、補正後の額が原案5億5,348万7,000円を、修正後の額を5億6,705万4,000円とします。

そして、予備費ですけれども、1,569万2,000円ですが、補正額を734万9,000円増額して、原案2,868万9,000円を、修正後の額を3,603万8,000円とするのが説明書の修正になります。

修正案に行きますけれども、最初のページから2枚目ですけれども、民生費のうちの2項児童福祉費8億3,162万円に対して、補正額を976万4,000円にし、児童福祉費の総額を8億4,082万6,000円とします。民生費自体は19億3,626万9,000円、補正額を1,885万2,000円として、補正後の額を19億5,512万1,000円とします。

次に、4款の衛生費ですが、1項の保健衛生費ですけれども、これが補正前の額2億3,553万3,000円を、補正額を187万円とし、修正後の額2億3,704万3,000円を2億3,740万3,000円とします。

そして、清掃費ですけれども、補正前の額3億1,555万3,000円を、補正額を2,264万4,000円減額し、補正後の額3億1,555万3,000円を、修正後の額を2億9,290万9,000円とします。

10款の教育費ですけれども、1項の教育総務費、補正前の額が1億7,010万円ですが、補正額を1,069万5,000円とし、補正後の額が1億7,053万3,000円なのですが、修正後の額を1億8,079万5,000円とします。

2項の小学校費ですが、これは補正前の額が6,105万円なのですが、補正額を92万3,000円とし、補正後の額6,140万8,000円を、修正後の額を6,197万3,000円とします。

3項の中学校費ですが、補正前の額が5,227万6,000円ですが、補正額を274万円とし、補正後の額5,227万6,000円を、修正後の額を5,501万6,000円とします。

そして、予備費ですが、補正前の額が1,569万2,000円を、補正額を2,034万6,000円

としますので、補正後の額2,868万9,000円を、修正後の補正額を3,603万8,000円とします。

歳出合計は、補正前、修正後の額は同じ金額になりますので、こういった形で修正案を提案いたします。

○佐久間孝光議長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外1名から提出されました修正案に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第41号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「継続してそのままやっていく
ことを提案します」「賛成」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 今そのような動議が出されましたけれども、お諮りいたします。

このまま続けるということに賛成の方の挙手をお願いします。いませんか。続けることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時54分)

令和元年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

9月4日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第42号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議定について
- 日程第 2 議案第43号 令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議定について
- 日程第 3 議案第44号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議定について
- 日程第 4 議案第45号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議定について
- 日程第 5 議案第46号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）
議定について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
柳下和之	技監
青木務	参事兼総務課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第3回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

次に、9月13日に審議を予定しております認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの決算6議案につきまして、討論する議員は9月11日の午後5時までに議長に届けてください。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第1、議案第42号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第42号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,900万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を23億6,530万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

〔高橋喜代美町民課長登壇〕

○高橋喜代美町民課長 議案第42号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の54、55ページをごらんください。2、歳入でございますが、7款繰越金は、1項1目療養給付費交付金繰越金を平成30年度保険給付費等交付金の精算による返還額の確定により1,374万3,000円増額し、補正後の額を1,374万4,000円とし、2目その他繰越金の前年度繰越金を平成30年度決算の確定により4,526万円増額し、補正後の額を4,526万1,000円とするものです。

続きまして、56、57ページをごらんください。3、歳出でございますが、7款基金積立金、1項1目国民健康保険財政調整基金積立金4,526万円を新たに基金に積み立てるものとし、基金の合計を1億6,157万1,867円とするものであります。

次に、9款諸支出金、1項6目保険給付費等交付金償還金1,374万3,000円は、平成30年度の保険給付費等交付金、普通交付金について、支払い実績により額が確定し、国保財政主体である埼玉県に返還するため増額補正するものです。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第2、議案第43号 令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第43号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,879万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

〔高橋喜代美町民課長登壇〕

○高橋喜代美町民課長 議案第43号 令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の68、69ページをごらんください。2、歳入でございますが、5款繰越金は、平成30年度決算により前年度の繰越額が確定したことに伴いまして319万9,000円増額し、補正後の額を369万9,000円とさせていただきます。

次に、70、71ページをごらんください。3、歳出でございますが、4款予備費を319万9,000円増額し、補正後の額を370万4,000円とさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号 令和元年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第3、議案第44号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第44号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,491万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億7,631万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

[山下次男長寿生きがい課長登壇]

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第44号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定についての細部についてご説明をいたします。

補正予算書の82、83ページをお開きください。2の歳入ですが、1款保険料については、低所得者の保険料軽減によるもの及び被保険者見込み数の減により1節の特別徴収保険料を2,494万3,000円、2節の普通徴収保険料を366万5,000円、合わせて2,860万8,000円減額し、補正後の額を3億1,129万2,000円とするものでございます。

次に、6款繰入金、1項5目低所得者介護保険料軽減繰入金ですが、低所得者の保険料軽減強化が図られることに伴い、軽減した保険料分を一般会計から繰り入れるた

め602万円増額し、補正後の額を805万8,000円とするものです。

なお、負担割合につきましては、国2分の1、県と町が4分の1でございます。

次に、7款繰越金については、前年度決算における剰余金が確定したため3,750万1,000円を増額し、補正後の額を3,750万2,000円とするものでございます。

84、85ページをお開きください。3の歳出ですが、5款諸支出金、1項2目償還金1,356万2,000円については、平成30年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び介護給付費交付金の確定に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金を補正するものでございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金135万6,000円については、平成30年度の一般会計繰入金の確定に伴い、精算金分を補正するものでございます。

最後に、6款予備費については5,000円を減額し、補正後の額を107万5,000円とするものでございます。

以上、議案第44号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 82ページと83ページでございますけれども、ただいまの細部説明で2,494万3,000円の保険料の減額があったという中で、被保険者も減少したという説明がございました。できましたら、この保険料の軽減にあずかった対象者の数、それから被保険者が減少するという数については当然出ていると思いますので、それについてお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、所得段階の1段階から3段階までの保険料の軽減の人数でございますが、1段階につきましては特別徴収として603人、それから普通徴収で153人、それから第2段階が特別徴収が352人、普通徴収が21人、それから第3段階が特別徴収が307人、それから普通徴収が17人でございます。

それから、被保険者数の減につきましてですが、こちらにつきましては第1段階から第9段階までの全段階で申し上げさせていただきますが、当初の見込みでございますと、特別徴収が5,494人と見込んでおりましたが、今回5,116人ということで、378人の減でございます。それから、普通徴収が当初686人と見込んでおりましたが、今回

619人ということで、67人の減でございます。合わせて445人の減ということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 随分の方がこの軽減にあずかっているなと思いました。私の介護保険の感覚なのですけれども、いわゆる40歳から64歳かな、そういう対象になると思うのですけれども、これだけの被保険者の数が減ということは、後期高齢者に移るのは75歳か、そういった保険者数の減というのは、これかなり大きいと思うのですけれども、その要因というものは、どのように担当課としては捉えていらっしゃるのですか。

○佐久間孝光議長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

ただいま40歳以上というようなことでちょっとありましたけれども、介護保険のほうは40歳以上が対象となるわけですが、こちらのほうの保険料につきましては、第1号被保険者分ということで65歳以上の被保険者の方の保険料と。40歳から64歳の方の保険料といたしますか、それにつきましては社会保険ですとか、そういった医療保険のほうから引かれておりますので、こちらのほうには含まれていないということでございます。

それから、この人数の減なのですが、大変申しわけございませんが、当初予算の積算に当たりまして、ちょっと見込み数の積算が、間違いではないのですけれども、ちょっと甘かったということで、このような減になってしまいました。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定

についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第4、議案第45号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第45号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ521万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,666万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

[山下隆志上下水道課長登壇]

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第45号につきまして細部説明を申し上げます。

補正予算書の96、97ページをお願いいたします。最初に、歳入でございます。第2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料の増額は、算定見込み額の増加に伴いまして521万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、98、99ページをお願いいたします。歳出でございます。第1款公共下水道費、1項1目一般管理費の補正及び2項1目建設事業費の補正は、それぞれ額の確定に伴いまして減額をするものでございます。また、2項2目維持管理費594万円の補正は、マンホールポンプ等の修繕のため増額補正をするものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 99ページの今のマンホールポンプなのですが、これは川袋橋の件のマンホールポンプを修繕することなののでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

今回お願いいたしました修繕に関しましては、議員さんおっしゃいますように花見台ナンバー4のポンプ2台の現場修繕、それと花見台ナンバー5のポンプ場がございます。こちらのポンプに関しましては、この後花見台工業団地内の1者が暮れから工場の新設工事に入る予定になっております。それにあわせて、ナンバー5のポンプ2台の現場修繕とあわせて、修繕として上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。ナンバー4というのが川袋橋のところですね。ナンバー5というのは、もう傷んでいるということなのですか。傷んでいるので、修繕をさせてほしいと。決算のほうにマンホールポンプの点検をしている費用がありましたよね。その点検の中で、このポンプは傷んでいると。新設している工場があるので、これではもうだめなので、修繕させてもらいたいと、そういうことなのですか。ナンバー5の場所と、その理由をちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

最初に、花見台のナンバー4のポンプでございますけれども、こちらに関しましては議員さんおっしゃいますように、今回昨日の議案でも上げさせていただいた川袋橋付近に設置をしておりますポンプ2台の修繕でございまして、ご説明の中でも申し上げましたように、砂を吸い出してという状況でございました。これによりまして、そのまま動かしますと、またポンプ自体を傷めてしまう可能性がございますので、現場で修繕を行った後に稼働させたいというものでございます。

それと、ナンバー5のポンプでございますけれども、こちらにつきましては平成18年に新設をしております。場所につきましては、花見台の工業団地の一番大きい調整池がございますけれども、その調整池の道路を挟んで反対側に設置をしております。こ

れを18年にしておりますけれども、当該敷地がかなり空き地のままで年数が経過しております。ここの土地を数年前に隣接している工場が買い取りをいたしまして、3つ目の工場を建てるという計画でございました。既に2つ目の工場は稼働しておりますけれども、3つ目の工場の建設に着手をするというお話をいただきまして、それが12月に入ってからというお話を現在いただいております。このポンプも既に13年が経過しておりますので、現場での修繕を行った後に稼働をしたいという内容でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 98ページと99ページの生活排水の処理施設整備構想が策定されたことによりまして、35万2,000円が減額されております。そうすると、この策定に係る経費は幾らになったのかということと、この構想そのものはどのような構想がこれによって策定されたのでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

ご質問の生活排水処理施設整備の構想でございますけれども、こちらにつきましては繰り越しをさせていただきまして、現在でも業務のほうを行っている状況でございますけれども、契約額のほうが確定をいたしまして、今回残額のほうを落とさせていただくという内容でございます。金額に関しましては528万円でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、35万2,000円の減額があつて、業務の内容が528万円と決定したわけですね。それで、この整備構想というのは、大まかなことで結構ですけれども、どのようなところに、市街化に係るだとか、嵐山町全域に係るのかとか、そういった内容についてはある程度説明いただけるのでしょうか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 大変失礼をいたしました。整備構想の内容でございますけれども、こちらにつきましては既に過年度から公共下水道の資産等の洗い出しを行っております、法適化に向けた業務を今行っている状況でございます、来年度、令和2年度から公共下水道事業が企業会計でのスタートを切るという準備でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、この生活排水処理施設整備構想というのは、公共下水道の法適化に係るものだという理解でよろしいですか。

○佐久間孝光議長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

業務の内容に関してですけれども、法適化を含めまして、現在嵐山町が行っております浄化槽、あるいは公共下水道を含めた整備計画の見直しを含めまして行っているものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第45号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第5、議案第46号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第46号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益に38万9,000円を追加し、総額を5億3,374万8,000円とし、事業費用に314万6,000円を追加し、総額を4億9,014万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出に4万9,000円を追加し、総額を2億4,989万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第46号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の113ページをお願いいたします。最初に、収益的収入及び支出の収入につきまして、1款3項1目その他特別利益、第1節貸倒引当金戻入は、再計算をした結果、引き当て残高が多く、特別利益として戻入するものでございます。

支出につきまして、1款1項1目原水及び浄水費から3目総係費までの各項目におきまして、4月1日付人事異動に伴う給与、手当等の人件費関係の補正を行うものでございます。

114ページをお願いいたします。次に、3目総係費の19節退職給付金でございます。令和元年度当初予算におきまして退職給付金の見込み額を計上しておりましたが、元年度に入りまして再計算をした結果、当初予算との差額につきまして増額をお願いするものでございます。

また、貸倒引当金繰入額ですが、未収金の収納が済みまして、再計算をした結果、当初予算との差額につきまして減額をするものでございます。

次に、2項3目消費税及び地方消費税でございますが、仮受消費税が仮払消費税より額が多いことが判明したため増額補正を行いまして、補正の後の額を114万2,000円とさせていただきます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的支出のうち1款1項1目事務費4万9,000円の増額は、4月1日付人事異動に伴う補正を行うものでございます。

以降、107ページにありますキャッシュフロー計算書及び108ページの給与費明細書、そして110、111ページの水道事業予定貸借対照表のご説明に関しましては省略をさせていただきます。

以上で細部説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○佐久間孝光議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月5日、6日、7日、8日、9日、10日、11日及び12日を休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月5日、6日、7日、8日、9日、10日、11日及び12日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時38分)

令和元年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

9月13日（金）午前10時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 8 議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）
- 日程第 9 議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）
- 日程第10 議案第50号 町道路線を認定することについて（公共工事）
- 日程第11 発議第18号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について
- 日程第12 発委第 1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について
追加
- 日程第13 発議第19号 東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第20号 公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第21号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第22号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議

- 日程第 17 発議第 23 号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議
- 日程第 18 発議第 24 号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める
意見書の提出について
- 日程第 19 発議第 25 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の
提出について
- 日程第 20 発議第 26 号 定数崩しを改め正規教員の雇用を求める意見書の提出につ
いて

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
柳下和之技監	
青木務	参事兼総務課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務
堀	江	國	明	代表監査委員
島	山	美	幸	監 査 委 員

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第3回嵐山町議会定例会第17日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定6件並びに議案第47号の審査報告が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）、議案第50号 町道路線を認定することについて（公共工事）、以上3件の審査報告が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日渋谷登美子議員外1名より、発議第18号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についての件に対し、修正の動議が本職宛てに提出されました。

お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第19号 東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める意見書の提出について、発議第20号 公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出について、発議第21号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について、発議第22号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議、発議第23号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議、発議第24号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の提出について、発議第25号 高齢者の安全運転支援と移動手手段の確保を求める意見書の提出について及び発議第26号 定数崩しを改め正規教員の雇用を求める意見書の提出について、以上8件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案8件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 佐久間孝光議長 日程第1、認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

森決算審査特別委員長。

〔森 一人決算審査特別委員長登壇〕

- 森 一人決算審査特別委員長 それでは、決算審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。

令和元年9月13日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

決算審査特別委員長 森 一 人

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。審査の結果、認定すべきもの。

決算審査特別委員会報告書

令和元年9月13日

決算審査特別委員長 森 一人

1、付託議案名

認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

2、審査経過及び結果について

8月28日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を、9月6日、9日及び10日の3日間にわたり審査いたしました。

(1) 9月6日の委員会について

11人の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、「平成30年度決算事業現地調査」を行いました。

初めに、健康増進センター改修工事について、センター内において、前田子育て支援課長より説明を受けました。次に、水位表示板設置工事について、現地において伊藤まちづくり整備課長より説明を受けました。最後に、第1浄水場ナンバー1送水電動弁及び第2浄水場電灯分電盤更新工事と第1浄水場ナンバー2、ナンバー3送水電動弁等更新工事について、現地において山下上下水道課長より説明を受け、全ての現地調査を終了しました。

現地調査終了後、午後1時30分より、審査を行いました。審査に当たり、12人の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課及び町民課の順で質疑を行いました。主な質疑は、次のとおりでありました。

税務課では、差し押さえ件数の内容と、その処理の流れはどのように行っているかとの質疑に対し、預金差し押さえ91件、所得税還付金差し押さえ23件、給与差し押さえ11件、生命保険差し押さえ4件、出資金差し押さえ2件、売掛金差し押さえ2件、年金差し押さえ1件、賃料差し押さえ1件、差し押さえ残余金1件で、計136件。処理の流れについては、最初に督促状、催告通知を送付し、それでも反応がなかったり、納付がなかった方については財産調査を行い、それに基づき、差し押さえ調書を作成

の上、近場であれば出向いての差し押さえ、あるいは郵送でも可能であるとの答弁でした。

総務課・会計課では、町債について、借り入れの年月日や契約内容が同じようなもので、利率が違っているものがあるとの質疑があり、財政融資資金並びに埼玉県貸付金以外の起債については、民間資金として金融機関を指名して入札方式によって借り入れ先を決定している。事業が全て完了した後に、起債額を確定した上で金融機関に通知し、入札決定しているという答弁でした。

地域支援課では、子育て世帯等転入奨励事業で申請があった17件の内容、また、どちらから転居してこられたかとの質疑に対し、大人34人、15歳以下が25人の計59人。入った地域は菅谷5世帯、川島1世帯、志賀3世帯、古里2世帯、むさし台2世帯、平沢・勝田・越畑・大蔵が各1世帯。どこから来られたのかとの質疑には県外2世帯で神奈川県・千葉県、県内15世帯で小川町・滑川町・東松山市・川島町・ときがわ町・鴻巣市・川越市・坂戸市・日高市であるとの答弁でした。

町民課では、後期高齢者医療保険事業内の人間ドック委託に申請した人数と、その申請者全員が受診したのかとの質疑に、88人が申請し、全ての方が受診したとの答弁がありました。

(2) 9月9日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに審査することとし、子育て支援課、健康いきいき課、長寿生きがい課、環境課・上下水道課、農政課、企業支援課及びまちづくり整備課の順で質疑を行いました。主な質疑は、次のとおりでありました。

子育て支援課では、母子保健事業内の委託料、妊産婦外出支援タクシー実施委託について、実利用者はどれくらいなのかとの質疑に対し、有効期限2年間のタクシー券を配布させていただいたのが198人で、その内に1度でも利用したことがある方が47人であるとの答弁でした。

健康いきいき課では、基本健康診査を受けた方が対象者138人の内25人とあるが、平成30年度において生活保護を受けている方は全体で何人いるのかとの質疑に対し、生活保護者数は平成31年3月末で福祉事務所から報告を受けている人数は232人であるという答弁でした。

長寿生きがい課では、シルバー人材センターについて、草刈り仕事を依頼しても、

4カ月も待たされるという話を聞くが、草刈りを行うシルバー会員数は減少傾向なのかとの質疑に対し、平成30年3月時点で31人の体制であったが、平成31年3月時点においては19人であり、減少傾向であるとの答弁でした。

環境課・上下水道課では、不法投棄物処理事業について、年々金額が上がっていく印象を受けるが、平成30年度はどのような状況であったのかとの質疑に、毎月1回、回収を行うが、將軍沢から笛吹峠にかけて、また鎌形野球場から鳩山町に抜ける道路に不法投棄が多くあり、空き缶、廃プラ、家電、タイヤなどが捨てられているとの答弁でした。

農政課では、千年の苑ラベンダー園において、苗の植えかえは何株で、どのくらい費用がかかったのかという質疑に対し、植えかえと新規の植えつけにおいて、苗は1万5,860株、新規の植えつけ費用として2ヘクタールで約200万円、枯れて補植をした部分については、通常の畑管理の中で賄っているため、除草等の圃場管理の一部として補植作業をしていただいたという答弁でした。

企業支援課では、観光施設等管理事業内のふるさと歩道案内板設置等報償についての内容はとの質疑に対し、県が約20年前に設置した看板管理の委譲が数件あり、民地に建てられている分の報償と古里地区に町で植えた桜並木があり、古里の団体が年に2回ほど、草刈り等をしていただいている分の報償費を合わせた金額であるとの答弁でした。

まちづくり整備課では、武蔵嵐山駅西口地区整備事業内の駅西地区土地購入の面積と物件補償費は何人分を見たものなのかという質疑に、繰り越し予算上の面積については1,459平米で、物件補償の地権者は3人であるとの答弁でした。

(3) 9月10日の委員会について

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに審査することとし、教育委員会事務局についての質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

奨学資金貸付委員会運営事業において、貸し付けは平成30年度に何件あったのか、また返済についてはどのような状況かとの質疑に、平成30年度の貸し付けについては2件、また平成30年度までの貸し付け決定者は延べ35人。当初の返還計画の見直しをした長期の返還計画で、月々低額で納めている方が平成30年度末において3人いたという答弁でした。

現地調査並びに全課局の審議が終了し、その後全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び、監査委員の出席のもと、歳入歳出を含めた総括的質疑を、渋谷登美子委員、川口浩史委員、清水正之委員、青柳賢治委員、吉本秀二委員の5人が順次行いました。概要は、次のとおりでありました。

埼玉中部資源循環組合において、平成30年度末の基金残高、総務費・人件費、平成30年度末の事業費総額、国・県補助金額の総額について、組合全体と嵐山町負担分は、それぞれどのくらいになっているかとの質疑に、平成30年度末の基金残高は8億6,291万589円で、それに6.6%を乗じた額を町負担分として5,695万2,098円。総務費・人件費が4億1,140万9,481円で、それに同じく6.6%を乗じた額を町負担分として2,715万3,025円。平成30年度末の事業費総額は11億3,102万1,456円、同じく6.6%を乗じた額を町負担分として7,464万7,416円である。国・県補助金については、国の循環型社会形成推進交付金、補助率3分の1を平成28年度に1,197万3,000円、平成29年度に1,944万8,000円、平成30年度に115万3,000円の交付をそれぞれ受けており、県の循環型社会づくり推進事業補助金、補助率2分の1を平成27年度に205万2,000円の交付を受けているとの答弁でした。

小4、中1の壁は学習支援教室で克服できているのかという質疑に対し、小学校3、4年生については「10歳の壁、9歳の壁」と言われる時期であり、具体的な事象から抽象的な事柄へと学習内容も変わるときであり、学習支援教室はその克服に役立っているものと考えます。また、中学生に対しても、進路対策の一環として中学3年生を対象として実施しており、参加していた生徒たちはそれぞれ思い描いた希望の高校に進学している。中1の壁、いわゆる中1ギャップについても、小中学校連携・一貫教育として中学校の教員が小学校に出向き授業等を行うなどの事業も実施しており、子どもたちもスムーズに中学校生活に順応しているものと考えるとの答弁でした。

一般会計における収入未済の経緯と不用額の対応についてはという質疑に、収納状況の確認を怠ったことにより、出納整理期間内に収納がかなわなかった、今後はこのようなことがないようにしていく。また不用額の対応については、補正予算編成に当たり、事業の完了等により執行が見込まれない予算については必ず減額補正を行うように通知しており、限られた財源の有効活用に努めていくとの答弁でした。

企業誘致事業の効果と改善についてはどのように考えるかとの質疑に対し、花見台工業団地については固定資産税と法人町民税を合わせると年約5億円の税収があり、

企業立地を始めてから約20年がたつが、約100億円の収入効果があった。また、雇用についても平成25年度の花見台工業団地会員企業へのアンケート結果では花見台工業団地で働いている方が2,953人おり内466人が嵐山町民であり、新たな雇用が発生しており大きな効果があると考えます。改善については、企業誘致事業を進めている中においてさまざまな業種の立地相談を受けているが、改善を求められた内容はないという答弁でした。

ふるさと納税については、多くの自治体が期待を持って取り組んでおり、現状において成功している自治体と苦しんでいる自治体に二分されていると思う。嵐山町においては決算を見ても苦しんでいる自治体の一つであると思うし、財源増ではなく減であると考えますが、平成30年度における町外にふるさと納税をした人数とその金額、及び控除額がどれくらいだったのかという質疑に対し、人数にして302人、額にして約2,100万円、町民税の控除額で見ると約1,000万円となる。控除額分については交付税の算定上、基準財政収入額で75%見られ、実際に町でいただいたふるさと納税と町外に出た分、返礼品に要した経費を相対で見ると約130万円のマイナスになるという答弁でした。

(4) 審査の結果について

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、「賛成多数」により「認定すべきもの」と決しました。

以上、認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果について報告を終わります。

○佐久間孝光議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、4名の議員から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第9番、川口浩史議員。

[9番 川口浩史議員登壇]

○9番(川口浩史議員) 私は、日本共産党を代表して2018年度一般会計決算に反対の討論をいたします。

初めに、千年の苑の事業はうまくいくのか不安を抱かせています。その一番の不安は、ラベンダーが枯れるという本質的なものです。果たしてこれが改善されるのか見ていきたいと思います。

さて、反対の第1は、埼玉中部資源循環組合についてです。埼玉中部資源循環組合が解散に向け協議をしていくということですが、和解をほごにして建設しようとした自体問題であり、解散は当然です。和解をほごにして進めてきたことが人倫にもとる行為であり、これを進めてきた岩澤町長とこれに賛成をしてきた議員には、猛省を求めるものです。今後は、和解、協定、覚書など、約束ごとがある場合は守ることを求めたいと思います。

次に、駅西に大型バスが入れるロータリーをつくることです。総額は約14億円、高額なため、わずかな福祉を削り、こちらに回すということもしています。重度身障者の入院給食費280万円を廃止するという弱い立場の人の福祉を削り、この大型公共事業に回しています。福祉が削られ、その分を公共事業に回すという典型例です。そして、この事業はロータリーの渋滞状況や住民の要望など、必要性があって進める工事ではありません。そこに深い根があると言わざるを得ません。要望があろうがなかろうが、必要性があろうがなかろうが、公共事業を行うという自民党流の開発優先がここにあるわけです。このようなことをしていたら、夕張の二の舞になるということを申し上げます。

また、駅前の商店には、珍しく子どもたちが集まってきました。子どもたちが自然に集まる場所など、今どきありません。そんな子どもたちが楽しみにしている場所を奪うなんて、無慈悲としか言いようがありません。子どもは宝だと言いながら、開発のためなら借金もするし、子どもたちの貴重な場所も取り上げる、このような事業はやめるべきだと強く申し上げます。

次に、学習支援事業についてです。新年度の事業費は274万2,471円です。この事業の効果は、9歳、10歳の壁と言われることへの学習習慣、基礎学力をつけること、また高校入試を控えた中学3年生の進路の実現だということです。本当にそのために始めた事業なのかです。大体こういう事業を始める際、嵐山町の教員が特別な対策を求めていたのかですが、そのような話は一向に聞いたことがありません。文部科学省は、ペーパーテストである学力テストには、おのずとはかれる学力に限界があります。はかれるのは学力の一部にすぎないと言っていて、その子が持つ物事をとことん追求す

のような能力といったことははかることができませんと指摘しています。

ところが、点数でしか子どもたちを見ない学力テストで、順位が上がったと町長や教育長は喜ぶのでしょうか、そんな呪縛から解き放たれることは必要です。わからないよりわかったほうがいいという答弁がありました。これは逆を言うと、学校での授業にはわからないことがいっぱいあるということです。学校での授業はわからないことを放置して、あとは塾で学んでくださいというのは、本末転倒なことです。教育長は全ての子どもに責任を負っているのですから、学校での授業を突き詰めるべきだと申し上げます。

次に、企業奨励金です。4社合わせて2,337万5,000円です。企業名の公表をしていますが、町民の税金を使っている以上、公表は当然です。社会的に許されないことをしている企業かどうか、検証のしようがありません。公表もできないというものを認めることはできません。

最後に、同和問題です。部落解放同盟への補助金が45万円から40万円に下がったことは評価しながらも、そもそもこの補助金が必要かと考えると、必要ではありません。国において法律ができたからといって、同和問題というのは皆無です。実情に合わせ、全ての同和事業を廃止することを求めます。

以上、指摘した点が改善されることを願って、反対討論を終わります。

○佐久間孝光議長 次に、賛成討論を行います。

第3番、大野敏行議員。

〔3番 大野敏行議員登壇〕

○3番（大野敏行議員） 平成30年度決算に賛成をいたします。

岩澤町長に職員の働き状況について、しっかりと仕事をされていますかとお尋ねしたことがございます。当町の職員は120%、いや200%の仕事をいただいていると思っている。頭の下がる思いですとの返事が返ってまいりました。町三役と執行部は、いかに一つになっているかというゆえんであると思います。

町は、町民により多くの福祉の向上を享受する思いで、自主財源をより多くしたいとの活動をしております。収入に占める町税の割合は、45%の28億4,400万円です。個人町民税8億5,600万円、徴収率98.9%、法人町民税2億7,200万円、徴収率100%、固定資産税15億3,700万円、徴収率99.5%で、合計額は28億4,400円で98.2%でした。高収入率と思いますが、これに満足せず、担当職員は滞納者のもとへ幾度となく足を

運んでおります。収納率は、平成28年度97.2%、平成29年度98.3%と比較しても、その努力は評価できます。

さて、歳出における事業としては、不当要求相談員を配置し、平成31年1月より40件を超える相談を受けております。町民が1人で悩まず、相談できる相手がいることの安心感と悔やまずに済んでいる状況をいち早くつくり出しております。

広報紙発行事業では、アパート等にも居住する町民全世帯に町の状況、考え方、情報を漏れなく伝えることができるようになりました。一人でも多くの町民が地域活動になじむきっかけになることを望みます。

高齢者外出支援事業では、利用方法の変更と情報を事細かく伝えたことにより、平成29年利用者数8,426人から、平成30年8,695人へと269人の利用者増加となりました。北部地域では6人の増、南部地域では4人の減、中部地域では267人の増と、中心部に集中している状況は変わりありません。このことについては、いま少しの改善を要すると感じております。

家でも学校でもない第三の居場所事業では、30年度でハード面設備が完成いたしました。親と子が専門家に指導を受けながら、気兼ねなしに利用できる施設であります。今後のソフト面の活用が大いに期待されます。

健康増進センター改修事業では、空調のきいたLEDの明るい室内で、安心、安全な子育ての場所となるでしょう。機能訓練室や歯科指導室等も常備しており、子育ての相談にも乗れる場所として、母親にとって心のよりどころとなります。

私たちのライフラインである水道事業において、第1浄水場ナンバー1送水電動弁工事、電気設備工事、ナンバー2、ナンバー3送水チャッキ弁更新工事では、通常の耐用年数15年のところ、28年経過しての更新とのことでありました。このことは、担当職員は常日ごろメンテナンスに十分細やかな気配りを行い、長持ちをされてきたことがうかがえます。まさに経費の無駄遣いをしない心がけのたまものであります。敬意を表します。

嵐山町の始めた共同学校事務事業について、活動内容が全国紙で紹介されて、視察依頼が4カ月間に十数回に上ったとのこと。このことは、少子化に向けてどこの自治体、教育委員会でも関心の深さを感じられます。先進地として、将来の小中高一貫校へのはずみとなるでしょう。しっかりと進めていっていただきたいと思っております。

稼ぐ力の中心となる千年の苑事業については、30年度プレオープンをし、内外より

大変多くの皆さんが嵐山町へ足を運んでいただきました。本州一のラベンダー畑をつくり上げ、嵐山町の一定の場所へ6万人を超える人たちが訪れてくれたことは初めてでありました。千年の苑推進協議会が中心でありましたが、町職員のこの事業にかけの意気込みは目をみはるものでありました。今後は、町民を中心とした民間企業として発展していくことを望みます。

結びに、最少の経費で最大の効果を得るために、日々努力を惜しまない活動を町民の先頭に立って行動をされている岩澤町長以下職員の皆様に敬意と感謝を申し上げ、平成30年度決算認定に賛成を申し上げます。

○佐久間孝光議長 次に、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 13番議員、渋谷登美子です。平成30年度の決算認定に反対します。

稼ぐ町嵐山の政治姿勢には、自治体としての政治哲学の存在が見えません。人口減少だから、人が嵐山町に入ってくるように雇用先をふやす、関係人口をふやすために観光事業を拡大するという理論は、一般的で通り受けがよいのですが、これからの人と自然のあり方、人の精神性が顧みられていないように思えます。稼ぐことだけに終始しているように見られます。

確かに稼ぐことは、人口減少社会で市町村で人を取り合うことで勝つことにはなりません。都民ファースト、市民ファーストが4年前の政治分野での流行語になりました。嵐山町では、町民主役ではなく、町長主役で政策が進むために、町民が望んでいることは行政側の言葉で上手にはぐらかせ、町民主役ではなく町長主役の事業が進んでいると考えます。町長のトップダウンで政治が進み、それに議会が追従する形で政策が展開するため、議会のチェック機能が果たせない状況にあります。稼ぐ町を主体とした政策の方向性の立て方に間違いがあります。稼ぐ町として政策を展開するのならば、これからのまちづくりに必要な事業は、災害防止と自然との共生で循環型経済を構築し、町民が幸せ感のある町にするためにどのように稼ぐかの視点です。この哲学が弱いために、結果として課題解決になっていません。例として7点を挙げます。

1つ目に、埼玉中部資源循環組合の負担金支出があります。平成25年度から始まった負担金支出ですが、本当に嵐山町町民、これからの政策として適切な事業であるか

どうかを議会も行政側も審議することなく開始し、9市町村の職員、県職員、そして予算、国の交付金、県の交付金を使いました。9市町村で決めたことだから進めるというのではなく、本当に必要な事業かどうか、公正であるかどうかを考えるべきでした。私は、町の交付金支出と職員を派遣し、職員にとって決して誇れる仕事ではなかったことを、町民の皆さん、職員の皆さんに申しわけなく思っています。今世界のごみ処理は、焼却ゼロを目指しています。日本の先進自治体では、焼却ゼロのごみ処理で無駄な経費を使わず、循環型社会を構築して利益を得ている市町村もあります。

2つ目に、花見台工業団地拡張工事への町から県への働きかけです。結果として、町負担額が少なく、県費造成となっています。が、嵐山町の空からの写真を見ると、もう既に緑がほとんどなく、墓地、工業団地、道路網、ゴルフ場で造成され尽くしています。新しい写真は見ていないのですが、太陽光発電所も大きな存在として嵐山町の自然を壊しています。このような大地を壊すお金の稼ぎ方は、人間として、生物として不遜です。別のお金の稼ぎ方があります。今は造成工事が国、県の安全基準に適合しているとしても、大災害のときに耐えるには難しく、生物多様性にも反した造成であると考えます。企業誘致を中心とするのではなく、新しい産業を生み出す形で稼ぐ力をつくり出す方向に展開していただきたいと考えます。

3つ目です。千年の苑ラベンダー園です。宣伝効果が大きく、プレオープンにおいて多くの観光客を呼ぶことができました。が、ラベンダーは寒さには強く、暑さには弱いという特性があります。なぜラベンダーなのだろうという疑問はずっとありました。今女性には人気の植物です。その背景には、ラベンダーの香りが人を癒やすことにあります。今後10ヘクタールのラベンダー園を続けるのであるのならば、例えばイングリッシュガーデン、ターシャ・テューダーの庭のような自然を生かした庭、ピーターラビットの作者のピアトリクス・ポターのヒルトップ農場のような癒やし空間を手づくりでつくって広めていくという方法があります。日本では、日本式の庭園は観光地の一つとなっていますが、また造成的なものもそうになっていますが、野生的な自然公園は少なく、人が癒やされる空間をハーブなど自然性を愛する人たちでつくっていくなどの展開で、長期的な展望を持った自然空間を設計することができます。ピアトリクス・ポターのヒルトップ農場は24ヘクタールなので、今はその40%の広さ、ターシャ・テューダーの庭は30万坪なので、その10分の1の広さですが、日本にはこういった庭園は北海道、岐阜県にはありますが、東京近郊にはありません。なぜラベン

ダーが好きな女性が多いかの視点が今なかった、その視点を持つ必要があったのだと考えます。

4つ目に、学童保育の指定管理者移管です。なぜ急いで指定管理者を株式会社シダックスに委託しなければならなかったのか、丁寧に嵐山町で団体を育てていくという姿勢が必要だったと考えます。6年後、学童保育は一つにならざるを得ないので、その点もあわせて、指定管理者に委託するならどういう視点で委託するのか見直しが必要です。

5つ目に、子育て支援は、嵐山町の課題を解決するよりも国の政策依存で、町の課題は何かをプランニングすることが弱いことを指摘します。嵐山町で今考えなくてはいけないことは、働く両親を持った子どもの支援ももちろんですが、保育園に行かない子どもの3歳から5歳の教育をどうするかにかかっています。30年度で本来解決すべきことでしたが、現在も課題解決の方向に向かっていません。

6つ目は、災害に関するインフラの危機管理計画がほとんどできていないことがわかりました。千葉県台風後の惨状を見ますと、災害へのインフラ整備は重要です。これは水道会計になりますが、上水道では給水車40台で対応するのは、どこから水を運んでくるのかわかりません。また、電気系統に何らかの形で不具合があると、水道、給水施設がストップすること、下水道も動かなくなり、町民生活は麻痺状態になります。これは、3.11の東日本大震災で嵐山町でも経験したことです。すっかり忘れていて、そして、災害は忘れたところに起きるのです。このことは肝に銘じておきたいと思います。

7つ目としては、部落解放同盟嵐山支部への補助金交付です。部落差別解消法に向かった施策とは異なっていると考えます。人権政策に対して、政策が偏り過ぎています。

小学校適正化規模の検討会の結果より、本年度新しい計画が示されました。もう少し早く出ていれば、嵐山町は今の政策とは異なるまちづくり計画も可能であっただろうと考えます。学校は地域コミュニティの象徴です。人口急減のまちづくりには、人をふやすことを主にするのではなく、人口が少なくなっても人が幸福感を持って安心して生活できること、防災はまちづくりの基本です。稼ぐ力をつけるのであるならば、稼ぐ力の精神性と哲学が必要です。このことを顧みていただきたく、平成30年度決算の反対討論とします。

○佐久間孝光議長 次に、賛成討論を行います。

第4番、長島邦夫議員。

〔4番 長島邦夫議員登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 指名を受けました4番議員の長島邦夫です。政友会を代表しまして、認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

我が国経済は、近年米国政権の保護主義的な通商政策に端を発する貿易の摩擦、リスクが高まり、海外における政治経済情勢の不確実性により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような国際状況がダイレクトに影響するのが国財政だというふうに思います。そうでなくても、借財は1,000兆円を超え、国は借金減らしの対策として、10月より消費税を10%に引き上げるという方針で着々と準備が進められております。当初は、収入予定5.7兆円の約80%が国の返済に充てられると言われていました。残りをふえ続ける社会保障にと表明していたが、若干方針が変わりまして、借金返済の部分を減らし、幼児教育無償化などにも使う予定となり、全世代型の社会保障の使い道に変化が来ております。

財政健全の指数となる国と地方の基礎的財政収支の黒字化は、2025年に後退をし、借金を将来につけ回していくという構図は変わらないようでございます。このような状況では、交付税措置はますます厳しくなり、緊迫した中、嵐山町の平成30年度の歳入決算額は63億3,618万8,379円、自主財源は36億6,488万3,890円、前年に比べて1,062万円の増であります。構成割合は、前年に比べ2.4%の57.8%になりました。逆に、依存財源は26億7,193万4,489円、構成割合は前年比2.4%の減、42.2%となり、自主財源がふえることは喜ばしいことでございますが、財政運営は守られないということとなります。そうであっても、町は町民の福祉の向上、人口減対策、町活性化に取り組み、着実に成果は出ている、稼ぐ力も増していると評価はしております。

それでは、私の評価する部分を何点か申し上げます。まず、広報紙の発行事業であります。町民にくまなく広報する、単純で当然のことではありますが、昨今の住民の形態は地域コミュニティの中に入らず、嫌う家庭さえ出ています。しかし、町民である以上、町の動向に必ず必要なものがあり、広報紙発行、ホームページ等、住民が得ようとしたときに必ず見ることができる状況は、非常に重要な部分であると考えます。

町をよく理解できるもとなるに違いありません。

次に、子育て世帯転入奨励事業であります。件数は、転入が17件、大人34人、15歳以下の子どもが25人、近隣の町村からの転入が15件と、どのようなところが評価され、転入されたかと思うとき、町全体の魅力が上がっているというふうに推察をいたします。

次に、高齢者外出支援タクシー事業であります。高齢者の生活を支え、自立を促す同制度は、試行中ということであり、まだまだ改善点と多くの利用者をふやす余地はあると考えますが、福祉に優しい町、福祉向上の事業と評価をいたします。

次に、子ども・子育て支援事業のファミリーサポート、緊急サポートであります。子育て中の家庭で、緊急時に頼る方がないとき非常にありがたい事業であり、核家族が多い現在において、重要な事業と評価をしております。また、携われる方はボランティアに近い活動とも推察し、大いに評価するところでございます。

次に、千年の苑事業であります。この事業は、肥沃な大地にもかかわらず、耕作放棄地が進む昨今において、中間管理機構を利用した画期的な事業であります。プレオープン、31年度に本オープンが盛会のうちに終了しました。ラベンダー等草花の育成は、自然を相手にした事業であり、天候に左右されるのは仕方ない部分もあります。これを予想された部分もあるというふうに思います。嵐山町がどのように判断をし、進めていくか、ふんばりを期待し、またエールも送りたいというふうに思います。

次に、小中学校適正規模等検討委員会の事業であります。人口減少の中、児童生徒のよき学ぶ環境づくり、伸び伸びと過ごせる空間を提供することは重要なことであります。非常に難しい課題であり、一つの学校に集中させるとすれば、当然遠距離通学も避けられない問題であります。どのように対応するか、これからの問題であります。地域全体を考え、公共交通を考えた地域交通に発展すればすばらしい事業になると考えているところであり、応援したいというふうに思っております。

まだまだ評価する部分もありますが、幾つか課題も申し上げます。残念ながら事業後の対応が難しい平地林事業がございます。公共用地はともかく、民地となれば、地主との約束がなされなければ荒廃する山林に逆戻りする危険性があります。私も山林所有者として生かす方法をさまざま試しておりますが、非常に多難であります。早急な研究、対応が必要と考えます。

さらにもう一点、子ども医療費給付事業であります。転入奨励事業で効果は出てお

りますが、近隣においては18歳まで無償化する制度が進んでおります。高校進学率がほぼ100%に近いと言われ、義務教育になったような状況であります。昨今何事においても他町村との比較は避けられない状況であり、住民意向に沿った対応も重要視すべきと考えます。

結びに、町財政を考えると、交付税の増大は考えづらく、自主財源確保の大きなテーマになると思います。いつも申し上げることですが、稼ぐ力を強力に進め、コミュニティの充実、住民ボランティアによる町の活性化、住民ができる部分は住民が担う協働のまちづくりを強力に進める行政推進を求め、賛成討論といたします。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 以上で討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成30年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

◎認定第2号～認定第6号、議案第47号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第2、認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第3、認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第4、認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第6、認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第7、議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定5件並びに議案第47号を一括議題といたします。

決算認定5件並びに議案第47号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

森決算審査特別委員長。

〔森 一人決算審査特別委員長登壇〕

○森 一人決算審査特別委員長 決算審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。

令和元年 9月13日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

決算審査特別委員長 森 一 人
委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定について。認定すべきもの。

議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきもの。

決算審査特別委員会報告書

令和元年 9月13日

決算審査特別委員長 森 一 人

1、付託議案名

認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定について

議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

2 審査経過及び結果について

8月28日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定5件及び議案第47号について、9月11日の特別委員会で、12人の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに審査しました。

最初に、認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

疾病予防費内のらんらんポイント事業報償品とあるが、参加者はどれくらいいたのかとの質疑に対し、平成31年3月末において、県事業コバトン健康マイレージの町内参加者が460人、嵐山町独自のらんらんポイントに参加している方は191人で、報償品の該当になった方のうち、1枚達成が170人、2枚達成が11人という答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

嵐山町における、後期高齢者医療の総額と医療費負担額3割と1割の各人数はどれくらいになるのかという質疑に対し、医療費総額は19億6,056万5,925円で、3割負担は153人、1割負担が2,553人という答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

任意事業費内の徘徊高齢者位置情報探索サービス使用料について、何人の方が利用されているのかとの質疑に対し、GPSを利用したサービスであり、セコム株式会社に委託している、3人の方が利用しているとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

下水道使用料の不納欠損についての内容はという質疑に対し、平成30年度は21万1,194円あり、件数にして34件、内訳として6件が1人の方分で、死亡により不納欠損とした。残りの28件については8人分で、転居先不明により処理をしたという答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を審査いたしました。

主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

老朽管の布設替え率と耐震化率はそのどのくらいになっているのかとの質疑に対し、法定耐用年数40年以上経過した内径50ミリ以上の老朽管は3.2キロメートルあり、全延長に対する比率は1.8%、耐震化率については、内径50ミリ以上の耐震管が22.7キロメートルで昨年より0.1ポイントふえて12.7%という答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

最後に、議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査いたしました。質疑、討論はなく採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

以上、認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件外4件並びに議案第47号について、全ての審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○佐久間孝光議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第2号から認定第6号並びに議案第47号までを一括して行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに認定第2号から順次行います。

まず、認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございません。

討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成30年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございません。

討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成30年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございません。

討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成30年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい

ての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成30年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○佐久間孝光議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成30年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○佐久間孝光議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第47号 平成30年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○佐久間孝光議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で平成30年度決算認定並びに議案第47号の審議は全て終了いたしました。

堀江代表監査委員、畠山監査委員、ご両名におかれましては各会計の決算監査をいただき、また本定例会並びに決算審査特別委員会に出席いただきました。そのご労苦に対し、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時14分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第48号～議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第8、議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）の件、日程第9、議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件、日程第10、議案第50号 町道路線を認定することについて（公共工事）の件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

大野総務経済常任委員長。

[大野敏行総務経済常任委員長登壇]

○大野敏行総務経済常任委員長 それでは、委員会報告を申し上げます。

令和元年 9月13日

嵐山町議会議長 佐久間 孝 光 様

総務経済常任委員長 大 野 敏 行

委員会審査報告書

本委員会は、令和元年8月28日に付託された下記の議案を審査した結果、原案を「可決すべきもの」と決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）

議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）

議案第50号 町道路線を認定することについて（公共工事）

それでは、審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は8月29日、午前9時から開会いたしました。当日説明員といたしまして、伊藤まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換、採決という日程で審査を進めました。

審査経過について。

議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）の件は、花見台工業団地の拡張に伴い町道勝田81号線（延長65.33メートル、幅員1.77メートルから4.20メートル）及び、町道勝田84号線（延長252.47メートル、幅員1.95メートルから3.98メートル）の2路線について、廃止するものです。

議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件は、同じく花見台工業団地の拡張に伴うものでありますが、土地買収協議中で、民地が一部残ることに伴い、改めて町道勝田84号線（延長49.16メートル、幅員2.18メートルから5.04メートル）を認定するものです。

議案第50号 町道路線を認定することについて（公共工事）の件は、国の補助事業を活用し整備される町道越畑165号線拡幅工事の附帯工事として、町道越畑306号線（延長40.21メートル、幅員4メートル）を新設するために認定されるものです。

越畑165号線の拡幅されない区間は、車両の通り抜けができない状態が残るため、地元から緊急車両等の通行道路確保の整備要望があり、通り抜け（迂回）道路としての新設整備されるものです。

説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑を行いました。

質疑は内容の確認に関するものが各委員よりあり、質疑終了後、説明員に退出いただき、意見交換を行い、特に指摘事項等はなく、採決に移りました。

採決の結果、議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）、賛成全員、議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）、賛成全員、議案第50号 町道路線を認定することについて（公共工事）、賛成全員。

よって、本委員会は、議案第48号、議案第49号、議案第50号の3議案全てを原案どおり、全員賛成により「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、総務経済常任委員会からの付託議案審査報告を終わります。

○佐久間孝光議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第48号 町道路線を廃止することについて（開発行為）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって本案は可決されました。

続いて、議案第49号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって本案は可決されました。

続いて、議案第50号 町道路線を認定することについて（公共工事）の件を採決い

たします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって本案は可決されました。

◎発議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第11、発議第18号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

青柳賢治議員。

[5番 青柳賢治議員登壇]

○5番(青柳賢治議員) それでは、発議第18号につきまして提案理由を説明させていただきます。

議員定数を14人から13人に削減したことに伴いまして、地方自治法第109条第9項の規定に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思いますけれども、改正前の広報広聴常任委員会は7名でございますが、今回提案させていただいています広報広聴常任委員会は12人というところでございます。

この改正条例について説明申し上げますが、議会におきましては広報広聴活動の充実が優先事項の一つであります。その所管事務は多岐にわたりまして、2年前に広報広聴特別委員会と議会報編集委員会を現在の広報広聴常任委員会にした際にも、所管事務量と定数の関係や委員会運営の効率化などについて議論され、現在の形になりました。

議員定数の削減に伴い、委員会条例の改正に当たり、2年間の経過を踏まえ、所管事務の内容、事務量などを考慮し、検討いたしました。

所管事務を整理した結果、意見交換会など議員全員で取り組むこと、議会広報紙の編集など少人数で効率的に処理することに分け、分担制を導入し処理するために、広報広聴常任委員会の委員定数を7人から12人に改正するものでございます。

附則におきましては、条例の施行期日を定めたものでございます。

なお、所管事務の整理、分担などについては委員会において協議をするものとし
ます。

以上で提案説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 広報広聴常任委員会は、定数が14から13になるということで、7から12にするということで、13ではなくて12にするということは、どなたか入らないということですよ。誰がここでは入らないのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） お答えいたします。

ここには、当然議長が含まれないというような解釈になっております。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、常任委員会の広報広聴は議長が入らないと。14から13になるのですから、総務経済も文教厚生も当然改正をしていくべきだというふうに思うのです。それは、こちらは入っていないわけですよ。つまり7のまんまということになるわけです。これはおかしいことではないですか。広報広聴だけ議長が入らなくて、総務経済、文教厚生は入ることになってしまいますよね。同じく総務経済、文教厚生も議長は除くということにすべきだと思うのです。議長は、どこの委員会にだって出席できて、意見が言えるわけですから。意見が言えないなんていうことはないわけですから、そちらも改正すべきだというふうに思うのですけれども、一旦これは取り下げて、総務経済、文教厚生も改正していくことが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 議会運営委員会でも議論したところでございます。この件につきましては、でき得ましたら全会一致ということで本当は考えていたところでございますけれども、このあと修正動議が出されておりますけれども、やはり多数の意見ですね、全協でも説明してもらいましたけれども、現行の常任委員会については今までどおりということになっておりますので、総務経済、それから文教厚生常任委員

会、それは現行の今までどおりというような形で、多数の意見をいただいたということでございます。

○佐久間孝光議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 多数って、理由が大事で、議長をなぜ入れるのかというのが、これからの審議の方向として、議長が審議したものを受け取るわけですから、そこに議長が入っていたらおかしいことになるのではないですか。そうお考えにならないですか。議長が自分で賛成あるいは反対して通ったものを議長が受け取るわけですから。

先ほども申しましたように、議長は意見が言えるわけなのです。私は、必携にもありますように、大所高所からの意見が望ましいということで、余り詳しいことはやらないほうが良いとは思いますが、ただ意見は言えるわけですので、総務経済も文教厚生の方も定数の改正をしていくべきということをするべきと思うのですが、改めて伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長 青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そこは議論があったところで、やはり今までの議長の現行でも委員会の承認を得て辞退することはできるという条項はそのままなわけです。それまで変えてやっている提案ではございませんので、その辺のところは重要に考えて、私どもとしては賛成者いただいて提出させていただいたということでございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

◎発議第18号の修正案の提出

○佐久間孝光議長 発議第18号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外1名から修正動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、この修正案についてご説明いたします。

先ほどの川口議員とのやりとりのように、この修正案に関しましては議長は常任委

員会全てに入らないという形の案です。ですから、総務経済常任委員会は6人、文教厚生常任委員会は6人、広報広聴常任委員会は12人という形の修正案です。

今までの経過なのですが、議長は議会の同意を得て辞退することができるというふうになっていますが、実際には辞退した議長はいなかったということがわかりました。これは問題が多いので、例えば請願審査のときなど、議長も委員会委員に含まれていて、そしてその結果を議長に報告する。委員と議長とが重なっているわけですから、これは道理としてもおかしいものがあり、合理的ではない。それで、議長を除く議員は少なくとも一の常任委員になるものとして、議長は委員会には加わらないという形の修正案です。

○佐久間孝光議長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外1名から提出されました修正案に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第18号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

発議第18号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐久間孝光議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第12、発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

青柳議会運営委員長。

[青柳賢治議会運営委員長登壇]

○青柳賢治議会運営委員長 それでは、発委第1号につきまして提案理由を説明させていただきます。

広報広聴常任委員会の定数の改正に伴いまして、地方自治法第120条の規定に基づきまして、本規則の一部を改正するものでございます。

裏面をごらんください。改正前は、第70条は削除されてございましたが、今回先ほどの定数の関係を受けまして、改正後といたしまして、分科会又は小委員会、第70条、委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができます。

附則としまして、この規則は令和元年10月16日から施行するというところでございます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての

件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長 ここで、日程の追加をお諮りいたします。

発議第19号 東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める意見書の提出について、
発議第20号 公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出について、発議第
21号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出につい
て、発議第22号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議、発議第23号 埼玉中部資源循
環組合を脱退する決議、発議第24号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運
用を求める意見書の提出について、発議第25号 高齢者の安全運転支援と移動手段の
確保を求める意見書の提出について及び発議第26号 定数崩しを改め正規教員の雇用
を求める意見書の提出についての件につきましては、日程に追加し、議題といたした
いと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第13、発議第19号 東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求め
る意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、発議第19号の東海第二原発の再稼働に反対し廃
炉を求める意見書の提出についてですけれども、これは原発ゼロ自然エネルギー推進
連盟からいただきました陳情をもとに、それを意見書にしたものです。

提案理由です。東海第二原発は、稼働40年であるため、廃炉にしなければならない原発ですが、再稼働して20年は原発を動かそうというものです。

安全対策は東京電力が資金を出すというのですが、廃炉にする状態になった原発の安全対策は、安全の確認ができず、危険です。

原発は、地球温暖化・地震活動の活発化で廃炉にせざるを得ない時代になっています。東海第二原発を廃炉にすることで得る知識や技術の蓄積は、やがて廃炉になる世界中の運転中の原発443基にも、重要な資料となります。

世界中が脱原発を目指すこと、日本の安全性を考え、本意見書を提出します。

では、裏面の意見書案を読みます。

東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める意見書

東海第二原発は、原則40年運転を経過し、例外的に認められた20年の延長をしようとしている「老朽原発」である。腐食割れなどの劣化が進行していること、燃料を支えているシュラウドのひび割れが破断に進む恐れがあること、もえにくいケーブルへの交換が不十分であることなどの危険性が指摘されている。この原発の30km圏内に96万人、150km圏内に3千万人以上が居住している。本年に入り政府の地震本部は30年以内に東海第二原発沖でマグニチュード7.0から7.5の巨大地震が80%の確率で発生する、さらに日本海溝よりの青森県東方沖から房総沖にかけ、マグニチュード8.6から9.0の巨大地震が30%の確率で発生すると警告している。原発は地震・津波に弱く、原子炉や格納容器は地震に耐えるとしても、配管類が壊れ、電気系統が故障すれば冷却機能が失われ、メルトダウンに至り、原子炉や格納容器も破損してしまうのが実態である。

東海第二原発の再稼働を審査してきた原子力規制委員会は、昨年9月26日に審査書合格、10月18日に工事計画認可、11月7日に20年の運転延長を許可したが、安全対策工事は2021年3月まで続き、工事完了後、茨城県と周辺6市町村の安全協定に基づく同意を得なければ再稼働できない。東海第二原発にかかる莫大な維持管理費や安全対策費として、税金や電気料金を無駄に使うことは直ちにやめるべきである。

劣化が進む老朽原発である東海第二原発は、地域住民の安全を確保できない。再稼働をやめ速やかに廃炉にすることを政府に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日。

提出先は、内閣総理大臣、経済産業大臣、原子力規制委員会です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第19号 東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第14、発議第20号 公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出について提案理由を説明します。

提案理由。日本の公教育の特徴は、義務教育費以外の段階で公費支出が少ないことがあげられています。

現在、家庭の格差が広がっています。義務教育段階での、子どもの貧困は、見えにくい状況があります。公教育の不足額を私費で補う状況です。子どもの家庭によっては、必要な教材費を私費で用意しなければならない典型例がありました。2015年におきた川崎市中1少年殺人事件では、不登校が続いていた被害者に前日、友人が学校に行こうと誘いがありました。被害者は、“習字があるから、半紙がないから学校にいけない”と判断したということを報道で読んだことがあります。

子どもにとって学校に必要な教材を用意できないことがあり、不登校状況に陥らざるを得ないという事態でした。

こういったことをなくすためにも、義務教育段階での公教育の無償化は必要なことで、本意見書を提出します。

では、次ページです。

公教育無償化を実現する法制度を求める意見書

厚生労働省がOECD基準によって調査している子どもの相対的貧困率は2015年、13.9%で、2012年の16.3%から大きく改善されている。2012年当時、6人に1人の子どもが貧困状態であったが、2015年には7人に1人の子どもが貧困状態であることが公表された。子どもの貧困対策法が制定された最初の結果といえる。

日本国憲法26条においては「義務教育はすべてこれを無償とする」と定めている。昭和22年制定・平成18年改訂の教育基本法5条において国公立学校では、授業料を徴収しないことが定められている。昭和38年制定の「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が制定され、教科書に関する無償が定められた。しかしながら、憲法26条の教育の無償化は、具体的な法律を定めていない。そのため、地方自治体は学校予算として、教材・教具を購入し、教育に必要な物品をそろえている。しかし、多くの学校では、ワーク・ドリルなどの副教材費を学級費、学年費などの形で保護者から徴収している。又、修学旅行費、体操着、制服、部活動経費などについても別途保護者負担となる。

一方、和歌山県大地町ではノートや辞書類についても町が全額負担し、宮城県知事は小学校入学時の教材費一部助成の考えを示している。学校給食費については、学校給食法11条より食料費等を保護者から徴収することができる規定があり、保護者の負担としている。しかし、学校給食の無償化に取り組む自治体は、埼玉県滑川町ほか76の自治体で、全体の4%である。一部補助は424団体が取り組んでいる。給食費他すべての教材費を徴収しない自治体は山梨県早川町など7自治体ある。

公教育として体系的・組織的に行われる義務教育及び高校教育については、経済的な機会均等及び格差縮小をめざし、その経費すべてを公費で負担する無償化の法制度化が必要である。そのため、以下を求める。

記

1. 学校教育に必要な教材を無償給与する法制度を確立すること

2. 学校給食の無償化を進めるため学校給食法を改正すること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長
です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第20号 公教育無償化を実現する法制度を求める意見書の提出について
の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第15、発議第21号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな
批准を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を
求める意見書の提出についてお話しします。

これは、嵐山町のヌエックで毎年毎年この女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し
ようと実現アクションのグループが毎回毎回この講座を開いています。8月の末に必
ずやっています。そこの中から、ぜひ嵐山町でもこういった意見書を提出したいと思
って、何度も提案しているものです。

提案理由です。国連女性差別撤廃条約を実現するために、選択議定書の批准が必要

です。選択議定書には2つの制度があります。1つめは、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたとき、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることが出来る制度、2つめは重大でかつ組織的な侵害があるとき、国の協力のもとで調査し、調査結果を意見・勧告できる制度です。

日本の男女平等度は、149か国中110位です。これは、日本の女性は男女不平等のなかで生活していることをよく表しています。この問題は、長い男尊女卑の土壌のなかですぐには変わることはできません。が、国際的な視点で評価されることで変わってきます。そのため、本意見書を提出するものです。

では、裏面に行きます。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約締約国の個人または集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い、通報のあった当事者・政府に「意見」、「勧告」を送付するという内容である。同条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2018年8月には、締約国189か国中109か国が批准している。しかし、日本は批准していない。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割である。女性差別撤廃委員会は日本に対し、同条約選択議定書の批准を再三勧告している。

第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としている。

よって、政府はすみやかに女性差別撤廃条約選択議定書を批准することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第21号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第16、発議第22号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議の件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番(渋谷登美子議員) それでは、発議第22号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議について、提案理由をお話しします。

子ども子育て支援指針より2017年度から保育所保育指針・幼稚園教育要領・認定こども園教育・保育要領の3つの法令が同時に改訂されました。0歳から2歳の子どもの育ち、3歳から5歳のこどもの育ちのあり方について明確にされています。それを受けて、「子の」が失礼しました。この10月からの保育園・幼稚園・こども園等の無償化がはじまります。3歳児から5歳児の教育は、全国の保育園・幼稚園・認定こども園のどこにおいても、同じ質の教育がもとめられています。

嵐山町立幼稚園は4歳からの保育であるため、町立幼稚園就園を望む3歳児はこの対象になりません。3歳児からの保育園・幼稚園無償化は、3歳児保育を実施することが求められているといえます。少しでも早い段階で、町立幼稚園3年保育を始めるべきで、3年保育実施の決議を行います。

このことに関してですが、もう既に3歳児のことで10月から3歳児保育が無償化になるということで、町外の私立幼稚園に入園することを考えているお子さんも何人か

いるというふうに聞いています。また、町立幼稚園に勤めている方で、このままだと町立幼稚園がそのうちなくなってしまうのではないかとすることに不安を抱いている先生もいらっしゃいます。こういった状況を踏まえ、嵐山町で町立幼稚園をなくしてはいけない、そういった実態にあることを皆さん認識していただきたいと思います。

嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議

子ども子育て支援指針より2017年度からの保育所保育指針・幼稚園教育要領・認定こども園教育・保育要領の3つの法令が同時に改訂されました。0歳から2歳の子どもの育ち、3歳から5歳のこどもの育ちのあり方について明確にされています。3歳児から5歳児の教育は、全国の保育園・幼稚園・認定こども園のどこにおいても、同じ質の教育がもとめられています。

したがって、嵐山町立幼稚園についても3歳児保育を実施することが求められているといえます。

以上、令和元年10月からは、3年保育実施の準備期間として希望する現3歳児への対応をおこなうなどして、令和2年4月から嵐山町立幼稚園3年保育を実施することを決議する。

令和元年9月13日、嵐山町議会です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第22号 嵐山町立幼稚園3年保育実施の決議の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第17、発議第23号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件

を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、埼玉中部資源循環組合を脱退する決議、提案理由を説明します。

我が国では大型焼却施設による焼却中心政策でゴミ処理が進んでいます。しかし、この政策は日本にとってコストが高く、しかもゴミを常に必要とし、健康面・環境面でのマイナスが大きく、生命の安全が損なわれています。そのような政治からゴミを燃やさない政策への転換が必要です。特に小川地区衛生組合管内の自治体は、埼玉中部資源循環組合でのごみ焼却は、財政を脅かすこととなります。又、収集運搬が実際に可能であるかどうか、不明です。

事実上、埼玉中部資源循環組合は解散の方向にむかっていますが、嵐山町が埼玉中部資源循環組合から脱退し、改めてゴミ処理のあり方を考えることで、新しいポジティブなごみ処理が進みます。

これからの嵐山町の財政を健全にすること、地球環境悪化を防ぐために埼玉中部資源循環組合からの脱退を決議します。

これは、平成24年の地方自治法の改正で、脱退を決議すると2年間は同じ経費を払わなくてはならないけれども、脱退し、ほかの団体は自然消滅するという形のほかに新たに作り直さなければいけないということがあり、このことにより埼玉中部資源循環組合の脱退が各議会の議決以前をもって、そして組合の議会の議決をもってやるというふうに、スムーズに進むという提案です。

裏面です。

埼玉中部資源循環組合を脱退する決議

嵐山町は、平成26年より、埼玉中部資源循環組合構成自治体として、焼却処理施設を造る計画で、平成36年度稼働予定だったが、利用者がどのくらいいるか不明な付帯施設の運営費について、吉見町と吉見町外の構成自治体の考えが一致せず、解散の方向にある。

現在では、5万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国補助金が交付される。生ごみのバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内の建設資材の端

材、里山の産物等のエネルギー利用を考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要がある。吉見町大串の焼却施設建設並びに運営は、人口減少時代には将来的な負担が大きすぎる。CO₂の排出の大きいガソリン車を、日常的に運行するのは、地球環境への影響も大きすぎる。収集運搬に関しては、民間事業者に委託しているが、毎日のことであり、吉見町大串までの収集運搬が可能であるか不明である。

嵐山町が本組合を脱退することで、比企地域のごみ処理計画は、広域処理から、地域での処理を検討することができる。また、嵐山町においては、環境面においても人口減少による今後の財政改革も踏まえたまちづくりを進めることが可能になる。

以上、埼玉中部資源循環組合から脱退することを決議する。

令和元年9月13日です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第23号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午後 零時00分

再 開 午後 1時29分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第18、発議第24号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） それでは、発議第24号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の提出について、意見書を述べさせていただきたいと思っております。

昨日、私小川町のほうから帰宅途中に、小川のほうから帰ってきた丁字路のところ、正面に志賀地内の太陽光発電の計画予定場所を見させていただきましたけれども、下には東上線が通っており、丸裸にされた山を見たときに、土砂災害がないことを祈るしかないなというような状況でございました。

そういう中で、やはりこういう危険な場所をなるべくもうつくらないというような内容を国のほうに要望させていただきたく、今回この意見書を出させていただきたいと思っております。

提案理由。パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（F I T）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、F I T買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかと懸念が生じている。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入をさらに促進する観点から、必要な施策を求めるものであり、本意見書を提出する。

裏面に行きます。

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（F I T）

の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、F I T買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入を更に促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて下記の通り要望する。

記

1. 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者が義務付けるとともに、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
2. 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
3. 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、佐久間孝光。

提出先は、経済産業大臣、環境大臣です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

それでは、第3番、大野敏行議員。

〔3番 大野敏行議員登壇〕

○3番（大野敏行議員） 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運営を求める意見書に賛成の立場から討論いたします。

メガソーラー大規模太陽光発電施設設置に関しては、面積を要するが上に山林が狙われています。その背景には、バブルの時代までは山を持っていると山大臣と言われ

てきました。現在では、山を持っていることがお荷物となっています。お荷物の山を
買いたいという人があらわれれば、これ幸いと売りたいとなるのは心情です。

山の売買には農業委員会の介在はありませんから、いとも簡単に成立します。メガ
ソーラーの計画では、当然設置場所の自治体に届けます。その後、県の受け持ち林業
事務所へ許可をもらうために届け出をします。林業事務所では、提出書類に不備がな
ければ、地元によく説明をなささい、下流域の水田のために山の水を使用しているの
であれば、地元の水利組合の許可、同意の印鑑をもらいなさいとの指示をいたします。
地元はまとまっていないと、水利組合が単独で業者と渡り合わないとなりません。業
者は、自治体にも林業事務所にも調子のよい話をします。説明会を開いたのみでも、
同意を得たかのごとく話をします。国が進めている以上、設備設置に至るまでの細や
かな使用手順書を示すべきと考えます。

参考までに、私の住んでいる地区が取り交わした協定書の一部を申し上げます。甲、
地元の産業廃棄物対策委員会及び地元の土地改良組合、連名でございます。乙、設置
業者です。設置業者の前に開発業者がありますが、あくまでも協定書は設置をして収
益を上げる会社、業者との協定書となります。志賀地区には2件、2者入っておりま
して、その両者との合計の会合回数は、既に20回以上を超えております。

それでは、内容を申し上げます。乙は、本体開発、造成工事、太陽光発電事業にお
いて、産業廃棄物、残土等の搬入処理は一切行わない。乙は、水田耕作に必要な水量
の確保に協力する。乙は、造成工事中、太陽光発電設置完了後及び稼働中においても
甲の監査入場を認める。乙は、開発、造成に伴い、流出する雨水の水質保全を行う。
乙は、林地開発、造成、太陽光発電事業について、水災害に対する安全確保を行う。
乙は、開発造成が起因による事故、問題が発生した場合、解決を図り、責任体制を確
立し、保障する。甲と乙は、工事開始後に現場での定期協議を実施する。乙は、太陽
光発電所事業決算に関し、甲からの依頼があった場合には、その時点での施設解体費
用の積立額を甲に報告する。1者につきましては、太陽光発電で上がった収益の5%
を毎年積み立てていくと。1者は、積み立てるのではなくて、1,000万円口座をつく
って、そこに貯蓄をするという契約になっておりまして、埼玉中央農協地元の支店に
口座を開始し、預け入れると。預託金は、不測の事態発生時の緊急費用などに充当す
る。乙は、預貯金の使用に際しては、甲と事前協議し、合意を得てから行う。乙は、
所有権、事業権の転売を極力行わない。乙が万が一転売する際には、甲に事前報告を

した上で協議をし、購入先も含めた甲、乙、購入先の3者による協定の確認を行う。
転売をした際には、本協定書は第三者にも引き継ぐ。

このような協定書を取り交わしてでも、この地に太陽光発電設備を設置する決意の業者は、軽はずみなことはしません。このようなことを地域のみに対応させるのではなく、ここまでの細やかな指示でなくても、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記することは、地域の安全、安心が地域と一体となった事業であるべきであります。

よって、本意見書の提出に賛成といたします。

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第24号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第19、発議第25号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

[6番 畠山美幸議員登壇]

○6番(畠山美幸議員) それでは、発議第25号の意見書を説明させていただきます。

令和元年9月13日、嵐山町議会議長、佐久間孝光様。提出者、嵐山町議会議員、畠山美幸。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。警察庁は、75歳以上の運転免許保有者が、

2022年には663万人に膨らむと推計している。過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を求めるものであり、本意見書を提出する。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動の手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
2. 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、佐久間孝光。

提出先、内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長。

以上です。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第25号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第20、発議第26号 定数崩しを改め正規教員の雇用を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） それでは、提案理由を申し上げます。

教員が足りなくて産休や病気休の代替教員が見つからず「教育に穴があく」という実態が恒常化している。この原因の一つに定数崩しがある。正規一人分の費用で非正規教員を2、3人雇い、細切れで働かせるということにある。

人格の完成をめざす教育がこのようなことでは、とても完成などできない。よって、本意見書を提出するものである。

それでは、意見書を朗読いたします。

教員が足りなくて産休、育休や病気休職の代替教員が見つからない。年度初めから担任がいないなど「教育に穴があく」という実態が全国で恒常化し、子どもたちに影響が出ている。この原因の一つに定数崩しがある。

定数崩しとは、正規教員を雇うのではなく、正規一人分の費用で非正規教員を2、3人雇い、細切れで働かせるもの。国庫負担制度が変更され人件費抑制をすすめたことが背景にある。

正規から非正規へ、さらに常勤から非常勤へという「二重の臨時化」が拡大しているのは、教員不足を口実にした、公教育の民営化である。教える内容は学習指導要領どおり、あとはテスト対策に徹すればいいということのようで、専門性などなくてもよいのが今の学校教育である。このような教育状況では、とても人格の完成などできる教育ではないわけである。

よって嵐山町議会は、定数崩しと非正規の教員を調整弁として使うことを改め、必要な正規教員を雇えるように国庫負担制度を元に戻すことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣であります。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第26号 定数崩しを改め正規教員の雇用を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○佐久間孝光議長 これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、令和元年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

今期定例会は、8月28日に開会をされ、9月13日の本日まで17日間の長きにわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成30年度一般会計決算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、認定を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

また、堀江代表監査委員並びに畠山議員選出監査委員におかれましては、連日にわたりましてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ご提出いただきました決算審査意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

さて、議員各位におかれましては、来る10月15日をもちまして任期満了となられるわけでございます。この4年間を顧みますと、日本列島は熊本地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨、そして災害レベルと言われる高温など、毎年のように異常気象や自然災害に見舞われました。

一方で、日本経済は東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連事業の盛り上がり期待されるものの、急速に進む人口減少、少子高齢化のもとで、新たな経済成長への挑戦が続けられております。

嵐山町は、こうした流れを注視し、第5次総合振興計画に沿ってさまざまな課題に取り組んでまいりました。県内多くの自治体の人口が減少している中にありまして、嵐山町はここ数年転入などの社会増が続いております。これは、企業誘致、また定住促進事業、子育て支援等々の取り組みの成果であります。そしてまた、ひとえに議員各位の昼夜を分かたぬご尽力とご活躍のたまものございまして、衷心より感謝と敬意を申し上げます。

人口減少にはどめをかけるには、大胆な発想、そして粘り強い努力の積み重ねが必要であります。令和の時代の幕あけを迎えた今、新たな覚悟を持って全身全霊を傾注

してまいる所存でございます。

このたび議会議員一般選挙に立候補される皆様には、何とぞ勝利の栄冠を得られまして、引き続き嵐山町の発展と町民福祉の向上のため、お力添えを賜りますよう切にお願いを申し上げます。

結びになりますが、皆様方の本日までの温かいご支援、ご協力に対しまして、重ねて深甚なる感謝を申し上げますとともに、ますますご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。長い間、大変ありがとうございました。

(拍手)

◎議長挨拶

○佐久間孝光議長 次に、本職からもご挨拶を申し上げます。

我々議員の正式な任期は10月15日まででありますけれども、私が議長を拝命させていただいて約2年が過ぎました。その間、議員の方々からは、さまざまな分野において多岐にわたるご質問、そしてまたご意見や提案をいただきました。そういう中で、議論をしっかりと深めていただきましたことを、心より敬意を表したいと思います。

また、岩澤町長を中心とする執行側の皆様方には、常に誠実な姿勢を持って、誠意を持って、また丁寧に答弁をしていただきましたことを、重ねて心より感謝申し上げたいと思います。

きょうの最終日を終わると、議員の方々それぞれの目標に向かって、また新たな出発をしていくわけでありますけれども、今後ともご健勝にてますますのご活躍をされますことを心よりご祈念申し上げ、私からの御礼の言葉といたします。本当ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長 これをもちまして、令和元年第3回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員